

平成28年第2回定例会

市 議 会 会 議 録

平成28年6月 3日（開会）

平成28年6月24日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十八年第二回定例会議録

(平成二十八年六月)

垂水市議会

## 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第1号（6月3日）（金曜日）

1. 開 会 .....	4
1. 執行部紹介 .....	4
1. 開 議 .....	4
1. 会議録署名議員の指名 .....	4
1. 会期の決定 .....	4
1. 諸般の報告 .....	5
1. 報告第4号～報告第6号 一括上程 .....	9
報告	
1. 報告第7号～報告第11号 一括上程 .....	10
報告、質疑、表決	
1. 議案第36号・議案第37号 一括上程 .....	16
説明、休憩、全協、質疑、表決	
1. 議案第38号・議案第39号 一括上程 .....	17
説明、質疑	
議案第38号・議案第39号 総務委員会付託	
1. 議案第40号 上程 .....	19
説明、質疑	
議案第40号 各常任委員会付託	
1. 議案第41号 上程 .....	24
説明、質疑	
議案第41号 総務委員会付託	
1. 陳情第3号 上程 .....	24
陳情第3号 総務文教委員会付託	
1. 日程報告 .....	25
1. 散 会 .....	25

---

### 第2号（6月14日）（火曜日）

1. 開 議 .....	28
1. 報告第12号 報告 .....	28
1. 議案第42号 上程 .....	28
説明、質疑	

議案第42号 総務文教委員会付託

1. 一般質問	29
川越信男議員	29
熊本地震について	
(1) 地震に対する県及び市の対応について	
(2) 被災者に対する支援策について	
(3) 新庁舎建設に対する考えは	
南の拠点整備事業について	
(1) 現在の取組み状況について	
(2) 事業効果と展開について	
(3) 基本設計について	
(4) 住民説明会が実施されたが状況はどうであったか	
「夢の実現 学びの教室」について	
(1) 「夢の実現 学びの教室」の参加者人数等について	
(2) 参加した生徒・保護者の反応について	
中央運動公園陸上競技場の多目的グラウンドの改修について	
(1) 整備に伴う社会資本総合整備交付金の内示について	
(2) 工事に対する進め方と利用開始時期について	
(3) 工事の発注形態について	
堀内貴志議員	37
市役所本庁舎の耐震化と新庁舎建設の必要性について	
(1) 庁舎の耐震化について、熊本地震級の災害に対応できるのか	
(2) 新庁舎建設の必要性と今後の見通しについて	
(3) PFIを活用した庁舎建設について	
垂水徳洲会病院の存続について	
(1) 垂水徳洲会病院の役割と必要性について	
(2) 市民に与える影響について	
(3) 病院存続に向けた垂水市の取組みについて	
熊本地震による観光面の影響と今後の対策について	
(1) 熊本地震による観光面の影響と実情について	
(2) 旅行や民泊のキャンセルが相次ぐ中で、今後の観光振興対策について	
(3) 観光復興に向けた支援プログラムについて	
～九州への旅行費用を補助する国の補正予算180億円の活用について	

て	
梅木 勇議員 .....	4 9
防災地震対策について	
(1) 建築物・水道管の耐震化について	
ア 改修促進するための環境整備は	
イ 改修計画の目標達成・検証は	
ウ 水道管は	
(2) 未整備の改良促進について	
ア 市有公共建築物・民間特定建築物への対応は	
(3) 危険ブロック塀への対応について	
ア 調査・安全指導は	
(4) 仮設用地の選定について	
ア 国からの要請は	
(5) 耐震化に対する支援について	
ア 補助、周知は	
地域おこし、活性化について	
(1) これまでの取組みについて	
(2) これからの推進について	
(3) 新たな取組みについて	
ア サイクリングロード、地域おこし協力隊、地域支援員は	
感王寺耕造議員 .....	5 9
災害時の拠点とデータのバックアップ対策について	
(1) 市役所使用不可の場合の拠点は	
(2) データのバックアップについての対策は	
農・水産業の6次産業化について	
(1) 現在までの取組み状況について	
(2) 課題（問題点）と対策は	
農地中間管理事業について	
(1) 加入推進が進まない理由（原因）は	
(2) 昨年と加入要項が変わったが、その中身は	
防災営農について	
(1) 被覆資材の張り替え事業について	
池山節夫議員 .....	7 1
市政について	

女性活躍推進法について

(1) 垂水市としてのとらえ方について

障害者差別解消法について

(1) 協議会の設置について

かごしまの農林水産物認証制度 (K-GAP) について

(1) 取組みについて

(2) 第2次垂水市食育・地産地消推進計画 (素案) について

プレミアム付商品券について

南の拠点整備についての市民への説明について

補助金について

(1) 食品衛生協会補助金について

(2) 垂水市青色申告会への補助金について

公民館等の固定資産について

(1) 減免について

川畑三郎議員 ..... 8 1

防災対策について

(1) 梅雨入りをしたが、災害対策は

道路整備について

(1) ほ場整備工事後の農道整備は

森 正勝議員 ..... 8 6

(株) 垂水DMO (仮称) について

(1) 設立の目的と役割について

垂水市の活断層について

(1) 平成25年2月政府地震調査委員会は出水断層帯のほか、新たに甑、市来の両断層が加わり、簡便な評価の対象に3断層が挙げられている。その中に鹿児島湾東縁・鹿児島湾西縁・池田湖西の3つがある。この中の鹿児島湾東縁に牛根地区も入っている。これについての見解を

1. 日程報告 ..... 8 9

1. 散 会 ..... 8 9

---

第3号 (6月15日) (水曜日)

1. 開 議 ..... 9 2

1. 一般質問 ..... 9 2

村山芳秀議員 .....	9 2
人口減少対策プログラムと新総合計画づくりについて	
(1) 国勢調査速報、5月1日の人口数をどうとらえるか	
(2) 市報3月号市長日記で「大隅横断道路等の開設」に向けて加速度的に事務を進めるとあるが具体的にはどう進めるか	
(3) 人口減少対策プログラムは凍結をされていると聞くが見直す予定は	
(4) 新総合計画策定に向けた取組みについて	
垂水市版DMOと観光振興について	
(1) 垂水市版DMOの加入メンバーについて	
(2) 東九州自動車道及び大隅縦貫道一部開通の影響について	
(3) 交流人口200万人を目指す根拠は	
医療・介護施設体制の堅持について	
(1) 垂水徳洲会病院が廃院になると聞くが、接触があったか	
(2) 介護施設の募集は牛根地区1か所のみか	
北方貞明議員 .....	1 0 3
土地開発公社について	
(1) 共同店舗の土地明渡しと3店舗との賃貸はどのようなになっているか	
環境対策について	
(1) 浄化槽の普及率は	
(2) 今年の地元業者に発注5万円上乗せの効果は出ているか	
安心安全について	
(1) 災害時の生活用水について	
観光事業について	
(1) 猿ヶ城を基点とした、高隈連山への登山整備について	
瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールについて	
(1) 瀬戸コンの成果をどう考えているか。又、垂水市のイメージアップにどう貢献したか。有料入場者は	
持留良一議員 .....	1 1 3
熊本地震に学ぶ内容と対策について（防災計画の見直しの必要性）	
(1) 教訓と課題は、そして取り組む内容は	
ア 「あらゆることを想定する」危機管理になっているか	
イ 避難所について	
(ア)子どもや障害者や高齢者等「災害弱者」は	
ウ 耐震化について	

(ア) 学校

耐震化の基準は問題ないか（国の指針—地震が発生しにくい地域では強度を割り引く）

(イ) 病院

震度 6 以上を想定した耐震基準か

(ウ) 住宅

木造住宅—耐震診断への補助は

エ 自主防災組織の活性化について

リーダーの育成は

「南の拠点」について

(1) 法の目的と現状の認識について

ア 2013年6月に発表された「PPP/PFIの抜本的改革に向けたアクションプラン」（内閣府の特別機関である民間資金等活用事業推進会議が決定した文書）は、「法の本来の目的が必ずしも十分に達成されているとは言い難い状況にある」と指摘。PFIの本来の目的とは何か

(2) 住民の立場に立った公共事業での検討が必要では

ア 2013年5月「PFI事業の実施状況について」の報告書が提出された（法改定の際、10年以上経過していることに鑑み、この間のPFI事業の実施状況を検証・評価し、国会に報告するとされていた）。この報告で「厳しい財政状況や公共投資の抑制等を背景に、単年度当たりのPFI事業数・事業費は2009年頃より減少傾向にある」と指摘しているが、どのように受け止められるか

(3) 地域経済の均衡ある発展のために公共事業に必要な視点とはどのようなものとするか

農政～竹林の課題 有効活用と放置竹林対策の必要性について

(1) 竹林面積の現状と竹林対策の取組み状況（補助事業等の活用）と課題は

(2) 放置竹林対策の強化について

他樹種への転換と侵入竹林の現状と対策は

(3) 新たな用途開発の必要性（バイオマス利用等）は

「不良な生活環境」を解消するための取組みについて

(1) 「不良な生活環境」の相談等の現状と取組みは

「ごみ屋敷」、「動物の多数飼育」等々

(2) 他市町村の取組みについて

(3) 豊田市等の取組みについての見解と本市の解消対策は(条例の必要性は)学校給食センター～学校給食法の本来の趣旨に沿った運営を求む

(1) 地方交付税の基準財政需要額算定における「トップランナー方式」導入の検討と学校給食の業務改革の方向についての方針は(民間委託等の検討)

(2) 安全で豊かな学校給食のためにも「合理化—民間委託等」は問題であるが見解を

川尻達志議員 ..... 1 2 7

道の駅の運営状況について

(1) 経営状況について

(2) 温浴施設の現状について

(3) 考えられる今後の課題について

南の拠点について

(1) 事業の現在の状況について

(2) 今後の課題について、どのように総括しているか

水道施設について

(1) 老朽管について

特に国道をまたぐ配管について

土地開発公社について

(1) 現状について

堀添國尚議員 ..... 1 3 7

奨学金貸与制度の改善について

(1) 貸与金額について

(2) 返済期間について

(3) 一括返済者への特典は

旧田中茂穂邸について

(1) 受け入れ時の状況について

(2) 今後の管理と利活用について

旧国鉄大隅線について

(1) 避難道として管理を考える必要は

1. 日程報告 ..... 1 4 3

1. 散 会 ..... 1 4 3

---

第4号(6月24日)(金曜日)

1. 開 議 .....	1 4 6
1. 議案第 3 8 号～議案第 4 2 号、請願第 1 号、陳情第 2 号・陳情第 3 号 一括 上程 .....	1 4 6
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第 3 号・意見書案第 4 号 一括上程 .....	1 4 8
質疑、表決	
1. 議案第 4 3 号・議案第 4 4 号 一括上程 .....	1 4 8
公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 閉 会 .....	1 4 9

平成28年第2回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
6 ・ 3	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	国道整備促進特別委員会
6 ・ 4	土	休 会	
6 ・ 5	日	〃	
6 ・ 6	月	〃	
6 ・ 7	火	〃	(質問通告期限：正午)
6 ・ 8	水	〃	
6 ・ 9	木	〃	
6 ・ 10	金	〃	
6 ・ 11	土	〃	
6 ・ 12	日	〃	
6 ・ 13	月	〃	
6 ・ 14	火	本会議	委員会 議会運営委員会
			一般質問
6 ・ 15	水	本会議	一般質問
6 ・ 16	木	休 会	
6 ・ 17	金	〃	委員会 産業厚生委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 18	土	〃	
6 ・ 19	日	〃	
6 ・ 20	月	〃	委員会 総務文教委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 21	火	〃	
6 ・ 22	水	〃	
6 ・ 23	木	〃	委員会 議会運営委員会
6 ・ 24	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 4号 市営住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告について

- 報告第 5号 定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解についての専決処分の報告について
- 報告第 6号 平成27年度垂水市病院事業会計予算の弾力条項の適用について
- 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度垂水市一般会計補正予算（第15号））及び平成27年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 9号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例等の一部を改正する条例）
- 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度垂水市一般会計補正予算（第1号））
- 報告第12号 定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解についての専決処分の報告について
- 議案第36号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第37号 垂水市固定資産評価員の選任について
- 議案第38号 野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第39号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第40号 平成28年度垂水市一般会計補正予算（第2号） 案
- 議案第41号 平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第42号 平成28年度垂水市一般会計補正予算（第3号） 案
- 議案第43号 平成27年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第44号 平成27年度垂水市病院事業会計決算の認定について
- 意見書案第3号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを止めることを求める意見書 案
- 意見書案第4号 精神障害者の交通運賃に関する意見書 案

#### 請願・陳情

- 請願第 1号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを止めることを求める意見書の採択について
- 陳情第 2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書
- 陳情第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 8 年 6 月 3 日

本会議第1号（6月3日）（金曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	
副市長	岩元明	併任	
総務課長		農業委員会	
併任		事務局長	川畑千歳
監査事務局長	中谷大潤	水産商工	
企画政策課長	角野毅	観光課長	高田総
財政課長	野妻正美	土木課長	宮迫章二
税務課長	楠木雅己	水道課長	北迫一信
市民課長		会計課長	堀内昭人
併任		消防長	後迫浩一郎
選挙管理		消防署長	才原一生
委員会		教育長	長濱重光
事務局長	森山博之	教育総務課長	池松烈
保健課長	鹿屋勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人
生活環境課長	田之上康		

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇恵寿

平成28年6月3日午前10時開会

△開 会

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回垂水市議会定例会を開会します。

去る4月14日・16日に発生した熊本地方を震源とする平成28年熊本地震は、熊本地方を中心に多数の尊い人命が奪われ、また負傷者は広く九州内の各県にまで及び、現在も多くの住民が避難所での生活を余儀なくされておられます。このたびの大震災の報に接するときに、本市でもこれまで災害で多数の人命が失われておりますことから、今後とも台風や梅雨時期の集中豪雨のみならず、懸念されます桜島の大噴火や地震等の大規模災害を想定した防災訓練や対策が必要であると、改めて痛感したところであります。

今回、お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された方々に対してお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興を心より御祈念を申し上げたいと思います。

△執行部紹介

○議長（池之上誠） 次に、去る4月1日付で課長等の異動があり、紹介のための発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。これまでの総務課長に合わせ、4月1日付で監査事務局長を拝命いたしました。よろしく願いいたします。

○福祉課長（保久上光昭） おはようございます。福祉課長兼福祉事務所長を拝命いたしました保久上光昭です。よろしく願いいたします。

○保健課長（鹿屋 勉） おはようございます。保健課長の鹿屋勉でございます。垂水市のため懸命に頑張っておりますので、どうぞよろし

くお願いいたします。（「きばいやんせよ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

○教育総務課長（池松 烈） おはようございます。教育総務課長の池松烈でございます。どうかよろしく願いいたします。

○社会教育課長（野嶋正人） おはようございます。教育社会課長を拝命いたしました野嶋正人です。どうかよろしく願いいたします。

○市民課長（森山博之） おはようございます。市民課長を拝命をいたしました森山博之でございます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○税務課長（楠木雅己） おはようございます。税務課長の楠木雅己でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○消防長（後迫浩一郎） おはようございます。4月1日付で消防本部消防長を拝命しました後迫浩一郎です。よろしく願いいたします。

○消防署長（才原一生） おはようございます。4月1日付で消防本部次長兼署長を拝命することになりました才原一生と申します。よろしく願いいたします。

△開 議

○議長（池之上誠） それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池之上誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長において村山芳秀議員、持留良一議員を指名します。

△会期の決定

○議長（池之上誠） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月27日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月24日までの

22日間とすることに意見の一致を見ております。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（池之上誠） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社にかかわる平成27年度の補正予算書、事業報告書及び決算諸表並びに平成28年度の事業計画書及び予算書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から平成28年2月分、3月分及び4月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、去る5月31日、東京都の東京国際フォーラムにおいて第92回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から森正勝議員が市議会正副議長の職に4年以上の一般表彰を授与され、私が評議員としての職責に対する感謝状を授与されましたので、ここに御報告し、お喜びを申し上げます。

なお、議会閉会後に表彰状の伝達式を行いますので、議場にいらっしゃる皆さん方はしばらくお残りください。

以上で、議長報告を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。3月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告をいたします。

初めに、4月14日と16日に熊本県を震源とした平成28年熊本地震により被災された皆様を初め、関係者の方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方と御遺族の皆様

様方に対し、深くお悔やみを申し上げます。

現在、被災地に対する本市の支援につきましては、大隅半島4市5町で復興支援チームを設立して、宇城市と御船町に対して支援を行うことを決定をし、被災地からの要請に基づき、状況に応じて物資支援・人的支援に取り組んでおります。

また、本市に避難された被災者に対しましては、各種支援策によりまして、できる限りの援助に努めております。

主な支援経過につきましては、地震発生直後の4月14日から情報収集態勢を取り、翌15日に庁内課長会にて情報共有を行っております。

人的支援につきましては、16日の緊急消防援助隊派遣を皮切りに、6月3日現在、22名の職員を派遣しております。

また、義援金につきましては、4月18日より市役所本庁、牛根支所、新城支所の3箇所を設置をし、義援金の取り組みを行っております。5月24日現在で約853万2,000円の義援金を受け付けております。引き続き、市民の皆様のご御理解と御協力をお願いいたします。

次に、4月1日からの組織体制等について報告をいたします。

保健福祉課を保健課と福祉課へ分課し、15課4事務局42係から、16課4事務局43係体制といたしました。今後も組織の連携を図り、効率的な組織体制の強化に努めてまいります。

次に、平成27年度において、定年4名、早期9名、合計13名の退職者がおりましたことから、4月1日付で一般職12名、技術職1名の13名を採用いたしました。新規採用職員に対しましては、議員の皆さまの温かい御指導、御鞭撻をお願いを申し上げます。

次に、安心・安全な垂水のまちづくりの検証としまして、5月21日、中央運動公園を中心とした会場で垂水市総合防災訓練を実施いたしました。

災害対策基本法及び垂水市地域防災計画に基づき、土砂災害・地震・洪水等の災害発生に際し、海上自衛隊・警察・消防団・中央病院などの防災関係者や、地区住民約500人が相互に緊密な連携を保ちながら、各種の災害応急対策等について、迅速かつ適切に行動することで、防災体制の実効性について検証・確認を行い、市民の防災意識の高揚と知識の向上が図られました。

次に、企画政策課所管事項について報告をいたします。

地方創生関連でございますが、昨年10月に策定しました、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を達成するために、より具体的な事業を取りまとめたアクションプランを5月31日に決定しました。

また、本年度、国が創設する地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税でございますが、本制度を活用するため、国への申請に必要な手続きを確認をしながら、本会期中に追加で提案をいたします補正予算案で御説明できるよう、作業を進めているところでございます。

次に、昨年度より計画策定に着手しております垂水地区における地域振興計画の進捗状況についてでございますが、垂水づくり計画の策定委員会立ち上げ後、これまで8回の委員会を開催しており、年内策定に向けて引き続き協議を重ねてまいります。

また、地元選出の国会議員の先生を初め、関係各位の特段の御尽力をいただき、平成27年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業が大野・境・協和・柊原の四地区で実施され、全事業が完了をいたしました。

主な取り組みといたしましては、3月21日の第32回協和地区ハイキング大会におきまして、当事業により設置しました海潟造船所跡地の看板や、さくら公園の手湯施設をコースに組み込み、除幕式をとり行いました。

3月26日には、境地区に建設しました境浜ふれあい館の完成式典を開催するとともに、4月24日には、鮮魚や野菜等の物販が行われ、初開催にもかかわらず、好評のもと完売をいたしました。

各地区で取り組んだ事業が持続可能な地域づくりに寄与できるよう、今後もサポートしてまいりますと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金でございますが、平成27年度も本市出身者を初め、多くの方々に御協力をいただき、平成26年度の875件、約2,816万円を大幅に上回る2万1,719件、約4億6,300万円の御寄附をいただきました。

平成28年度も全国への情報発信を充実させ、また、寄附者への利便性向上を図り、さらなるふるさと応援寄附金の向上に努めてまいります。

次に、観光振興の観点から、4月末からの大型連休における主な観光事業・観光拠点の状況を報告いたします。

本市におきましては、高峠春のつつじ祭り、日帰り体験in森の駅、ジュニオールスーパーリーグ、垂水カンパチ祭りの四つのイベントをたるみず春フェスタと位置づけまして、観光地をつなぐスタンプラリーを行うなど、本市の観光振興並びに交流人口の増加に向けて取り組んでいるところでございます。

まず、高峠春のつつじ祭りにおきましては、4月末には満開となり、約4,800人の来園者にぎわいました。今年は、例年と比べて花のつきがよく、また大野地区の皆様や観光協会様の御協力による物産販売や公園内でのウォークラリーで、多くのお客様に喜んでいただきました。

森の駅たるみずにおきましては、新しい指定管理事業者の運営のもと、マス釣りやピザ・バームクーヘンづくりなど、従来の日帰り体験メニューに加え、麵流しなど来館者増に向けた新たな取り組みが行われ、宿泊者を含む約3,500人のお客様に訪れていただきました。

5年目を迎えました鹿児島実業高校主催、垂水市共催のジュニオールスーパーサッカーリーグにおきましては、熊本地震の影響により、「九州はひとつ！共に頑張ろう熊本！2016復興応援鹿実サッカーフェスティバル」に大会名を変更し、規模を縮小して開催しましたところ、5チーム、延べ約400人の参加者があり、各グラウンドで熱戦が展開されたところでございます。

本市の観光拠点の中心であります道の駅たるみずにおきましては、熊本地震の影響による高速道路の通行止めなどにより、県外からのお客様が減少し、4月29日から5月8日までの11日間、来館者数は昨年より約7,300人減の約3万3,400人との報告を受けているところでございます。

次に、水産関係でございますが、5月1日の垂水市漁協主催による第16回垂水カンパチ祭りにおいては、昨年に引き続き、第3回どんぶりグランプリを開催、またカンパチのつかみ取りや一本釣り、餌やり体験等のイベントや加工品等の販売を行い、県内外から親子連れを初め、約1万人と多くのお客様でにぎわい、約500万円の売り上げがあったと報告を受けております。

また当日は、熊本地震の義援金の取り組みといたしまして、垂水市漁協と兼丸水産様がカンパチのつかみ取りとアジの販売の収益100万円を、また、垂水高校生から募金活動による約19万円を義援金としていただいたところでございます。

また、教育旅行や餌やり体験等につきましては、残念ながら熊本地震の影響により、そのほとんどがキャンセルとなっているのが現状でございますが、インドネシアの民泊につきましては、4月から5月にかけて3校117人の生徒さんに本市を訪れていただいたところでございます。

昨年から自然災害等により、本市においても

厳しい状況が続いているところでございますが、今後一層、情報発信や誘致活動等を積極的に行うことで、イベントやスポーツ合宿、教育旅行において、多くの皆様に垂水市を訪れていただけるよう取り組んでまいります。

次に、農林関係についてでございます。

農業委員会では、耕作放棄地解消事業に取り組んでおり、本年度は、上野台地高城地区において5月2日、バレイショの収穫を行いました。このバレイショは、今年1月に耕作放棄地を農業委員が農地として再生した12.5アールで栽培したものです。13日には、農業委員と市内の保育園児や幼稚園児がバレイショの収穫体験を行いました。

今回収穫したバレイショの一部は市の給食センターに提供され、16日から1週間、給食の献立に利用されました。給食には農業委員が招待され、児童との交流も行われました。

次に、教育関係でございますが、垂水高校の本年度の入学者は、普通科24名、生活デザイン科40名、合計64名で、前年度比18名の増となり、充足率が80%となったところでございます。

増加の要因といたしましては、垂水高校が新たに組み込まれた中学生及び保護者への夜間説明会や広報活動が功を奏したこと、また、本市からの通学費補助を初めとした支援、さらには、昨年度から実施いたしました東進ハイスクール通信講座受講費補助など、これらの支援策も一助になったものと考えております。

また、生活デザイン科の入学者の中には、屋久島町からの入学者もおり、本年度途中からではありますが、家賃の助成をしたいと考えております。この取り組みにより、離島など遠方からの垂水高校への入学増の契機になればと考えているところでございます。

また、5月14日には、この3月末に完成いたしました水之上小学校体育館の落成式及び祝賀会を、水之上地区公民館の皆様を初め、地域の

皆様方の御尽力により開催され、出席させていただきました。

この体育館の屋上は、避難場所としての機能も備えておりますことから、地域の皆様への周知を図る上でもいい機会となったと考えております。

次に、学校教育関係でございますが、本年度の新規事業、小学校外国語活動指導講師派遣事業が4月末から始まりました。曜日ごとに小学校8校に講師を派遣し、担任と一緒に5・6年生の外国語活動の授業を実施しております。

また、中学生を対象とする「夢の実現 学びの教室」も4月末からスタートし、20人を超える生徒が、第1・第4土曜日の午後、市民館におきまして8人の講師の指導のもと、学習を行っております。

なお、今回の熊本地震により、保護者が本市出身の方であったことから、4月26日から5月27日までの間、松ヶ崎小と垂水中央中で姉弟の2人が学習し、楽しく充実した学校生活を送ってくれたと聞いております。

次に、社会教育関係でございますが、市民の皆様への生涯にわたっての学習を推進するために、5月22日、市民館において、生涯学習オープニングフェアを開催いたしました。

内容としましては、まず前年度の講座の中から3団体が学習発表をされ、また、開設する14講座の内容や講師の紹介などが行われました。

当日は市民講座生や地区公民館講座生など230名の参加があり、本年度も市民の皆様方が生涯をとおして豊かな生活を営んでいただける学習環境を整えることができたと考えております。

また、昨年度国文祭を契機として結成されました、垂水おもてなし少女・少年隊の結団式が、5月28日に行われ、市内の小学生7名・中学生6名・垂水高校生6名の計19名の参加がございました。

これは、昨年の活動に参加した児童生徒が、おもてなしの心を学ぶことにより、心の成長を育むことができたことや、来場者の多くの皆様方から高い評価をいただいたことから、その活動を継承し、本年度も実施することとしたところでございます。

次に、本市の交通事故の発生状況について、報告いたします。

4月末日現在、交通事故発生件数は17件、死亡者数ゼロ、負傷者数19名となっております。前年同時期と比較しますと、いずれも発生件数15件、死亡者数2名、負傷者数26名減少しております。

今後も鹿屋警察署、交通安全協会などの関係機関並びに振興会の御協力を賜りながら、交通事故の発生や死亡事故の減少を図るための交通安全対策に努めてまいります。

次に、火災発生状況につきまして報告いたします。

建物火災1件、その他火災2件の火災が発生しております。建物火災は、2月20日、柘原地区において住宅1棟が全焼し、2名が焼死する火災が発生しております。

その他火災は、5月21日、田神地区において、田畑38アールを焼失する火災が、また、5月22日、本城の上野原台地において、田畑8アールを焼失する火災が発生しております。

次に主な出張用務について報告いたします。

県外出張については、4月14日に上京いたしまして、平成27年度における特別交付税及び過疎集落等自立再生対策事業について、特段の御配慮をいただきました総務省並びに森山衆議院議員事務所など関係先を訪問して、御礼と今後の御支援をお願いしてまいりました。

4月17日は、第12回関西かごしまファンデーに参加し、関西垂水会役員の皆様や、たるみ大使の御協力をいただき、本市の特産品を大いにPRをしてまいりました。

5月11日には、九州市長会が沖縄県南城市で開催をされ、理事会と総会に出席し、各種議案の審議を行うとともに、熊本地震に対する支援についての協議を行ってまいりました。

5月19日には、道路整備促進期成同盟会全国協議会総会と、命と暮らしを守る道づくり全国大会が東京都で開催され、各種議案の審議を行うとともに、国土交通省や財務省等に要望活動を行ってまいりました。

5月25日には、ダム・発電関係市長村全国協議会定例総会が東京都で開催され、各種議案の審議を行ってまいりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、4月13日に大隅4市5町保健医療推進協議会総会に出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

4月15日には、県市長会に出席し、各種議案の審議に加え、知事を初め県の部局長との意見交換を行ってまいりました。

4月25日には、県ダム発電関係市町村協議会定例総会及び市町社会基盤整備推進協議会、県建設技術センター総会に出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

5月9日には、錦江湾奥会議を本市大野地区で開催し、構成する3市に、ジャパンファームバイオマス施設や大野地区におけるまちづくりを視察していただくとともに、各種議案の審議を行い、引き続き4市連携でのまちづくりを行っていくことを確認をいたしました。

5月24日には、大隅総合開発期成会が関係団体の総会等へ出席してまいりました。

その他、役員を務めます県家畜畜産物衛生指導協会理事会、県漁港漁場協会理事会、豊かな海づくり協会理事会、県漁業信用基金協会理事会等に出席をし、各種議案の審議を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

**○議長（池之上誠）** 以上で、市長の報告を終わります。

△報告第4号～報告第6号

**○議長（池之上誠）** 日程第4号、報告第4号から日程第6、報告第6号までの報告3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

---

報告第4号 市営住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告について

報告第5号 定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解についての専決処分の報告について

報告第6号 平成27年度垂水市病院事業会計予算の弾力条項の適用について

---

**○議長（池之上誠）** 報告を求めます。

**○土木課長（宮迫章二）** 報告第4号市営住宅の家賃等の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項の指定の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成27年10月14日発送の内容証明郵便にて未払い分の督促と支払われない場合は賃貸借契約を解除する旨の条件つき契約解除の意思表示をしたところでございます。

しかしながら、本人に配達されなかったため、平成28年1月14日に当該者と同居する妻に市役所に来ていただき、滞納分の賃料が支払い計画どおり納付されなかった場合は、支払い期日を含む月の末日をもって、賃貸借契約を解除する旨の条件つき契約解除の意思を説明したところでございます。

しかしながら、当該者は支払い期日の平成28年2月25日まで支払われなかったため、条件つき契約解除の意思表示にのっとり、平成28年2月末日の経過により、本件賃貸借契約は解除さ

れることになりました。よって、賃貸借契約終了による目的物返還請求権としての建物明け渡しと賃料相当損害請求件に基づいて滞納分の賃料を請求するものでございます。

以上で、報告を終わります。

続きまして報告第5号定住促進住宅の家賃等の請求及び明け渡しの請求に関する和解の提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項の指定の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成28年4月22日鹿屋簡易裁判所法廷において土木課住宅担当職員と、当該者は賃貸借契約が引き続き存続していることを相互に確認し、当該者は滞納使用料の支払い義務があることを認め、納入方法や納入場所についても確認をされたところでございます。

また、支払いを3回怠ったときは、残額を直ちに支払うことや、そのことで本件賃貸借契約が解除となった場合には、本件市営住宅を明け渡す条件で和解成立したものでございます。

以上で、報告を終わります。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 報告第6号平成27年度垂水市病院事業会計予算の弾力条項の適応について。地方公営企業法第24条第3項の規定に基づきまして、平成27年度垂水市病院事業会計において予算の弾力条項を適応いたしましたので、御報告いたします。

予算の弾力条項とは、業務量の増加に伴い収入が増加する場合に限って、当該業務に要する経費について予算超過の支出を認めている規定でございまして、内容といたしましては、本年1月下旬の寒波の影響で体調を崩された方が多かったためか、入院患者数が増加し満床状況が継続したため、医業収益額が当該見込み額を大幅に上回ることになり、これに伴い、肝属郡医師会へ支払う指定管理料が規定の予算額を超過

することになった金額980万3,000円について弾力条項を適応したものでございます。

以上で、報告を終わります。

**○議長（池之上誠）** 以上で、報告第4号から報告第6号までの報告を終わります。

△報告第7号～報告第11号一括上程

**○議長（池之上誠）** 日程第7、報告第7号から日程第11、報告第11号までの報告5件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

---

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度垂水市一般会計補正予算（第15号））及び平成27年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例）

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例等の一部を改正する条例）

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度垂水市一般会計補正予算（第1号））

---

**○議長（池之上誠）** 報告を求めます。

**○財政課長（野妻正美）** おはようございます。報告第7号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

特別交付税の確定に伴う垂水市財政調整基金等の積み立ての執行に、急施を要しましたので、平成28年3月31日に、平成27年度垂水市一般会

計補正予算第15号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、平成27年度の特別交付税が確定したことから、地方財政法第7条第1項の規定により、平成26年度決算剰余金と合わせて財政調整基金等へ積み立てることなどについて予算措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも3億9,643万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は107億2,399万6,000円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

4ページの第2表、繰越明許費の補正は林道海潟麓線災害復旧工事でございます。残土運搬や舗装等の先行事業の完了を待っての工事発注となり、工期が年度内に確保できないことから、一般会計補正予算第14号で繰り越し事業として御承認いただいておりますが、平成28年3月18日の豪雨により、切土ののり面の一部が崩壊し、崩壊した最深部から安定勾配で切り直す必要が生じたため、再度、一般会計補正予算第15号で繰越明許予算を計上したものでございます。

続きまして、8ページの事項別明細をごらんください。

歳出は2款総務費の8目財産管理費の市有施設整備基金、財政調整基金及び減債基金の積立金でございます。なお、次の災害復旧費は先ほど繰越明許費で御説明いたしました林道海潟麓線災害復旧工事でございます。これらに対する歳入は7ページの歳入明細にありますとおり、地方交付税や繰越金等により収支の均衡を図っております。

引き続きまして、平成27年度垂水市一般会計繰越計算書につきまして、御報告申し上げます。

平成27年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、平成28年度に繰り越して使用しますことを、3月議会の平成27年度補正予算第14号で御承認をいただいておりますが、それに加えて、先ほどの専決処分による補正予算第15号の合算になりますが、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越明許費に係る繰越計算書を御報告申し上げるものでございます。

追加された経費は、配付しております平成28年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しているとおりでございます。

繰越理由は、主に国の平成27年度の補正に伴い、3月議会において一般会計補正予算第13号及び14号として予算措置したもので、年度内に工期が十分確保できなかったことにより、やむを得ず繰り越すものでございます。そのほか消防署牛根分権所の外壁と補修工事は、国道拡幅に伴います消防署牛根分権所の曳き家工事完了後に施工予定としておりましたが、年度内に工期日程が確保できず、繰り越しを行うものでございます。

林道海潟麓線災害復旧工事につきましては、先ほど御説明いたしました、一般会計補正予算第14号で繰り越し事業として御承認していただいた金額と、一般会計補正予算第15号で繰越明許予算として計上した金額の合算でございます。

繰り越しの合計額は1億6,198万3,000円で、経費の内訳や工事請負費、委託料、負担金等でございます。これに要する財源は、国・県支出金が6,314万2,000円、地方債が1,350万円、一般財源が8,530万1,000円でございます。

以上で、報告を終わります。

**○市民課長（森山博之）** 報告第8号専決処分の承認を求めよういたします垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御

説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されましたことに伴い、平成28年度の国民健康保険税の負荷に急施を要しましたので、平成28年3月31日に垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

新旧対照表をごらんください。主な改正内容を御説明申し上げます。

今回の地方税法施行令の一部改正により、第2条第2項の国民健康保険税の医療分の上限を52万円から54万円に引き上げ、同条第3項の後期高齢者支援金に当たります部分の上限額を17万円から19万円に引き上げております。

これによりまして、平成28年度の国民健康保険税の付加限度額の上限額は、これまで85万円から89万円となり、4万円引き上げられることとなります。

2ページをお開きください。

第23条第2号では、5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、3ページの同条第3号では2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円にするもので、これらの改正によりまして、国民健康保険税の軽減対象の範囲を拡大し、所得の少ない被保険者世帯への負担軽減を図るものでございます。

4ページをお開きください。

第26条第2項では、国民健康保険税の減免に係る申請期限をこれまで納期限前7日でしたが、改正により納期限までに延ばすもので、減免を必要といたしません被保険者世帯にとりまして申請しやすい環境を整えるものでございます。

なお、附則におきまして、平成28年4月1日

からの施行期日を規定しております。

以上で、報告を終わりますが、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（中谷大潤） 報告第9号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

行政不服審査法が全部改正となり、平成28年4月1日から施行されることに伴い、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例を、さきの第1回市議会定例会において議決していただいたところですが、その後、固定資産の価格等の公示による固定資産税に係る審査の申し出の取り扱いに変更が生じ、垂水市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置の施行に急施を要するため、垂水市固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をし、4月1日から施行しようとしたところでございます。

それに伴いまして、同条第3項の規定により、御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の下線を引いたところを御参照ください。

まず第1条の垂水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてですが、第12条中、前3条と規定している部分を第7条から第9条までに改正するものでございます。

次に、第2条の行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、その経過措置について附則で定めた部分を改正となります。附則第3項中平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産につ

いて、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出を、平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による公示、もしくは同法419条第3項の規定による公示、または同法417条第1項後段の規制による通知がされる場合に、平成27年度までの固定資産に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出を、同日前に公示等がされた場合に改めるものです。

以上で、垂水市固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告を終わりますが、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。  
**○税務課長（楠木雅己）** 報告第10号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

平成28年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されたこと等に伴いまして、平成28年度の市税の負担に急施を要しましたので、垂水市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。

そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

平成28年度の地方税制の改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするほか、地方創生の推進、税源の偏在性の是正などの観点から、地方税制の改正が行われたものでございます。

今回の改正の主なものを申し上げますと、各税の減免申請書の提出期限の延長を行うこと、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の

特例措置の拡充、省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の縮減を行うこと等、また引用する法令等の条項の整理等を行ったものでございます。

以上、申し上げましたことによりまして、垂水市税条例等の一部を改正したものでございますが、お手元の新旧対照表にて御説明申し上げます。

改正する箇所をアンダーラインでお示ししております。

1ページをお開きください。

第51条につきましては、市民税の減免申請書の提出期限を、市民サービス向上の一環といたしまして納期限までとしたものでございます。

また2ページの第71条から4ページ第139条の3につきましても、第51条と同様、減免申請書の提出期限を納期限までとし、あわせて文言の整理を行ったものでございます。

申しわけありませんが、また1ページに戻ります。

第56条につきましては、事項の追加及び名称の変更を行ったものでございます。

2ページの第59条につきましては、事項の追加をしたものでございます。

4ページ附則第10条の2につきましては、法律の号ずれ等の整備、わがまち特例の創設に伴い割合を定める規定を創設、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に伴う再生エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充を行い、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長行ったもの、また再生特別措置法に基づく認定事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置に我が町特例を導入した上、適用期限を2年延長したものでございます。

5ページをお開きください。

附則第10条の3につきましては、法律改正に伴い法規制の適用を受けようとする者が申告書

に記載する事項を追加したものでございます。

次のページ、6ページから8ページにわたりますが、垂水市税条例等の一部を改正する条例、第2条関係でございますが、改正附則第5条につきましては法律改正等にあわせて事項の追加整理を行ったものでございます。

次に、改正附則でございますが、条例の附則をごらんください。2枚目、3ページからになりますが、第1条に施行期日を規定しております。第2条には固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上で、垂水市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○財政課長（野妻正美）** 報告第11号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

平成28年4月14日に発生いたしました熊本地震への対応を行うため、災害応急対策費の執行に急施を要したことから、平成28年4月18日に平成28年度垂水市一般会計補正予算第1号、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも482万2,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は96億482万2,000円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

最後の7ページをごらんください。

主なものとしたしましては、消防職員及び一般職員の被災地への派遣に伴う旅費、大隅半島4市5町復興支援チーム負担金、生活支援金、寄附金等でございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（池之上誠）** ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○持留良一議員** いろいろ今回、税制を中心として国保税・市民税等があったんで、その中でいろいろプラスマイナスもあるんでしょけども、共通した部分で納付期限7日を納付期限というふうになった、市民にとったら非常に7日間の点でも含めて有利に働くというふうに思うんですが、これ、納税の向上にもつながっていくというふうに思うんですけど、要はこれをどう徹底していくのかという問題があるかと思うんですよ。

というのは、今回も納税のしおりがそれぞれ配布されてはきましたけども、やはり納税者にとっては滞納すると、どうしてもこのあたりの部分が非常に大きな問題点になるんですが、このあたりをどのように図っていかれるおつもりなのか、国保税から市民税の関係、ここところが今回、改訂されてますので、この点について見解をお願いします。

**○市民課長（森山博之）** 先ほど御説明を申し上げました、減免の申請の延長でございますが、持留議員、先ほどおっしゃいましたとおり、この制度につきましては、これまで納期限の7日前までとしておりましたものを納期限までとしたことによりまして、先ほど税条例の改正にも御説明させていただきましたとおり、申請を必要とされる方にとりまして、大変有利なものであるというふうに考えております。

もちろん、滞納に対応いたします部分につきましても、これまでそういった申請がなかったことにより、滞納された方もいらっしゃったのではないかなと推察をいたしますが、はっきりとした現状については把握をしておりませんが、この改正がなされたことによりまして、こうしたものも解消できるのではないかなというふう

に考えております。

○**税務課長（楠木雅己）** これにつきましては、今、市民課長が申しましたとおり、市民のサービス向上ということで改正したわけですが、これらの事務等につきましては今後、また市報・ホームページ等を使いまして、減免対象者につきましては周知方、図っていきたいと思っております。

以上です。

○**議長（池之上誠）** ほかにございませんか。

○**堀添國尚議員** 報告第8号の国民健康保険税のことなんですけど、説明聞いていると、最高額ですか、52万が54万になるというふうに理解したんですが、これ、垂水市でどれぐらいの影響があるのか。

それと、この54万の場合、この額だけで均等割とか世帯割とかあって、全体的な国保税が決まるわけでしょう。そうやなかったけ。そうでしょう。そうすると、8回に分けて納付するわけですね。そうすると、1回目は多分、額はほかの7期よりすると大きいんですけど、どれぐらいになるのか、影響とその1回ごとのその納付額、どれぐらいになるのか。

○**市民課長（森山博之）** それでは、堀添議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の税制改正によりまして、国民健康保険税は医療費分、それから後期高齢者支援分、それから介護保険分、この3本立てで国民健康保険税は成り立っております。

改正の内容につきましては、医療費分が先ほど御説明をさせていただきましたとおり、52万円から54万円に引き上げられたところでございますが、これに該当をいたします世帯、御承知のとおり本年は28年7月の1日を持ちまして本算定をすることとしておりますが、まだ本算定の期日には達しておりませんので、平成27年7月1日本算定で試算をいたしましたところ、33世帯、影響額が68万8,468円、それから後期高

齢者支援分が17万円から19万円に限度額が上がりましたことの影響が27世帯48万6,728円が増額されるという結果となっております。

全体額で申しますと、85万円から4万円引き上げられまして、89万円を限度としておりますので、これを最高額で8期でお支払いをいたしますので、概ね最高額で11万円程度ということになるのではということでございます。

以上でございます。

○**議長（池之上誠）** いいですか。ほかに。

○**堀内貴志議員** 報告第11号ですね、一般会計補正予算のほうから災害応急対策費ということでお支払いされてますが、この内訳を見ますと寄附金ということで300万、この300はどのような基準でこの額に決まったのか。あと他市町村はどれぐらいなのか。あと、この寄附金はどこに寄附されたのか。その点だけちょっと確認のため教えていただきたいと思っております。

○**総務課長（中谷大潤）** それでは、まずこの300万円の根拠ということでございますが、市長の諸般報告にもございましたように、大隅半島4市5町の話し合いで、垂水市は熊本県の宇城市、それから御船町を中心に支援することを決定して、物資支援、それから人的支援ということで職員も派遣、宇城市を中心に派遣しているところでございます。

この300万につきましては、専決ということで、どれだけすればいいかと、いろいろ我々も考えたんですが、東北の大震災のときに大船渡に200万円支援を出してございました。さっき申しましたように、宇城市に200万円が妥当かなと、御船町にも支援することとしてございましたので、そこに100万ということで、300万円を一応想定して、予算計上したところでございます。

他市町の動向ですけれども、このことにつきましては大体同じような金額で4市200万から300万ということで、どこも計上しているというふうに、鹿屋市、曾於市というふうに聞いて

おります。

ただ、このいろんな義援金等のお金の送り先なんですけども、4市それぞれの取り組みがありまして、赤十字に送ってるところもあれば、熊本県に送っているところもあります。垂水市についてはそこ、まだ決定しておりませんので、まだ一応、垂水市のほうでまだ預かりという状態でございます。

以上です。

○議長（池之上誠） よろしいですか。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第7、報告第7号から日程第11、報告第11号までの報告5件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号から報告第11号までの報告5件は、いずれも承認することに決定いたしました。

△議案第36号・議案第37号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第12、議案第36号及び日程第13、議案第37号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第36号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第37号 垂水市固定資産評価員の選任について

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第36号人権擁護委員候補者の選任について御説明を申し上げます。

人権擁護委員であります川畑弘子氏が平成27

年6月30日をもって任期満了となりました。人権擁護委員法第9条に基づき、後任者が委嘱されるまでの間は職務を継続して行っていたいております。このたびその後任として推選するに当たり、同法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推選しようとする後迫タツエ氏の住所は垂水市中俣180番地4、生年月日は昭和27年8月15日でございます。なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

引き続き、議案第37号の垂水市固定資産評価委員の選任について御説明を申し上げます。

前任者の池松烈前税務課長が人事異動により辞任をし、新たに垂水市固定資産評価委員を選任する必要が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の楠木雅己でございます。住所は垂水市本城6号1番地の1、生年月日は昭和34年11月18日でございます。御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩します。

午前11時4分休憩

午前11時25分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案2件に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 先ほどいろいろ全協のときに出たんですけど、この場に市長がいらっしゃいますので、この問題についてそれぞれ各人権擁護委員の方々もこの問題について市長に相談もされてきたかというふうに思います。

やっぱりこの人権擁護委員というのは今、垂水にとっても重要な役割、仕事をされていると

いうふうに思うんです。これだけさまざまな人権問題がある中で、そういう巧者をどう推薦していくかというところだったろうと思うんですが、この間、市長にもいろいろ相談があったかたと思うんですけれども、市長としてのこの問題についての見解、取り組みとかありましたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 人権問題、デリケートな問題もございますので、やはり人格を一番大切にして、しっかりとそういう形で信頼を置ける方ということで、何名か候補者おりましたけれども、後迫タツエさんのほうが適任だということで、前任者も含めて御推薦をいただきましたので、私も常々この方の人格等々も存じ上げておりますので、間違えないだろうという判断で推薦をさせていただきました。

○持留良一議員 実際に、今回入れると3名になるんですか。そうなってくると、まだまだそれでも実際上のあるべきある意味での人権委員の人員とかいうのもあるかと思うんですが、そのあたりのところはどのように今後、対応されていく考えがあるのかです。まだこれ以上に、いろいろと努力をして、人権擁護委員になられる方を推薦していくという方向性があるのかどうか、その点についてはどうですか。

○市長（尾脇雅弥） 今回、この方を含めて3名ということでありましてけれども、3名で足りるかといえば、そういう事情、状況にはございませんので、ただどなたでもというわけにはいきませんから、その辺のしっかりと物差しを当てながら、適切に、それに見合う人材の方がいらっしゃいましたときには、その都度検討をして、できればふやしていきたいというふうに考えております。

○議長（池之上誠） ほかに質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。まず、議案第36号について、適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、適任とすることに決定しました。

次に、議案第37号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、同意することに決定しました。

△議案第38号・議案第39号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第14、議案第38号及び日程第15、議案第39の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略します。

---

議案第38号 野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第39号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について

---

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。

議案第38号 野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について、御説明申し上げます。

野久妻辺地につきましては、辺地債活用のため平成23年度から平成27年度までの計画を策定し、市道元垂水原田線について、国道220号から860メートルを整備しております。引き続き下市木1区集落から上市木集落までの1,940メートルの改良舗装整備のため、平成28年度から平成32年度を計画期間とした野久妻辺地総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

辺地に係る総合整備計画とは、辺地に係る公

共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律によりまして定められた要件に該当している地域を辺地といたしまして、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差を是正するというを目的として策定するものでございます。

各年度毎の事業費につきましては4,500万円、5年間の総事業費は2億2,500万円を予定しており、うち1億4,625万円については社会資本整備総合交付金を充当、残り7,875万円のうち7,850万円について、辺地対策事業債を財源とすることを計画いたしております。

なお、この辺地に係る総合整備計画に基づいて実施される事業については、元利償還に要する経費の80%が交付税措置される辺地対策事業債を財源とすることができるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の程宜しくお願いをいたします。

続けて、議案第39号、内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について、御説明を申し上げます。

内ノ野辺地につきましては、辺地債活用のため平成18年度から平成22年度、平成23年度から平成27年度まで過去2度の計画を策定し、猿ヶ城溪谷、森の駅たるみずの整備を行い、市道内ノ野線につきましては、前回計画において県道垂水南之号線側より、第2追神橋の橋梁かけかえを初め754メートルを整備してきておりますが、その整備箇所を引き続き、旧農協水之上支所付近から上之宮神社までの877メートルを改良舗装整備するため、平成28年度から平成32年度を計画期間とした内ノ野辺地総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

各年度ごとの事業費につきましては8,000万円、5年間の総事業費は4億円を予定しており、うち2億6,000万円について社会資本整備総合交付金を充当し、残り1億4,000万円について

は辺地対策事業債を財源とすることを計画しております。

以上で説明を終わりますが、御審議の程宜しくお願いいたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○堀添國尚議員 さっきの元垂水原田線の内ノ野辺地に係るこの道路の幅を見ると、市木のほうが6メートルで、内ノ野のほうは7メートルというふうになっているけど、私、見た限りでは、農家が非常に盛んで、道路に車がとめてあったりして、なかなか通行がうまくいかないようなところもあるから、逆のほうがいいんじゃないかなと思うんだが、何か法的な幅があるんですか。こうしなければならぬ幅が。

○土木課長（宮迫章二） 元垂水原田線のほうは6メートルということで、現道改良ということで、1車線の道路で計画しております。真ん中に中央線を入れる道路は、車道幅員が5メートル50以上必要なものですから、6メートルの場合は、路肩分をとりまして、車道幅員は5メートルということで、車道幅員は5メートルということで、1車線で計画している関係でこの幅員になっております。

○議長（池之上誠） ほかに質疑はございませんか。

○梅木 勇議員 ただいまの関連で、市木のほうが6メートルと、内ノ野のほうが7メートルと、どういふふうなふうにかいこう道路幅を分けたのかをお聞かせいただけたらと思います。

○土木課長（宮迫章二） 元垂水原田線につきましても、今まで議会の中で御質問がございました。以前の道路改良とすれば、2車線で作りますというふうになっていたわけですが、今、1.5車線の道路でも補助金の対象になるということございまして、野久妻のほうもそうですけど、あれをずっと2車線で通すんだよというふうになれば、当然その分用地もか

かることにもなりますし、山を切っただけにや  
いかんということもございまして、元垂水原田  
線につきましては、1.5車線の道路ということ  
で決定を受けて実施しております。

したがって、農道的な道路でもございま  
すし、1車線あればいいということで、地元で  
説明をしまして、これで実施しております。

以上でございます。

○議長（池之上誠） よろしいですか。ほかに  
質疑はございませんか。

○川越信男議員 元垂水原田ですが、今まで整  
備された区間も6メートルだったんですか。

○土木課長（宮迫章二） 国道から鉄道跡の道  
路までは、たしか2車線とっていると思います  
けど、それから上については、広いところは広  
くっておりますけど、車道幅員としては6  
メートルでいっていると思います。

○川越信男議員 今度のこれを見れば、人家を  
過ぎてからまた田畑があるんですが、乗り入れ  
は今までの小さいのより、車が入る程度は確保  
してください。お願いします。

○議長（池之上誠） 答弁はいいですか。

ほかにございませんか。ほかに質問はありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。こ  
れで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案第38号及び議  
案第39号は、いずれも総務文教委員会に付託の  
上、審査したいと思います。これに御異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よ  
って、議案第38号及び議案第39号は、いずれも  
総務文教委員会に付託の上、審査することに決  
定しました。

ここで、市長のほうから発言の申し出があり  
ますので、これを許可します。

○市長（尾脇雅弥） 済みません。議案第36号、  
人権擁護委員の方々の持留議員の質問で、一部  
訂正がございましたので、訂正の発言をさせて  
いただきたいと思います。

持留議員の現在3名ということの発言で、私  
もまだ足りないという認識がございましたので、  
ふやす方向でというお話をさせていただきました  
けれども、規定によって4名までということ  
で、現在、この方をもって4名ということでご  
ざいますので、その辺の状況でございますので、  
現状のところこの4名で対応していくというこ  
とになります。よろしく願いいたします。

△議案第40号上程

○議長（池之上誠） 日程第16、議案第40号平  
成28年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案  
を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第40号平成28年  
度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を御説  
明申し上げます。補正の内容を説明しました参  
考資料をお配りしておりますので、あわせてご  
らんください。

今回の主な補正は株式会社垂水DMOへの出  
資金、公用バス廃止に伴う委託料、1月の大雪、  
低温に対するビワ農家への補助金、畜産クラ  
スター事業、道の駅に係る修繕費、委託料、災害  
時の避難者用トイレなどの備品入費、フェン  
シング備品購入費、演劇「蒼空～空どこまでも蒼  
く」の公演事務委託料等でございます。

今回、歳入歳出とも2億3,521万2,000円を増  
額しますので、これによる補正後の歳入歳出予  
算総額は98億4,003万4,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ペー  
ジから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正  
に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主  
な事務事業等の補正について御説明いたします。

10ページをお開きください。

2款総務費10目企画費の委託料ですが、地方創生関連事業の加速化交付金の交付確定に伴い、繰越明許費と重複して計上しておりましたPFI等導入可能性調査業務委託費を減額するものがございます。

同じく、企画費の投資及び出資金ですが、株式会社垂水DMOへの出資金でございます。

同じく17目車両管理費の委託料ですが、公用バス廃止に伴う委託料でございます。

同じく18目ふるさと納税制度事業費ですが、ふるさと納税制度事務に係る封入封かん印刷機を購入するものがございます。財源には、ふるさと応援基金を充当いたします。

11ページをごらんください。

3款民生費1目社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金ですが、臨時福祉給付金でございます。この事業につきましては事務費も含め、国からの100%補助の事業でございます。

13ページをお開きください。

6款農林水産業費5目農業振興費の負担金、補助及び交付金ですが、本年1月の大雪の被害に伴うビワ農家に対する支援金でございます。

14ページをお開きください。

同じく6款農林水産業費の9目畜産業費の負担金、補助及び交付金でございますが、畜産クラスター事業費補助金でございます。この事業は畜産農家をはじめ、地域の関係者が連携、集結し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための施設整備に係る事業でございます。財源は国2分の1、自己負担2分の1でございます。

15ページをごらんください。

7款商工費3目観光費の委託料でございますが、交流人口対策映像作成業務委託でございます。

同じく4目観光施設整備費につきましては、森の駅たるみず指定管理に伴う減額補正でございます。

同じく6目道の駅運営事業費の需用費につきましては、温泉井戸ポンプ及び灯油タンクの修繕費でございます。財源は観光振興基金からの繰入金を充当いたします。

17ページをお開きください。

9款消防費の5目災害応急対策費の備品購入費ですが、避難者用トイレ、キャンプ用マットを購入して災害時の避難者対策として準備するものがございます。同じく、負担金、補助及び交付金ですが、熊本地震の本市への避難者に対しての生活支援金でございます。

18ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費8目芸術文化振興費の委託料ですが、演劇「蒼空～空どこまでも蒼く」の公演事務委託料でございます。財源内訳のその他は、入場料収入及びわが町文化劇場助成金でございます。

最後になりますが、教育費6項保健体育費2目体育施設費の備品購入費は、鹿児島国体へ向けてのフェンシング競技普及に係る備品購入費でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、5ページの事項別明細書の総括表及び7ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国・県支出金、使用料及び手数料、基金繰入金などの特定財源と繰越金により収支の均衡を図るものがございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 1点だけ、18ページです。社会教育費の中の芸術文化振興費ということで302万5,000円計上されています。

私、昨年度も市長に対して一般質問を行ったわけですが、終戦のちょうどいい時期にお願いしたいということをお願いしたんですが、

国文祭等で予算使うということでちょっと考えさせてくれという答弁をいただきました。

今回、こういう予算を計上されて、私は嬉しいと。もろ手を挙げて賛成なんですけど、ただ1点だけ気になることは、まだちょっと私、忙しくて議案見てなかったんですよ。そういう中で、つい先だって、PTAの市内の役員会がありました。その席上、この事業がもう決定したんだってという部分が、あるPTAの役員さんから、出席された方から出たんです。

市長がせっかいいい事業を持ってきても、議会を経ていないのに、そういうなんというんですか、先走った報告はやっぱりいかんと思うんです。この点について、実際その席上、そういう発言したのかしなかったのか、その点だけ確認させてください。

**○教育長（長濱重光）** 市長への御質問ですけども、私のほうで発言いたしましたので、御説明させていただきます。

先般5月に、PTAの役員会を開きました。その冒頭の中で、決まったという表現はしておりませんで、私は、今回のこの蒼空は今、議員がおっしゃいましたように、去年、戦後70周年のときに、本来ならば間に合えばやりたかった事業であります。そのことは実現しませんでしたので、ことし、8月16日、今のところ議会の議決が得られましたら実施したいという方向で考えております。

私がなぜ役員会で申し上げたかといいますと、これは子供たちにぜひ見てほしいという気持ちがございます。これは平和教育の一環として、ぜひ鹿屋基地を持っている、隣接する子供たちにどうしても見てもらって学んでほしいという気持ちがございます。

そのためには、早く役員の方含めて、単Pの方を含めてPRもしておきたいという気持ちがございますので、ついそのような発言をしてしまいました。そのことは、先走ったということでは

ございますので、おわびを申し上げます。

気持ちはそういうことで、どうしても垂水市の場合は、幾ら市民に呼びかけても、なかなか観客が見込めません。したがって、私としてはPTAをどうしても動かしたいという気持ちで、そのようなことで行動してしまいました。おわびして、また私の気持ちも少しは酌んでいただきましたらありがたいと思っております。

以上でございます。申しわけありませんでした。

**○議長（池之上誠）** ほかに。

**○持留良一議員** 1点だけなんですけれども、農林水産業費のいわゆる先ほど説明のあった畜産クラスター事業、この問題について課長から少しはお聞きをして、2法人がこれに手を挙げて、今回こんな形で予算が計上されてるということだったんですけども、まだ国会でのTPPの批准という点についてはまだの状況の中で、實際上、もうこういう形でさまざま関連する法律等も含めて具体化がされてるわけなんですけれども、この事業そのものが、いわゆる省力化機械の整備等の云々という形で、収益生産基盤を強化することによって、国際協力の強化を図っていくというような目的で、このプロジェクトの中身としては8事業あるというふうに聞いてるんですけども、實際上、この前の3月議会では、このTPPに関する影響は大きくないと。しかし、長期的に見たら、価格も懸念されるんで、経営体質強化を検討する必要があるというように市長の答弁があったわけなんですけれども、要はこの問題で、大規模化を図っていかねばならないという大きな課題があるわけなんです。そうなったときに、垂水の畜産関係もそうなんですけれども、やっぱりそう単純に、じゃあ大規模化を図っていけるのかという点については、非常に困難もあると思うんですが、實際上、そういう部分に対しての対策というというのは、こういう形では大型化に対しての対策は

とれるけれども、實際上、均等ある農業の発展となった場合、また多くの畜産関係者を支えているという小規模の方々の部分についての整合性というのは、どんなふうにもこの問題で考えればいいのか。この点について。

**○農林課長（川畑千歳）** 畜産クラスター事業費補助金に関連しての質問かと思えます。

議員おっしゃるとおり、3月議会で市長が答弁いたしましたとおり、TPPに対しましては経営体質強化、これは必要であるということは申し上げたところでございます。そのようなことで今回、2法人に対して国の補助事業を導入することになりました。

またその一方で、黒牛等の飼育につきましては、小規模な農家等も多数ございます。そのような農家を育てていかないと今、子牛価格が高騰しておりますのは、飼養しております農家の減少、その辺が一番大きな原因であると言われておりますので、そのような農家につきましては、平成28年度の当初予算に、市単独事業でも支援をしていくということで、予算計上をさせていただいて、承認をしております。

そのようなことで、多方面から農業振興、畜産振興ということで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**○持留良一議員** 強化を図りながら、最終的にはこのような形でTPPが批准されていくと。いわゆる国際競争の中に投げ出されていくというふうになっていくと思うんですが、そうなってくると、どうも見えないのが、垂水の畜産業の振興策っていうのは、どこに重きを置いて今後、きちっとしたそういう地盤を築いていくのか。

いわゆる国がこういう形で政策をやるから、それをやる人いませんかという形で推進を図っていくのか。それとも先ほど言われたとおり、そういう部分にしっかり根を置いた畜産の考え

方を持っていらっしゃるのか、そのあたりについて、この導入するという意味が、私は十分理解できないんですよ。この点についてはどうなんでしょうか。

**○農林課長（川畑千歳）** 農業振興につきましては、この日本においても、北海道のような地域もございまして、鹿児島県、特に垂水市のような中山間地域を抱えた地域もございまして。そのようなことから、国際競争の中に投げ出される地域もございましてけれども、その一方では、国土の保全、そのような面から農業振興を図ることも必要だと思えます。

そういうことで、本市におきましても、クラスター事業のような競争力のある事業者を育てていくと。そのような取り組みをする一方で、中山間地域直接支払制度、また多面的交付金の支払いの関係、そういうことで農業振興、ひいては国土の保全というような考え方で、両方の面から取り組んでいきたいというふうを考えております。

以上です。

**○議長（池之上誠）** ほかに質疑ありませんか。

**○北方貞明議員** ありがとうございます。

企画費の仮称、株式会社垂水DMOですか。これに300万円出資されるわけですけども、既にこの出資者が何人かおられるのか、また資本金はどのくらいになるのか。その辺を教えてください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 仮称、株式会社垂水DMOという形で載せていただいております。出資のほうにつきましては、出資総額、上限を2,300万円と設定をしております。

現在、本市、垂水市を含めて7つの事業主体の方々の出資の了承を得ているところでございます。

**○北方貞明議員** 出資者、その金額はもう固定化されておるんですか。それとも自由な出資ができるのか。

○企画政策課長（角野 毅） この会社におきましては、上限設定をしております。1社による独断的な事業展開といったようなもの。それから市としても上限設定がございますので、取締役会等の意見がきちんと整理できるように、上限設定をいたしまして、上限は13%以下でとっておりますので、投資をしていただく企業に対しましても、その上限のあることをお伝えした上で、出資の願いをしてきたところでございます。

○議長（池之上誠） ほかに質疑ありませんか。

○堀添國尚議員 13ページの農業振興費、この大雪・低温農業被害見舞金負担金、これは種類は、ビワはそうだと思うんだけど、どういう種類か。

それと、手続の仕方。今までは、ちまたのこのうわさを聞いていると、非常に煩雑である、農家にとってはです。皆さん方事務屋さんにとっては簡単かもしれない。だから、もう1反に1万円ぐらいなら要らんと行って帰ってきた人が2人、そんな人が私の近くにおりました。

だから、種類とビワと何なのか、そしてその手続の仕方がどういう手続をするのか、農家にとってそれは簡単なのか、そこらあたりをちょっと説明をしてください。

○農林課長（川畑千歳） 大雪・低温農業被害見舞金負担金につきましては、対象は路地のビワの限定をしております。

その理由につきましては、90%を超える壊滅的な被害があったということで、ビワ耕作者にお聞きしましても、耕作以来このような被害を受けたことがないというようなお話でした。そのようなことから、路地ビワに限定しての支援ということで考えております。

あと手続のことですけれども、煩雑であるというような御指摘を受けましたけれども、国庫補助事業のことかと思えます。それにつきましては、会計検査等もございまして、できるだけ

農家の負担を抑えるような形で、地域に出向いて手続をさせていただきました。

そのようなことから今回、市単独事業のこの支援につきましては、国庫補助事業を申請された方は当然、該当するかと思いますので、そのような方には、改めて議会で議決を受けた後は連絡をいたしますし、改めて国庫補助事業を申請されなかった方でも、市単独事業に該当する方もいらっしゃると思いますので、周知徹底をして、手続につきましては、できるだけ負担をかけないような形でやっていきたいということで、課内で協議をしたところでございます。

以上です。

○堀添國尚議員 わかりました。できるだけ、農家に行きわたるようにやっていただきたいと思えます。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（池之上誠） ほかに質疑はありませんか。

○村山芳秀議員 10ページのほうのふるさと納税制度事業費、今回、備品購入ということで、ハード的な部分というか、事務的な部分だと思うんですけど、このふるさと応援基金のほうから繰り入れをされて、充当をされておりますけれども、3月議会でも言ったように、早目にふるさと応援基金の使い道を今度の6月号の市報でも報告を詳細にされているわけですが、そういう今回の補正には間に合わなかったのかということと、整備をしてどういう状況になっていくのかをちょっとお聞かせください。

○企画政策課長（角野 毅） 今回の備品購入という形でのふるさと納税制度事務費でございますけれども、これは納付者が約10倍を超える形、2万件以上の文書発送をする必要性が発生してまいりました。1回送れば終わるわけではなくて、文書としては通知、それからお礼、複数回の発送が必要になってまいりますので、その発送のための発送ができる封筒を、1枚の紙

から封筒に折り込んで、宛名を書いた形で発送をできるまでの手続ができる機械というものを導入することによって、能力の削減というか、時間の有効活用ができるのではないかということで今回、導入をしております。

それから、応援基金の活用ということでございますけれども、応援基金の活用につきましては、補正予算のほうでも今回、対応を一部させていただいております。

○議長（池之上誠） いいですか。

○村山芳秀議員 今回出てる部分で、もうちょっと物足りない部分をすごく感じるもんですから、早目に応援基金を対応したようなまちづくりに対応していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（池之上誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第41号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第17、議案第41号平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を議題とします。

説明を求めます。

○市民課長（森山博之） 議案第41号平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出とも、146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億946万

9,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。

補正の理由でございますが、歳出は平成30年度から実施されます、国保制度改正に伴い関係業務準備事業として、県と市のデータ連携に対応するための電算システムの改修委託料の増額でございます。

6ページの歳入につきましては、歳出に伴います国庫補助金の増額でございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

△陳情第3号上程

○議長（池之上誠） 日程第18、陳情第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの陳情については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請については、総務文教委員会に付託す

ることに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（池之上誠） 明4日から13日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、14日及び15日の午前9時半から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、7日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後0時8分散会

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 8 年 6 月 1 4 日

本会議第2号(6月14日)(火曜)

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	
副市長	岩元明	併任	
総務課長		農業委員会	
併任		事務局長	川畑千歳
監査事務局長	中谷大潤	水産商工	
企画政策課長	角野毅	観光課長	高田総
財政課長	野妻正美	土木課長	宮迫章二
税務課長	楠木雅己	水道課長	北迫一信
市民課長		会計課長	堀内昭人
併任		消防長	後迫浩一郎
選挙管理委員会		教育長	長濱重光
事務局長	森山博之	教育総務課長	池松烈
保健課長	鹿屋勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人
生活環境課長	田之上康		

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇恵寿

平成28年6月14日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△報告第12号上程

○議長（池之上誠） 日程第1、報告第12号定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡し等の請求に関する和解についての専決処分の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

○土木課長（宮迫章二） おはようございます。

報告第12号、定住促進住宅の家賃等の請求及び明け渡しの請求に関する和解の提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成28年5月13日、鹿屋簡易裁判所法廷において、土木課住宅担当職員と当該者は、賃貸借契約が引き続き存続していることを相互に確認し、当該者は滞納使用料の支払い義務があることを認め、納入方法や納入場所についても確認されたところでございます。

また、支払いを3回怠ったときは残額を直ちに支払うことや、そのことで本件賃貸借契約が解除となった場合には、本件市営住宅を明け渡す条件で和解成立したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、報告第12号の報告を終わります。

△議案第42号上程

○議長（池之上誠） 日程第2、議案第42号平

成28年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。議案第42号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、現在上程中の平成28年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案の編成後に、地方創生応援税制の説明会が実施され、事業実施をするためには今議会での事業予算の議決が必要となりますことから、今回、第3号補正として追加提案するものでございます。

歳入歳出とも400万円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は98億4,403万4,000円となります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

歳出を事項別明細で御説明申し上げます。最後の7ページをごらんください。

総務費の10目企画費ですが、地域若者「就地」拡大プロジェクト事業に係る行政事務委託費でございます。

これに対する歳入は、4ページの事項別明細及び6ページの歳入明細にありますように、寄附金を充て、不足する分は繰越金の一般財源を充てて収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

△一般質問

○議長（池之上誠） 日程第3、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、4番、川越信男議員の質問を許可します。

〔川越信男議員登壇〕

○川越信男議員 おはようございます。

6月に入りまして、水田は水稻作付の準備のため、忙しく作業をされておられるようであります。梅雨にも入り、大きな被害にならない程度の恵みの雨を願っているところであります。

また、4月14日の午後9時26分ごろ、熊本を震源とするマグニチュード6.4の地震が発生し、垂水でも大きな揺れを感じました。最大震度7の強い揺れを観測した場所もあり、夜でもあったことから、被災の状況が定かではありませんでしたが、翌日には大きな被災状況が報道されました。悲しいことに、この地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、同じ国民として、早急な復興をお願いしたいと願っております。

東北の津波災害も復興途中、私たち国民に、

天は多くの試練を与えているように思えます。今でもまだ活発な地震活動が続く中、潰れてしまった家屋を目にして、茫然と立ちすくむ方々の姿を報道で拝見するたび、心が痛む次第であります。

その中で、熊本のシンボルであります、被災を受けた熊本城のライトアップが、熊本の方々の新たな復興への力になるだろうと思うと、微力ながら早い復興を願わずにはおられません。改めて、被災を受けられた熊本周辺の方々へのエールを送りたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきの通告に従いまして、順に質問いたします。市長並びに関係課長の明確な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、先ほど言いました熊本地震における本市の対応について伺います。

熊本地震においては、長く伸びる活断層における地震により、近隣の大分県でも被害が発生しております。鹿児島県においても、あらゆる活断層の影響があるかと思われます。今までは、災害といいますと、台風や桜島などの活火山による噴火の災害等が考えられておりましたが、今回の熊本の地震を受けて、地震に対する対応、対策はどうであったのか、総務課長に伺います。

次に、私の議員活動の重要な一つであります南の拠点整備事業についてお聞きいたします。

市民の方々からは、中止になったのではと聞かれたりしており、推進にブレーキがかかっているのではと思っておりましたが、少し動き出したようです。現段階での取り組み状況について、企画政策課長にお聞きいたします。

次に、3番目の、教育行政の「夢の実現！学びの教室」について伺います。

本年3月の第1回議会において、私が質問しました際に、教育長は新規事業であり、中学生を対象にした学習支援策「夢の実現！学びの教室」の実施概要と、その事業に対する思いにつ

いて答弁いただきました。私もこの事業は、中学生を対象にした素晴らしい学習支援策であると思っております。

そこで、平成28年度になり2カ月がたち、この事業は既に始まっていると思いますが、現在の状況をお聞きいたします。実際、「夢の実現！学びの教室」に参加している生徒の人数や、指導をしてくださる方々の状況、学習の内容等はどうかであったか、教育長にお聞きいたします。

最後に、垂水中央運動公園陸上競技場の多目的グラウンドの改修について伺います。

多目的グラウンド等の改修については、平成28年度当初予算において、3億8,000万円が計上されております。国の社会資本整備総合交付金を活用することでありました。この交付金は2分の1とのことであり、1億9,000万円が国から受けられるものと理解しております。

そこでお聞きいたしますが、国からの内示は既にあったのか。また、あったのであれば、内示額は幾らだったのか、土木課長にお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○総務課長（中谷大潤）** おはようございます。

それでは、まず熊本地震に対する本市の対応についてお答えいたします。

4月14日の地震発生を受けて、すぐに総務課安心安全係の職員が市役所に参集して、情報収集体制を整えました。翌15日に、課長会議を含め、これまで計5回、課長会議を開催して、情報の共有に努めております。

また、本市の体制や支援等につきましては、逐次、市のホームページ上で掲載、更新しているところでございます。

支援につきましては、鹿児島県市長会からの要請を受けて、4月17日、鹿児島市、霧島市と合同で、宇土市と宇城市へアルミマットなどの物資支援を行いました。

また、大隅半島4市5町復興支援チームの取

り組みとして、4月21日、宇城市へトイレットペーパー、割り箸、プラスチックスプーンなどの物資支援を行いました。

職員派遣につきましては、緊急消防援助消防隊として、4月16日から20日まで5名、救急隊として4月20日から25日まで3名、計8名の消防職員を派遣しました。

職員につきましては、救援物資搬送と現地調査のため、4月21日から22日まで1名、罹災証明書発行及び補助金交付申請書受付業務のため、5月5日から本日まで15名、健康相談と健康チェック等業務のため、保健師を5月30日から6月6日まで2名、これまで延べ46日間19名を宇城市へ派遣しております。

今後も、大隅半島4市5町で連携を図りながら、被災地からの要請に基づいて、順次職員を派遣して予定でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** おはようございます。

川越議員の南の拠点整備についての1回目の御質問でございます。現在の取り組み状況について、お答えをいたします。

現在、南の拠点に関しまして、加速化交付金事業での取り組みを進めております。この交付金では、大きく分けて5つの事業を展開しております。

1つ目は、南の拠点整備事業基本設計業務委託でございます。これは、エリア構想地の現状把握や分析を行い、基本構想で設定いたしました機能やニーズに対応できる施設の配置を計画するものです。

指名競争入札で、株式会社建設技術コンサルタントが落札をいたし、5月19日に契約をいたしました。工期は、9月30日までの138日間でございます。

2つ目は、民間資金の活用による、南の拠点整備事業アドバイザー業務委託でございます。これは、南の拠点の施設整備における民間資金

の活用可能性を調査し、民間資金を活用する際の事業者募集に係るアドバイザーを委託するものでございます。

公募型プロポーザルで、株式会社九州経済研究所を選定し、6月1日に契約をいたしました。事業期間は、11月30日までの183日間でございます。

3つ目は、垂水地域レビュー支援事業でございます。これは、垂水の地域産品を専門家の視点でチェックし、評価機会を設けることで改善、改良に役立てようとするものでございます。

今回、ふるさと納税のお礼の品や、市内10団体から申し込みがあった19商品のレビューを行いました。なお、本事業は専門性が高いことから、合同会社口福ラボと随意契約を締結いたしました。事業は6月2日に終了いたしております。

4つ目は、商品力向上スクール事業でございます。これは、市場競争力のある商品をつくるため、商品の開発、製造、販売、交渉など、集中的なスクールを開校し、6次化の人材育成と地域寄与の実践力を高めるものでございます。

先ほど述べました垂水地域レビュー支援事業とも関連があることから、今後、事業を開始いたします。なお、本事業も合同会社口福ラボと随意契約を締結いたしております。

5つ目は、市場力向上支援事業でございます。これは、マーケティング戦略の支援を通して、売り上げと販路を拡大できるよう支援を行うものでございます。先ほどのスクール事業終了後に実施予定でございます。

御紹介した5つの事業は、いずれも南の拠点整備と、その後の運営に係る実践的な取り組みでございます。

以上でございます。

**○教育長（長濱重光）** 御質問の「夢の実現！学びの教室」に参加している生徒数や指導してくださる方々の状況及び学習の内容等について

お答えをいたします。

4月当初に、垂水中央中学校に入学いたしました新入生全員に、学びの教室への参加申込書を配布し、募集いたしましたところ、新1年生108人中、予想を上回る26人の生徒から参加の申し込みがございました。

早速4月30日土曜日には、生徒及び8名の講師の参加のもと、オリエンテーションを実施いたしました。その内容といたしましては、最初に自己紹介を行い、学習する内容や学習方法などの進め方について具体的に説明を行ったところでございます。

なお、このオリエンテーションには、保護者も参加していただいたところでございます。

次に、指導してまいります8名の講師の方々についてであります。主に国語を担当して下さる方が2名、社会1名、数学2名、理科1名、英語2名で、退職した教職経験者や教員免許保有者及び垂水中央中学校の学校応援団に携わっておられる方々でございます。

次に、学習内容についてでございますが、5月の7日と28日の土曜日の午後に2時間の学習を行い、本格的にスタートしたところでございます。

学習内容につきましては、中学校入学後間もないことから、小学校の復習を中心に、生徒はそれぞれ2教科を選択して学習を進めたところでございます。講師の方々には、一人一人の学習状況を確認しながら、丁寧でわかりやすい教え方をしてくださり、生徒たちも真剣に学習に向き合っている姿がとても印象的でありました。

また、6月に入りましてから、中学校の学習内容も加え、一人一人の生徒の実態に応じた学習をさらに工夫して進めているところでございます。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 中央運動公園陸上競技場の多目的グラウンドの改修に伴う交付金の

内示についてお答えいたします。

この改修工事は、社会資本整備総合交付金による都市公園事業で、「市民が集う安全で快適な都市公園整備」として採択され、平成27年度に実施設計委託を実施いたしました。平成28年度は、陸上競技場の改修費として3億6,000万円と体育館実施設計書2,000万円、合計3億8,000万円の事業費を当初予算に計上し、1億9,000万円の補助申請をしておりましたが、4月1日付で1億1,000万円の交付決定をいただいたところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** それでは、一問一答方式でお願いいたします。

熊本地震に対する市の対応は、情報収集等を考えると、なかなか大変だと思います。しかしながら、地震大国日本における活断層等の動きなども、共通の認識として情報の収集は必要と思います。住民の方々への易しい情報提供をお願いいたします。

そこで伺います。被災者や災害復旧に対する支援は、我々日本国民のすばらしい活動だと思います。物資等の支援や職員派遣を垂水市でも早い対応をとられたとお聞きいたしました。東北の津波災害時にも協力されました広域の大隅4市5町での支援の取り組み、支援者の受け入れ等について、総務課長に伺います。

**○総務課長（中谷大潤）** それではまず、大隅半島4市5町の復興支援チーム発足の経緯についてお答えいたします。

東日本大震災と同様に、大隅半島4市5町が一体となった支援はできないものかとの志布志市長の呼びかけで、地震発生後の4月18日、大隅半島4市5町の首長が集まって、復興支援体制について協議をいたしました。

九州市長会における災害時の相互支援体制に基づいて、鹿児島県市長会は、八代市、人吉市、宇土市、宇城市への支援要請を受けたことから、

4市は宇城市を、御船町から肝付町への支援要請があったことから、5町は御船町を主に支援することが決定され、先ほど答弁しました物資支援、職員派遣について、4市5町で連携して取り組んでいるところでございます。

次に、本市における被災者に対する支援策としましては、円滑な支援を行うための総合相談窓口を市民課相談係に設置し、市営住宅の最長2年間の無償貸し付け、生活支援一時金の交付、水道料金の免除、児童生徒の学校受け入れ、図書館利用カードの発行、就学援助費・給食費・学童保育料・乳幼児医療費の助成、児童福祉施設等での受け入れなどを協議しております。

被災者に関する受け入れ状況につきましては、熊本市内から3名の親子の方が、牛根麓の母親の実家へ4月23日から5月27日まで避難されたので、給食費を含む生活支援一時金を交付しております。また、この親子については、松ヶ崎小で5年男子、中央中で1年女子、2名の姉弟を一時的に受け入れを行いました。

同じく、熊本市内から2名の親子の方が避難され、5月20日から錦江町の定住促進住宅に入居中でございます。

義援金につきましては、4月18日、本庁及び牛根、新城両支所へ義援金箱を設置し、これまで市民の方々から約870万円寄せられております。主に、熊本県内の大学等へ進学している本市出身者による街頭義援金、カンパチ祭り会場での垂水高校生による義援金及び垂水市漁協の売上金の一部、企業ではジャパンファーム、福岡ソノリク様などでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。被災を受けた方々は、温かい支援が復興への糧になります。引き続きの支援をお願いいたします。

次に、新庁舎建設に対する考えについて市長に伺います。

3月議会の篠原議員の質問に、私の今任期中

は新庁舎の建設は行わないと答弁されましたが、耐震対策も無理であり、市民の方々が相談利用される庁舎が、熊本の宇土市役所の崩壊を目の当たりにされても、新庁舎建設に対する考えは変わらないのかお聞きいたします。

また、基金は現在どれほどあり、あと幾らぐらい必要なのか、財政課長に伺います。

**○財政課長（野妻正美）** 基金についての御質問にお答えいたします。

平成24年3月に大規模な市有施設の整備を図ることを目的に、市有施設整備基金を設置しております。この基金は、これまで庁舎建設を主な目的として積み立ててきておりますが、平成27年度は2億円を積んでおり、平成28年5月末現在、基金の残高は10億66万7,230円でございます。

庁舎建設になりますと、多額の事業費が見込まれることから、住民の理解を得るために、健全な財政運営の維持と、将来住民に対する負担をできるだけ少なくしていくことが求められます。庁舎建設においては、建設に対する補助金、交付税措置のある有利な起債がないことから、事業費をできるだけ基金で補いたいと考えております。

庁舎建設の具体的な検討はこれからですので、庁舎の概要や事業費が見えない現状では、基金を幾ら積み立てればよいかの目標は立てられないところでございますが、可能な限り市有施設整備基金へ積み立て、後年度への負担を減らしたいと考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 川越議員の新庁舎建設に対する考え方についてお答えをいたします。

議員の御指摘のとおり、3月議会の篠原議員の御質問に、「私の2期目の任期中の新庁舎建設は考えておりません。ただし、防災拠点の確保、行政機能の維持の観点から、新庁舎建設は重要な課題であることを深く認識をしております

す」と答弁をいたしました。

さきの熊本地震では、5つの自治体の本庁舎が使用できず、災害対策や行政機能の低下を招いたということも伺っております。3月議会のときは状況が変わっております。

こういったことから、市民の安心安全のため、一刻でも早く建設をできるように、庁舎建設等、庁内検討委員会に指示をしたところでございます。

一方で、仮に建設が決定をしたといたしましても、相当の期間と財源がかかるということが予想されます。それまでの間は、この庁舎を使わなければなりません。この間、大規模災害等が発生した場合には、垂水市防災計画や垂水市業務継続計画に基づき、災害対策や行政機能の低下をできるだけ招かないように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。最終決定は市長が行うことでしょうか、非常に重たい決断をされることとあります。決断について、早目の決断をされることをお願いしまして、次の質問に移ります。

それでは、南の拠点整備事業の現在の取り組みについてお聞きし、交付金事業の事業概要の説明がありました。一番はこの整備により、牛根の道の駅、猿ヶ城の森の駅に次ぐ3番目の拠点が整備されることにより、垂水市に行ってみようかという場所ができ、人が集まり活性化され、経済効果が大きいと純粋に思っております。

この整備により、どのような成果を期待し、どのように展開していくのか、再度お聞きいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員の2回目の御質問でございます。どのように成果を期待し、どのように展開していくかということについてお答えをいたします。

御質問でありましたとおり、人が集まるとい

う成果を期待し、活性化による大きな経済効果につながる展開をイメージしております。

本事業の根拠計画である総合戦略では、基本目標ごとに数値目標を設定し、施設ごとに重要業績評価指標、いわゆるKPIを定めております。南の拠点関連では、総交流人口を平成26年度の118万人から、平成31年度には200万人と設定いたしております。また、市内全事業の売上高を、平成24年度771億7,000万円から平成31年度には1割増しの848億8,700万円と設定いたしております。

現在実施している事業により、素材のよさという長所を磨き、6次化や商品化の向上による集客、つまり人が集まる成果を期待し、あわせてパッケージデザインやPRによる知名度の向上やイメージの構築を図り、市全体で稼ぐ力を向上させ、大きな経済効果につながる展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。事業展開の早期の実現をお願いする次第ですが、基本設計について観光施設だけでなく、子供たちと親が接点の子育ての関連の設備等の整備は考えていないのかお聞きいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員の3回目の御質問でございます。子育て関連の施設整備についてお答えをいたします。

基本的には、本市の将来像や市民ニーズを反映した基本構想における整備計画方針でございます。年齢、性別を問わず、地域住民、観光客、みんなが楽しめる場所づくりを目指してまいります。

御質問の子供たちと親が接点の子育て関連の施設整備については、基本構想策定時に実施いたしました市民へのヒアリングで、親子で遊べる公園が欲しいということがありましたので、ニーズが高いことを承知しているところでございます。

本エリアは、官民連携による開発を構想しており、稼ぐ力の向上の視点から、収益性を意識した配置計画にも配慮する必要があります。そのようなことから、事業目的と市民ニーズのバランスを考慮し、例えば緑地帯やスペースに遊具を置くなど、工夫した整備を行っていきたいと考えております。

また、子育て関連の視点で申しますと、子育て世帯の働きやすい環境整備も必要だと認識しております。仕事と家庭の両立が実現できるような支援体制を構築し、子供を産み、育てやすいまちづくりのシンボルにもなるよう、関係機関とも協議を重ねて、みんなで楽しめる施設づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** 最後に、あらゆる事業において、住民の意向が一番重要であると思います。私のところには、早い実現を望む声もありますが、6月5日には地権者並びに住民説明会が実施されたわけですが、地権者の反応、状況はどうであったのかお聞きいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員の4回目の御質問でございます。住民説明会の状況についてお答えをいたします。

去る6月5日日曜日、別館江洋館におきまして、土地所有者と地元の尾迫振興会、錦町振興会を対象に説明会を実施いたしました。土地所有者の説明会には、対象となります地権者20人のうち、垂水市外にお住まいの3人を除く17人の土地所有者、または管理人の出席をいただき、出席者全員から事業推進に対する同意書をいただいたところでございます。

また、いずれの説明会でも、「地域の活性化を図るために必要な施設である」や、「エリアをもう少し広げ、より魅力的な施設を目指してはいかがか」など、「そのためには我々は協力を惜しまないよ」というような、事業推進に前向きで力強い御意見をいただいたところでござ

います。

以上でございます。

**○川越信男議員** どうか地域活性化、経済効果を考慮して、早急な対応をお願いし、次の質問に移ります。

教育長の答弁で、平成28年度にスタートした「夢の実現！学びの教室」の様子がよくわかりました。この事業に参加した生徒や指導をしてくださった方々、保護者の感想等、どのような反応であったのかお聞きいたします。

**○教育長（長濱重光）** 「夢の実現！学びの教室」に参加した生徒、保護者の反応等についてお答えいたします。

参加している生徒は、「友達と一緒に学習ができてうれしい」とか、また「わからないところをわかりやすく教えてもらえてうれしかった」さらには「好きな教科が学習できてとてもいい」と、ほぼ全員が好意的な感想を述べております。

また、保護者からは「子供の学習の場があって、とてもありがたい」とか「もっと勉強ができるようになってほしい」などの感想が寄せられております。

さらに、講師の先生方からは「生徒の意欲は伝わってくるので、やりがいがある」また「学習内容や教え方をもっと工夫して、わかりやすく教えたい」さらには「一人一人に応じた指導に心がけたい」など、学習意欲の向上や学力向上に力を入れたいという前向きな意見が聞かれております。

現在、年度途中から参加したいという生徒もいるようでありますので、積極的に受け入れ、本事業を実施することにより、中学校における取り組みと相まって、垂水の将来を担う生徒が自分に自信を持ち、より大きな夢に向かって何事にも挑戦してくれることを願っております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。私も

議員として自覚しなければならないのが、今からでも学ぶことが重要であり、学び学習をすることがさまざまな判断を行うときの力になるかと思えます。

そうしたことで、垂水の将来を担う子供たちに学ぶ力をつけていただくことで、すばらしい垂水づくりの協力者になると思えます。頑張っていたきたいと思えます。

次に、1回目で、社会資本整備総合交付金の内示額についてお聞きいたしました。内示額が2分の1なかったのであれば、一般財源を投入してでも行うのか、工事は予定どおり1年で実施するのか、整備後の利用開始の想定時期はいつごろを予定しておられるのか、土木課長に伺います。

また、今まで運動公園を利用されておられた団体等への説明や、かわりの利用場所等の対応はどのようにされておられるのか、利用に関して問い合わせ等はなかったのか、社会教育課長に伺います。

**○土木課長（宮迫章二）** まず、工事に対する進め方につきましては、土木課のほうでお答えいたします。

平成28年度の工事につきましては、少しでも早く完成させ、市民の皆様方に御利用いただきたく考えておりますので、早着申請を提出して、早期発注に努めているところでございます。

現在、敷地造成工事としまして、既設グラウンドの剥ぎ取りや、周辺の構造物の撤去工を発注しました。この後、グラウンド工としまして、暗渠排水、側溝敷設、張り芝の工事と、散水施設としての給水施設整備の工事を発注する予定としております。

一般財源を投入するののかとの御質問でございますが、補助金と過疎債、それと補助対象とならない工種につきましては、一般財源で整備する予定としております。工事は2カ年で実施する予定としており、平成28年度に発注できない、

残りのグラウンド周りの防球フェンス工事や盛り土スタンド工事、電気工事やトイレ設置工事及び既設のメインスタンド外壁改修工事等は、平成29年度に実施する計画としております。

グラウンド内の使用につきましては、来年3月までには芝張りを終わらせ、養生期間を設けた後に、夏には部分的には使用可能となるのではないかと考えております。

なお、多目的グラウンドの全ての工事は、来年秋を目標に完成させ、市民の皆様方に御利用いただけるようにしたいと考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** それでは、川越議員の質問にお答えいたします。

まず、現在の運動公園を利用されていた団体への説明についてでございますが、利用団体への事前説明及び周知の機会といたしましては、本年2月に開催いたしました垂水中央運動公園の利用者を対象にした調整会、及び4月の利用予約をいただいた方々を対象にした公開抽選会におきまして、施設利用者の皆様方には、あらかじめ工事開始に伴い、使用できない期間が発生する旨を説明させていただきました。

また、今回の工事期間が明らかになった際にも、6月以降の予約の方々には連絡を差し上げて、御了解をいただいたところでございます。

次に、工事に伴うかわりの利用場所等の対応についてでございますが、先ほど申し上げました調整会等において、利用者の皆様には、陸上競技場が使用できない期間のかわりの場所につきましては、利用者自身で対応していただきたいようお願い申し上げ、御理解をいただいているところでございます。

なお、利用者の方からは、現時点において、かわりの場所等についての相談はいただいておりますが、これまで陸上競技場を利用されていたグラウンドゴルフの練習は、同公園内の多目的広場を利用しておられるように、各利用団

体において工夫をされているところでございます。

また、利用に関しての問い合わせにつきましては、今までのところ、工事に伴い利用できないことの再確認のための照会がほとんどであり、利用者の皆様には、利用できない理由や期間について、御理解いただいているものと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。次に事業の整備を行う場合は、市民の方々へ安心安全な配慮をよろしく願いたいと思っております。

最後に、整備に伴う工事の発注形態について、指名委員長の副市長に伺います。

公共工事の減少に伴い、地元建設業者の幅広い育成の観点から、どのような形態で工事発注をされるか、前向きな考えをお聞きして、最後の質問といたします。

**○副市長（岩元 明）** 私にお尋ねになったことについてお答えいたします。

地元の土木建築業者の育成につきましては、かねてより配慮するように、市長からも指示を受けているところでございます。

中央運動公園の一連の改修計画は、受注の拡大につなげるいい機会だと捉えているところでございます。具体的な方法としましては、できるだけ工区を分割して発注したいと考えております。この場合、若干ではございますが、工事費が割高になる懸念もありますけれども、それよりも工期が短縮され、結果として多くの市民が利活用できることを優先させたいと考えているところでございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。終わります。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。

次は、10時25分から再開いたします。

午前10時16分休憩

午前10時25分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、堀内貴志議員の質問を許可いたします。

〔堀内貴志議員登壇〕

○堀内貴志議員 本日、2番手で登壇しました垂水の爽りうむ風の堀内貴志でございます。

本日の質問は、2期6年目の21回目の一般質問になりますが、今回冒頭で2つほどお話をさせていただきます。

まず、1つ目は、熊本地震についてです。4月14日夜間に発生した前震、16日未明に発生した本震により、熊本から大分にかけての広い範囲にわたって大規模地震が発生し、広範囲にわたって甚大な被害が発生しました。特に、益城町では震度7の強い地震が頻発しましたが、日本国内で震度7を観測したのは、2011年3月11日に発生した東日本大震災以来で、通算4回目であり、九州地方での震度7の観測は史上初めてということです。

6月7日現在、死者数が49名、熊本・大分2県の負傷者は1,624人、うち重傷者は337人を数え、建物被害、住宅関係は10万2,031棟にも及び、最大で855カ所、18万3,882人だった避難者もいまだに152カ所で7,045人もの人が避難所生活をしています。

亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、負傷された方々を初め、被災した方々に心からお見舞い申し上げます。そして、一刻も早く復興が進み、避難所生活の方々の日常が回復できますようお祈り申し上げます。

2つ目は、投票率の増加に向けた取り組みについてです。

今月22日公示の参議院選挙、23日告示の鹿児島県知事選挙、いずれも7月10日に投開票で行われますが、今回の選挙から選挙権年齢を18歳

以上に引き下げる改正公職選挙法が適用されず。全国的に見ても、若者の政治への関心が低い現状であり、その結果として、投票率が低い状況が続いている中で、今回の選挙権年齢の引き下げです。今回初めて投票に行く、特に18歳、19歳の有権者については、記念すべき投票日になることと思いますし、今回、初めての投票に行くことで、大人としての責任感と自覚を持ち、以後の選挙にも必ずや投票に行く習慣ができるものと思っています。そういった意味でも、重要な投票になるのだと思います。

各自自治体では、若い世代への投票を呼びかける取り組みを実施され、マスコミでも毎日のように取り上げています。垂水市でも、ポスターやチラシ配布の啓発活動や垂水高校での出前授業など、投票を呼びかけていると聞いています。

垂水市がこれまで行ってきた投票率アップの啓発活動がどこまで実を結ぶのか、まさにそのことが問われる選挙にもなると思います。

今回の質問のテーマには上げていませんが、選挙管理委員会事務局を所管する市民課長に投票率アップというプレッシャーを与えて本題に入っていきたいと思います。

まず、大きな1つ目は、先ほど川越議員の質問の中でもありましたが、市役所本庁舎の耐震化と新庁舎建設の必要性についてお尋ねします。

この質問については、本年3月議会、2月26日にも篠原議員から本庁舎建設について質問がされたときに、市長みずから答弁されて、その中で昭和33年に建設され、建設後五十数年を経過し、耐震性も基準以前の建物で耐震性にも問題がある、防災拠点の確保、行政機能の維持の観点からも、新庁舎建設は重要な課題であると認識していると、耐震性に問題があると認識していながら、私の任期中の建設は考えておりませんと断言されました。

篠原議員がこの庁舎建設について質問されてから48日後に前震、さらに2日後に、本震と言

われる震度7の大規模な地震が熊本を襲いました。この地震で土砂崩れやビルや家屋の倒壊が相次ぎ、その後国土交通省が発表した熊本県内の建物の応急危険度判定では、倒壊のおそれがある危険と判断された建物が1万2,000棟を超していました。この数値は、阪神大震災の6,476棟、東日本大震災の1万1,699棟を大きく上回るものであり、このことから、熊本地震の規模の大きさがうかがわれます。

今回の熊本地震の関係で、最も注目をすべきは、各世帯の家屋の耐震化もそうですが、自治体庁舎の倒壊の危険性ではないかと思えます。

実際に、今回の熊本地震では、宇土市、八代市、人吉市、益城町、大津町の5市2町の自治体において、庁舎倒壊及び倒壊のおそれがあるということで、使用できない状況がありました。

自治体庁舎は、災害が発生したときの防災拠点となるべき施設であり、この施設が機能なくなると、市民の安心安全を守る機能が果たさなくなるばかりか、災害復旧や復興にも大きな影響が出ます。現実には東日本大震災のときには、庁舎が残ったところと残らなかったところでは、その後復興にも大きな違いが出たということです。

そこで、市長にお伺いしますが、垂水市市役所庁舎の耐震性について、あわせて消防庁舎、教育委員会のある垂水市民館の耐震性について、熊本地震級の地震に対応できるのか否か、このことについて改めてお伺いします。

市長は、先ほどの川越議員や、3月議会の篠原議員の答弁の中でも、市役所庁舎の耐震性に問題がある、防災拠点の確保、行政機能の維持の観点からも新庁舎建設は重要な課題であるなどと庁舎建設の必要性についてはよく認識しておられると思います。4月発生した熊本地震に見られるように、九州地区での大規模地震の可能性は3月議会の時期からするとかなり危険度は高まって来ているものと思います。

先月の新聞記事で30年以内に震度6弱以上が起こる確率、2016年度版について発表がありました。それによりますと、南海トラフ地震で影響を受ける静岡県から四国にかけての太平洋側の地域での前回の14年度版に比べて確率が上昇し、静岡市で68%、高知市で73%といずれも2ポイント上昇し、鹿児島市でも2ポイント上昇した18%、熊本市は7.6%だったと発表しています。この数値は熊本地震発生前のものですが、注目すべきは、熊本市の場合です。鹿児島市より確率的には10.4ポイント低かった数値であったにもかかわらず、実際には、大規模の地震が発生しているというところです。

垂水市においても、鹿児島市とほぼ同じ数値を示していることから、熊本地震を教訓として、大規模地震に対する備えを急ぐ必要があるのではないかと思います。

そこで、小さな2つ目に質問したいことは、仮に市役所庁舎が倒壊もしくは危険と認定されて使用できないと判断された場合の移転先について検討されているのか否かについてお尋ねします。

宇土市の庁舎倒壊では、4階部分が押しつぶされている状況がテレビで何回も報道されましたが、当初、敷地内の駐車場にテント張りの災害対策本部を立ち上げました。しかし、その場所も危険があるということで別の施設に移転することを余儀なくされ、その結果、発生後の対応のおくれが指摘されました。

国の防災基本計画では、被災者の死活問題につながる行政の麻痺を防ぐために、各自治体は機能を維持する方法を策定するように定めています。

また、神戸大学の名誉教授の室崎益輝氏は、事が起きてからの移転先を探すのは遅過ぎると話しており、その対策については、強固な公共施設を移転先として確保するのが理想とした上で、財政的に不可能ならば、民間のホテルなど

と事前に協定を結び、すぐに移転できる体制を整えていくことが重要であると訴えています。垂水市の場合にはどのように検討されているのかお尋ねします。

小さな3つ目は、職員の勤務時間中の大地震への備えについてです。

熊本地震では、前震、本震とも夜間や未明の地震でありました。もしも業務時間中の昼間に発生していたら、職員や市民にも死傷者が出たのではないかとこのことを考えると怖い思いがします。垂水市の場合、毎年地域の防災訓練を実施されていますが、庁舎内での防災訓練はされていないように思います。避難のあり方一つでまさに生死の境目にもなり得るものと思います。日々、耐震性の不安な庁舎内で勤務している職員や来庁している市民の命を守るためにも、普段から庁舎内での避難のあり方について、しっかりと取り組むべき課題であると思いますが、その見解についてお尋ねします。

大きな2つ目は、垂水徳洲会病院の存続についてお尋ねします。

垂水徳洲会病院は、健康と生活を守る病院を理念に、鹿児島県では初のグループ病院として昭和61年に開設をされました。以来、垂水市や桜島、福山町、国分、鹿屋市など多く地域より患者を受け入れており、利用者にとっては、命を安心して預けられる病院、健康と生活を守る病院として、365日24時間予約なしで受診できる病院として高い評価を得ています。

この徳洲会病院は垂水市民にとっても、なくてはならない貴重な病院になっていますが、つい最近になって、鹿屋市にある大隅鹿屋病院との吸収合併で、垂水市から撤退するとの情報が流れており、市民の不安をあおっています。

そこで、まず、この情報の信憑性について、行政が把握していること、また、徳洲会病院側からの状況報告はなかったのかについて教えてください。

垂水市の病院事情を見ても、入院施設を伴う病院が次々に縮小していく中で、この垂水徳洲会病院がもしも垂水市からなくなると、垂水市民はもとより、隣接の桜島、福山、国分、鹿屋市などの利用者に大きな影響を与えることとなります。私が考えただけでも、現在、垂水市の入院施設で稼働中のところは3カ所223床あり、そのうち徳洲会病院は78床、垂水市全体の約35%を占めています。また、療養病棟に限っては、2カ所88床中53床、全体の約60%を占めており、この数値からみても、この入院施設がなくなると、患者やその家族にとっては、市内での入院施設の確保は困難になり、精神的、肉体的、そして、時間的、経済的にも大きな負担をかけることとなります。また、垂水徳洲会病院の病床利用率においては、開設以来78床がほぼ100%近い数値で推移している。つまり、いつもベッドはフル回転している状況です。さらに、現在の入院患者の約7割が、施設や在宅で治療できない患者の受け入れをしている病院でもあることから、それら患者の命の危機に及ぶべき事態が発生する可能性があります。

そのほかにも、徳洲会病院ならではの特色があり、一般診察において、自宅から病院までの送迎をしてくれる病院がなくなる、特に、交通手段のない高齢者にとって、また、地理的に遠い牛根地区、水之上地区、新城地区からの利用者にとっては大きな影響を受けることとなります。

救急車が搬送する救急患者の受け入れ数もかなりの件数実績がありますが、垂水中央病院だけで対応し切れるのかなどさまざまな問題が発生し、安心安全面で大きな不安を募らせるのは目に見えています。

私が市民に、垂水徳洲会病院の存続について尋ねてみたところ、10人中、ほぼ10人の割合で垂水市からなくなるとは困ると訴えており、病院存続を強く願っています。

垂水市は、徳洲会病院の役割と必要性についてどのように理解しているのか、また、もしもこの病院が撤退した場合、市民に与える影響についてどのように考えているのかお尋ねします。

大きな3つ目は、熊本地震による観光面の影響と今後の対策についてお尋ねします。

鹿児島県議会の6月定例会が5月31日に開会し、その席上、伊藤知事は、熊本地震の影響で、県内の観光客数が大きく落ち込む状況を説明し、予断を許さない、県経済が順調に推移するように、県内経済団体とも連携しながら、最大限努力すると述べられて、観光面に力を注ぐ旨が話されました。また、霧島市は、宿泊予約のキャンセルなど、観光業の経済損失が9億5,800万を越すと市の調査結果を発表しています。垂水市においても、高齢人口は減少傾向にあり、特に、修学旅行生を受け入れる体験学習の民泊が年内実施予定が軒並みキャンセルになったと聞いております。道の駅については、去年は6月から7月に発生した牛根地区の深港川土砂災害による国道の通行どめ、さらに同年8月の桜島の噴火警戒レベル4への引き上げなどで、観光面に大きな打撃を受けました。

その後、悪いイメージを与えた情報も解消し、順調に観光客を伸ばしつつある矢先に、今回の熊本地震の発生で、鹿児島県だけでなく、九州全域にわたり観光客の減少が深刻になってきました。特に、道の駅については、三度来館者数の減少につながるのではないかと危惧されているところでもあります。

市長は、本会議開会の諸般の報告の中で、ゴールデンウィーク中の交流人口の数を報告されました。それによりますと、高峠のつつじ祭りが4,800人、カンパチ祭りが1万人、指定管理になった森の駅たるみずが3,500人、ジュニオールサッカー400人、道の駅たるみず3万3,400人、この数値は例年に比較してどうだったのか教えてください。

また、霧島市は、熊本地震による経済損失について独自で調査をして発表しておりますが、垂水市はどうだったのか、わかる範囲で教えてください。

これで1回目の質問を終わります。

**○市長（尾脇雅弥）** 新庁舎建設に関連をして、まずは、私のほうでお話をさせていただきます、耐震あるいは避難訓練に関しては担当課長より御説明をさせていただきます。

新庁舎に対しての考え方は、先ほど川越議員の質問にお答えしたところでございます。ただ、一番問題になってまいりますのは、どこにどのような機能を有した庁舎を建てるのかということでありまして、最終的には、財源の問題がでございます。

先般行われました全国市長会におきましても、地元の国会議員の先生方との意見交換の場がございまして、熊本の例を挙げながら、九州市長会でも要望してまいりましたけれども、個別でもそういったことがございますということで、強く要望したところでございます。できるだけ優位な補助事業が少しでも形になりますれば、大変ありがたいというふうに思っているところでございます。必要性に関しては、先ほど述べましたように、できるだけ早急に形にできればというふうに考えているところでございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 市庁舎等の耐震について御質問は、土木課のほうでお答えいたします。

本庁舎など昭和56年以前の古い建築基準法で建てられた建物は、中規模の地震では倒壊することは少ないとされておりますが、熊本地震規模の震度6弱以上の大きな地震では、耐震性の低いものは倒壊の危険性があると言われております。

本庁舎の竣工が昭和33年、消防庁舎が昭和37年、市民館が昭和52年でございまして、増改築はしてあるものの、耐震診断や耐震改修工事は

しておりませんので、耐震性は低いものと判断されます。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** まず、庁舎が崩壊等で使用できなかった場合の移転先についての質問にお答えいたします。

熊本地震において、庁舎が倒壊のおそれがあるとして、行政機能を移転した自治体は、議員仰せのとおり、宇土市役所を含め5つの自治体がありました。大規模災害発生時、庁舎は災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興業務を担う主体となり、災害時においても、継続して機能を果たさなければなりません。

このようなことから、大規模災害発生時における災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に遂行するために、本市では、垂水市業務継続計画大規模災害対応を定めております。その計画によりますと、庁舎が使用できずに、垂水市市民館が使用可能な場合は、市民館へ行政機能を移転することと定め、速やかに業務継続に必要な書類や機器等を運び出すことにしております。

なお、市民館も使用できない場合は、通常時と同等の機能を保持しなければならないため、事務遂行に必要な電気、通信等のインフラが確保できる代替施設、適切な代替施設が確保できない場合は、仮設庁舎の建設での業務継続を検討して、非常時の執務環境を確保してまいります。

次に、職員の避難訓練に対する見解についてお答えします。

大規模災害発生時における職員の対応と参集につきましては、先ほど説明しました垂水市業務継続計画の中で定めておりますが、職員の避難訓練につきましては、情報収集伝達訓練や避難所開設訓練、自宅からの参集訓練など、一部の職員を対象にした訓練、また、全職員を対象とした応急救護、救命訓練を実施していますが、

職員の避難訓練については、業務により参加者の確保が難しいなどの理由により、これまで実施した経緯はございません。何よりも自分自身の身の安全を図ることは大切ですが、公務員として、災害時の業務に真っ先に当たる責務、市民の生命と財産を守る責務、被災した市民の心情に配慮した行動をとることなどから、職員に特化した避難マニュアルも作成しておりません。職員に関する地震発生時の備えとしての行動計画及び庁舎内の消火器、火災報知器の確認の周知を図り、可能な範囲で地震時に危険となるものの撤去や補強、避難路の確認、非常持ち出し品の常備など、もう一度身近なところから点検をして、職員が発生直後から迅速かつ的確な行動をとれるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 堀内議員の垂水徳洲会病院の存続についての御質問にお答えをいたします。

この件に関するこれまでの経緯を御説明をいたしますと、垂水徳洲会病院が閉院をするという話は、本年3月、市民からの不確実情報として伝えられたのが発端でございます。

市当局といたしましては、まさに寝耳に水といった話であり、垂水徳洲会病院としても詳しい情報が伝えられていないという状況でございましたので、当時、保健福祉課でございましたが、垂水徳洲会病院が属する社会医療法人鹿児島愛心会の基幹病院である大隅鹿屋病院へ出向かせまして、事実確認を行ったところでございます。

病院の責任者と面談をし、伺った話によりますと、垂水徳洲会病院を大隅鹿屋病院へ統合する、垂水市からは介護事業も含め全て撤収するという内容でございました。統合の時期につきましては、病院の責任者自身も正確には把握していないということでございましたが、本年9

月が一つの区切りではないかと話をされたよう  
でございます。

この状況を受け、垂水徳洲会の重要性を認識  
しております私といたしましても、何もしない  
で待っているわけにはいきませんので、徳洲会  
グループの総括責任者である鈴木理事長との面  
談を東京麹町の徳洲会本部へ申し込んでいたと  
ころ、逆に徳洲会側から本市を訪問したいとの  
連絡がございました。

5月18日、理事長の名代として、大阪の医療  
法人徳洲会の事務長以下3名の訪問がありまし  
た。徳洲会グループ全体が厳しい状況であるとの  
説明から始まり、垂水徳洲会病院の施設の老  
朽化が著しく、建てかえの時期であり、多額の  
建設費用が発生すること、さらには、常勤医師  
が院長1人であり、フォローする医師のやりく  
りが難しくなり、大きな負担をかけていること  
など、窮状を訴えられ、面談は1時間以上に及  
びました。

私からは、市民にとってかけがえのない病院  
であり、存続を切に願う市民の方の投書も届い  
ている状況などをお伝えし、事業の存続を強く  
強く要請をしたところでございます。

しかしながら、理事長の名代の方からは、本  
部としては、きのうきょう決定したわけではな  
い、苦渋の選択でありますことを御理解をいた  
だきたいとの言葉の後に、垂水徳洲会病院につ  
いては、来年3月をもって大隅鹿屋病院へ統合  
する考えであることを伝達されたところでござ  
います。

私からは、垂水市における事業の存続を引き  
続きお願いをしていく意思を重ねて申し上げ、  
その日の面談を終えたところでございます。

以上でございます。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 垂水徳洲会病院の役  
割と必要性についてでございますが、先ほど議  
員からも話がございましたが、垂水徳洲会病院  
は、昭和61年5月に、旧錦江病院の建物を活用

する形で開院して以来、ことしで30年になる  
ところでございます。入院病床数は、一般病床25、  
療養病床53の計78病床で、診療科目としては、  
内科、外科、整形外科、消化器内科及びリハビ  
リテーション科があるようでございます。

年間患者数としましては、平成27年度で外来  
約1万8,300人、入院約2万7,000人の利用がご  
ざいまして、透析患者の方も月延べ80人ほどい  
らっしゃるところです。なお、緊急告知病院と  
もなっておりまして、平成27年度132件の救急  
搬送を受け入れていただいているところでござ  
います。

また、当病院は、介護保険関連事業も行って  
おり、居宅介護支援事業、通所リハビリテーシ  
ョン、訪問看護及び訪問介護を実施している  
ところでございます。1月の利用者数としまして  
は、通所リハビリ600人、居宅登録数62人、訪  
問看護114人、訪問介護229人となっております。  
かように医療、介護ともに重要な役割を担って  
いる施設となっているところでございます。

次に、市民に与える影響についてございま  
すが、ただいま申し上げましたとおり、大勢の  
市民の方が医療及び介護サービスを利用されて  
おり、救急医療の面におきましても、大きな貢  
献をいただいているわけでございますので、垂  
水徳洲会病院が統合された場合の影響は非常に  
大きいものと認識しているところでございます。

また、病院で働いておられます方々も90名以  
上いらっしゃいますので、雇用関係、税収関係  
の影響も発現してくるものと考えております。

以上です。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 堀内議員の  
熊本地震による観光面の影響と実情についての  
質問にお答えいたします。

今回の熊本地震において、九州自動車道や九  
州新幹線という大動脈を一定期間でございま  
したが断たれたことなどにより、本市においても、  
宿泊並びに観光施設、教育旅行やスポーツ合宿

において、大きな影響が生じたところでございます。

まず、ゴールデンウィーク期間中の市内の宿泊施設におきましては、約500人のキャンセルがあり、約400万円の損害が、また、本市の交流人口者数に大きな影響を与える道の駅たるみずにおきましては、昨年と比較しますと、来館者が約7,300人減、売上において約500万円減少したとの報告を受けたところでございます。

続きまして、イベント関係におけるゴールデンウィーク期間中の交流人口者数でございますが、教育旅行におきましては、先ほども議員が言われたとおり、7校で1,006人のキャンセルとなったところでございます。また、スポーツ合宿におきましては、例年開催しておりますジュニオールスーパーサッカーリーグを、今回は「九州はひとつ！共に頑張ろう熊本2016！！応援復興鹿実サッカーフェスティバル」と規模を縮小して開催したこともあり、昨年と比較しますと、参加者が500人減少しております。

しかしながら、高峠春のつつじ祭り、日帰り体験in森の駅、たるみずカンパチ祭りにつきましては、各イベントにおいて、環境整備や新たな取り組み等がなされたことにより、大変盛況であったことから、3つのイベントの合計の来場者数は約6,000人ふえているのが現状でございます。

今後の観光振興対策についてでございますが、今後の観光振興対策といたしまして、全般的には、現在は情報通信技術の進展により、国内外の皆様が多くの情報を容易に手に入れることが可能な時代となってきていることから、本市の特性を生かした滞在型観光メニューの確立や地域素材の掘り起こしなど、デザインした垂水市の情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、地域と地域をつなぐという観点から、現在進めております大隅広域観光の取り組みに

おきましては、大隅半島の玄関口として、他市町と連携して進めてまいります。

このような取り組みを行うことで、現在来ていただいているお客様と長いお付き合いができるよう、既存の取り組みを厚くフォローしながら、さらに本市の魅力を高めることで新たなお客様を開拓すべく、情報発信並び誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、議員のほうから教育旅行と道の駅について、具体的な対策の御質問がございましたのでお答えしたいと思います。

まず、教育旅行におきましては、5月に開催された鹿児島県教育旅行受け入れ対策協議会総会において、九州観光推進機構との連携や県単独による教育旅行誘致事業について、これまで以上に力を入れていくとの事業計画が示されたところでございます。本市といたしましても、今後は、県と協働した誘致活動や現在行っております市単独での誘致活動の時期を早めるなど、誘致活動の充実に努め、多くの皆様に本市を訪れていただけますよう取り組んでまいります。

また、道の駅たるみずにおきましては、昨年より取り組んでおります大手旅行代理店との業務提携をさらに広げるなど、誘客に向けた取り組みを進めているところでございます。今後も、目標としております年間の来場者80万人達成に向けて指定管理者と連携のもと支援を続けてまいります。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** まず、庁舎建設の必要性、耐震化についてです。2問目の質問からいたします。

市長みずから答弁いただきまして、かなり前よりも前向きになったなということです。熊本地震の影響で積極的に指示を出したということですから、ありがたいことだと思います。それをより具体的になるように事を進めていただきたいなというふうに思います。

それで、建設に向けて、まずは少しずつ動き出したと理解していいと思いますが、それでも、やっぱり設計の検討、あと議会報告、市民への説明、設計、着工、完成までという、実際に早くても3年から5年、長くて7年から10年の計画で進む工程になると思います。そうすると、それまでは今の庁舎の中で業務をするしかない。もしくは、今の庁舎の中で壊れた場合には、どっか代替をかえる必要がある。総務課長から答弁がありましたけれども、聞きますと、具体的ではないような気がします。庁舎を壊れたときには市民館、市民館が使えれば別なところを考える。もっと具体的に決める必要があるのではないかなと思います。

それで、私、冒頭でも話しましたがけれども、学者によっては、耐震性の優れた民間ホテルとの協定を結ぶ必要がある。ただ、垂水では、民間のホテルなんてないとは言いませんけれども少ない。そんな中でそこを利用できるかという、難しい問題がある。

私これ思うのは、これ教育長でもお答えしてほしいんですけど、多分学校施設の耐震性は達成できるとは思わぬんですけども、それについて、達成できているのかできていないのか、それちょっと回答していただいて、私の考えでは、これ学校施設については耐震性は整っていると理解しています。そうすると、学校施設をもし移転先、壊れた場合の移転先、学校施設を利用するのも一つの方法ではないかなというふうに思います。その点について、まず1点。

そして、避難のあり方、これについては、鹿児島市での震度6弱以上の起きる確率というのは、冒頭で話しましたがけれども、熊本が7.6%、鹿児島が18%、10.4ポイントが差があると。だけど、今回は、熊本の7.6%のところで発生しているということは、鹿児島県と同レベルの垂水市も危ない状況なんです。だから、新庁舎建設までは間違いなく年数がかかる。そのために

は、やはり、防災訓練、今やってますけれども、庁舎内での防災訓練も必要になってくると私は思っています。特に、職員みずから動ける立場にあるかもしれません。だけど、訓練やるのとやらないのとは全然違う。ましてや、庁舎内には、昼間には市民もおられる。市民の避難の誘導のあり方についても、これは必要になってくると思います。だから、庁舎内での避難訓練についてのあり方について検討する価値があるのではないかなと思いますけど、その点をまずお答えいただきたいということです。

もう一点は、市長が一刻も早く庁舎建設するように指示を出したということです。これについては、3月議会のときに答弁は変わっているということですから、新庁舎の今後の見通し、流れるにはどういうふうに進むのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

**○教育長（長濱重光）** 御質問の市内におきます小中学校の校舎等の耐震化についてでございますが、本市におきましては、20年6月から21年11月にかけて、全小中学校において、第2次診断を行いました。それらを受けまして、現在のところ、全小中学校において耐震化は図られております。

御案内のとおり、その過程の中で中央中学校につきましては、大規模改造に合わせて耐震化を図り、そして、本年3月までには、最後に残ってございました水之上小学校の体育館の耐震化を図ったところでございます。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** それでは、先ほどした職員の避難訓練について総務課のほうでお答えいたします。

先日は、庁舎の火災を想定した避難経路と消防用設備等の配置図を財政課に置いて、職員へ周知いたしております。火災と地震では、被災状況に違いがあるかもしれませんが、避難経路に大差はないと思っておりますので、今回

の財政課からの周知を活用してまいりたいと考えているところでございます。

また、市民を巻き込んでの誘導訓練についての御提案をいただきましたが、市民を巻き込んでの誘導訓練というのは、今のところ実施は難しいのではないかと考えます。職員が市民の役割を果たしての誘導訓練であれば実施はできるかもしれませんが、やはり、市民の方にそこへの参加を御理解いただけるのは、なかなか難しいものではないかと考えます。

何よりも、先ほど申しましたように、もちろん職員も自分自身の身の安全を図ることは大切だと思いますけれども、やはり、公務員としての責務、これをしっかりと自覚した上で職員が発生状況から迅速な行動がとれるような体制づくりを目指してまいりたいと考えます。

以上でございます。（発言する者あり）

庁舎が使えない場合の学校の代替施設としての検討でございますけれども、確かに学校のほうは耐震化をしておりますので、地震があっても、それなりの庁舎の形状は残す可能性はあろうかと思えます。ただ、避難所としてまず学校をするわけですので、そこにまた、今度は庁舎の機能を持っていくというのはいかがなものかと。学校もまた授業も再開する時期もございますので、学校そのものをまず代替というのはちょっと考えられないかと思えますけれども、体育館等は、またその検討の余地はあろうかと思えますので、そこはまた教育委員会との協議が必要ですので、今のところは答えようがないというのが実情でございますので、御理解いただきたいと思います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 堀内議員の新庁舎建設の今後の見通しについてお答えをいたします。

新庁舎の建設の見通し、いわゆる進め方につきましては、これまでの議会で答弁をしてきておりますけれども、改めてお示しさせていただ

きます。

まず、新庁舎の建設に関する調査・検討を行う副市長を委員長といたします組織を立ち上げ、新庁舎建設の検討結果報告書を取りまとめます。そして、それを市長に提出をいたします。次に、この庁舎検討報告書を議員の皆様にご説明をした後、市民を交えた仮称でございますけれども市庁舎等建設検討委員会で、新庁舎建設に関する基本構想案の策定に入ります。策定後、基本構想案を議会の皆様を初め、市民の方々に公表いたします。以降は、事業手法の選択によって変わるとは思いますが、一般的には、基本設計、実施設計、建設工事という流れになるものと思われま

す。また、建設のスケジュールについてですけれども、庁内の検討結果報告書にとりまとめる予定でございます。庁舎の機能や位置、事業手法、財源、そして、市民との合意形成など、相当の期間を要する作業があることを想定いたしておりますけれども、先ほど市長からもありましたとおり、少しでも早い供用開始を目指したいと考えております。

**○堀内貴志議員** 総務課長の質問にちょっとお願いというか、していきたいんですけど、今、移転先、学校を扱う考えはないとおっしゃいました。垂水で具体的にどこに移転先を考えておると決めてあればいいんです。垂水で耐震化の整っている建物があればいいんです。それが無い以上は、やっぱり耐震化が整っているところを利用するのも一つの方法ではないかなと思います。学校の施設を使わなければどこの施設を使うと、より具体的にそこまで考える必要があるから、今回の質問のテーマにしましたので、その点についてちょっと前向きに今後検討していただきたいというふうに要望としておきます。

そして、避難のあり方について、火災訓練をしているから地震のときの訓練は必要ないとい

う意味だったと思いますけど、私は、火災と地震は違うと思うんです。それで、想定は違うと思うんです。その想定を違ったところで火災訓練もする、地震の想定訓練もする、これも必要になってくる。市民を交えての訓練はしないとおっしゃいましたけれども、市民は入れなくてもいいんです。市民を想定して職員に市民になってもらえばいいんです。そんな訓練をする必要があるのではないかなと思いますので、その点についても前向きに検討していただきたいというふうに要望を出しておきます。

3番目の質問に入ります。今、具体的な事業計画についてお話がありました。私、先日、新庁舎の建設の手法については、従来の一般方式と、あとPFIだとかPPPとかいろんな方式があります。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法、現在、浜平地区で建設計画をしている道の駅もPFI方式によるものだというふうに理解しています。

先日、大崎町で開催された公民連携事業、新しいスキーム活用によるまちづくりと、いわゆるPFI事業の勉強会に行ってまいりました。大変勉強になりましたというのが率直な感想です。

PFI法に基づいて民間事業者からみずから資金調達を行って、設計、建設業務を一体的に行い、施設整備直後に所有権を市に移転した後に、民間事業者が維持管理及び運営を行う事業手法です。うまく事業が成立すれば、実際の手持ち資金が少なく済む点も魅力の一つだと思います。

全国的にはPFI手法を活用した公共施設もたくさんあります。垂水市の場合も、その可能性について調査する価値があると思いますが、このPFI手法についての見解をお聞きいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 堀内議員の3回目の御質問でございます。PFIを活用した庁舎建設についてお答えをいたします。

新庁舎建設の事業手法といたしまして、公共建設工事では、従来から最も多く採用されております設計・施工分離発注方式、また民間工事で広く行われております設計・施工一括発注方式、そして民間資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的かつ効果的に行うPFI方式があり、それぞれのメリット、デメリットをしっかりと見きわめ判断していかなければならないと考えております。

また、議員から御提案いただきました施設整備のサービスということにつきましても、また今後検討の課題として参考にさせていただきたいと考えております。

**○堀内貴志議員** このPFI事業につきましては、議員の皆様方にも閉会日、研修があるようですので、ぜひとも皆さん受けていただいで一緒に勉強したいと思っております。

このPFI、例えば佐賀県武雄市、市営図書館あります。ツタヤとスターバックスコーヒーを併設した事業、これもPFI事業の一つ。ほかにも全国には多数あります。千葉県の木更津町、埼玉県の大宮区、あと沖縄県の糸満市なども民間活力を活用した庁舎建設に取り組んでいるところですよ。

垂水市の場合は、例えば銀行、郵便局、JAと連携するだとか、あと商店街と連携するだとか、あとスモールオフィス、小さなオフィスをたくさんつくって賃貸で貸し与えるだとか、あと高齢者のシェアハウス、高齢者同士がみんなで見守る家のことですよ。こういうのも庁舎の中につくってもらいと、市民が利活用できるのではないかなと。さまざまな事業が考えられるので、ぜひともPFIについて前向きに可能性を調査した上で検討してほしいということを訴えておきます。

次に、2問目。時間がなくなってきました。2問目に入っていきます。

垂水徳洲会病院の存続についてです。市長が一生懸命取り組んでおられる。ある程度理解できました。これは市長の公約の一つでもあります。安心への挑戦の中で、医療・介護・福祉の充実は欠かせない一つでもあります。この徳洲会病院の存続は、その重要な課題でもあると思います。民間の病院ですが、78床を持つ病院施設が垂水市からなくなるという、撤退したということを見ると、一番困るのは市民です。垂水市自身が困るんです。医療関係で市民に不安や不便を与えて、ひいては命の危険さえも伴うことが予想されます。仮に徳洲会病院がなくなっても、それに見合うだけの医療の提供を垂水市が指定管理を任せている、垂水中央病院がやってくればいいですよ。しかし、現実的には、そのことは特に病床数に限りがあるので難しい問題になってくると思います。

垂水徳洲会病院はこれまでほかの病院にできなかったことも行ってきているわけです。もっとわかりやすく言うならば、他の病院で診察してもらわなかった患者も、時間に関係なく、24時間365日診察をしてくれた。家族や生活環境でどうしても家で面倒見ることができない患者も親身に相談に乗ってくれて、入院を受け付けてくれたと、などとさまざまな取り組みをしています。まさに徳洲会病院の理念として、地域医療の中で、命を安心して預けられる病院、健康と生活を守る病院、そんな理念にかなう事例もたくさん聞いています。垂水市にとっても、徳洲会病院はなくてはならない病院ということに間違いはないと思っています。病院存続に向けた取り組みについて、ほかに垂水市にできることはないのか、今後の考え方についてお聞きいたします。

○市長(尾脇雅弥) 先ほどもお答えしたとおりでございますけれども、今の堀内議員のほう

から、垂水の徳洲会病院についてのお話がありました。私もそのことは十分認識をしております。ですので、今後もしっかりとそのことを胸にとめて、まずはしっかりと存続をしていただけるように働きをしていくということだというふうに思いますので、そのような形で御理解をいただきたいと思います。

○堀内貴志議員 垂水徳洲会病院が撤退すれば、市民に多大な影響を与えることは必至です。今後、市民の動きも請願、署名活動など動きが出てくるものと思いますし、私も先頭に立って存続に向けた働きをしていきたいと思っています。

垂水市も垂水徳洲会病院の存続に向けて、ただ黙っているのではなく、粘り強く、徳洲会グループとの折衝を経て、できる限りの最善策を尽くして取り組んでいただきたいと思います。

また、議員の有志の皆様も垂水徳洲会病院の存続に向けて、賛同し、御協力をいただきますようお願いしまして、このテーマは(発言する者あり)質問を終わります。

大きな3問目に入ります。

熊本地震の影響で、観光面について、全体的に影響している。しかし、ゴールデンウィーク中においては、イベントをやると増加したと。交流人口は増加したというふうに理解しました。これは何かのヒントになるのではないのでしょうか、今後の活動について。

本当は2問目で今後の観光振興対策についてお聞きしようと思いましたが、課長がもう1回目で答えられましたので、それを補足して話をしますと、まず民泊についてです。今回、年内の実施の民泊が軒並みキャンセルになってる。この呼び戻す手だてはないものかと。これが一番の問題になってくると思います。

民泊受け入れ家庭では、子供たちに種まき、植えつけ、そして収穫等の農業体験をさせるために、年間計画を立ててお金をかけて準備をしているところもありました。

また、熊本地震直後の4月21日から民泊をする予定であった姫路市の中学校については、来県直前にキャンセルになりました。この民泊受け入れ家庭では、準備した歓迎のプラカードも無駄に終わり、またおもてなしのために予約しておいた加工肉もキャンセルがきかずに購入をし、結局のところ夫婦で食べたというところもありました。さらに農業体験のために準備した苗床やお菓子づくりの体験の材料などが、その目的が達成できずに無駄に終わったと話されたところもありました。

民泊受け入れ家庭では、垂水市のイメージアップと観光振興のためにそれぞれの家庭で工夫されて喜んでもらえるようなおもてなしを考えていたようです。

昨年8月、桜島の噴火警戒レベル4の引き上げのときにも同じようなキャンセルが相次いだ。そのときに民泊担当のNPO法人の方々、積極的に相手先のところまで赴いて、鹿児島県や垂水市の安全性について説明をして、観光客離れに効果を得たと聞いています。今回、そのような活動はできるのかできないのか、それをお聞きしたいと思います。

そして道の駅。昨年6月の二川土砂災害による国道の通行どめ、さらにその桜島噴火警戒レベル4の影響で、昨年実績、来館者数、年間売上数ともに減少したと聞いています。ことしはまさにこの熊本地震の影響が危惧されるところでもあります。

この道の駅たるみずとといいますと、昨年夏には、日本自動車連盟JAF九州本部が行った、あなたのイチオシ道の駅グランプリで、鹿児島市の桜島火の島めぐみ館の第1位に次いで第2位だった実績があるわけです。もっと積極的な攻めの広報をすることで、来館者数の増加につながることはできるのではないかと思いますけど、その点どうでしょう。

あと森の駅です。この4月から財宝さんが指

定管理になって飲食を充実させています。そうめん流し、マス釣り開設したり、6月11日からはビアガーデンもオープンさせました。指定管理になった森の駅、財宝さんが運営管理しています。現在、毎日のようにテレビで森の駅のコマーシャルをしている。ということは、私はこのコマーシャル見た人は、必ず垂水市にやってくるものだと思っております。

市は広報費を出さなくても、財宝さん、森の駅が広報費を出して垂水市をPRしてる。それを見た人が必ず垂水にやってくる。そうすると、その垂水にやってきた人たちを森の駅から道の駅、ほかの施設に呼び込む手法、手段、これが必要になってくるものだと思いますけど、この点についてどう思われるか。一言で結構です、御回答お願いします。

**○水産商工観光課長（高田 総）** まず、熊本地震に対する影響への取り組みでございますが、さまざまなことを考えまして、いろいろメニューを考えまして、ふるさと応援基金の提案、沿った形でそういう情報発信、そういうのができますように、ふるさと応援基金のほうにも提案してまいりたいと考えております。

道の駅におきましても、温泉のほうも今調査が終わりまして、今回の補正予算で再開に向けて事業をやってまいりますので、温泉も情報発信をしながら指定管理者と連携して取り組んでまいります。

森の駅におきましても、いろいろな取り組みにおきまして、先ほども申し上げましたようにゴールデンウィークの交流人口がふえております。今後も協議を重ねて、きちんとした形で進んでいけますように、指定管理者と鋭意連携しまして取り組んでまいります。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ぜひ交流人口の増加に向けていろんなイベントを取り組む。その中に秋に大きなイベントもありますので、ぜひともそれに

も支援をお願いしたいというふうに思います。

国は、政府は5月31日の閣議で、熊本地震補正予算で計上した7,000億円の予備費のうち、第一弾となる1,023億円の使い道を決定し、そのうち観光振興に向けた支援プログラムとして、九州での旅行費用で最大7割補助する仕組みの創設に180億円を充て、夏のシーズン前に観光客の回復を狙う予算を打ち出した。鹿児島県だと、7月から9月は最大で50%、10月から12月が40%割引になり、旅行者は初めから料金が割り引かれた旅行商品を購入するシステムで、ツアーを企画した旅行会社が県から補助金を受け取ることになってると。

この国が打ち出した観光振興に向けた支援プログラム、民泊を含めて垂水市の観光誘致に活用できないものか、その見解についてお聞きいたします。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 今回の支援につきましては、今議員がおっしゃいましたように、国が観光需要回復に向けた短期的な対応としまして、九州観光支援のための割引つき旅行プラン助成制度を創設するものでございます。これにつきましては、割引率からわかりますように、まずは夏休み期間等における早期の旅行需要を喚起する取り組みとなっております、上限につきましては、1人2万円から3万5,000円までと設定されているようでございます。

県に問い合わせしてみましたところ、まだ詳細については決定していないとの回答でございましたので、今後につきましては、本市の宿泊施設においても、この制度が活用されますように、情報収集に努めて関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** あらゆる手段をとって、利用できる事業は最大限活用して、垂水市の観光客をふやす、交流人口の増加を図る取り組みが必

要なんだということです。特に深刻なのは民泊です。NPO法人の代表と連携をして、広報活動、鹿児島県垂水市は安心安全なんだということを広報営業してほしい。民泊の普及にぜひともしっかりと取り組んでほしい。民泊を復活してほしいということを強く訴えて、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池之上誠）** 次に、2番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

**○梅木 勇議員** 各地で田植えが始まりましたが、鹿児島气象台は6月4日、九州南部が梅雨入りしたと見られると発表しました。沖縄、奄美に続くもので、平年より4日遅いとのことあります。大雨や台風災害の発生しやすい季節となりましたが、昨年は降り続く長雨により、牛根、二川、深港の山腹を多量の地下水が浸食し、山の崩落により土石流が深港川に流れ、川沿いの農地や住宅に浸水。橋桁には巨石が流れだまり、地域の皆さんは不安な日々を過ごされましたが、あれからもうすぐ1年になりますが、現場では防災工事が進められています。

市木地区では災害がないようお願いながら、災害に備え、6月に入り、毎年行っています振興会ごとの自主防災、図上マップづくりをし、私たちの下市木では、11日に危険箇所や避難経路の確認を行ったところです。また、7月3日は自主防災訓練を行うことにしています。

災害といえば、4月14日から16日にかけて、最大震度7を観測史上初めて2回記録した熊本地震は衝撃的な出来事で、益城町や熊本市を中心に甚大な被害が発生し、交通インフラが寸断されたり、ライフラインははずたずたとなり生活に大きな影響を及ぼしています。

政府は、国が自治体の行う復旧事業を肩がわりできる大規模災害復興法に基づく非常災害に指定しました。

地震からちょうど2カ月の本日の南日本新聞

では、熊本、大分両県で建物損壊14万5,000棟を超え、避難者は現在でも6,000人を超えています。地震による死者は49人、安否不明1名、避難生活によるエコノミー症候群等の関連死の疑いは20人と報道されています。亡くなられた方々への哀悼の気持ちをあらわし、被災者にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うところでございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず、地震対策について質問します。

建築物水道管の耐震化について、平成23年3月に作成された、平成23年度から平成27年度までの垂水市建築物耐震化改修促進計画によると、耐震化を促進するための環境整備として耐震診断、耐震設計を行う建築事務所、耐震改修を行う工務店の登録を行い、住民が登録名簿を閲覧することにより、耐震診断、耐震改修を支援を行いますとありますが、登録の現状をお聞きします。

次に、この改修促進計画では、耐震化目標を住宅・市有公共建築物、民間特定建築物のいずれについても、平成27年度までに耐震化率を90%以上とすることを目標としますが、平成27年度の目標年度が終わり、目標は達成されたのか。検証の結果と住宅、市有公共建築物、民間特定建築物ごとに耐震化率をお聞かせください。

なお、市有公共建築物の小学校、中学校は耐震化が図られたと聞いていますが、防災上重要な建築物、災害応急に必要な拠点施設、救護活動に必要な救護施設、避難所として位置づけられた避難施設はどうか、お聞かせください。また、水道管に対する耐震化の現状と対策をお聞かせください。

次に、地域おこし、活性化について質問いた

します。

各地でいつしか途絶えていた芸能や行事が復活されたり、毎年営々と伝統文化や催し事が継承され、また新たなイベントが行われたりし、つかの間のひとときを楽しむ。このようなことのユニークさや特色があれば、地域外からの交流人口につながっていく。また、特産品の流通を拡大する。地域に活性化が生まれ、薄れていた元気や活力が戻ってくる。このようなこと等が地域おこしの大きな要素であると思っています。

これまで地域おこしにつながる取り組みとして、交流人口面からいえば、ツーリズムとスポーツ交流もその一つであると思います。農業・漁業の6次産業化も推進されております。また、第4次総合計画に基づく地域振興計画づくりも進められておりますが、これまでの取り組みをお聞きします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○土木課長（宮迫章二） 建築物の耐震化についてお答えいたします。

まず、垂水市建築物耐震改修促進計画について御説明いたします。

国は、平成7年に建築物の耐震改修の促進に関する法律、平成18年に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を策定し、県は、平成19年に鹿児島県建築物耐震改修促進計画を策定。垂水市でも平成23年に垂水市建築物耐震改修促進計画を策定しています。

策定時の住宅の耐震化率は、平成22年度の固定資産台帳をもとに49.5%と推計されています。また、市有の公共建築物については、耐震化率は52%程度、民間の特定建築物については、耐震化率は73%程度と推計されています。

本計画は、国の基本方針及び県の耐震促進計画を踏まえて、平成27年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率90%を実現することを目標とし、また、市有の公共建築物については、建築

物の現状、重要性等を勘案して、ここに耐震化を推進するものとしております。

まず、登録の現状についてお答えいたします。この計画の中で耐震化を促進するための環境整備として、耐震診断や耐震設計を行う建築士事務所等の登録を行い、それを住民が閲覧することで耐震化の支援を行うとなっておりますが、現在は、市においての登録業者はございませんが、問い合わせがあれば、県の建築協会や建築士事務所協会を通じ、専門業者を紹介したいと考えているところでございます。

次に、耐震化率は目標を達成されたのかとの御質問にお答えいたします。

計画では、耐震化率90%を実現することを目標としておりますが、平成27年度末での耐震化は、住宅につきましては市民からの問い合わせもないことから、余り進んでないのではないかと考えられます。

東日本大震災や今回の熊本震災後も、耐震等に関する相談もほとんどないことから、市民の皆さんは、垂水は台風常襲地帯であり、かねてより災害に対しての備えがあることや大きな地震も少ないことから、関心が薄いのではないかと考えられます。

また、市有の公共建築物につきましては、教育施設であります小中学校の校舎、体育館につきまして優先して行っておりまして、平成20年度から耐震診断を行い、耐震性のない建物につきましては、耐震補強工事や建てかえ工事を行って平成27年度で完了しておりますので、耐震化率は61%となっております。

その他の市有公共建物につきましては財政的なこともありますので、関係課との協議により耐震化を進めていくことになると考えております。

なお、民間の特定建築物につきましても耐震化は進んでおりませんが、耐震改修促進法に基づき、県と協力し、その所有者に対しての周知

や必要な指導等を行うなど促進を図っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○水道課長（北迫一信） 梅木議員の建築物水道管の耐震化の水道管についてお答えいたします。

3月議会におきまして、川越議員から耐震診断業務の結果についての御質問があり、垂水市水道事業の基幹管路が、鹿児島湾直下地震等で想定震度6強の地震に耐えていけるかを総合評価したもので、当面の目標を耐震性が低いバツ判定や三角判定の評価の出た路線について優先し耐震化を図っていくほうが望ましいと、平成26年度実施の耐震化診断について御説明したところでございます。

その診断結果に基づきまして、今後、国が示す重要給水施設管路の整備を重点に、その他の更新計画も作成した上で、全ての計画の詳細を図りながら耐震化を進めていきたいと考えております。

現在、垂水市上水道の管路耐震率は20%に満たない状況でございますが、水道管の耐震化事業には莫大な費用がかかります。国庫補助事業または起債事業を活用し、資金面の強化を図っていかねばなりません。国庫補助事業の採択基準に該当しないと資金繰りは依然と変わらず厳しい状況にあります。毎年行う建設改良費とは別に、平成29年度から事業費3,000万円で計画した場合、平成32年度には赤字になる見込みでございます。

また、耐震化とは別に老朽管によるビニール管等の更新事業、耐用年数の経過に伴う取水、送水等のポンプ類、浄水設備、滅菌設備等の更新も必要不可欠となってくることから、今後耐震化整備計画を十分検討していかねばならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（高田 総） 梅木議員の

地域おこし、活性化について、私のほうからはツーリズムにおける交流人口、教育旅行とスポーツ合宿並びに水産業における6次産業化のこれまでの取り組みについての質問にお答えいたします。

本市の教育旅行は、民泊及び体験型を基本としており、国内の教育旅行につきましては、平成21年度から受け入れを開始し、平成27年度までに民泊を61校8,750人、餌やり等の体験のみを45校6,201人、インドネシアの教育旅行につきましては、平成25年度から受け入れを開始し、平成27年度までに12校316人を受け入れてきたところでございます。

また、スポーツ合宿につきましては、平成12年度から受け入れを開始し、平成27年度までに142団体4,645人を受け入れてきたところでございます。

教育旅行やスポーツ合宿におきましては、これまで受け入れ拡大に向けたさまざまな取り組みや温かいおもてなしにより、本市を訪れていただいた皆様には大変喜ばれているところでございます。

続きまして、水産業における6次産業化につきましては、トップセールス並びに物産展や商談会の開催により、継続的に支援を行っており、垂水市漁協やさと丸水産、森山水産、小浜水産において、多くの加工品が商品化されているところでございます。

最近におきましては、小浜水産が取り組んでおりますカンパチを6キロ前後まで成長させたビッグカンパチが、アカバナという呼び名でテレビ放映され、本市の水産業を全国に広くPRできたところでございます。

本市の6次産業化の目的でございます、加工してわかる仕組みをつくるという観点からも、徐々にその成果が見えてきたと考えているところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（川畑千歳）** 梅木議員の農業の6次産業化のこれまでの取り組みについての質問にお答えします。

農林業の振興を図るために、新規就農者の確保や担い手農家の育成、支援に取り組むとともに、農業経営の多角化を図り、農業所得の向上を目指そうと、本市では、農家と行政と一緒に農産物の生産加工や企業型農業経営の先進地視察を実施しております。その中で、平成26年度に農業経営者が地元で生産された農産物を原料とし、新商品等の事業化の取り組みに必要な機械や施設等の整備に係る費用に対して助成する、市単独事業6次産業化推進整備事業補助金を創設しました。

同制度で、平成26年度にはビワの加工に係る補助金を1件交付し、平成27年度は、大野のつらさげ芋の加工に係る補助金を1件交付しております。平成28年度におきましては、熟成サツマイモの新たな流通を開拓する取り組みについて事業を進めております。このように少しずつではありますが、農業経営者の6次産業化への取り組みが進んでおります。

また、法人におきましては、垂水特産のサヤインゲンを原料にしたスープなどの加工販売事業者を初め、豚の生産から加工・販売までを行う事業者やマンゴー等の生産から加工・販売までを行う事業者など、6次産業化への動きが見られ、そこには雇用も生まれていると考えております。

以上です。

**○企画政策課長（角野 毅）** 梅木議員の地域おこし、活性化についての1回目の御質問のうち、地域振興計画についてお答えをいたします。

第4次垂水市総合計画における地域づくりの基本構想は、地域振興計画に基づいたまちづくりを推進することとしております。地域振興計画につきましては、市内9地区中8地区が策定済みで、残る垂水地区でも、本年度中の策定に

向け協議をされております。

策定済みの各地区におけるこれまでの取り組みといたしまして、大野地区はつらさげ芋のブランド化や閉校後のプールを活用したニジマスの養殖、空き家改修など、交流人口や定住人口をふやす地域づくりに取り組んでまいりました。

平成25年度に共生・協働型地域コミュニティづくり推進優良団体表彰で県知事賞、大隅の地域力表彰で大隅地域振興局長賞、平成27年度過疎地域自立活性化優良事例表彰で連盟会長賞、共生・協働のむらづくり運動表彰で県知事賞を受賞しております。

水之上地区はフラワーロード整備事業に係る三和営農組合の立ち上げや菜の花ロード拡大事業、地域づくりイベントでございます生活笑楽校の実施、女男河原祭りの充実などに取り組んでおり、平成26年度共生・協働型地域コミュニティづくり推進優良団体表彰で優秀賞を受賞しております。

新城地区は、スポーツ、健康増進と交流促進に係るグラウンドゴルフ場の整備や物販施設おたけどんの郷の改修などに取り組み、平成25年度豊かなむらづくり全国表彰において、農林水産大臣賞を受賞しております。

牛根地区は行動計画におけるキーワード「交流によるまちづくり」としまして、ふれあい餅つき大会の実施や災害時に孤立する岳野の集落の防災機能強化など、安心安全な地域づくりに取り組んでおります。

松ヶ崎地区は、道の駅のレンタサイクル導入や幸運の釣鐘設置、稲荷神社整備事業などに取り組み、地区の着地型の観光地化を目指したまちづくりを推進しております。

終原地区は、安心安全な環境づくりとして、街路灯のLED化やふれあいの拠点整備として、公民館改修、植栽などによる地域づくりに取り組んでおられます。

境地区は、約30年ぶりとなる盆踊り大会を復

活させたほか、交流拠点施設境浜ふれあい館を建設し、物販や地区の憩いの場として活用されております。

協和地区は、海瀉造船場跡地の看板やさくら公園内の手湯施設など、地区の眠っている資源を活用した新たな観光スポットの設置や温泉による地区PRに取り組んでおります。

残る垂水地区におきましても、各地区のように住民主体の計画に基づく特色ある地域づくりが持続可能な形で推進されるよう、策定に向けて地区の方々が活発に協議されているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。それでは、一問一答方式でお願いいたします。

地震対策について、平成27年度までの耐震改修促進計画が終わり、先ほどの答弁では、住宅民間特定建築物については相談もなく、耐震化が進んでいないというようなことでございました。

建築基準法の耐震基準を満たしていない建築物について、今後、どのように対応していかれるのか。新たな改修促進計画を策定し、改修促進を推進しなければならないと思いますが、計画作成についてお聞かせください。

次に、危険ブロック塀の対応について、熊本地震によるブロック塀の倒壊により、29歳の男性が亡くなっていますが、本市においては、垂水市地域防災計画でも擁壁ブロック塀の工作物対策の項で擁壁の安全化、ブロック塀の安全化について、建築基準法に基づく修繕、補修等の安全化指導や修繕、改修指導を実施するとあります。これらに対する調査、安全指導についてお聞かせください。

また、仮設住宅用地の選定について、国は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、平成23年10月に仮設住宅用地の選定を全国自治体に促したとされており、新聞報道によ

ると、全国で近年起きた大規模地震後に建てられた仮設住宅は、全半壊した住家の2割から3割、これを踏まえ、県は、避難者の3割に仮設住宅が必要になると仮定して、最大必要戸数を算出し、市町村に候補地選定を求め、県内全43市町村が建設候補地を既に選定しているとなっています。本市の最大必要戸数と選定場所、建設戸数をお聞かせください。

**○土木課長（宮迫章二）** 平成27年度までの耐震改修促進計画が終わり、新たな計画を策定されるのかとの御質問にお答えいたします。

計画策定期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとしております。

本計画は、国、県と連携して策定しておりますが、県においても、国土交通省が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に定める計画期間に合わせ、平成19年から平成27年度までとする。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、本計画を運用するとされているため、本市においても、本計画に基づき、引き続き既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきたいと考えております。

**○総務課長（中谷大潤）** 危険ブロックへの対応についてお答えいたします。

まず、調査につきまして、平成22年度において、振興会長さんの協力を仰ぎ、傾いているブロック塀やひび割れ、倒壊のおそれのある危険ブロック塀の調査を実施した経緯がございます。

議員仰せのとおり、過去の地震災害等において多くのブロック塀が倒壊し、大きな被害や事故が発生しています。ブロック塀が倒壊し道路をふさいでしまうことで、災害時の避難経路の封鎖や消防救助活動の妨げなど、さまざまな問題の要因となっていますことから、報告箇所を職員が現地確認をしまして、危険ブロック塀については所有者へ修復等の依頼をして安全確保

に努めているところでございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 続きまして、仮設用地の選定についてお答えいたします。

応急仮設住宅建設候補地につきましては、平成16年に発生しました新潟県中越地震において、迅速な応急仮設住宅建設用地の確保が大きな課題となったことから、平成16年12月に鹿児島県住宅連絡協議会として、応急仮設住宅建設候補予定地リストの作成のため、候補地選定の依頼があり、平成17年度に作成されたところでございます。

この応急仮設住宅建設候補地リストは、3年を目安に見直しを行い、平成26年4月のものが最新となっております。

垂水市では、鹿児島県地震等災害被害予測調査によりまして、応急仮設住宅必要戸数214戸に対し、学校用地以外の中央運動公園、多目的広場や三和センターグラウンド、旧協和中学校グラウンドなど、市内14カ所の候補地に建設可能戸数305戸を確保しているところでございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。危険ブロック塀の対応については、特に児童生徒の通学や災害時の避難経路については安全性の向上が求められますので、徹底した指導をお願いしたいと思っております。

それと、今仮設住宅が305戸の予定だというふうなふうでございましたけれども、これは305ちゅうのは、私が申し上げました計算等に基づいて県からの依頼数だったのか、お聞かせください。

**○土木課長（宮迫章二）** 鹿児島県からの必要戸数ということで、214戸ということで依頼を受けております。

**○梅木 勇議員** 続きまして、耐震化に対する支援について、住民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について、普及啓発に積極的に取り組みと、国の補助制度、住宅

建築物安全ストック形成事業及び地域交付金など活用を検討します。

また、耐震改修促進税制上の特例措置等の普及啓発や耐震融資制度の活用を図り、建築物の耐震改修を促進しますとありますが、住宅建築物安全ストック形成事業には、住宅建築物耐震改修事業、住宅建築物アスベスト改修事業、崖地近接等安全移転事業があります。

地域住宅交付金については、地域住宅計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないとなっています。これらの要件を満たし活用できるのか。また、事業の啓発周知の事業をお聞かせください。県内では、平成24年4月時点で14の市町で耐震化診断等改修費用の補助制度が設けられているようですが、本市でも検討できないか伺います。

続きまして、これまで市有公共建築物では、小学校、中学校の耐震改修は終了していると聞きましたが、市庁舎や避難庁舎となる建設施設等を行われていません。また、民間の特定建築物の耐震診断、耐震改修の実績はないとのことであります。

熊本地震に対して、新聞では、熊本県知事という言葉として、世界中の誰も想定する力はなかった、益城町町長は、誰も想定していないような事態と紹介されています。錦江湾には、鹿児島市に鹿児島湾西縁断層、垂水には牛根地区の海岸沿いに鹿児島湾東縁断層が存在します。先ほどの質問で堀内議員も申されましたが、先日公開された、今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示した全国地震動予測地図では、鹿児島市が18%、垂水市の中央地区でもそれに近いようであります。熊本市では7.6%です。それでも地震が発生しました。

庁舎については、新庁舎建設検討委員会で検討していくとのことですが、未改修施設等の今後の対策を、また、先ほど、県内で14の市町が、耐震化診断と改修に助成制度を設けて

いると申しましたが、鹿児島市では、耐震診断費用の3分の2、耐震改修費の2分の1を補助されているようです。身を守る対策として、寝室に強固なフレームを設置して揺れにくくする、耐震シェルターや寝床の上をフレームで覆う防災ベッドなどがあるようです。就寝中の高齢者などの弱者を守るためにも、これらを推進し、補助は考えられないか、市長にお聞きします。

**○土木課長（宮迫章二）** 耐震化に対する支援についてお答えいたします。

まず、周知についてでございますが、住宅などの耐震化を効果的に推進するために、鹿児島湾直下の地震を想定し、地盤の揺れやすさが認識できるように、予測進路マップを作成し、市内の小中学校及び公民館等に掲示し、公表いたしました。

また、建築所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び、知識の普及を図るため、パンフレットを作成し、全戸配布いたしました。

なお、市報にも掲載いたしました。市ホームページにも建築物耐震改修計画、地震防災マップ、パンフレットを掲載するなど、普及活動に取り組んだところでございます。

次に、住宅の耐震診断、耐震改修に対する助成でございますが、議員が言われましたように、県内でも助成をしている市町村もありますが、これまで本市においては、耐震等に関する相談もほとんどないことから、現在のところ、耐震に特化した助成は行ってはおりませんが、住宅リフォーム促進事業の中で耐震補強工事も対象としているところでございます。

今後、住民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について、普及啓発に積極的に取り組むとともに、要望がありましたら、助成も検討したいと考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 詳細に関しては、今、土木課長がお話をしたとおりでありますけれども、

今後、財源の問題もありますから、そのようなところをしっかりと検討するように指示をしていきたいというふうに思っております。

○梅木 勇議員 災害対応に必要な建築物、避難活動に必要な建築物の早急な改修計画の策定をお願いしたいと思います。また、補助の検討もお願いしたいと思います。

続きまして、地域おこし・活性化について質問します。

ツーリズム、つまり教育旅行の受け入れ家庭の皆さんと話をすれば、楽しそうに生き生きとして、宿泊した生徒をどこどこに連れていった、こんなことをしたとか話されます。教育旅行については、いち早く先進的な取り組みがなされ、市長の積極的取り組みのもと、インドネシアからも受け入れも行われております。

スポーツ交流についても、鹿実のサッカー部や、関西方面の大学野球が合宿に訪れていますが、今年度から改修が行われます陸上競技場の整備が終われば、さらなる展開ができるものと思われまます。

6次産業化については、企業や商品開発、生産の支援が大事だろうと思うところです。

また、ふるさと納税の返礼品については、さきの3月議会でも発言がありましたが、1品目の返礼品を多量生産できる企業も多々あるかと思いますが、平成27年度、県内で最も寄附金の多かった大崎町では、地元お菓子屋さん、正月とお盆が同時に来たようで大忙しだと紹介されていまして、地場産を材料にした商品、農畜産物等、生産量に限りのある家族経営や小規模経営者の地場産品も、期間限定や数量限定として取り扱うことも大事で、これが実現できれば、生産者の商店や、農家もふるさと納税制度を実感し、元気が出て、活性化につながるのではないのでしょうか。これらの取り組みを伺います。

○水産商工観光課長（高田 総） 梅木議員の

地域おこし活性化について、教育旅行とスポーツ合宿における交流人口と、水産業における6次産業化のこれからの推進についての質問にお答えいたします。

まず、教育旅行につきましては、民泊受け入れ家庭とさらに連携を深め、体験メニュー等の新たな提案など、環境のさらなる充実や、受け入れ家庭の拡大に努めてまいります。

また、スポーツ合宿につきましては、運動公園の改修等により環境が整備されますことから、さきほど堀内議員の質問にもお答えいたしましたように、教育旅行と同様、多くの皆様に本市を訪れていただけますよう、情報発信並びに誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、水産業における6次産業化につきましては、今年度は、垂水市漁協が取り組む高付加価値商品開発販路拡大支援事業において、新たに水産業新商品開発専門人材雇用支援事業補助金を創設し、消費者動向やマーケットニーズに的確に対応した付加価値の高い商品づくりや販路拡大を目的とした、専門的人材の雇用に向けて支援を行ったところでございます。

内容につきましては、計画の段階でございしますが、新たな商品といたしまして、カンパチの皮なしロインをスライスして、刺し身の柵に加工し、手軽な形で提供することで、機内食などの新たな市場への参入や、ふるさと納税の返礼品としての提案に向けた取り組みを行う予定でございします。

また、教育旅行で深いつながりがございしますインドネシアとの取引に向けて、マーケティング調査を行う予定でございまして、この事業により新規雇用者を2名予定しているところでございします。

今後も両漁協や水産業者と連携して、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○農林課長（川畑千歳） 農業の6次産業化の

これからの推進についての質問にお答えします。

市単独事業、6次産業化推進整備事業は、施行後3年目を迎え、事業見直しの時期に来ております。

今年度は、事業の推進はもちろんのこと、これまでの取り組みを検証しつつ、事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

さらには、農業の6次産業化を農業振興の柱の一つとして取り組むために、農業分野での6次産業化のあり方を検討し、今後の方向性を見出し、ソフト・ハード事業の導入につなげていきたいとも考えております。

以上です。

**○企画政策課長（角野 毅）** 梅木議員の市内の小売店の商品をふるさと納税の返礼品として活用できないかについてお答えをいたします。

市内小売店の菓子類や焼酎等につきましては、地元特産品であることから、垂水市商工会を窓口といたしまして、ふるさと納税の返礼品に取り扱うことで、現在、事業を進めているところでございます。

一部の市内小売店では、後継者不足や人手不足により、商品のPRや販路開拓が手薄となり、ふるさと納税返礼品を扱う上で、ウェブの商品掲載や、受注発送業務が困難であることから、垂水市商工会が販路促進支援事業及び業者間の連携業務のサポートを行うことで、市内業者の売上アップにつながるよう取り組んでいるところでございます。

先般5月30日には、垂水市商工会が主催となり、ふるさと納税出品説明会を開催したところ、15業者が興味を持たれ、参加をされました。

今後、15業者の中から厳選した商品のピックアップや、セット商品をつくり出すアドバイスやサポートを行っていただき、市と連携し、情報共有することによりまして、市内業者の理解を深め、売上の増加が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。これまでの取り組みや推進をお聞かせいただきましたが、これからも頑張っていたいただきたいと思います。

これからも多様な取り組みが必要であると思います。我が町は、海岸線が37キロにも及んでおり、錦江湾に面し景観に恵まれており、海に接する海岸線からの風景として、たるみず道の駅からの桜島、海潟漁港付近から眺める江ノ島、桜島、垂水地区海岸から見る錦江湾、新城宮脇公園から眺望できる薩摩富士とも呼ばれる開聞岳、それぞれの風景を感触することができ、県内でも有数の景観地であると思っております。

この資源とも言える魅力ある海岸線の景観を、住民の憩いの場として、また、垂水道の駅、海潟のさくら公園、垂水フェリー旧発着場跡付近広場、できるであろう南の拠点などを出発・終点として、ウォーキングやサイクリングなどを楽しめる海岸線として利活用を図るため、また、昨年4月から始まった垂水道の駅レンタサイクル、9月から始まった文行館のレンタサイクルの利用拡大につなげるためにも、護岸沿いの整備ができないか伺います。

次に、地域おこしにはさまざまな取り組みがありますが、国の制度として、地域おこし協力隊と集落支援員なる事業があります。

地域おこし協力隊については、都市部からおおむね1年から3年、派遣先へ移り住み、住民の生活支援や生産品開発などを行うもので、5月30日のNHKテレビ番組「鶴瓶の家族に乾杯」では、北海道厚沢部町で、農家と協力し合うアスパラガスの栽培者と、陶芸家の2人の地域おこし協力隊員とたまたま出会っているのが放送されました。このように、全国的に事業導入が進み、取り組みがなされています。

鹿児島県では、平成22年度に、西之表市、三

島村が各2人を採用したのが始まりで、ことし4月時点では、21市町村で導入されております。大隅地方では、志布志市が10人、曾於市、肝付町が各6人、鹿屋市が5人、大崎町、錦江町、南大隅町、各2人となっています。

集落支援員は、自治体が委嘱し、集落の目配りとして、集落の巡回、状況把握等を実施するもので、平成27年度は、鹿児島市22人、霧島市6人、鹿屋市2人で、県内36人となっております。これからの地域集落状況を推測すれば、これらの事業を導入すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○水産商工観光課長（高田 総） 梅木議員の地域おこし・活性化において、まず、新たな取り組み、本市におきましては、県の魅力ある観光地づくり事業の錦江湾しおかぜ街道景観整備事業において、垂水しおかぜ街道として、県と連携のもと、海岸線の整備を進めているところでございます。

事業の主旨につきましては、本市の37キロの海岸線を活用し、桜島や錦江湾などの美しい海浜景観を臨みながら、海岸線をウォーキング、サイクリングによる散策路として回遊し、豊かな自然を体感していただくことを目的とするものでございます。

本事業の構想は、議員が思い描かれているものと一致するのではないかと考えております。今後も県と協議を重ね、事業を進めてまいります。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員の地域おこし・活性化についての3回目の御質問にお答えをいたします。

梅木議員が御指摘されておりますとおり、地域おこし協力隊や集落支援員につきましては、いずれも国が推進している制度でございます。

地域おこし協力隊は、地域おこしの支援や住民の生活支援、地域協力活動を行いながら、そ

の地域への定住、定着を図る取り組みとしまして、平成27年度は、先ほど議員からございましたけれども、40名程度の協力隊員が活動しております。

隊員に係る報償費等の上限が200万円、その他の経費といたしまして、住居や活動車両の借り上げ料、旅費、消耗品や研修にかかる経費等の上限が200万円、合計で隊員1人当たり400万円を上限に、財源が特別交付税の措置とされる制度となっております。

また、導入に当たっては、真に隊員を必要とする地域からの強い要望が必須でございます。

1回目の答弁で申しましたとおり、本市は、第4次垂水市総合計画の基本構想によりまして、地域振興計画に基づくまちづくりを推進することとしております。各地区住民が望む将来像に向けた行動計画によりまして、各地区が特色ある地域づくりを、現在進めているところでございます。

大野地区におきましては、外部からの移住者がNPO法人を立ち上げ、地区住民と一体となって地域づくりに取り組んでいる先駆的な成果も上がっており、さまざまな表彰を受けるなど、各地区における地域づくりが住民みずからの力で推進され、活性化につながっております。

導入につきましては、地域からの要望があれば、検討結果を踏まえながら対応していきたいと考えております。

ただし、市全体を見据えた産業や観光などの振興策につきましては、より専門性の高い人材を確保する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。サイクリングについては、鹿屋体育大学に自転車部があり、鹿屋市ではプロの自転車チームも誕生し、毎年、錦江湾道路沿いを走破するツール・ド・おおすみや、かのやサイクルフェスティバ

ルも開催されています。南大隅町にも根占自転車競技場があり、肝付地域は自転車、サイクリングに対する環境は進んでいると言えます。

また、大隅サイクリング振興のため、ブルーロード構想もあるように聞いておりますが、推進が進めば、私の発言したことにもつながりますので、護岸沿い整備の検討をお願いいたします。

地域おこし協力隊については、地域の生活支援や外部からの意見を取り入れて、これまでにない取り組みの期待や、願わくば、隊員の移住への可能性もあり、任期後、約6割が残っているとの記事もあります。

また、期間中の報酬や経費も、先ほど課長も申されましたが、特別交付税として配分されるという、集落推進員についての報酬も特別交付税として配分されるようになっておりますので、ぜひ検討をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後1時25分から再開いたします。

午後0時15分休憩

午後1時25分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、感王寺耕造議員の質問を許可いたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまでございます。議場を見渡せば、傍聴者はゼロ、マスコミ関係者の方が1人と、大変寂しい状況でございますが、与えられた1時間、精いっぱい頑張っておりますので、よろしくお付き合いのほどお願いいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、早速質問に入らせていただきます。

災害時の防災拠点とデータのバックアップ対策について質問いたします。

市役所使用不可時の防災拠点については、さきの堀内議員の質問で了解しましたので割愛いたします。

データのバックアップ対策についての現状と今後の課題等あれば、総務課長、答弁願います。

次に、農水産業の6次産業化について質問いたします。

水産業の6次産業化については、さきの梅木議員の質問で了解いたしましたので割愛いたします。

一点だけ要望させていただきます。

水産業においては、国、県の補助金がほとんどないのが現状です。海潟、牛根地区は、養殖業者の経営が地域の活性化を担っているといっても過言ではありません。漁協の再建、また養殖業者の手取り収入が少しでも多く手元に残るよう、今後も万全を期すようお願い申し上げます。

農業の6次産業化について、農林課長に伺います。

これまでの市長答弁にもあったように、農業の6次産業化は、水産業と比較して進展が難しい現状です。現在までの取り組み状況と今後の課題、問題点、対策の方向性について答弁ください。

農地中間管理事業について農林課長に伺います。

全国でも、本県の取り組みの状況は著しくおくれており、さらに県内でも、本市は平成27年度目標の達成率において、離島の宇検村と並んでワースト1の争いを繰り広げております。担当部署が加入推進に向けて全力で仕事をしているのか、甚だ疑問です。加入推進が図られない理由、原因は何なのか、今後どのような加入推進の対策を図るのか、また昨年、加入要項の変更、手続の要件緩和がありました。国、県と、整

理して詳細に説明ください。

最後に、防災営農について農林課長に伺います。

被覆資材の張替事業については、桜島火山活動対策協議会の4市市長陳情、また議会協議会の各政党、省庁への中央要望の成果として、平成26年度より事業実施が開始されました。また、昨年の議会協議会の各政党、省庁への中央要望の折、県、国会議員の先生方のお力添えをいただいたおかげで、取扱要綱の緩和・再考、ルクスの計測時の条件緩和を農水省に認めていただきました。私も同席いたしました本年5月6日の鹿児島市役所で開催された桜島火山活動対策協議会でも、尾脇市長が張替事業が活用されていない現状について問題提起されております。本市では、いまだに利用者が出ておりません。事業の実施が図られない原因は何なのか。今後、どのような対策方向性のもとに陳情活動で勝ち取った被覆資材の張替事業を推進していくのか、明快に御答弁ください。

以上で1回目の質問を終わります。

**○総務課長（中谷大潤）** 大規模災害発生時のデータのバックアップ対策の現状につきましてお答えいたします。

行政が保有する電子データは市民の財産であり、確実に保管する必要があるため、本市では、通常では電算室内の装置を使用してデータのバックアップを行っております。

しかしながら、東日本大震災の発生を受けまして、自然災害や火災等により庁舎及び電算機器等に被害が発生した場合に備えるため、平成26年10月、いちき串木野市と自治体間相互データバックアップに関する基本協定を締結して、本市といちき串木野市において日々データの相互バックアップを行ってデータを保有し合い、緊急時に対する備えに万全を期しているところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（川畑千歳）** 感王寺議員の農水業の6次産業化についての質問にお答えします。

梅木議員の質問に対する答弁と重複するところもございますが、御了承ください。

農林業の振興を図るために、本市では、農業経営の多角化により農業所得の向上を目指そうと、6次産業化への取り組みとして、平成26年度に6次産業化に係る費用に対して助成する市単独事業、6次産業化推進整備事業補助金を創設したところで。

この事業の実績を申し上げます。

平成26年度は、ピワの加工に係る事業が1件、平成27年度は、大野のつらさげ芋の加工に係る事業が1件ありました。平成28年度は、熟成サツマイモの新たな流通を開拓する取り組みについて事業を進めております。

このように、少しずつではありますが、農業経営者の6次産業化への取り組みが進んでおります。

一方、個人事業主による取り組みであることから、労力、資金の課題もあり、法人による6次産業化事業と比較して、小規模な事業内容になっています。

今後は、これまでの個人事業主に加え、多様な事業主の取り組みにも対応できるように、農業分野での6次産業化のあり方を検討し、今後の方向性を見出し、ソフト、ハード事業の導入につなげていきたいと考えております。

続きまして、農地中間管理事業についての質問にお答えします。

鹿児島県では、公益財団法人鹿児島県地域振興公社が、鹿児島県農地中間管理機構の指定を受けて事業を推進しております。

本市においては、相談窓口業務や申請受け付け業務などを垂水市農業再生協議会が受託して行っております。事務局は農林課において、平成26年度及び平成27年度の農林課座談会や集落営農の会合などで事業説明を行い、一部地域で

はアンケートなどの啓発活動を行っております。

平成27年度は、新城地区を重点地区として推進してまいりましたが、最終的には地域の皆さんの意見がまとまらず、地域的な集積には至っておりません。

平成27年度の実績としましては、中央地区におきまして2筆16アールが農地中間管理機構を通じて集積が行われております。

議員の言われる事業が進まない理由でございますが、申請書類に実印や印鑑証明が必要など、申請手続に手間を要することや、申請から貸し付け開始までに最長で6カ月程度の期間を要するなど、農地法や農業経営基盤強化促進法による地権者から耕作者に直接貸し付ける手続に比べ、少々時間を要することが挙げられます。

また、周知・啓発については、垂水市農林技術協会だよりや集落座談会等での周知活動を初め、モデル地区、重点地区において啓発活動を行っておりますが、十分でない部分もありますので、垂水市農業委員会と協力しながら、農地中間管理機構の推進員や垂水市農業再生協議会の推進員と連携を図り、引き続き推進してまいります。

5月22日には、大野地区で第1回目の説明会を開催し、事業の推進に努めております。今後、水之上地区においても説明会を開催する予定であります。

事業の変更点についてですが、昨年との事業の変更点について、まず申請時期でございますが、平成27年度は当初3期でしたが、後で2期追加され、結果的に5期になっております。平成28年度は、当初から4申請期となり、年間を通じて均等に割り振られたため、申請から貸し付け開始までの期間が短縮される形に改善されています。

また、地権者と機構、耕作者と機構の貸し付け契約の際必要であった実印、印鑑証明書が相続未登記農地を除き、認め印でも契約可能とな

り、さらに農地の確認も登記簿謄本にかわり、農地台帳や税務課の土地課税台帳での確認が認められるなど、申請の簡素化が図られております。

契約が進むにつれて協力金等が交付されるわけでありませぬけれども、その中の1つ、地域集積協力金は、農業集落や大字、学区など、地域農業マスタープランであります人・農地プランの作成・実行のため、実質上の話し合いの単位になっている地域内の農地を機構に預け、機構から借り受け者に貸し付けられると、その地域に地域集積協力金が交付されるものです。今年度の交付額は、単位地域内の農地2割以上の集積で10アール当たり1万5,000円、5割以上で2万1,000円、8割以上で2万7,000円となっております。

また、既に農業経営基盤強化促進法による利用権設定がなされた農地を中間管理事業に乗せかえる、いわゆるA to Aであっても今年度も認められ、新たな要件として、中心経営体でない担い手への貸し付けであっても、それぞれ交付単価の2分の1の協力金が交付されます。

耕作者集積協力金は、自作地を機構に10年以上貸し付け、機構から借り受け者に集積されると、耕作者集積協力金が地権者に交付されるものです。今年度は、10アール当たり1万円となっております。

経営転換協力金については、変更はありません。

防災営農についての質問にお答えいたします。

被覆資材の張替事業につきましては、平成23年度から桜島火山活動対策協議会において、国並びに県へ事業要望を行い、平成25年度に補助事業化を図るとの回答をいただきました。平成26年度の事業実施に向けて、平成26年3月5日に事業説明会を行っております。

当時の被覆資材張替事業の実施要件では、1つ目、光線透過率の確認は水を含んだスポンジ

等で洗浄した後に実施すること、2つ目、洗浄後の被覆資材の光線透過率がおおむね70%を下回るもの、または火山活動による噴石等で破損したものなど、実施要件が厳しいものでございまして、光線透過率の測定には約50日を費やしました。

そうした中、事業計画書作成まで至った組合は3組合ありましたが、公共事業ですと単価が上がり、自分で張り替えたほうが安価であること、事業を実施するに当たり、補助要件の3名以上の参加農家の確保ができなかったこと、組合参加しようとする農家において、品目やビニールの厚さの統一ができなかったこと、組合員の中で事業実施以前に既にビニールの張り替えを行っていたため、更新時期や使用期間の違いなどにより、組合設立ができなかったことなどの理由で、被覆資材の張替事業導入に至っておりません。

昨年度、桜島火山活動対策協議会による国への要望活動時に、本県選出の国会議員や関係省庁に被覆資材張替事業の要件緩和を陳情していただき、先般、実施要件の緩和が通知されたところでございます。平成28年度予算編成に向け、平成26年度に取り組もうとしていた3組合に事業実施の可否を確認しましたが、1つ目の組合では、3戸の農家のうち1戸がことしまでビニールを使用するため、張りかえのタイミングが合わないこと、2つ目の組合では、実施できないとわかったときに個人で張りかえたことや、耐用年数8年以内の組合であったため、補助要件である3名以上の組合員の同意が得られなかったこと、3つ目の組合では、4戸の組合員のうち2戸は事業実施しない意向を示しており、8年経過していたことから、他組合員との新たな組合での事業実施を模索しましたが、ビニールの厚さなどの条件がそろわなかったことなどの理由で、事業ができる環境ではございませんでした。

先般、九州農政局より、鹿児島県を通じ、被覆資材の張替事業に関する要件緩和が示されました。変更された内容は、被覆資材の光線透過率が「おおむね7割を下回るもの」が「70%を下回るもの」に変更され、79.9%までと解釈することとなったこと、2つ目には測定方法につきまして、水を含んだスポンジ等で1平方メートル程度を洗浄した後、ハウス内と露天との比較で実施するが、水をかけるなどの方法で測定箇所に一時的に積もっている1平方メートル程度の降灰を除去した後と要件の緩和がなされました。

また、昨年の県への要望の中で、農家が自分たちでビニールを貼りかえる直営施工も認められたところです。

一方では、事業に参加する農家の作物の統一、ビニールの厚さの統一など、ハードルは高いものがあります。展張年数による採択基準の追加等も含め、粘り強く採択要件の緩和に取り組んでまいります。そして、被覆資材張替事業の説明会等を開催するなど、事業内容をしっかり農家に周知する努力を続け、事業の実施に向けて取り組んでまいります。

以上です。

**○感王寺耕造議員** 一問一答方式でお願いします。

まず、災害時の問題、データのバックアップの問題は、今、総務課長から説明があったわけですが、平成26年から垂水といちき串木野市、基本協定を結んだと。また一方で、南日本情報処理センター、MICとの形態という部分も聞いております。

ただ、一点だけこの部分で気にかかる部分がある、いちき串木野市も南日本情報処理センターも鹿児島県内にあるわけですね。そうした場合、私も小説を読んだり映画見たりするんですけども、その中で、ホワイトアウトとかブラックアウトとか、そういう部分の小説もございました。

また、ハリウッド映画の部分でも、また過重の電力によってホストコンピューターが壊れるという、そういう業界内部の戦い、そういった部分の映画を見たんです。そうなった場合、今回熊本で、震災であったように、やっぱ全県的な形でやられてるっていうことであれば、やはりこの辺も、先ほど総務課長申された、国の財産ですね、基礎データ。また、一方、市民にとっては、これは生活する上で重要なデータなんです。この部分について、広域と言いますか、もうちょっとやっぱ県内の部分も、ここを業務形態してきちっとデータを持っていくって方向性があると思うんですが、この分について1点です。

あと、熊本の場合も、罹災証明書とか。今回は、防災っていう部分はもう十分やっていただいていますから、市長のほうの指示で。震災、水害等あった後の問題、ちょっと私、今回論じたいと思うんですが、そういった問題、罹災証明書、戸籍、印鑑証明書、そういうような早期の発行の対策という部分がきちとなされてるのかという部分についてもちょっとお聞きしたいと思います。

3点目が、先ほど堀内議員の部分では、庁舎内の部分で災害訓練というか、災害の人員の割り振りという部分があったわけですが、私は庁舎外の部分です。災害が起こった後、どういう形でどの人がどのような役割を果たしていくのかという部分、この辺の割り振りがきちっとできてるのかという部分についてもちょっと質問したいと思います。

あともう一点、最後になりますが、長くなりますけども、職員の皆様の安全確保ということです。ずっと前の一般質問で取り扱ったことがあるんですが、消防長に対して質問した覚えがあるんですけども。

といいますのは、東北大震災のとき、水門を閉めにいってお亡くなりになられた消防団員が

おられました。また、雲仙普賢岳、この火砕流の折にも、危険だということで指示を受けて消防団員は安全なとこに下がってたんです。ただ、マスコミ関係者が無断で民家を使用したり、電気を盗んだりということで、そういう通報がありまして、見回りのために上がられていった。それで被災を受けられたっていうケースがありました。私もあそこの記念センターといえますか、メモリアル、見にいきましたけども、もう涙が流れる思いでありました。

そういった部分で、やはりまず震災が起こった後、行政のプロである職員の皆様の安全確保、この部分が本市の復興のために一番肝要な部分であると思うんです。そういった部分で、水害時もそうですけども、職員の安全対策。どこまでやるのか、どこから先はやっちゃいかんよと、まず身の安全を確保してということが前提となりますから、そのような部分について取り扱いの要綱とか、そういった部分はきちんとできるのか。

ちょっと長くなりましたけど、4点ほどでしたか。よろしくをお願いします。

**○総務課長（中谷大潤）** まず、データのバックアップ対策に対する広域での取り組みということでございますが、このことにつきましては、大隅半島の4市5町の中で事務改善取り組みについての協議会を設立しておりまして、くしくも2週間ほど前ですか、鹿屋市で開催されまして、そのときこういったデータのバックアップ体制というのが、熊本地震を受けて議題に上げまして、このことにつきまして、今後4市5町でも協議していこうというふうには決まったところでございます。

ただ、ここにつきましては、それぞれの市町村で契約してる電算関係の業者が違うという大きなネックがございますけども、これにつきましても、執務する担当者が集まって少しずつ改善していったら、データの紛失がないように取り

組んでいこうということで見たとおきるので、今後これにつきましては取り組んでまいりたいと考えるところでございます。

次に、罹災証明書なんかの発行ということでございますが、大規模災害が発生したときの優先業務というか、それにつきましては、垂水市の業務継続計画というところの大規模災害対応の中で、業務の優先順位というのは決めております。その内容について簡単に説明しますと、大規模災害発生時には通常業務を一旦停止して、非常時の優先業務に取り組んで、災害対策業務を最優先するように定めているところでございます。

この非常時優先業務とは、災害対策業務と、また通常業務の中でも住民の生活に直結した優先継続業務とに分けて、災害対策業務を住民の安全確保、災害復旧、生活支援を第一に、災害発生時から復旧・復興に向けて優先しなければならない業務として位置づけているところでございます。主なものには、人命救助、応急給水、重機の確保、罹災証明発行等の業務で、災害発生時に想定されるこの業務につきましては、担当課を決めたり、目標レベルを決めたり、継続期間を決めたり、優先順位を決めているところでございます。

また、この災害対策業務に当たる職員配置の考え方ですけども、災害対策部ごとに災害対策業務は定められていますけれども、災害対策業務の規模とか必要人員というのは、そのときの災害規模、また日々変化すると思いますので、業務に当たる職員及び応援職員の配置は、どの業務を優先すべきなのか、今求められている業務は何かなど、災害時の現状を見きわめた上で緊急かつ必要と見た業務に対して、全庁を挙げて最優先に対応すべく適切に判断して、効果的な職員配置に取り組んでまいりたいと思っております。

それから4点目の職員の安全確保ということ

でございますけども、このことにつきましては、残念ながら職員の安全確保に対する対策は今のところとっていないというところでございます。以上です。

**○感王寺耕造議員** ただいま総務課長が明快に答弁いただきました。データの部分については、肝付地区の部分で、広域の部分で対応していくということで、それぞれ違った部分でのデータ作成という部分、システムが違って問題ありますけども、その辺の部分も含めて、長いスパンでも結構ですから、これはお金かかる問題ですから。

ただ、例えば2市4町でやるとすれば、やっぱり同じような基本システムをこれから導入してくんだと、コストダウンにもなりますから、そういう部分も視点にして、ぜひとも全力で取り組んでいただきたいと思います。

各種証明書、あとまたその部分については了解いたしました。

人員配置の部分についてはきちっとできておると。

ただ、職員の安全確保、この部分については、やはり行政に精通した皆さんがいないと復興という部分が進みませんので。先ほど言った消防団の安全確保については、消防庁からの通達がありました、消防団員の安全確保という部分で。そういった形で、どこまでが職掌で、どこで仕事を切りやいいのか、その辺の部分を確認にするような施策を行っていただきたいと思います。

関連しまして、もう一点ですけども、6月9日の朝日新聞、益城の13地区で、まだ損壊住宅、寝泊まりが44%だということなんです。益城町の13地区、回答があったのが1,243世帯ですか。町から依頼を受けた日本財団が調べたところ、全壊、「危険」「要注意」の家屋が54%を占めて、このうち44%がそのまま家に住んでるということなんです。

そういう人たちの声っていうか、町民の方々の声を拾い上げてみると、知らない人との生活は神経を使うから避難所には行きたくない。その一方で、1人で住んでおられる女性は、夜は1人になる、余震とか怖いというような話も出てます。また、家畜を飼ってる農家の部分については、やはり家畜とともに生活をしたいとか、さまざまな理由があるんです。

こういったことを受けて、例えば家屋の損壊程度を判定する応急危険度判定士という部分があります。その部分の確保という部分が、どのように捉えられてるのか。今、できてるのか、対策が。また、この問題、危険であるとか、全壊、半壊とか、危険とか要注意っていう部分の段階があるんですけども、この部分について応急危険度判定士が判定しましたと。市としても、そういった場合、どこまで指導ができるのか、この辺の部分について、ちょっと今、知識があれば教えてください。

**○総務課長（中谷大潤）** 今、職員派遣で、熊本県の宇城市のほうへ7次ということで職員を派遣しておりますけども、携わってる主な業務がほとんどいわゆる罹災証明に係る事務でございまして、具体的に申しますと、宇城市の職員が目視で判断しまして、全壊、半壊、一部損壊と、第1次の判定をしてるようでございます。この1次の判定に不満のある住民の方が、また2次の申請に来られたときの対応をしてるのが本市の職員でございまして、帰ってきた職員に聞きますと、目視はあくまでも目視であって、中に入ってないということがございますので、どうしてもやはり住民が思ってるのと、生活してるのとか離れた判断というか、それもあるということのようです。それとあわせて、やはり熊本県のほうで統一された基準がないということも一つの原因であるというふうに報告を受けてるところでございます。

このことにつきまして、垂水市においてもこ

ういった判断基準についての統一基準、まだ当然、今のところ、鹿児島県でもそういうのが統一されたのがないものですから、熊本地震を受けて、今後、これについては県下で取り組んでいくような協議に申し入れをしていくつもりでいるところでございます。

**○感王寺耕造議員** わかりました。時間がないので、最後に一点だけ要望しておきますけども、私、先ほどの質問の中には、目視の部分で、課長、所有者の部分と齟齬が生じますので、いろんな問題で。震災保険の部分でもそうだし、住む分についてもそうですね。それでまた、多分、益城町でこんだけ多くの人泊まってるっていうことは、制度上問題はないと、法律上の問題はないということなんでしょうけども、ただ、またいつ何時余震があったら、やっぱり怖い部分はありますよね。この辺の部分、7名も派遣されてるわけですから、貴重な体験を持っておられる職員の方々です、派遣された方々。この方々のまた話も聞きながら、いろいろ調査しながら、もし直下型の地震でそういった事態に垂水市がなった場合、民間の方々に所有権がある建物ですけども、その使用の制限という部分をかけられないのか、その辺の部分につきましても、法的な解釈までを含めて調査研究していただきたいと思います。

この分についてはこれで終わります。

続きまして、農業の6次産業化です。

梅木議員のお話の部分でも了解してたんですけど、明快に答弁いただけたんですが、市単独事業、この部分、今まで3件の利用があったっていうことなんですよね。それは私も了解しています。新城のキッチン山田さん、それと大野ののりちゃん農園、これはサツマイモの部分。新城のほう、ピワですか。28年度の予定は、サツマイモのペーストをつくるということで、今、計画が上がってるっていうことです。

その一方、大野地域では地方創生の部分で、

公民館で貯蔵庫とか、つらさげ場、あと加工施設、焼き芋器、この部分を整備なさってます。

農林課長、声高々に6次産業化推進整備事業補助金交付要綱、この分を取り上げられました、3件の実績があると。補助率が50%ですね。なかなか利用が進んでないんですよ。

私のところも、つい直近、2件相談がありました。要綱の第2条の部分です。この部分の解釈が厳し過ぎるんじゃないかっていうことなんです。例えば、貯蔵庫をつくり、洗浄施設をつくり、焼き芋器をつくり、これが6次産業化ではないというような担当者のお聞きしました。この部分は、市の単独事業なんですよ、課長。国の農水省事業もソフト事業、ハード事業、いろいろありますけども、ハードルが高過ぎるんです。あと、農水省事業の部分は、取扱要綱にはうたっていないですけども、銀行等とベンチャーを組みなさいという部分がどうやら条件となってるらしいんですよ、実際。全国でも、個人事業主、企業系、その部分でも直接っていう部分はありません。だから、使いづらいんですよ、これ。金額も1億円の以上の部分ですよ、これ。10分の3の補助だけ。

その中で、市長が公約にうたわれる6次産業化という部分です。使い勝手のいい補助金つくってもらったんです。この部分について、焼き芋器導入、貯蔵庫から焼き芋器、洗い器、これは6次産業化に該当するのか、該当しないのか、明確にしてください。

**○農林課長（川畑千歳）** 2回目の質問にお答えします。

垂水市6次産業化推進整備事業補助金交付要綱は、垂水市6次産業化推進整備事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、所得の向上及び地産地消の推進を図り、もって農林業の振興に寄与することを目的とするとありますように、人・農地プランに掲載されています経営体等が取り組む農林業の6次産業化を支援する

ものであります。

平成26年度以降の実績につきましては、事業実施に際して、補助金交付対象者の相談を受け、6次産業化のために新たに生産する農産物であるか、新たに加工、流通及び販売に取り組むものか該当するかどうかを確認、協議して、事業の実施に至っております。

その結果、26年度のビワの加工に係る事業と、平成27年度のつらさげ芋の加工に係る事業は、補助金交付要綱第2条第3号に規定します、地元で生産された農林産物を原材料として、新商品等の事業化の取り組みに必要な食品加工、販売用の施設、設備及び機器等の整備に該当している。平成28年度の熟成サツマイモの新たな流通に係る事業は、補助金交付要綱第2条第2号に規定します、新たに加工、流通及び販売等に取り組む場合に必要となる加工施設、または販売施設、もしくはそれに付随する設備、機器等の整備に該当するとして、補助決定をしたところでもあります。

このように、農林業の振興を図るための取り組みであることから、補助金交付対象者の取り組みが補助金交付要綱に規定する事業に合致するよう、また支援できるように対応しているところでもあります。

以上であります。

**○感王寺耕造議員** 課長、それ、わかっていますよ、書いてあるんだから。わかっていますよ、それ。受け手の側の資格っていう部分は今回議論しません。それはそれでいいと思う。

でも、第2条、「交付対象となる事業は次の各号のいずれかに該当するものとする」って書いてあるんですよ。新たに生産する農産物のための農業機械等の整備、2番目に新たな加工、流通及び販売等に取り組む場合に必要となる加工施設、または販売施設、もしくはそれに付随する機器等の整備、3番目に、地元で生産された農林産物を原材料として新商品等の事業化の

取り組みに必要となる食品加工、販売用の施設整備等及び機器等のものの整備、4番目に、前号の新商品等とは、食品であってということです。次のいずれかに該当するものをいう。商品そのものが新規性を有していること、原材料そのものが先進性、または独自性を有していること、この全てを網羅せんと認めんというわけですか。明確に答弁してください。焼き芋を製造して、それを東京で売るということは、6次産業化のこの部分では取り扱わないってことですか。そんだけ厳しくするんですか。市長の公約に乖離してますよ、それは。

まず農林課長の答弁を求めてから、市長の見解。私と、今、農林課長のやり取りを聞いて、市長の思いを述べてください。

**○農林課長（川畑千歳）** 3回目の質問に対して答弁いたします。

補助の要件につきましては、第2条に定めておりますけれども、「次の各号のいずれかに該当するもの」ということで規定されておりますので、1号から4号全てを満たすという解釈ではございません。（発言する者あり）どれかに該当すれば、（発言する者あり）補助金の交付対象になります。

また、補助金の申請に当たりましては、こちらも補助申請者に寄り添いながら、補助金が交付できるように利用計画をしっかりとこちらも聞き取り、計画書を確認をして、できるだけ補助金が交付できるような体制で臨んでおりますので、そのように申し添えます。

以上です。

**○市長（尾脇雅弥）** 6次産業化がどういう規定でってということだと思いますけれども、今、1次産業の6次産業化ということで、生産はある程度方向性が出ていると思います。農業の分野においてはいろんな分野がありますし、なかなか大規模化できてない現状がありますから、一つ一つ形にやっていくということなんだろう

というふうに思っております。

今、現状では3件ということで実績があるわけですけども、焼き芋をつくって販売するのが6次産業化なのかどうなのかということをございますけれども、現行のルールの中では、今、農林課長が申し上げたようなことなんですが、この6次産業化という旗を掲げた一番の目的は、ただ物をつくるだけじゃなくて、それを確保したり販路を求めることによって、生産者の利益を増やして、そのことがやっぱり経済を回したり、いろんなプラスの効果を生むということにありますので、そういう意味合いでそういう施策に取り組むように指示はしておるところなんですけれども、行政マンとしては、既存のルールの中では、そのルールに物差しを当てながらということが現状だろうと思っております。ただ、その中で、感王寺議員がおっしゃることはよくわかりますので、そういう方向へ向かってルールを変えるなりしていくということが大事だろうと思っておりますので、一番大事なことは、しっかりと汗水流して作物をつくった生産者がもうかる仕組みが6次産業化ですから、そのことのありようというのは、今後、検討してかなきゃいけない課題だというふうに思っております。

**○感王寺耕造議員** 市長のおっしゃること、私も一緒です、思いは。この大隅の地は、食糧供給基地として、素材の提供基地として発展してきました。お金は外地の資本に、いいところ、うまいところはみんな吸い上げられていく。やはりその部分に付加価値をつけて、市長がおっしゃられたように加工して売っていくということなんです。

ただ、私も細山田の加工センター、県の部分、あそこを見学に行きましたけども、設備のほうも大変立派なものです。それで、取り組みの部分でも、その部分やって、保健所のOKもらえれば試験販売もできるということ。高度な機械もそろえてあります。

ただ、その中でも成功事例っていうのは、市長も御承知のとおり、少ないんですよ。加工食品のプロがそこまで手を出して、なかなか商品化にたどり着けない、こういう厳しさがあります。やっぱ一農家、また小さい企業系の農家が、この部分に対する流通マーケットのリサーチとか、加工の部分から流通の部分までとか、なかなか人的にも金銭的にも難しいんです。

冒頭申しましたように、国の事業の部分も、ベンチャーを組まなきゃいけないという部分があります。鹿児島銀行と熊本ファミリー銀行さん、合併されました。そのとき、鹿児島銀行の頭取は、この南九州の地で自分たちも農業企業経営の方々と一緒に手を携えて、お金を地元で落とすって、裏を返せば、金利で食おうと思っていないんですよ、銀行屋さん。厳しい時代ですから。自分たちももうけていこうという姿勢が、私は、南日本新聞さんでしたか、書いてありましたけども。そういう銀行が相手するところは大きいとこだけなんです。カミチクさんの部分も200億から300億。市長も御承知のとおり、生産牛、子牛のブリーダーから肥育から加工場まで、食肉工場まで持ってる。こういう大きい農家しか銀行は相手にしないですよ。また、国の事業もそういうことを対象としてるんです。そういったことで、6次産業化の部分をつくっていただいたと思っています。

農林課長が、1から4までは全て該当しなきゃいいってことをおっしゃったですね。じゃあ、焼き芋機でもいいってことで、それでいいですね、いいわけね、うなずいて。いいんでしょう。

もう一回、ちょっと待って、まだあるんだから。それで、その分について明確に答弁ください。

あと一つ、私は、担当者からこういう話を聞きました、相談2件受けて。焼き芋っていう部分は、これ、そんなのは6次産業化じゃないん

ですよって、鼻であしらわれましたよ。それを使用して、ペースト状にして、それが6次産業化なんですって教育を受けました。

だから、先ほどから言ってるように、難しいんです、小さい農家がやる分には。だから、市単独事業つくったんでしょ。市単独事業使えないとわかったら、大野の農家は、もうおたくに見切りをつけて、水産商工観光課に相談行っちゃって言いましたよ、この間、二、三日前。

その部分で、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要項、この部分を紹介された。県の部分が2分の1、市の部分が4分の1、活用する団体、団体でないと活用できない、この部分が4分の1。この部分、課長、事業を知ってますか。農林課長に相談するんじゃないで、商工観光課で相談したっていうんですよ。どういう対応してるんですか。最後に答弁求めます。

**○農林課長（川畑千歳）** 4回目の質問に答弁いたします。

焼き芋機は、補助の対象になるかという御質問でございますけれども、それについての回答につきましては、個別に相談をしていただいて、具体的な事業計画を見てもないと回答はできませんので、御了解いただきたいと思っております。

地域振興推進事業につきましては、私も承知しておりますけれども、それらを含めて農林課では、誠心誠意をもって対応してまいります。

以上です。

**○感王寺耕造議員** 4回目が終わりましたんで、もう議論できないんですけども、しゃくし定規なことばかり言っちゃって、現場は先に進まないんです。ゼロがあつて、1があつて、1から10、100っていう部分が進むと思いますんで、努力してください。

次、農地中間管理事業、県の農政関係者から、制度の分につきましては、私も十分わかってますから、これ以上議論しません、時間もありませんから。

ただ、1点だけ、県の農政関係者が手に入れた資料です。鹿児島ってものすごい悪いんです。その中でも、垂水市は、さっき出した宇検村、この分は、昨年の実績がゼロです。垂水市は、27年度の目標が20ヘクタール。それを、私の資料では、先ほどは、課長は16アールと言われましたけど、私の資料では20アールになっています。これは、進捗状況が1%ということなんです。たった2反ですよ、たった2反。

枕崎、南薩摩、この辺が224%とか229%の達成率です。鹿屋市で見てください。実績が52.3ヘクタール、串良町が64.2ヘクタール、錦江町が61.4ヘクタール、大隅町が39.6ヘクタール、南大隅町ですね、さっきの、肝付町が14.7ヘクタール、うちはたった20アールです。

ほかの近隣の1市4町がこんだけの実績を残してるのに、いろいろ難しい部分があったっていう部分は、私も当時者の一人ですから、わかりますよ。ただ、ほかの市町ができて、何でできないんですか。ほかの市町の部分のやり方っていう部分を把握してるのか。

この分についても、担当者から私はこういう話を聞いてます。新城の説明会で、私たちはあくまでもお手伝いをするだけで、実際の実務は農業者のほうでやってくださいと。お手伝いをするだけなんですということです。行政の役割とは何なんですか、何でできないんですか、その辺も含めて教えてください。

**○農林課長（川畑千歳）** 1回目の答弁でお答えいたしましたけれども、なかなか取り組み体制、進め方、十分でない部分もございます。その辺につきましても、この1年間、他市町の動き、また農地中間管理機構等々と状況を見ながら、聞きながら進めてきております。

そして、今年度は、地域に出向いて、膝と膝を突き合わせて情報提供をして、事業の必要性を訴えておりますので、今年度は、そのような形でしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**○感王寺耕造議員** 農林課長ですから、当然御承知のとおり、これは、地権者だけじゃないんです、利益を受けるのが。離農手当もついてますし、貸し出し手、出し手の場合もメリットがあるんです。

それと、あと一方、中間管理事業の分、加入してないと、県、国の部分の補助金の優先度というのが当然落ちるわけです。だから、農業者の側がやるのが当たり前だと言われても、なかなか難しい部分があるんです。

鹿児島県だけ、昨年度、認可証明書の添付っていう部分、求められた。また、登記簿謄本の提出も求められたってことで、県中間管理事業の逃げだったんでしょうけど、ことし、今年度からこれがなくなったってということなんです。

難しい部分はあったと思うんですが、そういう、結局事業が、新規事業が、この事業をクリアしないと取り組めない状況が、もうおわかりです。だから、そういう部分で、これは、やっぱり特別プロジェクトチームをつくってでも、農業者任せにするんじゃないで、僕たちが先頭を切ってやりますっていうぐらいの対策をとっていかないといけないと思うんです。

本市農政係の役割を本当どうしていくのか、この辺について、もう一回答下さい。

**○農林課長（川畑千歳）** 事業の推進に当たりましては、決して農家任せでやっているつもりはございません。農林課、農業委員会一体になって取り組んでおります。

先ほど申し上げましたとおり、27年度、新城地区において取り組む際におきましても、事前の農家との説明会、そしてその後、契約が成立した場合に、どのような流れで、どのような事務が発生するか、そこまで全て段取った上で進めてまいってきております。

政府のほうは、平成25年12月の閣議決定で、

農林水産業の成長産業化を掲げて、この10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用されることを目標にしております。当然これは、農地中間管理事業もごございますけれども、農地法による農地の集積もごございます。経営基盤強化促進法による農地の集積もごございます。

担い手への農地利用の集積・集約化は、農業の経営の効率化はもとより、地域の農地保全、環境保全としての荒廃農地等の発生防止、さらには政府目標であります食料自給率、これを引き上げる、それも目的になっております。

議員おっしゃるとおり、昨今の農業政策では、これらの目標達成のために、認定新規就農者、認定農業者を初めとする担い手や農地中間管理事業の活用など、事業導入等の要件になってきております。これらの基本政策を推進しながら、さまざまな事業に対処してまいりたいと思います。

以上です。

**○感王寺耕造議員** あなたたちが全然仕事してないとは言わんですよ、それは。私も、新城の当事者でしたから。手を携わせて、一緒にやってみましょう。もうちょっと前向きに、協力方、お願いします。

最後の防災営農ですけど、この分については、私も質問させていただいて、その部分、もう本当、県・国関係への、国会議員の先生方には頭の下がる思いです。特に安岡先生の秘書の方は、東京駐在の秘書の方は、私の携帯に進捗状況を、昨年の夏の陳情が終わってから、逐一報告していただきました。課長のところにも、その内容っていうのは届いてると思うんです。

そういった中で、市長を初め、私も議員も4市協議会をつくって、農業者の思いをできるだけ防災営農の部分に結びつけたらいいということで、陳情活動をしてきたんです。

そういった中で、私は、そういう努力なさっていたいただいた国会議員の先生を初め秘書の方々、

本市で利用実績がゼロっていうことは、もう頭を下げてても下げてても、申しわけない気持ちでいっぱいなんです。

難しい状況っていう部分はわかります、それは。厚みが違ったり、張りかえ時期が違ったりとか。あと、平成27年度から自己施工のほうも認められた。ただ、この部分については、業者と同等の見積書等が必要っていうことで、なかなか事業が進まないっていう状態はわかっています。

ただ、その中でも、国分で2件の実績があったと思ってます。また、鹿児島市の霧島市で、この実態について、鹿児島市、霧島市、鹿屋市の取り組み状況について、農林課長、わかっていたら、ちょっと数字を教えてください。国分は2件ということで調べました。

また、鹿児島市は、この部分については10%の補助を上乗せっていう部分で、事業がかなり進んでいるのではないかと思いますけども、そのあたりについてはいいですが、ほかの3市の動向をちょっと教えてください。

**○農林課長（川畑千歳）** ただいまの御質問の3市の実績につきましては、ただいま手元に資料はございません。

ただ、4市の農政主幹課長会議の中で、その辺の話はお聞きしておりますので、後ほど資料提供をいたしたいと思います。

また、この事業を実施するに当たりまして、桜島火山活動対策協議会のほうには、要望活動で大変お世話になっております。

一方、私も事務方としましても、地域振興局、その辺で事業条件の緩和について協議をしたりして取り組んでおりますので、今後も努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

**○感王寺耕造議員** 最後になりますけど、他市の動向、きちっと踏まえて、どういう形で事業実施してるのか。国分できて、うちでできな

いはずないんです。この辺の部分についても、農業者とのコンセンサス、きちっととりながら、事業活用してください。そうならないと、これから陳情活動する意味ないです。せっかく、私だけじゃない、みんな議員が一緒になって、夏の暑い時期、市長も含めてみんな行って、事業活用できないちゅうことはおかしいですから、これをよろしくお願いします。時間の許す限り、今までの議論を聞いて、尾脇市長、4市協議会でもいろいろ思いを話されました。時間の限りお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 今の感王寺議員のほうから、いろいろお話をいただきました。やっぱり共通認識というか、大事なことは生産者のために何ができるかということなんです。国会議員の先生方とも話をしても、難しいルールの中を、ルールを変えて県民ニーズ、地域の業界のニーズに応えられるように努力をしていただきましたので、そのことに対して、やっぱり実績がないというのは申しわけない気持ちでありますので、しっかりと何が原因なのか。実際、実績があるところもありますから、そこの辺の成功事例もまねながら、工夫をしながら実績を残していければというふうに思っております。

**○感王寺耕造議員** 終わり。

**○議長（池之上誠）** いや、あと1分ある。

**○感王寺耕造議員** 1分でしよう。

その辺については、市長とも私、共通認識持っておりますんで、ぜひとも課に、担当課のほうに指示を出していただきたいと思えます。

ちょっときょうは、大きい声を大分出しましたけども、決して職員の皆さんが憎いわけじゃないんです。ただ、農業の現場っていう部分は、日々動いてる。また、細かい部分がいろいろあります。それは、皆さんの仕事は、法令、制度、要項、条例いろんな部分に縛られてるのはわかります。ただ、市単独事業の部分の見解については、これは、緩やかに誰でも使えるような部

分で、きょうは農業問題取り扱いましたけども、そういうための市単独事業だと、私は認識しております。

この点については、農林課長だけではなく、ほかの部分もよろしく願います。失礼しました。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。次は、2時35分から再開いたします。

午後2時26分休憩

午後2時35分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、池山節夫議員の質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

**○池山節夫議員** それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に質問をまいります。市長、関係課長の御答弁をよろしく願います。

女性活躍推進法について。

女性活躍推進法は、女性の採用や昇進機会の拡大を図るために、2015年8月に成立をした10年間の時限立法であります。ことし4月1日に全面施行をされました。

この法律は、従業員301人以上の企業や自治体に対し、採用者に占める女性の比率、平均勤続年数の男女差、女性管理職の比率など、雇用に関する情報14項目のうち1項目以上と、今後の改善に向けた行動計画を公表することを義務化し、300人以下の企業には努力義務を課したものであります。この法律の施行により、女子学生の採用増加が促され、幹部候補として育成する企業がふえると期待されております。

ことし5月に鹿児島県内の市町村の行動計画が発表をされましたが、全43市町村のうち28市町村が、本年度から四、五年の間に女性職員の管理職登用率の目標を設定しております。残り15市町村が、管理職登用率の数値目標設定を

見送っていますが、垂水市もこの中に含まれております。垂水市としての捉え方と今後の取り組みについて見解を伺います。

障害者差別解消法について。

この法律も4月に施行され、行政機関や民間事業者障害者へのサービス提供や入店を拒否するなどの差別的な扱いを禁じています。筆談や読み上げをする、あるいは車椅子の人が交通機関に乗る際には手助けをするなどの配慮が行政機関に義務づけられ、民間事業者は努力義務となりました。

障害者からの相談がたらい回しにならないように、情報を共有し連携してトラブルの迅速な解決を図るために、国は自治体に対して地域の障害者や福祉、商工団体などと連携した協議会の設置を促しております。障害者団体からは、全ての自治体でのこの協議会の設置を求めています。全国の市町村でも設置は6%に過ぎません。障害者差別解消支援地域協議会の設置について伺います。

鹿児島県の農林水産物農林水産物認証制度、K-GAPについて。

先日、鹿児島県町村議会議長会発行の行財政資料をいただきました。また、農林課からは、第2次垂水市食育・地産地消推進計画素案の配付を受けまして読ませていただきました。どちらにもK-GAPの記載がありますが、取り組みについてと、第2次垂水市食育・地産地消推進計画素案の中でのK-GAPの位置づけについて伺います。

プレミアムつき商品券の今年度の発行について教えてください。

南の拠点整備についての市民への説明については、地元や市内全域での説明ともあわせて、商工会や通り会などへの丁寧な説明が必要と考えます。今後の市民への説明について伺います。

補助金について。

食品衛生業界補助金が今年度はカットされた

ようですが、経緯と補助金復活について見解を伺います。

青色申告会は、税の徴収の上でその貢献度は高い組織だと考えますが、活動を支援する補助金の創設はできないか伺います。

公民館等の固定資産について。

毎年減免申請をする手続きが煩雑で、振興会から簡略化できないかという要望がありますが見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） それでは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、通称女性活躍推進法についてお答えいたします。

この女性活躍推進は、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に、平成28年4月1日に制定され、労働者301名以上の大企業は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられています。

この基本方針において、各事業所は女性が働きやすい環境づくりの各種施策、取り組み目標等を特定事業主行動で定めるよう示されたところであり、目標を掲げなければならない主な項目として、女性職員の採用拡大、女性職員の人材育成を目的とした職員研修の実施、女性職員の管理職への登用などが上げられています。

この計画においては、この項目の現状を把握した上で将来の目標地を定めることとなっており、本市においても現状を分析して女性職員が働きやすい環境づくりを目標に計画を策定したところでございます。

まず、女性職員の採用拡大に関する目標につきましては、本市の一般行政職に占める女性職員の割合は、平成28年4月1日現在24.6%ですが、最近の採用状況の実績を踏まえ、平成33年度までに25%以上と設定しました。

本市の職員採用につきましては、これまで男女を問わず優秀な人材の採用に努めてきており、

その結果、ここ数年女性職員の割合がふえてきております。また、職員配置においても、男女分け隔てなく平等に配置するよう取り組んでいるところですが、今後も引き続き男女を問わず優秀な人材の確保に努めてまいります。

次に、女性職員の人材育成を目的とした職員研修の実施についてですが、将来の管理職への登用を目的とした職員研修を実施していくことが求められており、本市においても管理職としてのマネジメント研修など、必要に応じた研修を実施していくことを計画において掲げたところでございます。

3つ目の女性職員の管理職への登用については、計画において係長相当職以上の女性職員の割合を現在の15.2%から平成33年度までに16%以上に引き上げるよう設定しております。このような目標値の達成を図るべく、女性が働きやすい環境づくりをつくるよう努力いたしまして、女性職員の登用にも努め人材育成を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

**○福祉課長（保久上光昭）** 障害者差別解消法に規定されている協議会の設置についての御質問にお答えをいたします。

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に、平成25年6月26日に交付され、本年4月1日に施行となりました。

議員からもございましたとおり、この法律において障害者差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うことを目的

に、地方公共団体が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を設置することができると規定されております。

本市における協議会設置についてでございますが、その組織形態について法律上特段の規定はなく、当事者を取り巻く状況など地域の実情に応じてよいと協議会の設置の手引きにも示されておりますことから、平成23年4月に障害者自立支援法の規定に基づき、地域の障害福祉に係るシステムづくり等に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、本市、鹿屋市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町の2市4町で共同で設置をした肝付地区障害者自立支援協議会を活用し体制整備を図ることといたしております。

障害のある方とその家族だけでなく、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、一人一人の課題を地域の課題として捉え、関係機関や事業所、地域住民が一体となって解決や軽減に取り組み推進することを目的に、2市4町のほか、大隅地域振興局、大隅児童相談所、大隅教育事務所、指定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体及び家族会、社会福祉協議会、医療教育及び雇用関係機関等で構成されている協議会であり、各市や町で新たに設置するよりも構成機関等の負担を抑えつつ連携が図れ、地域全体として差別の解消に向けた主体的な取り組みを効果的かつ円滑に行うに適しているものと考えております。

なお、このことにつきましては、2市4町を初めとする構成機関等が一堂に会して、5月24日に開催された平成28年度第1回肝付地区障害者自立支援協議会全体会において、肝付地区障害者差別解消支援協議会を設置することとし、当該協議会の地域啓発部会において進めていくことで承認されております。

本市を含む構成機関等が連携して肝付地区障害者差別解消支援協議会の取り組み活動に積極

的に参画しながら、それぞれの課題を地域の課題として捉え、障害者差別のない、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

**○農林課長（川畑千歳）** 池山議員の鹿児島農林水産物認証制度、K—GAPについての質問にお答えします。

鹿児島の農林水産物認証制度、いわゆるK—GAPとは、消費者に安心して農林水産物を購入していただけるよう、鹿児島県が、安心・安全の基準を作成し、その基準に沿って生産者みずからが作業を行い、記録し点検評価をして改善していく農業生産工程管理を、第三者機関が審査、認証する制度でございます。

鹿児島県は、平成16年度全国に先駆けて認証制度を発足させ、都道府県がGAP認証制度を運用しているのは4県で、そのうち第三者機関による認証を行っているのは鹿児島県のみでございます。

認証基準の区分でございますが、野菜果樹、米、茶、鶏卵、原木栽培キノコ、海面魚類養殖等の15基準で、鹿児島県産の農林水産物となっております。その中で、野菜果樹の安心・安全基準の項目を例にとってみますと、1つ目は生産に関する基準が6項目、2つ目は出荷に関する基準が4項目、3つ目、管理体制に関する基準が7項目となっております。これに加え、化学合成された農薬や肥料を低減した取り組みもあわせて認証された農産物は、その旨の認証マークを表示して出荷できます。

K—GAPの認証期間は1年間で、生産者は毎年認証取得の審査を受けなければならない、その意味でも高度な安全性が確保されているということになるため、生産品を購入するバイヤーにとっては、K—GAPの認証で産地監査が不要となり、効率的な調達が可能と、高い評価を得ているとのことでございます。

K—GAPの県内の認証状況を見ますと、64品目、255の団体・個人が認証されております。

本市の現状におきましては、平成26年5月13日に開催された鹿児島の農林水産物認証制度推進研修会に興味を示された市内法人が一緒に参加されましたが、K—GAPの認証取得までは至っておりません。

本市におきまして認証取得が進んでいないのは、一つに認証に向けて生産者関者の同意が得られないこと、2つ目、認証を受けても大きな農業所得にはつながらないこと、3つ目、認証の申請が毎年必要であること、4つ目、日々の管理状況の帳簿作成など書類管理が煩雑であることなどが理由として上げられるようでございます。

一方、エコファーマーの制度があります。この制度は、土づくりや化学肥料、化学合成農薬の使用料低減のために導入すべき技術を導入した農業者が、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を策定して知事が認定するもので、平成11年度に法律により制度化されています。

本市においてもサヤインゲンやタマネギ作付者に呼びかけて認定を受ける取り組みを行い、1法人と6人が認定を受けて、現在でも5人が認定の更新を行っております。

本年度策定した第2次垂水市食育・地産地消推進計画においては、食の安全性を理解し食の安全性や食品表示に関する情報提供や生産者の安心・安全への取り組み推進についても述べております。県内産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、生産者の安心安全な農林水産物を生産する取り組みを消費者に伝えるとともに、子供から大人まで食品の安全性を初めとする食に関する理解を深め、安全な食品を選択できる力を身につけられるよう、市民に情報提供を行うこととしております。

そのようなことから本市の農林水産物につきましても、K—GAP認証の取得に向けて推進

していくことが重要と思っております。現在、食品に対して、残留農薬問題、産地偽装問題などにより、安心安全に対する関心は高まってきております。そのような中、K—G A P 認証により本市農林水産物の売り込みのセールスポイントとなること、生産者の生産管理に対する意識改革を図ることができること、K—G A P 認証が必須の鹿児島ブランド産地として認定されれば、信頼と高品質な生産物の産地であると認められ、産地としての意欲的な取り組みにもつながることから、今後推進する必要があると考えております。

県内のK—G A P 認証団体を見てみますと、農協の生産者団体や農業生産法人等が取得しておりますので、まずは鹿児島きもつき農協や市内法人などと連携を図るとともに、生産者に理解を求めながら、K—G A P 認証の取得に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 池山議員のプレミアムつき商品券についての質問にお答えいたします。

プレミアムつき商品券につきましては、地域経済並びに商工業の活性化を支援する上で資金の循環が図られるなど、特に効果的な取り組みであると考えているところでございます。

これまでの取り組みでございますが、平成24年度から平成26年度までは鹿児島産業支援センターが実施する口蹄疫対策地域活性化事業の助成金により、プレミアム率10%で実施しており、平成24年、25年度につきましては、4月末に助成金の内示がありましたので6月議会に補正予算案を上程し、商品券販売を垂水市商工会に委託という形で、11月の秋の産業祭から販売を開始したところでございます。

平成26年度につきましては7月に助成金の内示がずれ込んだことから、9月議会への上程となりましたが、例年通り秋の産業祭から販売に

回せることができたところでございます。また、平成27年度につきましては、地方創生交付金を活用して、プレミアム率20%、総額2億4,000万円の商品券を販売したところでございます。

平成28年度、またそれ以降の予算措置並びに取り組みでございますが、県商工政策課に問い合わせたところ、口蹄疫対策の補助金につきましては一応の成果を達成したことから、平成27年度で終了となり、また、一般商品券発行事業等関連の助成金も予定していないとの回答でございました。

また、国の補正予算においてもプレミアム商品券に係る予算措置等については不透明な状況でございますことから、平成28年度につきましては、ふるさと応援基金事業の活用を目指して、要項、主旨に沿った形で提案し、昨年同様、年末に実施ができますよう取り組んでまいります。

また、今後の事業実施につきましても、国、県の補助金等の動向を注視するなど事業継続に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 池山議員の南の拠点整備についての市民への説明ということについてお答えをいたします。

まず、本年1月28日にあった平成28年第1回臨時議会終了後の全員協議会におきまして、議員の皆様に対しまして基本構想の内容を御報告いたしました。その後、市民の皆様に対しまして広報誌4月号で本事業を紹介いたしました。また、説明会につきましては、垂水市商工会の御依頼により、3月22日に中央、協和地区懇談会に向け説明会を行っております。6月28日にも同会の役員や浜平地区の会員に対し説明会を開催する予定でございます。

また、基本設計業務委託発注後の6月5日には、土地所有者と地元の尾迫振興会、錦町振興会を対象といたしまして説明会を実施したとこ

ろでございます。今後も適時実施し、住民理解による事業推進の機運を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○生活環境課長（田之上康）** 食品衛生協会補助金についてお答えいたします。御指摘のとおり、本年度は食品衛生協会に対します補助金3万円の交付を見送っております。これは、平成23年度の決算以来、補助金額を上回る繰り越しが生じておりましたので、食品衛生協会事務局へは研修や事業の実施等を行い、予算の適正な執行に努め、過大な繰り越しが生じないように求めてきておりました。

しかしながら、諸事情もあったようではございますが、以前として補助額を上回る繰越金が生じておりましたので、協会が事業を行う上で市からの補助金がなくとも運営ができるものと今回判断したものでございます。

なお、今後につきましては、実施されます事業内容等や予算に不足が生じるようであれば、私ども所管課で検討いたしまして、関係課とも協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○税務課長（楠木雅己）** 池山議員の垂水市青色申告会への補助金についての御質問にお答えいたします。

まず、垂水市青色申告会につきましては、かねてより税務行政について御協力をいただいております。活動補助金の案や創設はできないかという御質問でございますが、青色申告会とは小規模事業所で組織される納税者団体とされており、税は公平でなければならないというシャウブ勧告をもとに、納税者が自主的に集い青色申告会が結成され、今日、全国各地の青色申告会が会員の中から選ばれた役員を中心に、自主的、民主的に運営されているようでございます。

御質問の件につきましては、青色申告の対象

が国税となっております。補助金とは、直接的または間接的に公益上必要がある場合に、民間等に交付する金銭的な給付のことでございます。システムについては、補助金適正化法の規定に準じた各地方公共団体の規則、要項などに基づいております。

以上のようなことから、現段階での青色申告会への補助金の交付については考えていないところでございます。ちなみに、県下19市で交付している市は1市でございました。

引き続きまして、公民館の固定資産の減免についての御質問にお答えいたします。

自治公民館の減免申請書の提出については、垂水市税条例第71条第1項第2号及び垂水市減免の基準に関する附則第3条第2号により、公益のために直接占有する固定資産に対して課するもの全部を減免すると規定されており、規則に基づき、前年度と同様に減免を必要とする振興会につきましては、例年、納付書発送時期に合わせて、税務課より振興会長様宛てに減免申請依頼と申請書を送付いたしまして、納付期限内までに減免申請をいただくよう依頼を行っており、申請書等を提出いただいた後、審査の上、減免を決定しております。

地方税法上、非課税とは全国一律に市町村が課税権を制限されており、課税が成立しないことにしております。現年は一旦有効に成立した課税について支払いの一部を減額、または免除することにしております。

御質問の自治公民館等の固定資産は、地方税法第348条において非課税の範囲として規定がないため、毎年課税額を算出し課税した上で減免申請書を提出の上、結果として免除とさせていただきます。振興会の皆様方には煩雑な手続を強いることとなりますが、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

**○池山節夫議員** それでは2回目、幾つか質問

をして終わりたいと思います。

女性活躍推進法については、県下の19市中、これは垂水市は300人以下だから、義務はないわけです。努力義務ちゅうことなんでしょうけど、19市中で未設定が7市と、それで今現在、女性管理職が登用されていないところは6市あるということなんです。だから、以前も質問したことがあるんですけども、やっぱり先ほど女性職員の研修で管理職への登用目的でちゅうのがありましたけど、こういうことも入れながら、やはり、西之表市は垂水と同じくらいの町なんだけど、現にもういるんです。登用率が、もう既に10.5%と、目標値を15人以上に定めると、目標値を。だから、人口的にも似たような町だし、西之表がそういう状況だということ踏まえて努力していただきたい。やっぱりおこなわれているという感じはよくないから、ぜひよろしくをお願いします。この件についてはいいです。

それから、この障害者の差別解消法についても、先ほどの課長の答弁で理解します。

3番目の、このK-GAPについて、ここに先日いただいたんです、議員は皆さんいただかれたと思います。私はちょっと、目をずっと通したんですけど、これも全部の県下の市町村の財政とか比べられて、西之表とこれも比べると水産業には金が入っているな、垂水市はとか、よくわかるんです。同じくらいの町と比べると。それで、福祉のほうでは老人福祉のほうには西之表より金が入っているけど、児童福祉のほうに金が少ないなとか、一目瞭然なんです。

これずっと見てて、今回はそのことに触れませんが、最後にこのK-GAPというのが出てきたんです、ここの最後のページに。それで、この食育、素案のほうを読んだら、ここにもK-GAPって出てくるんです。こっこのほうを見たら結構あるんです。先ほど二百幾つって言われましたけれども、その中でも西之表は結構多いです、その農業の基盤の、そのあ

れにもよるんでしょうけれども、垂水市は言った方もあったけど、なかなかだったということなんですけど、ほかの市町村が、やっぱり結構あるんだけど垂水市だけはないなということで、先ほど感王寺議員が言われてたのと、ちょっと垂水、ちょっとおこなっているのかなという思いで質問をしたんですけど。

それで、この地産地消のほうでも、給食の中に垂水のものを使うと、それが今現在67%だと、それを平成33年あたりに70%に持っていきたいちゅうようなことはこれにも書いてあるんです。やはり、この安心安全を言ったりする中で、やはり垂水の農産物についても農業が盛んでないわけではないですから、この辺のことを、やっぱり垂水市も幾つかはないと寂しいなという思いで質問をしたわけです。

そこで、この給食へ70%の達成目標へ向けて、この辺のことを、先ほどのこのK-GAPとあわせて答弁できる範囲で、農林課長、もう一回これからに向けて答弁ください。

それと、商品券についてはよろしく申し上げます。毎年やっていたかかないと、商工人として困るなと思って。以前は6月議会の補正で出てきた、予算が出てきたこともあるなと思って質問に入れたんですけど、口蹄疫の関係とかいろいろあって、ことしはそういうのがないと、だから、ふるさと応援基金のほうからということであって、それやっていたら安心だということ、このことに関しては、よしとしましょう。

それから、この南の拠点整備についてなんですけれども、3月の22日に中央地区と協和地区の商工会の懇談会、この中でも、我々は議員としてここで説明を受けてますから、ある程度ことはわかっているんです。それで、企画政策課長、その企画制作課、行政の側からどこまで説明ができるちゅうのもわかるんです、我々は説明できる範囲と説明できないところとあるな

ちゅうのもわかるんです。ただ、この3月の22日の商工会の懇談会の中でも、「我々は全然知らん」と、「何も知らんところで急に出てきたんだ」というような発言があるわけです。それで、「いつの間にこんな話になったのか」、「こんなのできるのか」、「誰が決めたのか」ちゅうような発言なんです。それで、そんなことでもないんだけど、現にそういう発言があって、「そうだ、そうだ」ということなんです、懇談会の中で。

私も、ちょっと発言して、「これはこういうことですよ」ちゅうことで、ちょっとおさめたんですけど、通り会で総会があったときも、やっぱり似たような反応なんです。「我々は何も知らなかった」と。それで、「どんなふうなものができるのかも一つもわからん」と。だから、「これができたら、我々は商売人としてどうなるんだろうか」とか、「我々の商売は食っていけなくなるんじゃないか」ちゅうような危機感も相当あるんです。

だから、この南の拠点、川越議員の質問で答弁があって、どういうことをするんだというのも答弁ではあるんですけど、そういうことは全然伝わってないんです。商工会の会員のほうにも。ですから、まず直接影響があるなど思っておられるのは、まず商工会、それで市民の方もそうなんですけど、もっと懇切丁寧な、行政の側では説明したと思われるんだろうけど、もっときめ細かに、今度の道の駅の整備はどういうことを目的にして垂水市のためにどういうふうに役に立つことを目的としてどのようなものをつくるんだと。それで、垂水市の商売をされている方に、どの辺に影響があって、どの辺には影響がなくて、どんな方に好結果をもたらすんだと。やっぱその辺のことを、緻密に綿密に説明していただかないと、やはり相当誤解があるんです。

我々は、牛根の道の駅は物産館があって、あ

あいう形態だと。だけど、今度の南の拠点整備に関しても、商工会員、通り会員、一般市民、同じようなものが向こうにできるというような感覚なんです。我々はここで説明を受けてますから、ある程度違ったもののイメージはできていますけど、そこに、全然、段差があると。ですから、その商売人の方、市民の方にその辺の誤解を解いていただく、説明を綿密にやらないといけないと思うんです。

先日も商工会の総会に、たまたま市長も出席されていて、その来賓に対して質問が飛んだわけです。市長がちょうど来られてたから。その中でも、「道の駅と森の駅と失敗しているのに、何でもう1つつくるんだ」と、現にそういう発言があったんですから。失敗しているわけじゃないんだけど、世の中、そのぐらいの感覚ですから。

だから、これから先、垂水市は、じゃあ何もやらないで衰退していてもいいのかっていうことと、やっぱり何か協力してつくって、そのことで交流人口をふやしながら、商売人としてその恩恵を預かっていく、そのための商売人としてめいめいが努力する、そういう理解をしてもらうような説明が、私が商工会の総会に行ったり、通り会での総会に行ったりした上で、「ああ、我々の理解とは、やっぱり相当違うな」と。我々は聞かれたら答えるんだけど、そういうこともないですし、ここに議会の傍聴に大勢来られて、全部聞いて、その上で商工会の総会なり通り会の総会なりがあつての発言なら、まだわかりやすいですけども、そういうのじゃないですから。それは、あなたたちが聞かんのが悪いちゅうわけにはいかんですから、ですからやっぱり丁寧に、垂水のために、垂水経済のためにこれがどんなふうに必要なか、そのためにどんな目的で我々が企画をして、今やっているんだということを、企画課長、大変でしょうけれども、その辺のことを説明していただかな

いと、この件に関しては市長にその辺のことをお伺いします。

あとは、これも次に移りますけど、この食品衛生協会の補助金、青色申告会の補助金、これ、私がちょっとその理事会に行ったら、「おお、何か急に切られたぞ」と。特に食品衛生は補助金が入ってたから、「池山さん、ことし急に切られたんだよ」と、「何ちゅうこっじゃ」という話です。「ええ、なぜだろうか」ってその理事会で話をしたら、ちょうど食品衛生の会長さんが、昨年、入院をちょっと長くされて亡くなられて、活動がその会長さんが動けないもんだから、なかなか動けなかったと。研修にも行きたかったけど、会長さん、入院されている間に研修どころじゃないだろうということで研修もできなかったんだと。そしたら、「ことし、切られました」と。だけど、「ちょうどいいのがあるわ。俺、一般質問させる」という話になって、「池山さん、ちょっと質問してくれ」という話になって、今、聞いているわけです。ですから、ことし研修をしたり、いろんなことをしてまた復活するのか、その辺のことはさっきの答弁でよろしくお願ひしますということがいいです。

次に、青色申告会のほうも同じようなことです。理事会に行ったら、「食品衛生協会には補助金あったのか」と、「青色申告会にあってもおかしくないんじゃないか」という話です。で、「ちょうどいいから言え」ということなんですけど、国の税金をちゅうことで、さっき答弁がありましたけど、難しいのはわかっている。

だけど、これに3万でも5万でも補助金つけてん。そらあ、税務署喜ぶますよ。ねえ、市長。垂水は税の徴収に向けて青色申告会にも独自に補助を出していると、そしたら、そういう国の税の徴収について非常に協力的だと。これ、あとでちょっと答弁もらいましょうか、その辺のことについて。

難しいことはわかる。だけど、青色申告会には会員をふやしてくださいというのがあるわけです。だけど、青色申告会の会員をふやすには、白の方から青に転換しない限りふえないんです。税務署のほうに「白の方はどんな方が何人ぐらいいらっしゃるか教えていただけませんか」と、青色申告会から言っても、「これは個人情報だから教えられない」と。だから、青色申告会は会員をふやしたくても、その資料がないんです。そしてお金もないと。そういうところで、ぜひ活動を活発にして、今、電子で、e-Taxも税務署の方は毎回言われますけど、いろんなことでお金があればもっと活動したいという思いはあるんです。

その辺のことを踏まえて、何とか英断だと、市長、ならん。これは金額多くなくていいですよ。ほんの——財政課長、そこで笑ってる——わずかな金額でいい。そしたら、「わあ、いいな」と、「本当、垂水はえらい」ということになると思う。この点について、市長、ちょっとだけ感想をください。

公民館の固定資産のこれ、減免については無理だとは思ひます。ただ毎年毎年面倒だということで、これを答弁は要らんけど条例化できんかな、5年に1度とかさ。できるもんなら議員提案で条例化したいぐらいなんですけど、面倒くさいって言われてさ。それは振興会長さんもいらっしゃいますから、大変みたいです、煩雑で。

だから、どうせ減免して無税に、非課税の対象になってないから、やっぱりだから、毎年非課税の対象になってないものは減免のあれを出せということなんだろうからそれはわかります。だから、その辺を5年分1遍に出せとか、その条例を何か税務課長、これは無理なら無理でもいいから、そのそれだけ答弁ください。

○市長（尾脇雅弥） 2点ほど質問がございましたので、先にお答えしたいと思います。

青色申告に関しましては、主旨はよく理解できます、税率の向上と。ただ、ルールがあるわけですので、どういう方法が可能なのかということは検討したいと思います。

それから、南の拠点の整備について、説明が足りないのではないかと、現状においてはそのとおりでと思います。これからということだと思いますけれども、今、例を挙げてお話をさせていただきましたけれども、この間、商工会の中で、来賓として出席をさせていただいて、最後にその他ということで、ある飲食店の女性の方が質問がありまして、先ほど言われたように、北の拠点、そして猿ヶ城、そして南の拠点、またつくるのかというお話でありましたけれど、恐らくは、あの方のお立場からいうとパイがとられてしまうということなのかなと理解しました。例えば100杯の商品が常々出るのであれば、南の拠点ができることによって90杯になってしまうようなイメージなんだろうというふうに思うんです。そうではなくて、100杯を110杯にするために、新たに、定住人口が減っていく中で交流人口をふやしてパイをふやすということなんです。

朝、1番目の川越議員の質問に企画課長も答えました。経済の関係で正確な数字はちょっと覚えていませんけれども、780億ぐらいの垂水市の経済を1割ふやすということがそれに値するんだというふうに思いますんで、現状のままですら、そのまま何もしなければ、高度経済ではなくて縮小の世の中ですから、だから、その流れの先に未来はないので、しっかりと六次産業と観光振興ということで、特に3つの拠点を、これをつくって交流人口200万人を目指して、経済的には10万人の経済効果と言われていまして、パイをふやして、そのことで地域の商店街も含めて活性化をしていくんだということですから、そこが真髄ですから、正しく理解をしていただければ喜んでいただける話です

から、そのことについての説明が足りないというのは、ほとんどまだしておりませんので、議員の先生方あるいは商工会の幹部の方々にお話をしていく中で、そこから又聞きで何となくイメージでというお話だろうと思いますので、今後、そのことをしっかりと丁寧に、できれば1万5,000垂水市民に一人一人、わかりやすくというぐらいの気持ちでやっていきたいと思えます。

現況においては、広報誌とかいろんな形でやっているんですけども、なかなか、今おっしゃったようなのが現状だと思いますので、そのように努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○農林課長（川畑千歳） 今、池山議員のほうから食育計画についても具体的に触れていただきました。

若干、紹介させていただきたいと思えますけれども、学校給食におきます地場産物の利用につきましても、鹿児島県の部分が67%、本市で生産されるものは、そのうち、また全体の37%と、目標を40%以上ということで、3ポイントしか伸ばせないほど、本市におきましても垂水産の農林水産物の導入というものが進んでいるというふうに学校教育課のほうからも聞いております。

そうしたときに、これらの産品につきましても、垂水酪農百姓クラブの方々を中心に、また地域の商店街のほうから仕入れをしているわけですので、これらの給食につきましても、垂水の、そして鹿児島をしょっていく子供たちに提供されるものでございますから、そのような面からも関係機関、団体と連携しながら、安心安全な取り組みとしてのエコファーマー制度、そしてK—GAP認証制度の取得に取り組んでまいりたいと思っております。

あわせて、生産者の方の健康を守ることもなるのではというようなことも考えております

ので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

あわせて、紹介をいただきました第2次垂水市食育・地産地消推進計画も、関係課を中心にしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○**税務課長（楠木雅己）** 条例で5年に1度というようなことはできないのかということですが、手続を含めて減免制度そのものについて、再度研究を重ねてまいりたいと思っております。

条例化についても、他市を参考に研究をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○**池山節夫議員** 終わります。

○**議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。

次は、3時30分から再開いたします。

午後3時22分休憩

午後3時30分開議

○**議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、川畑三郎議員の質問を許可いたします。

〔川畑三郎議員登壇〕

○**川畑三郎議員** 沖縄や奄美に続き、九州南部も6月4日、梅雨入りいたしました。水害やがけ崩れ、土石流などの災害が起きやすくなる時期になりました。自然災害は、どこでも起こり得ることを念頭に、緊張感を持って防災に備えなければなりません。垂水市総合防災訓練も5月に実施されました。防災対策としての市の取り組みについてお知らせください。

昨年6月から7月にかけて土石流が続発した二川の深港地区、人的被害はなかったが、巨岩や土砂が集落を流れる深港川を渡り、下流域を襲い、住宅1棟が床下浸水し、地区住民は避難場所に身を寄せられました。国道220号にかかる深港橋にひび割れが生じ、今でも仮橋での通行

が続いております。今後の対策工事の状況をお知らせください。

道路整備について、海潟・鶴田地区は、平成26年、27年の2年に向け、中山間地域総合整備事業によりパイプライン施設が完了し、地域の農家から大変喜ばれております。しかし、一部敷設箇所の未舗装分があります。工事は進めてくれるのかとの問い合わせがありますが、いかがでしょうか。

これで、1回目の質問を終わります。

○**総務課長（中谷大潤）** それでは、防災対策についてお答えいたします。

まず、梅雨入り前の災害対策でございますが、九州南部は6月4日梅雨入りし、本年度も土砂災害などの発生が心配されるところであります。

本市におきましては、平成17年、18年、19年と3年連続で大きな災害が発生しましたが、それ以降約10年間は、大きな災害は発生していませんでした。しかしながら、昨年、深港川上流の斜面で、異常な降水による流水のため浸食崩壊につながり、大きな土石流が5回発生しました。

気象台の予報では、本年は平年並みか平年より少し多いくらいの降水量の予想ではありますが、毎年、全国各地で大雨などによる災害が発生しており、常に防災に備えておく必要があります。

市の防災対策としましては、土砂災害、地震、洪水等の災害発生を想定した垂水市総合防災訓練を5月21日、垂水中央運動公園を中心とした会場で実施し、21の機関及び団体、約450名の参加者が防災体制の実効性について検証、確認を行うとともに、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図りました。

また、地域の防災活動をさらに活力あるものにするため、自主防災組織が日常的に活動や訓練を行うよう促すとともに、組織のスキルアップを図るための出前講座を積極的に開催したい

と考えております。

情報伝達手段につきましては、防災ラジオや防災無線、垂水ホットメール、ホームページ等を活用してまいります。

防災対策につきましては、市長公約において、安心安全な垂水のまちづくりを今年度も重点施策として掲げておりますが、早期の情報収集、情報伝達、避難に努めることといたします。

大雨が予想されるときは、前線の状況、予想雨量や土壌雨量指数などの各種情報の把握に努め、台風接近時においては、気象庁などの情報を参考に、垂水市への影響を予測し、状況に応じた災害警戒本部を設置して防災・減災対策に努めます。

次に、深港川の土石流に関しまして、詳しく説明いたします。

昨年発生しました深港地区の土石流対策につきましては、4月20日に、市長を初めとする本市の関係課、関係機関と、6月1日に、大隅地域振興局による防災点検を実施し、状況を確認しました。地域の主幹道路である国道220号深港川には、国により仮橋が設置されて、土石流による通行どめは回避されております。また、監視カメラ3基、土石流ワイヤーセンサー2基を設置して監視体制を整えております。

応急対策工事については、県により、土石流が集落に流れないように導流堤を4基設置し、川の床固め工の整備、上流部の河道内土砂、約1万立方メートルの除去が完了しております。

抜本対策としまして、上流域の斜面で地下水が集中する付近に、湧水対策としての収水井戸3基の工事を発注して、秋ごろには完了する予定です。その他収水井戸工事受注者で安全協議会を設立して、2人体制で昼夜交代による土石流監視員を配置しております。

また、土砂市災害専門家の鹿児島大学地頭菌教授、国土交通省大隅河川国道事務所、鹿児島県土木など関係機関で連絡協議会を設立して、

砂防工事等の進捗状況や今後の計画についての情報共有並びに避難基準の見直しを行っております。地区住民に対しましては、6月2日に、工事等の進捗状況や地下水量による避難基準についての説明会を実施しました。

深港地区の今後の施工工事計画につきましては、先ほど申しましたが、現在上流域の斜面で地下水が集中する付近に、湧水対策としての収水井戸2基の工事を施工中です。これは、直径が約3.5メートル、深さが約50メートルの井戸を掘削した後、二、三十個くらいの横穴を掘削して、そこから地下水を抜く工事で、万が一土砂崩壊が発生しても、地下水を含んでいませんので、土石流の発生は抑えられる予定です。

また、斜面崩壊を防ぐ山腹工事、溪流保全工事を発注準備中、並行して用地取得を進めており、用地取得が完了すれば砂防ダムを建設する予定ですが、着工時期については未定でございます。ダム建設計画に関する地域住民への説明会につきましては、既に終えております。

今後は、連絡協議会の連携を強化して、早目の情報伝達に努め、早期避難、人災ゼロの対策、体制を整えてまいります。

以上でございます。

○消防長（後迫浩一郎） それでは、川畑議員の梅雨入りをした防災対策は、の御質問にお答えいたします。総務課長の答弁と重なる部分もありますが、消防本部の取り組みについてお答えいたします。

まず、防災対策につきましては、消防団との連携が最も重要でございます。そこで、消防団員の命を守ることによって多くの命が救われるという考えのもとに、消防団員の安全確保のための装備としまして、今年度は、安全靴、保護眼鏡を全分団員に支給しております。

また、消防職員によります土砂災害区域の確認、河川調査及び水防資機材の保有状況等を調査するとともに、消防団につきましても同様に、

各分団で土砂災害警戒区域の確認、防災点検を行うよう指示しているところがございます。特に、牛根・深港地区におきましては、避難指示が発令された場合、消防団員と連携して、全世帯を巡回するよう指示しているところがございます。

また、去る5月15日には、市内全分団に水防工法訓練を実施し、さらに、5月21日には、垂水市総合防災訓練が垂水市中央運動公園を中心に行われ、消防団による避難工法及び避難誘導訓練、河川の溢水防止及びのり面保護等の水防工法訓練を実施し、これにより、消防団員の河川災害に対する工法を再確認したところであり、土砂災害等への認識及び対応が図られた訓練であったと思います。訓練により、消防本部、消防団が連携を深めていくことが、災害を未然に防ぎ、市民の安心安全につながるものだと思っております。

これから、梅雨、台風シーズンになりますので、消防署、消防団の出動体制の確立を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、台風、大雨、各種情報を的確に収集し、関係機関と協議をするとともに、市民の皆さんには正確な情報を迅速に伝達して、早目の避難を呼びかけ、人災ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 土木課としての防災対策としましては、梅雨入りしましたので、特に災害の発生しそうな山間部の市道や河川などの点検を実施いたしました。異常箇所につきましては、環境整備範囲や重機借り上げ等で応急工事をし、被害拡大防止に努めているところがございます。特に、河川につきましては、人家近くに土砂が堆積していました飛岡川と中俣川の寄り洲除去を行い、堤防が崩れていました城之下川は土砂を除去し、大型土のうを設置したところがございます。

道路につきましては、桜島口牛根麓線は、国

道から市道に移管されましたが、これまでどおり連続雨量が150ミリに達した場合、道路規制に伴う通行止めを行いますので、牛根漁協や冷蔵庫団地住民及び利用者に対しまして、その旨通知しております。

また、豪雨や台風通過後は災害調査を実施し、緊急な対応ができるように準備体制はできているところがございます。

以上でございます。

**○農林課長（川畑千歳）** 川畑議員の防災対策についての質問にお答えをします。

農林課関係の梅雨時期の防災対策につきましては、梅雨入り前に、災害の危険性が高いと思われる農林業施設の巡回を行っております。対策が必要な箇所につきましては、重機借り上げによる農林業関係施設の側溝土砂除去作業等の対策をとっております。

本年度予定している農林業関係施設の維持管理として、農道、林道等の草払い委託の発注を行いました。さらには、農道、林道等整備工事の早期発注を進めており、現在、農道と林道、各1路線の2工事が発注済み、または入札済みとなっております。

また、平成27年度には、県営の農村災害対策整備事業で、旧垂水南中学校裏側山手ののり面工を実施、平成28年度は、柗原小学校裏側ののり面工と排水路等が発注予定であり、山手のり面斜面の安定及び末端水路の整備を行い、防災対策に努めてまいります。関係機関、市役所関係課により本年度実施された防災点検にも参加し、情報共有に努めております。

災害の発生が予想される場合に設置される垂水市災害警戒本部においては、農林課及び農業委員会事務局職員で農林警戒部を構成して、災害危険箇所の警戒などの所掌事務を処理することになっております。

本市農林業の発展と農林業者の経営向上を図る目的で、農林技術者等が連携して、農林業施

策を推進していくために、垂水市農林技術協会を結成して活動しております。構成員は、管内の農林業関係機関団体で、垂水市農林課、垂水市農業委員会事務局、鹿児島もつき農業協同組合、大隅地域振興局の農政普及課及び林務水産課、大隅森林組合、肝属農業共済組合の農林技術者等であります。

6月6日には、平成28年度の総会を開催し、総勢29名でスタートしております。その中で、災害に備えて連絡体制の確認と、被災した場合の災害調査班の遠征を行っております。

以上です。（発言する者あり）

失礼しました。続きまして、川畑議員の農道舗装整備についての質問にお答えします。

御質問の鶴田団地圃場整備地区のパイプライン敷設工事については、県営の中山間地域総合整備事業により、パイプライン本体部の敷設工事を平成26年度に完了しております。そして、平成27年度は、パイプラインを敷設した箇所のうち、勾配が急な箇所、また、通行車両の多い箇所から舗装、復旧工事を実施しています。

2復旧箇所につきましては、道路路盤が自然に転圧されるのを待って舗装することとして、現在、入札準備中の中山間地域総合整備事業の中で整備する予定でございます。

以上です。

○川畑三郎議員 説明をいただきました。一括してお願いいたします。

防災対策について、それぞれの関係課のほうで説明いただきました。工事をお願いしたところとか、そういった面もありまして、早急にというんじゃなくて、防災のほうで前もってやっていたらというか、大変喜ばしいことだと思います。

この防災については、5月に総合訓練もあったわけですが、防災機関、いけば関係課とか関係機関、これで一緒になって危険箇所を回ると、合同巡視です。やっぱそういうことは

一番大事なことだと思いますので、総務課長のほうで説明がありました、そういう巡視をしたということですので、幅広く関係課と手を取り合って、垂水市全体を巡視するということが、私は本当に大事だと思いますので、そこら辺も肝に銘じて、この事業には大変なことが起こる可能性がありますので、そこら辺をよく考えてやっていただきたいと思います。

防災についてということで、一般質問をしているんですけども、先日の6月8日の南日本新聞を見たら、ちょっと載っておったんですけど、土石流発生の垂水深港地区、これが、大きく取り上げられて載っておりましたので、ちょっと切り取って持ってきましたけれども、今、総務課長のほうでいろいろ説明があったとおりのような事業がされているようですけども、これは時間がかかると思うんですけど、一つ気になるというんですか、砂防ダムの建設も予定されているということなんですけど、この新聞の中には、用地交渉中で着工の時期すら決まっていないというようなことで、用地交渉は難しいのかなと思ったりはしているんですけど、こちらを詳しく、ちょっと教えていただけないでしょうか。防災については、そういうことで、それぞれの関係課で、また頑張りたいと思います。

それと、次の道路整備についてですけども、農林課長の説明で、鶴田ダムの脇登地区はよくわかりました。舗装をするというようなことですけれども。

それと、27年度、飛岡地区も圃場整備がとり行われて、やっと完了したところで、もう田植えの植えつけが始まろうとしている状況ですけども、ここが、終わってみてわかるんですけども、農道も大きく広くなりましたけれども、排水路がないもんだから、直接道路から田んぼに流れる状況が多く見られて、現場も見られたと思うんですけども、地権者の方がずっと土

のうを、自分のところに流れないように、たくさん土のうを積んであるという状況ですけれども、圃場整備はしてもらってありがたいと思うんですけども、ここら辺を、今後どう進めていかれるのか、わかっておったら、そこ辺をお話ししていただきたいと思います。

それと、道路の中で市道の件ですけれども、小浜脇登線、ここも27年度までは順調に工事着工をされてきたんですけども、ことは、まだ予算化されていないんです。ですから、今後、ここはどうされていくのか。ここを、ひとつ土木課長にお願いしたいと思います。

○議長（池之上誠） 砂防ダムから。

○土木課長（宮迫章二） 砂防工事について、用地についての御質問にお答えいたします。

現在、災害関連事業で上部のほうの工事を進めているところでございますが、通常砂防ダムで、ダムを建設する予定事業がございまして、その土地につきましての用地の記事が載っておりましたが、現在は、用地事務について、これは県営事業で、県のほうで進めているところなんですけど、ほとんどは承諾はもらっているということで、あと数名の中で、相続関係の承諾がまだいただけていないということをお聞きしております。

○農林課長（川畑千歳） 川畑議員の2回目の質問にお答えします。

御質問の飛岡団地圃場整備地区の道路脇に積んである土のう箇所についてでございますけれども、これにつきましては、今お話がありましたとおり、田植えも進んでいるということで、早く対処する計画であります。

この現場につきましても、現在入札準備中の中山間地域総合整備事業の中で測量を行い、砂利により路面をかき上げし、雨水が圃場になるべく入らないよう行う予定でございます。今後とも、農家の皆様方の要望に応えるべく努力していきたいと考えております。

以上です。（「市道は、小浜線」と呼ぶ者あり）

○土木課長（宮迫章二） 市道小浜大浜線の側溝改修工事についてお答えいたします。

この工事は、平成22年度から、交付金や単独工事費で、年次的に、ふたつき側溝への改修を実施しているところでございます。

現在、全体延長約1キロメートルのうち、約750メートル程度完成しております。残り約250メートルにつきましても、計画的に実施していく予定としております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 その小浜大浜ですか、そこを、今ずっと順調に来ていますので、また今後やるということですので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

梅雨入りは鹿児島県民にとっても身近な関心事である。過去には、1993年の鹿児島市の8・6水害や97年の出水市針原の土石流などの豪雨災害で、多くの人命が失われた。1人の犠牲者も出さない覚悟で防災体制を慎重に点検しておかなければならないと思う。行政には十分な情報提供を求めたい。危険箇所や避難場所の周知に努めるのはもちろん、大雨時の降雨量や河川水など迅速に掌握して住民に知らさなければならない。危険の回避には、常に先手を打つ心構えが肝心だ。結果として、空振りになっても災害発生の可能性を察知したら、早目の避難勧告を出す必要がある。住民の安全を最優先に判断してほしい。

これは6月の南日本新聞の社説の中から、ちょっと取り出してみました。そういうことで、いい時期にいい社説があったなということで、お知らせしたんですけども、まだたくさんありましたけれども、一部だけ言いましたけれども、梅雨に入りますので、さっき言いましたように、緊張感を持ってこの災害に備えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

す。

○議長（池之上誠） 次に、11番、森正勝議員の質問を許可します。

〔森 正勝議員登壇〕

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさんです。

まず初めに、4月14日に発生した熊本地震は、死者49名、関連死20人、安否不明1人、住宅の被害11万2,586棟、被害総額、およそ4兆6,000億円となっております。亡くなられた皆さんに深い哀悼の意と被災された皆さんにお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。

さて、世界の科学者による福島原発事故研究報告書によれば、

福島の災害は終わっていないし、今後数千年にわたっても終息することはない。日本は広い範囲で放射性降下物に覆われ、その毒性は何十万年も残るだろう。簡単に除染できるものではなく、食物や人間や動物をむしばんでいく、完全なメルトダウンを起こした福島第一の3基の原子炉は解体も封鎖も望み薄だ。東京電力は、そのような大規模な工事には30年から40年以上かかると主張しております。国際原子力機関（IAEA）の予測によれば、ダメージを受けた原子炉は放射線量が危険なレベルにあるため、40年たっても何の進展も見込めないとのことでした。

また、東日本大震災でトモダチ作戦に従事し、福島第一原発を受けて被曝したのは、当時正確な情報を開示しなかったとして、東京電力側を相手に集団訴訟を起こした米海軍の元兵士が400人に達しているそうです。

将来のエネルギー政策は、やはり風力、太陽光、バイオマスのような再生可能エネルギーの利用を拡大していくことに焦点を合わせて、原子力や化石燃料への依存は避けるべきなのではないでしょうか。

それでは、早速質問に入ります。（発言する

者あり）

まず、2号補正に、（仮称）株式会社垂水DMOへの出資金300万円とあります。垂水市の総合戦略の中でも、国も推進しているDMOの設立を明記しております。出資しようとしているDMOの目的と役割について教えていただきたいと思います。

2つ目は、垂水市の活断層についてでございますけれども、平成25年2月、政府地震調査委員会は、鹿児島県の出水断層帯のほか、新たに甕、市来の断層が加わり、簡便な評価の対象に3断層上げております。その中に、鹿児島湾東縁、鹿児島湾西縁、池田湖西の3つがあります。この中の鹿児島湾東縁に牛根地区も入っているようでございます。これについての見解をお願いいたします。最初の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 森議員の1回目の御質問でございます。DMOの目的と役割についてお答えをいたします。

日本版のDMOは、経営的視点で観光振興を担う法人組織で、官公庁が認定した法人をいい、本市も総合戦略に日本版DMO設立を位置づけ、取り組んでおります。

現在、設立に向けて準備している組織の目的でございますが、官民連携による人づくり、ものづくり、売り場づくりを行い、地域産品や観光資源の商品開発、販売促進に取り組み、市全体の稼ぐ力を向上させ、地域経済を発展させようとする目的を持った垂水市版DMOでございます。

また、役割でございますが、地域経済の流れをつくる地域経済のパイプ役、いわゆる地域商社としての役割を想定しております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） それでは、森議員の質問にお答えいたします。

鹿児島県に被害を及ぼす地震は、主に陸域や沿岸部での浅い場所で発生する地震と、日向灘

や種子島、奄美大島の東方域の海域での地震、南海トラフ沿いの巨大地震と言われております。

また、マグニチュード6.8以上の規模の地震を発生させる可能性のある鹿児島県の主な活断層は、主として県北西部にあり、八代海から県北西沖に延びる日奈久断層帯、熊本県南西部から県北部に延びる出水断層帯、阿久根市西方沖から甑島周辺の海域に分布する甑島断層帯、いちき串木野市から甑海峡に分布する市来断層帯があり、詳細に評価がなされております。

その他、簡便な評価を行った短い断層帯として、水俣断層帯、鹿児島地溝に沿う鹿児島湾西縁断層帯及び池田湖西断層帯、牛根地区を含む鹿児島湾東縁断層帯がありますが、1万年以上前から主だった活動がなく、今のところ詳細な評価もされておられません。

1914年の桜島地震や1997年の薩摩地方での地震においても、地表にずれなどの痕跡は認められていませんことなどから、鹿児島県及び本市の防災計画における鹿児島湾東縁断層帯の被害対策等は想定されていません。しかしながら、桜島や開聞岳、霧島などの火山活動に伴って、大きい地震が火山の周辺で発生する可能性があります。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 一問一答方式で質問いたします。

DMO設立の目的は地域経済の発展、役割は地域商社としての役割ということで理解いたします。今回の法人経済は株式会社ということでございますけれども、法人経済を株式会社にした理由と出資金300万円の根拠、垂水市以外に出資企業等があれば教えていただきたいと思っております。

**○企画政策課長（角野 毅）** 森議員の2回目の御質問でございます。会社組織の理由と出資金300万円の根拠、ほかの出資企業についてお答えをいたします。

初めに、設立までの経緯でございますが、平成27年10月の総合戦略策定後、総合戦略に位置づけている民間の経営的視点を持った法人の設立に向けて、市内外の経営者の皆様に御説明をいたしました。その後、先ほど申し上げましたDMO法人の目的、役割に御賛同いただきました経営者の皆様の御協力もありまして、現在、株式会社として、法人登記の作業を行っているところでございます。

組織の法人形態としては、NPO法人や社団法人、非営利団体と株式会社等の営利団体がございますが、本組織は、市全体の稼ぐ力を向上させ、また、地域経済のパイプ役という役割があることから、経営手法による収益事業の強化を図るため、設立したということでございました。

なお、出資金につきましては、当初、事業に必要な事業計画から出資金2,000万円程度を想定しており、現在御賛同いただいた企業間バランスを考慮されているとのことでした。

このようなことから、本市地方創生に必要な取り組みということもあり、補正2号で300万円を予算計上いたしました。

なお、出資企業は垂水市のほか、6企業でございますが、登記前ということもありますので、個別の企業名は控えさせていただきます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 垂水市以外の出資企業は、登記を終えてないということで、まだ公表できないということでございますけれども、登記が終わりましたら、ぜひ教えていただきたいというふうに思っております。

それから、この法人と市とのかかわりについて、具体的にどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思っております。

**○企画政策課長（角野 毅）** 森議員の3回目の御質問でございます。市として、どのようなかかわり方を考えているのかについてお答えい

たします。

この法人は、1回目で答弁しましたとおり、地域産品や観光資源の商品開発、販売促進に取り組み、市全体の稼ぐ力を向上させ、地域経済の発展を目的とした地域消費者としての役割がございませう。

今後、本法人が地域商社として機能を発揮するためには、市が行っている経済施策の一部を委託するなど、地域経済のパイプ役としての役割を十分に発揮させるようかかわっていければと考えております。

**○森 正勝議員** 6月2日に、まち・ひと・しごと創生基本方針2016が公表されております。国も日本版DMOや地域商社の設立、運用を強く求めているという印象を受けておりますが、そういった意味では、今回設立しようとしている会社は、地域商社として位置づけられておるということで期待はしたいと思ひます。

そこで、今後は、人材の育成が必要と考えますが、どういったような育成の方法を考えていらっしゃるのかを教えてくださいたいと思ひます。

**○企画政策課長(角野 毅)** 森議員の4回目の御質問でございませう。今後の人材育成ということについてお答えをいたします。

国もDMOや地域商社といった経営的視点を持った経済成長の推進体制づくりに力を入れておりますけれども、今回、市内外の経営者の皆様の御理解もあり、地域商社の機能を持つ会社ができたということにつきましては、大変ありがたいことだと考えております。

また、議員御指摘のとおり、これから高い経営スキル等を持った人材育成確保も必要でありますので、地域商社の業務として、人材育成にも取り組んでいただけるよう働きかけていきたいと考えております。

以上でございませう。

**○森 正勝議員** DMOについては終わりたい

と思ひます。

活断層についてでございませうけれども、1万年以上前から主だった活動がないということで、詳細な評価がされていないということございませう。

1914年の桜島地震がマグニチュード7.1、1997年のさつま町での地震がマグニチュード6.4から6.6で、このときに、地表にずれ等の痕跡はなく、県及び市の防災計画には、鹿児島湾東縁断層帯の被害対策は想定されていないとのことございませう。予想される断層の長さが10キロから15キロ、マグニチュード6.8程度とみなされておりますが、もし、この東縁の断層が活動した場合に、震度としてはどのぐらいと予想されますか、教えてくださいたいと思ひます。

**○総務課長(中谷大潤)** 鹿児島湾東縁断層帯において想定される地震の規模でございませうが、地震調査研究推進本部によりませうと、鹿児島湾東縁断層帯は地下を含めた断層の長さが10キロメートル程度以上15キロメートル未満で、断層の分布のみが簡便に評価され、断層の位置、形状や活動履歴など、活断層の特性が詳細に評価されていないため、予測ではなく、あくまでも推測ではあります、想定される地震は震度6弱となっております。

**○森 正勝議員** 震度6弱ということございませう。何も評価されていないところでの心配はありませんけれども、やはり、どこで地震が起きるかわかりませうので、十分注意していただきたいというふうにお思ひしております。

平成25年2月に発表された今後30年間に九州で大地震が起る確率は30から42%とされ、30年間で交通事故で負傷する確率は24%とされております。比べてみませうと、地震発生確率は決して低くはないとなっております。ですから、今回の熊本地震も予想されていたということになるようございませう。

先日発表された予測では、堀内議員も申しましたとおり、鹿児島県の大地震の確率は17%になっておりました。（「18やったっけ」と呼ぶ者あり）18だそうです。

地震による命の危険は、普段の備えで減らすことができる。住宅の耐震補強や家具の固定など、対策を見直す必要があると思いますが、これについてはどのように考えておられるか、教えていただきたいと思います。

○総務課長（中谷大潤） 昭和56年6月に、建物の地震に対する基準が改正され、改正以前の建物は地震に弱く、震度5で壁や柱が破損、震度6弱で倒壊するものがあると言われております。

過去の大地震においても、家屋の倒壊などによる被害から、多くの方が亡くなられております。建物の倒壊などの被害から、大切な生命や財産を守るために、耐震化は必要です。東日本大震災では、津波の被害を除いて約500名、阪神淡路大震災では約5,000名以上の方が建物等の倒壊により圧死等で亡くなられています。

垂水市でも、錦江湾直下型地震、南海トラフ地震等による震度6弱の地震を想定した建築物耐震改修促進計画を策定して、地震に強い割合を設定し、耐震化の推進等を図っておりますが、基準改善以前の建物は倒壊の危険性があります。費用はかかっても、大切な生命や財産を守るために、耐震診断及び改修工事を実施していただきたいと思っております。

また、家具の転倒、落下はけがや避難のおくれにつながることから、大型の家具等に対する転倒防止の補強、配置の確認、また、火災につながる場合もありますので、消火器、火災報知器などを備え、火の元の点検を習慣化して、予防対策に取り組んでいただきますよう、出前講座や広報紙等で周知に努めてまいりたいと考えております。

○森 正勝議員 さっきの梅木議員の質問の中

でも、本市の耐震補強に対する補助はないということでした。今回の熊本地震、それから阪神淡路大震災等を見ましても、やはり木造の倒壊というのが多いようでございます。本市も補助制度が必要だと思っておりますが、これについてはどのように考えておられるか、見解をお願いします。

○総務課長（中谷大潤） 午前中、土木課長の答弁と重複いたしますが、現在、本市におきましては、住宅の耐震に特化した助成制度は行っておりません。住宅リフォーム促進事業の中で、耐震補強工事も対象としているところでございます。

今後、耐震診断や耐震化工事に対する助成制度の要望がありましたら、検討してまいりたいと考えております。

○森 正勝議員 よろしく申し上げます。終わります。

○議長（池之上誠） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（池之上誠） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれにて散会します。

午後4時13分散会

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 8 年 6 月 1 5 日

本会議第3号（6月15日）（水曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	田之上 康
副市長	岩元 明	農林課長	
総務課長		併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	川畑千歳
企画政策課長	角野 毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	高田 総
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	北迫一信
併任		会計課長	堀内昭人
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	長濱重光
事務局長	森山博之	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成28年6月15日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここでお知らせをいたします。お手元に配付してありますPFIの事業説明会については、6月24日の本会議終了後、13時30分から全員協議会室において行いますので、御出席されますようお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池之上誠） 日程第1、昨日に続き一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、1番、村山芳秀議員の質問を許可します。

[村山芳秀議員登壇]

○村山芳秀議員 おはようございます。

まず最初に、きのうから先輩議員の皆様からありましたように、改めまして、熊本地震で犠牲になられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様にお見舞い申し上げます。

ちょうど2カ月が経過して、少しずつ復興の兆しは見えてはきておりますが、まだまだ大変な日々が続くと思われまます。粘り強く頑張っている被災者の皆様、自治体の皆様、それから、全国から支援の手を差し伸べていらっしゃる方々に対し、心から敬意を表するものがあります。

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、前回の一般質問以降に気づいた点や、昨年1年間の質問事項等を振り返りながら、次の3点について質問させていただきます。

まず第1点、人口減少対策プログラム等新総合計画づくりについてでございます。

3月議会の一般質問後の2月下旬に、平成27年10月1日の国勢調査の速報値が鹿児島県から発表されました。本当にショッキングな数字でございました。

垂水市の人口は1万5,524人、西之表市にも抜かれ、19市の中で最下位、大隅管内では肝付町にも抜かれ、過去5年間で1,724人という減少数でございます。5年間で1割強の人がいなくなったわけでございます。

この数字は、昨年10月に策定された人口ビジョンの数字資料から見ますと、昭和45年の国勢調査以降、最も大きな減少数になっております。

また、今月1日の推計人口は1万5,226人です。

まずは市長、任期中の人口減少数が過去45年間のうち最も多い5年間だったというこの事実、それと、わずか昨年10月から8カ月間で298人減っております。今月中にも300人を超す状況です。

この状況をどう捉えられるか、お尋ねをします。

次に、垂水市版DMO等観光振興についてお尋ねします。

今回の補正予算で、（仮称）株式会社垂水DMOの出資金300万円が計上されております。今議会で示された地方創生の交付金事業である南の拠点整備事業費の繰越明許分の本格的な予算執行を前に、きのうの川越議員、森議員への回答でおおまかな状況はわかりました。

ただ、疑問点がございます。垂水DMOの加入メンバーには商工会とか観光協会とかは入っておりません。昨日の回答で、地域商社的な役割を考えておられるとのこと、垂水市以外は企業が6社で、現在、法人登記等の手続中であるということです。

商店街の方々にお聞きしますと、その構想段

階での参加希望もあるやに聞いておりました。

また、きのうの池山議員からの質問でもありましたが、市民の方々にはほとんどDMOの事業内容が伝わっておらず、道の駅のイメージであり、商店街の皆様は懸念を示しておられます。

当初私のイメージでも、観光振興、とりわけ交流人口の拡大を図るため、観光協会をパワーアップさせて、地域における観光振興のマネジメントを行い、観光と地域づくりを一体化して行うのではと思っておりました。

住民参加の重要性、これは、北の拠点の道の駅たるみずでも感じているところでもございました。

観光協会が株式会社化したものではないとわかったわけですが、市が出資金300万円を出してやるわけですが、運営を自治体や各団体、企業等で担う第三セクターとの違いを教えてください。

最後に、医療・介護施設体制の維持についてでございます。

今、垂水の医療が崩壊寸前の状況まで追い込まれております。きのうの堀内議員の質問でもありましたが、垂水徳州会病院の今期限りで閉めるという廃院の動きでございます。

現在、78床、職員97名の医療関係者が働いていらっしやいますが、その影響は医療にとどまらず、地域包括ケアの医療体制はもとより、雇用の場の確保、人口減、市民所得の減少など、影響ははかり知れないものがあります。

きのうもありましたが、もし医療が崩壊したら垂水市には人が住めなくなるという危機感です。

現在市が進めている地域包括ケアシステムは、コスモス苑に拠点をつくり、これから行うという段階ですが、住まい、医療、介護、予防、生活支援といった5つの構成要素でもある連携すべき医療・介護体制の一角が崩れようとしております。

医療・介護体制は、まちの命運を担っているといっても過言ではありません。徳洲会の本部関係者も苦渋の判断ということでしたが、市長から接触を図る考えはないのか、市民を巻き込んだ存続への展開など考えられないのか、市長にお尋ねいたします。

また、今月号の市報で、牛根地区の地域密着型サービス事業所の募集を1カ所行っていましたが、従来の小学校区を基本としたサービス事業所の配置を考えれば、2カ所募集してもよいと思いますが、とりあえず1カ所なのか、教えてください。

これで、第1回目の質問を終わります。

**○市長（尾脇雅弥）** おはようございます。村山議員の御質問にお答えをいたします。

本年2月、先ほどありましたけれども、総務省より、平成27年度の国勢調査速報において、基準日であります、平成27年10月1日現在の本市の人口、1万5,524人と公表されております。

また、本年5月1日現在における本市の推計人口でございますが、先ほどもありましたが、1万5,264人となっております、非常に厳しい数字であると認識をしております。

現在、人口減少対策といたしまして、住宅取得費の助成事業や空き家リフォーム促進事業といった住環境整備や子育て支援を取り組んでおり、昨年度は、住宅取得費助成事業により、子育て世帯を含めた転入が9世帯、23名の実績があり、若干明るい兆しが見えてきております。

今後、本市独自の地方創生を実現させるため、これまで以上に人口の推移を注視し、人口減少対策に向けた事業の立案を行い、より効果を意識して取り組んでまいりたいと考えております。

次にもう一点、私にございました徳洲会の関連の件でございますけれども、垂水徳洲会の問題で接触があったかということに関しましては、昨日、堀内議員の質問に対してお答えをしたとおりでございます。村山議員からの医療・介護

サービスの低下がここ1年で顕著だということ  
でございまして、現状の打開についてどう考  
えるかという御質問であろうかと思ひます。

当然のことながら、事態を大変重く受けとめ  
ているところでございます。今、さまざまな打  
開策を協議検討をしているというところでござ  
います。

垂水徳洲会病院につきましては、今後も粘り  
強く存続を訴えてまいる所存であります。垂水  
としてできる限りの協力をいたすというところで  
ございます。

なお、国は、医療・介護、いわゆる社会保障  
費の削減という方針を強力に推し進めていると  
ころでございまして、垂水市にもその影響が及  
び、まさに今、いろんな動きが生じている状況  
ではございますけれども、垂水市といたしまし  
ても、地域の特性に応じた地域包括システムの  
構築を進めて、生涯を通じた健康づくり事業を  
広く展開してまいります。

当然、関係機関との連携も大事でありますし、  
市民の皆様のご協力も必要でございまして、医  
療・介護に限らず、子育ての問題も含めまして、  
私といたしましては、市民の方々の生活基盤を守  
っていくためにさまざまな施策の推進をしてい  
るところでございまして、御理解と御協力を  
賜りたいと思ひます。

同じ共通認識であろうかと思ひますので、問  
題解決のためにどのような方法があるか、行政  
としてもしっかりと対応してまいりますし、ま  
た、先進事例がございましたら、御提案を賜れ  
ばというふうに思っております。

以上でございまして。

**○企画政策課長（角野 毅）** 村山議員の垂水  
市版DMOと観光振興についての御質問につ  
いてお答えをいたします。

今回の垂水市版DMOは、民間主導で設立さ  
れます営利会社でありますことから、非営利組  
織の商工会と観光協会の加入の予定はないとの

こととございまして。

また、垂水市版DMOと第三セクターの違い  
でございましてけれども、大きな違いは、設立  
を主導する主体でございまして。

垂水市版DMOは、民間主導で設立、経営さ  
れる法人でございまして、そこへ市が出資する  
ものでございます。市は、出資額に応じた経営  
責任を負うこととなります。

第三セクターは、行政主導で設立するもので、  
道義的にも行政が大きな責任を負うと理解をい  
たしておるところでございまして。

以上でございまして。

**○保健課長（鹿屋 勉）** おはようございまして。

村山議員の介護施設の募集枠、牛根地区、1  
カ所のみかについてでございますが、議員御指  
摘のとおり地域密着型サービス事業者の募集記  
事を、広報たるみず6月号と垂水市ホームページ  
に掲載いたしまして、1事業者を募集してい  
るところでございまして。

皆様御承知のように、本年3月をもちまして、  
牛根境地区にありました小規模多機能ホーム陽  
なたぼこの家境が閉鎖をいたしました。

この施設は、地域の特性に応じた柔軟な体制  
で提供される小規模多機能型居宅介護サービス  
事業所でありまして、通所を中心としながら、  
利用者の選択に応じて、訪問、宿泊を組み合わせ  
ることにより、入浴、食事等の介護や日常生活  
上のお世話や機能訓練を行い、閉鎖当時は13  
名の方が利用されておりました。

第6期介護保険事業計画におきましても、牛  
根圏域での介護サービスの拠点の一つとして位  
置づけており、また、垂水市がこれから進めよ  
うとしております、垂水市地域包括ケアセン  
ターを核とした垂水市地域包括ケアシステム推  
進のため、牛根地区における拠点の一つとして  
も期待をしていた施設でございました。

このような位置づけをしていた事業所が閉鎖  
となりましたことから、閉鎖した施設の補完機

能を果たしていただくべく、小規模多機能型居宅介護の1事業者を、設置地区を牛根地区として、広報たるみず6月号と垂水市ホームページ上で募集しているところでございます。

以上です。

**○村山芳秀議員** それでは、一問一答で、よろしくをお願いします。

人口減少の現状について、非常に厳しい状況が報告をされました。まさに、ここ5年間の状況でございます。ほかの市町村にはない急激な落ち込みでございます。消滅する市町村としての現実味を少しずつですけど帯びてきているような気もしております。

そこで、市長が市報3月号の市長日記で書かれておられたんですけど、また、これにも違和感を覚えました。

一昨年12月、東九州自動車道が鹿屋まで開通をし、それにあわせて大隅縦貫道の串良鹿屋道路の笠之原インターチェンジまでの同時開通でございます。これができ上がるまで40年かかったということを言っちゃいます。

その上で、大隅横断道路や錦江湾横断道路の実現に向けて、加速度的に事務を進めてまいると市長は言っちゃいます。

これまでの40年間は、昭和50年代の初めから今日まででございます。計画されたころは、まさに右肩上がりの時代でございました。

今日、少子高齢化や国の借金が1,000兆円を超えて、社会保障費が増大する2025年問題、いわゆる団塊の世代が後期高齢となる七、八年後を考えると、これまでの40年とこれからの40年が一緒なのかと、非常に疑問に思うところでございます。

また、鹿児島県知事も、鹿屋までの開通当初の記事を見ますと、これで鹿児島市と県内の主要都市、薩摩川内、霧島市、そして鹿屋市が高速道路で結ばれたと、手放しの喜びようです。

今後、整備が進む志布志まで高速道路が10年

間で結ばれますと、これまで大隅の玄関口と言われておりました垂水市が、もはやその役割を終えて返上する、そういう時代になると認識をしております。

皆さんのお手元に、鹿児島県のホームページから印刷をしました地域高規格道路、幹線道路の図をお配りをしております。この中には、一昨年12月、東九州自動車道を初め、鹿児島市内の南北幹線道路や北薩横断道路、都城志布志道路などが以前から工事着工をされておりますとともに、東九州大隅縦貫道が計画路線や候補路線として図案化がされております。

当然ながら、錦江湾横断道路にしても、大隅横断道路にしても、高規格道路として緊急性や妥当性について検討を進める候補路線という形でも、まだ上がってきておりません。

当然ながら、いまだに高規格道路として候補に上がってきていないということは、当然、大隅開発期成会、それから市長のほうも一生懸命要望はしているところですが、このお話は10年ほど前の桜島架橋の水迫市長からの時代のお話でもございます。高隈のトンネルも、前市長のころのお話と記憶しております。

私は、一昨年公表されました人口減少対策プログラムに出てきた錦江湾横断道路、また今回、南の拠点事業でも、大隅横断道路の結束地点として浜平地区を上げておられます。

一体何年後の世界を描いて、人口減対策プログラムに盛り込んだのでしょうか、今工事中の東九州自動車道の志布志までの延長でさえ、10年ほどかかると言われております。

市長がどうやって事務を加速度的に進められるのか、お伺いいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 村山議員の2回目の御質問でございますが、大隅横断道路等の整備につきましては、建設促進について、4市5町の首長にさらなる御理解をいただきながら、市町議会の議員の皆様はもとより、大隅地域の

経済界、産業界など、各種の関係団体の皆様にも、建設促進の機運の醸成を図って、官民一体で連携をして取り組んでいく必要があると認識している事業でございます。

あわせて、早期事業化の必要性について、多くの地域の声を関係機関に訴えることが重要と認識しております。

4市5町の大隅総合開発期成会の取り組みに加えまして、4月に開催をされました、県市長会定例会の要望事項にも盛り込まさせていただきました。

このように、広域的な取り組みを推進させることで早期事業化につなげたいと考えているところでございます。

事業化につきましては、改めて、この重要性については認識を広げていきたいと考えているところでございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 私のほうにもお尋ねがありましたので、突然でしたので、思いということで述べさせていただきたいと思えます。

恐らくこれ、3月号ということで、また議員の皆さんもよく読んでいただければ、私の意味合いは御理解をいただけるというふうに思いますが、これまでの40年とこれからの40年が同じなのかというようなこともございました。

決して同じとは思っておりません。ただ、やはり垂水市のまちづくりということを考えてときに、数年前に新幹線が福岡博多駅から鹿児島中央駅まで開通をいたしました。これまで4時間とかかかったものが1時間20分で来れるようになったわけですが、垂水まで来るのに、距離にして15分の1程度なんですけども、やはり1時間20分程度かかってしまう現状があると。

これから、大隅にはいろんな魅力があつて、それをPRしていくということが大事なんですけど、ただ一番ネックになってるのは、鹿児島県というのは桜島がシンボルであり、錦江湾があるわけですが、薩摩半島と大隅半島があ

るわけです。

だから、観光としての魅力的なエリアではあるんだけど、一方で、利便性、交通の利便性も含めてなかなか厳しい状況があるわけでございます。

そういった意味では、東九州自動車道が開通をしたということは全体としてよかったというふうに思っておりますけれども、やはりそのことは、先ほど申し上げましたけれども、ある程度時間がかかる、30年、40年というスパンの中で、地域の先人たちが、そのことの必要性を考えながら訴えてきたことが、ここへきて具現化したのだと。

さらには佐多岬へ向けて大隅縦断道というような動きもありますし、それはそれで大事なことだと思うんですけども、結果的に垂水市にとっては、例えばいつも御質問されます道の駅は減ってるじゃないかと、これは東九州の影響があるわけです。

だから、そういうような状況もございまして、私は垂水の首長として、垂水市がどういふふうなことをやっていったら発展をしていくのか、それは、地域のためだけではなくて、結果的に、今申し上げましたような、大隅横断道、横軸みたいなものをしていくことによって、志布志港湾の活用でありますとか、そういうことに、県全体の浮揚に発展をするという考えを持っておりますので、そのこともしっかりとやっていかなきゃいけないと思っております。

ただ、40年かけてということではなくて、時代も変わっておりますから、できるだけそのことをスピード感を持ってやりたいというふうに考えております。

大隅横断道に関しては、高隈のトンネルを掘削をしていくというようなことになろうかというふうに思っております。過去においては、そういう調査をしたということもございまして、その辺のところ、技術的に言うと、そんなに

何十年もかかる話ではないんですけれど。

まずはしっかりと、先ほどおっしゃったような形で、ここにのせ込むというような動きをしていかなければいけないと、4市5町の会、あるいは県の市長会等においては、そのような発言をして、そのこともしっかりとのっちはおりますけれども。

さらに、地域高規格道路ということで、ここにはまだ、ここ数年の動きでありますのでのっけておりませんが、しっかりと、そういう形で時間的な距離を縮める高速ネットワーク体系を核にすることによって、垂水市の発展につながると考えてますし、結果的に、大隅あるいは県全体の浮揚につながるというふうに思っておりますから。

しっかりとそのことは、できるだけ皆さんと連携をして、スピードアップしてやっていきたいという思いで、市長日記のところで書かせていただいたということでございます。

**○村山芳秀議員** 3回目の質問ですが、道の駅が東九州の影響と言われますけど、道の駅については、やはり桜島の火山活動の活発化、それから通行どめがありましたとか、私は、経営のあり方とか、営業活動、もろもろのいろいろな理由によって減っていると考えております。極端に東九州が道の駅に影響力を及ぼしているとは考えておりません。

今、人口減少対策プログラムの中に錦江湾横断ネットワークが出てくるものですから、そういう形で御質問しているわけです。

鹿児島からの完成によって流入があるんだというような計画づくりをされておりました。今も、市長、人口減というのが時間との闘いでございます。

私、質問の中に、プログラムの凍結という表現が適切ではなかったかもしれませんが、昨年策定された人口ビジョンに包含されているということで、目標人口も変わってきたとのこと

です。

私は、今回の国勢調査の状況から見て、毎年毎年、人口減というのは特化しながら計画を進めていくためには、もう一度、人口減少対策プログラムというのをもう一度表舞台に上げて、ローリングをしていって、素直にこういう結果が出てるといような公表をしながら、市民の皆さんの協力をもらって、危機意識を高めていったらどうかと思っております。

これから、国勢調査結果も、秋にかけまして、高齢者の実態、それから5歳刻みの年齢別というような詳しいいろんな分析結果も出てくると思います。

その数字をもとに、また新たに、平成35年までせいかくつくられた人口減少対策プログラムを見直す考えはないのか、再度お尋ねします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 村山議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

人口減少対策プログラムにかわる新しい計画としまして、昨年の10月29日、垂水市人口ビジョンと垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したわけでございます。

そして、これが人口減少対策にかわるものということにつきましては、再三答弁をさせていただきました。

つまり、人口減少対策プログラムは、もう現在存在しておらず、新たに垂水市人口ビジョンと垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたものであることを、まず御理解いただきたいと考えております。

人口減少対策プログラムの中で計画をされておりました行動計画につきましては、多くのものが総合戦略の中でもアクションプランの中で行動計画としてうたわれております。

また、その事業につきましては、PDCAサイクルのもとでローリングを行って、毎年度検証作業を行い、その上で、改善するべきものは改善、新たにつくるべきものはつくるとい

の中で事業推進を進めていくという計画になっているところがございます。

**○村山芳秀議員** この人口減少対策プログラム、せっかくなのをつくられて、先駆けてつくっているわけですから、当然見直しをしながら、新しい数字を出しながら、意識を市民の皆様にかけてもらうという部分が一番大事なことじゃないかと思っております。

それと、先ほど高規格道路の地図をお配りしておりますが、県のホームページの防災支援というような形の災害に強いネットワークの構築、今回鹿屋まで開通したことにより、降灰エリアを迂回した鹿児島市への安全なネットワークが確保されるということで、桜島を回避するような表現の安全な通行ができるというような表現で載っております。

この人口減の対策プログラムの人口の設定については、来年度策定予定の新総合計画に影響が出てくるわけがございます。

今回、国勢調査の結果、それから、医療・介護をめぐる市内の情勢、あるいは、現在進めている地域振興計画づくりの展開も含めて、早急に方針を固めて、新総合計画に着手する必要があると感じますが、新総合計画のスケジュールはどうなってるのか、お尋ねをしたいと思っております。

今回の国勢調査結果から、本当に垂水市として悠長なことを言っている状況ではないというふうに思いますが、ぜひ方針を固めてお示しただければと思います。スケジュールについてお尋ねします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 村山議員の4回目の御質問にお答えをいたします。

総合計画は、地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位計画と言われております。

現在の第4次垂水市総合計画は、平成20年度から平成29年度までの計画期間10年の計画でござ

います。策定は、平成18年9月にスタートし、基本構想は平成20年3月議会で議決をいただいております。

この計画は、当時のトレンドであります、共生・協働をテーマに、市民と市職員による手づくりの計画、また、わかりやすく市民とともに使うことのできる計画と、2つの大きな方針を掲げまして策定されたものでございます。

御質問のとおり、来年度が第4次総合計画の最終年度でございますことから、本年度、新たな総合計画づくりに着手することになります。

これから、新たな総合計画の策定方針や策定体制、策定スケジュールの検討を行いますが、まず、第4次総合計画の検証というものに取り組みたいと考えております。

なお、総合計画につきましては、平成23年度の地方自治法の改正によりまして、基本構想の法的策定義務がなくなり、自治体に取り扱いが委ねられるということになりました。遅くとも12月議会までに総合計画の位置づけ等につきまして、議会の皆様に御提案できるよう、現在検討を行っているところでございます。

以上です。

**○村山芳秀議員** 現在の状況を勘案しながら、一刻も早い着手をお願いします。

次に、垂水市版DMOと観光振興の2回目ですが、現在市長が取り組まれておられます、浜平の南の拠点づくりと、この計画にも、大隅横断道路やフェリーとの連結点という表現が見えます。

先ほど、国勢調査結果や人口減少の実態と関連してくるわけですが、東九州自動車道と串良鹿屋道路の大隅縦貫道の一部開通になって、影響力が、垂水フェリーや桜島フェリーに1割減の乗降客数が伝えられております。

まちの声や、実際、コンビニの店長のお話、それから、商店街の経営者の方々からも、売り上げ等のダウンの声も聞かれます。

今、交通量の実態がどうなっているか、お尋ねします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 村山議員の垂水市版DMOと観光振興についての2回目の御質問にお答えをいたします。

東九州自動車道及び大隅縦貫道一部開通の影響につきましては、昨年12月議会において森議員から御質問があり、水産商工観光課長が答弁をいたしております。

現在におきましても、1日平均8,000台程度の通行量がございます、一般車両はもとより、大隅半島において、物流環境を担う大型車両の利用がふえているようでございます。

議員御指摘の本市への影響でございますけれども、重要な幹線道路でございます国道220号線の通行量や垂水フェリーの利用者数につきましては、ほぼ1割程度の減少が開通から現在まで続いている状況でございます。

**○村山芳秀議員** 桜島にもお尋ねしましたけど、そういう結果が出ているということです。

今後、この高規格道路の地図を見ただきますと、大隅縦貫道が今後少しずつですけど延伸をされていきます。

国勢調査の結果なんですけど、南大隅町で14%の人口減があった、それから、錦江町も12%の減、垂水市が10%強という状況でございます。

錦江町や南大隅町でも、観光開発でさまざまな施設もできつつあります。佐多のほうでも、県のほうが力を入れているところでございますが、観光道路として伸びていくのは、この大隅縦貫道のほうへのアクセスではないかと思っております。

今後、南の拠点と位置づけた浜平地区を通る通勤客や観光客数の将来的な伸びを考えたとき、市長が本当に考える交流人口が生み出されるのか、ちょっと疑問に思うところでございます。

この南の拠点も、先ほども申し上げましたよ

うに、大隅横断道路の部分も入っております。

先日参加しました振興会の連絡協議会の理事会でも、南の拠点を含む交流人口を200万人を目指すと言われております。きのうの政策課長の答弁でもございました。

ことしの施政方針でも大隅横断道路が出てきております。

現実を見据えた対応や目標値の設定を再検討されたほうがいいのではと考えます。

実際、2年前の市報の2月号では、交流人口100万人を目指すというような記載もしてあります。昨年度は、道の駅も60万人を切ったと、59万5,000人というようなことも聞いております。今回、200万人という数字、どういう根拠で200万人を目指すと言っているのか、お尋ねをします。

**○市長（尾脇雅弥）** 数字は、どこを捉えてという話があるかと思えますけれども、どうしたらいいのかというのが一番大事な視点だろうと思うんです。

正確に何年とは申し上げられませんが、これまで、合併の前というのは、四十二、三万というようなことでございまして、道の駅たるみずができたことが大きかったですけれども、年間平均80万人というようなところで、大体ざっくりと120万人という話をさせていただいております。現に10年間を迎えて、800万人目をお迎えしてということもございましたので。

ただ、災害とか、いろんな要素で、最近少し減っておりますけれども、先ほどお話があったような改善点を改善しながらふやしていくということが大事だというふうに思っております。

それから、南の拠点、単純に200万人ということであれば、現状120万としたら、80万人をプラスしなければいけないという話になりますから、その80万人はどこから来るのという話なんだらうと思えますけれども、単純にこれまでの交通量ということで申し上げますと、正確な数

字ではありませんけれども、そこの道の駅エリアが1日5,000台と、こちらの南のエリアが1万3,000台ということで、3倍まではいきませんが、2倍を超えるもともとの流れがあるということが一点はございますが、それとは別に、そこを目的として集まってくるような仕掛けをつくるんだというのが、今回の南の拠点の部分でありますので。

その辺のところは、一応場の確保、そして、中身の今検討に至って、これからいろんな説明やらしながらですけれども、きのうも、企画課長のほうからも話がありました、大体今、垂水全体の生産高が785ぐらいですかね、これを1割ふやすための仕掛けをつくっていくんだと、でない、今世の中というのは右肩上がりの高度経済ではなくて、人口減も含めて、そういう状況でありますから、なかなか総人口というのは、日本全体が減っておりますので。

そういった中で、なかなか人口増というのには、かなり難しい社会背景がございますので、そこも含めて、交流人口をふやしていくことによって、諸説ありますけれども、200万人の交流人口が来ていただくことによって、結果として、10万人が住んでいるのと同程度の経済効果があるというのがございますので、数字は諸説ありますので、それが外国人だったら7人とか、いろんな説がございますが。

なので、現状の垂水において、垂水を、少なくとも経済を回す発展をさせていく中で、私がいつも申し上げておりますのは、3つの挑戦がありまして、その中の経済施策としては、6次産業化と観光振興だという話をしております。

垂水という、もともとの名が示すとおりの水、あるいは、それをもとにしたいろんな1次産業の食、農林水産をしっかりと一時の提供ではなくて、確保してもうかる仕組みをつくり、その中で雇用を生んで、あるいはマーケットを国内だけではなくて、海外も含めて求めることによ

って、加えて、垂水という地の利のよさを生かしながら、縦長の37キロという地理的な要因がありますから、3つ拠点をつくって、連携していくことによって、6次産業化とドッキングさせてやっていくのだというのが基本的な考え方です。

南の拠点に関しては、特にパイを奪われるのではないかというような誤解の部分もございませぬので、そうじゃなくて、今申し上げたような人口減少社会の中で経済を回していくためにはパイをふやさなきゃいけないというのが考え方にありますから、その仕掛けとして南の拠点をつくって連携をしてやっていくというのが基本的な考え方でございます。

その中で、先ほど申し上げたような、大隅横断道、志布志港という、大変魅力的な港があるわけですが、なかなかアクセスの悪さがあつたりしますから、そこをしっかりとつなぐことによって、大隅横断道ということの実現に向けていくと、可能性も高まっていくというふうに思っておりますので。

あらゆる手を尽くして、しっかりと垂水が発展していくように、あるいは経済が回っていくような仕掛けをやっていくと、当然、日常的な振興会の皆さんの要望とか、現実的に困っておられる方をどうしていくのかというのは、やりながら、いつも申し上げておりますけれども、将来的にどうするかということを考えながら、足元のことをしっかりと対応していくことでもあります。よろしくお願いをしたいと思います。（発言する者あり）

**○村山芳秀議員** もう4回目ですので要望に変えますけど、この道路網図、見ていただきますと、志布志港が中核のハブ港、これは南九州を、もう本当にここからずっと延びるような形でなっております。

垂水はここに、市長が言われるのは横断道路として鹿児島市と結ぶということですけど、こ

の網の目のようになった志布志を中心とした大隅の部分では、県のホームページの資料にも大隅地域の将来ビジョンというような形で描かれております。

現実的な対応というのは、一つは必要だと思っております。南の拠点づくりの概要がいま一つ、きのうの池山議員の質問でもございましたけど、市民に伝わっていない、こういう中で、交通量の減少というのやら、周辺自治体の人口減少、鹿児島県は、桜島周辺の爆発、降灰などを、桜島を避ける形での大隅へのアクセス道路を進展させていこうということが明白に、こういう中に入っております。

南の拠点が、今後、垂水市の交流場所として発展性を備えているのか、これは注視して判断する必要があります。

P F I の可能性調査なども、これから明らかになってくるとは思いますが、先日、大崎町であった研修会のお話ですと、相当先の見通しも必要だということを感じました。

ここ一、二年、二、三年のことを考えましても、観光振興というのは外的な要因が非常に大きいと思います。

交流人口の拡大ということで進めていच्छいます、教育旅行にしても、10月の分までキャンセルが出ているというような状況でございます。

こうした場合、中心市街地の取り組みというのも、優先的な課題として一つは上がってくるのではないのでしょうか。

きのうございましたように、古い市の庁舎、建てかえるという時期も、市長のほうで今後考えていくというようなことですが、商店街の人は、この地、この付近での建てかえというのを望んでおられます。

きのう、梅木議員の話でもありましたけど、垂水のよさというのは、景観とか、海や山の自然でもございます。桜島を生かした220の景観

道路としての、やっぱりそういう取り組み、それから、日本ジオパーク、桜島・霧島やっていますが、世界ジオパークへの取り組みとして、垂水市の一部、早崎の咲花平が世界で初めて発見された大隅石という石が出たところでもありません。

いろんな取り組み、体験などあると思いますので、ここ辺から観光の目玉というようなものを発掘をお願いしたいと思います。

最後に、医療・介護の体制ですが、徳洲会の垂水撤退の問題、これはもう本当に非常に不安が広まっております。

前回の一般質問でもしましたけど、10年前から取り組んでおります地域包括ケア体制整備、今回、センターをコスモス苑に併設するわけなんですけど、この体制が急速に進むとは思えないわけです。

もちろん、そういう現場の関係者たちは、一生懸命頑張っていच्छいます。そういう関係者と地域の連携、これが本当に大切なキーワードにはなっていくと思っすけど、今後、人口の構造を考えても、介護や医療に頼る人間というのが、垂水市内、今からふえていく状況で、今後、そういう形でありまっす、市外に頼らざるを得ないというような状況にもなってきます。

市長が、3月の下旬にありました、みんなで支え合うまちづくり in たるみず、この中でも、報告会の中で座長をされて感じられたと思っすけど、介護需要が2025年にかけてますます増加をして、行政や医療関係者、介護関係者はもちろん、住民がみずから取り組まなければ、もう厳しい状況が予想されているという報告会がございました。

きのう、堀内議員の中でもありましたけど、8年前、411あったベッド数が現在223だと、このうちの78がベッドがなくなるという状況、それと、先ほどもありましたように、地域医療構

想によりますと、安部先生の資料でしたけど、肝属郡管内にあるベッド数2,910のうち1,259床が、国がこの地域で過剰だと言っている数字だ、当然、5つある公立病院も、肝属郡内に5つありますけど、ここ辺への影響、それから垂水中央病院にも影響がないとも限りません。

ぜひ、病院が元気で、垂水市民がいなくなるという現実も起きてくると思います。

松ヶ崎にあったデイサービス観麗というのが田神のほうに移転しました。現在サービスを受けてる人が25分ほどかけてサービスを受けていらっしゃるようです。

どうか、こういう医療・介護の部分を含めた総合計画の新たな着手をお願いしたいと思っております。

先ほどありましたように、秋にいろいろな国勢調査結果がある程度出てくると思います。1万8,000人という人口目標の現在の計画、これを早期に見直しをしていただいて、現在出ている新庁舎の建設問題、それから地域医療の激変、それから先ほどの人口減対策プログラムもそうですが、もっと市民の方々に協力体制を呼びかけてやっていただきたいと思っております。

最後に、質問としまして、今後の地域密着型サービスへの2つの部分は計画はないのか、牛根地区において2つ目はないのか、そこをちょっとお尋ねします。

**○市長（尾脇雅弥）** 最後の質問は担当課長が答えられますけれども、医療の問題で、なかなか先ほどから村山議員がおっしゃるような、特に牛根地区においては、例えばクリニックがなくなったものをどうやって担保していくのかというのは重要な課題だというふうに思っておりますので。

そのことは、今、新たないろんな検討もしておりますから、目的は、地域の皆さんの医療とか、安心安全をどう担保していくかということなので、これまでみたいにそういったものが存

続し続ければいいんですが、なかなかそういう背景の中でどうやって担保していくのかというのは大事な課題だと思います。

これに限らず、全体的なこととして、おっしゃることの意味合いというのは十分わかりますので、その辺のところを、全庁的に、あるいは市民の皆さんをしっかりと巻き込んで、しっかりと説明責任をしながら協議をして、前向きに進めていきたいというふうに思っておりますので、またいろいろ御提案をいただければと思います。詳細は担当課長が答えます。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 議員から質問がございました、事業所を2つ募集する考えはないかということだったと思いますが、先ほど、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、境地区では陽なたぼっこの家がもう閉鎖しております。そして、牛根麓地区の居宅介護支援事業所の観麗が水之上地区のほうに移転したと、2つが牛根地区から減ったという前提におきましての質問だと思いますが。

今回の陽なたぼっこの家境の閉鎖の主な理由といたしましては、介護報酬の引き下げや牛根境地区の人口減が著しく利用者がふえなかったこと、また、今後も利用者増が見込まれないことなどでございまして、経営困難が一番の理由と思われま

す。今回、介護施設の募集に当たりましては、第6期介護保険事業計画で設定しておりますサービス供給体制の維持を前提としましたこと、また、牛根地区の総人口や介護サービスの利用者数を考えた場合、牛根地区に複数の事業所を設立したとしても、今回閉鎖となった事業所と同様の理由で撤退する可能性が高いと想定されたことから、1事業所の募集としたところでございます。

このような点から、議員御質問の2つではどうかという考えは、現在のところ難しいものと考えております。

以上でございます。

○村山芳秀議員 地域包括ケアシステムの構築には、やっぱり校区単位という基本的な部分もございまして、各校区の部分で今後も検討していただきたい。

それと、実は、西宝寺保育園もこととして閉じるというようなことも聞いております。やはりそうすると、今度は子育て支援という部分での大きな部分が課題として残ってきます。

そこ辺も含めて、北部地域、それから、やはりそういう地区地区ごとの部分も細かな対策、政策が必要だと思いますので、新しい総合計画への着手をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

次は、10時45分から再開いたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、北方貞明議員の質問を許可いたします。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。土地開発公社について。

私は、3月の一般質問でも、この土地開発公社の解散について質問いたしました。

その答弁で、潮彩町商業用地の売却が垂水共同店舗との当初の契約額、坪単価7万に対し4万9,000円の金額が提示され、契約書よりも2万1,000円の差があり、共同店舗との契約が不成立となったから解散はできなかつたと答弁されております。

そして、売買契約が不成立に終わったことから、共同店舗との関係は完全に白紙に戻ったので、売買予定地を使用している3店舗と共同店

舗に対し、土地明け渡しと損害金の請求を内容証明郵便により通達しましたと答弁がありました。

それで質問いたします。

まず、土地明け渡しはスムーズに行われたのか、また、損害の請求は幾らか、金額は納入されたのか、お聞きします。

そして、3店舗との賃貸はどのようになったか、お聞かせください。

次に、環境対策について。

本年度、浄化槽設置設備事業補助金として6,330万円が計上され、市単独で、市内業者に発注、工事補助金350万円が計上され、合併浄化槽設置は、これまで毎年120基ほど設置されました。

年を追うことに普及率は上がっていると思いますが、現時点で何%の普及率か、他の市町村との比較は何番目か、お聞かせください。

市単独で、本年度、合併浄化槽設置者が地元業者に工事を発注すれば、5万円の補助金が上乘せされましたが、現時点でのその効果をお聞かせください。

安心安全について。

3月議会に引き続き、災害時の生活用水について今回も質問いたします。

私になぜ生活用水のことについて何度も質問するかといいますと、平成17年から19年の3年連続大きな被害が発生し、水道本管が破壊され、私の住んでいる城山団地は高台のため、どこの地域よりも早く断水が始まります。そして、復旧するには一番最後であります。

この災害のときには、1週間ほど断水し、私の住む団地、住民の方々はもちろん、多くの市民の方が御苦労されました。

このような体験から、いかに日常に水が大切かを知りました。

3月議会の答弁で、防災井戸協力の家制度をさらに周知し、協力家庭の掘り起こしを行い、

市民の自助・共助の意識を向上、地域連携の強化を図ると答弁されました。

私は思うのですが、市民への自助・共助を図ることはもちろん大切ですが、しかし、公助としての役所の姿が見えません。

例えば、市役所内の西側別館の駐車場のところに井戸があります。災害時に生活用水として開放することはできないのか、お聞かせください。

次に、環境事業について。

猿ヶ城周辺の開発や高隈への登山道路について、何人かの同僚議員がこれまでに質問しておられます。

これから夏休みの登山シーズンとなりますが、猿ヶ城遊歩道整備は終わっているか、高隈連山への登山整備はどうなっているか、お聞かせください。

次に、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールについてお聞きいたします。

「天樂院釋國芳吉祥居士」、これは瀬戸口藤吉翁の法名です。私も、今回初めて知りました。

私は、先月、関東垂水会に出席する機会があり、時間がありましたので、瀬戸口藤吉翁のお墓がある常光寺に行っていました。

そこで、第18回瀬戸口翁記念行進曲コンクールの成功と今後のますますの発展するよう手を合わせてきました。

それでは、質問いたします。

今回の瀬戸口コンクールの成果はどう考えているか、また、垂水市イメージアップにどのように貢献したか、そして、有料入場者は何人であったか、お聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長（角野 毅）** 北方議員の土地開発公社についての1回目の御質問にお答えをいたします。

平成28年第1回定例会で御説明をいたしましたとおり、垂水共同店舗との売買契約が不成立

になりましたことから、垂水共同店舗と3店舗に対しまして、土地の明け渡しと損害金の請求を、平成28年2月16日付で、内容証明郵便により通知をいたしました。

これに対しまして、共同店舗からは、土地の明け渡しに応じない内容の回答書が、平成28年2月24日付で送付されてまいりました。

また、土地の明け渡し完了までの損害金について、2月分を平成28年3月7日、3月分を平成28年3月23日、4月分を平成28年4月11日、5月分を平成28年5月20日に、文書により支払い請求をしておりますが、支払われていない現状でございます。

このような経緯から、公社経営に多大な影響を及ぼすことが予想されますために、平成28年3月25日に開催いたしました理事会で、訴訟の進めることについて御承認いただき、平成28年5月16日付で、鹿児島地方裁判所鹿屋支部へ訴状を提出いたしました。

訴訟の内容といたしましては、垂水共同店舗、株式会社ナフコ、株式会社ドラッグストアモリ、株式会社ヤマダ電機を相手方といたしまして、土地の明け渡しをそれぞれに求めますとともに、賃料相当の割合による損害金の支払いを、株式会社ナフコ分が111万2,888円、株式会社ドラッグストアモリ分が22万6,630円、株式会社ヤマダ電機分31万8,714円を、垂水共同店舗に対し、3社分の1カ月分の損害請求合計額165万8,232円を、土地の明け渡しを確認されるまでの間求めることとなっております。

以上でございます。

**○生活環境課長（田之上康）** 浄化槽の普及率とあわせまして、地元業者への5万円の上乗せの効果についてお答えいたします。

本市の合併浄化槽の普及率につきましては、52.1%で、境漁集を含めた人口普及率は56.3%となっております。市内43自治体のうち32番目の普及率となっております。

このような状況でございますので、本年度から市内業者へ工事を依頼した場合、5万円の上乗せ助成をすることとし、普及率向上を図りたいと考えております。

上乗せ効果につきましては、5月末現在の設置届け出数で昨年と比較してみますと、本年は、市内業者が26基、市外が10基で、率でいいますと、市内72%、市外28%の状況です。

昨年は、市内業者が15基、市外が27基、率は、市内36%、市外64%でありまして、市内、市外の受注率割合が完全に逆転しているという状況でございます。

このことから、市民の普及率向上の動機づけと市内業者育成による市内での経済循環という事業効果も期待できると考えております。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** それでは、安心安全、災害時の生活用水の質問にお答えいたします。

断水時における井戸水の生活用水としての活用につきましては、これまで幾度となく北方議員と議論を重ねてまいりました。

結果、議員提案の垂水市防災井戸協力の家制度について、市内全域の井戸水保有家庭を災害時の生活用水提供家庭として協定を締結することができました。

昨年の深港地区における土石流発生による断水時、また、本年1月の水道管凍結による断水時においても、防災井戸協力の家が各家庭で積極的に協力されて、多数の住民の方が生活用水として利用されました。

このように、防災井戸協力の家制度の活用により、地域の防災力や連携が深まりつつあるところでございます。

議員仰せの庁舎西側別館の井戸水につきましては、本年1月の水道管凍結による断水の際には、庁舎の来訪者及び職員用のトイレ用の用水として活用したところでございます。

今回、議員提案の庁舎西側別館のほかに、公

共施設における井戸水としては、牛根地区3小学校、そのほかに中央町相良病院前などの防火水道などがありますので、これら公共施設における井戸水の生活用水としての開放につきましては、関係課と協議の上、提供するよう、早急に取り組みたいと考えます。

また、公共施設におきましては、看板を設置して、地域住民への周知に努めてまいりたいと考えております。

今後も、防災井戸協力の家制度のさらなる周知に努めて、協力家庭の掘り起こしを行い、市民の自助・共助の意識向上、地域の連携の強化を図ってまいります。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 北方議員の観光事業において猿ヶ城を起点とした高隈連山への登山道整備についての質問にお答えいたします。

現在、猿ヶ城から高隈連山への登山については、登山道として利用していた猿ヶ城林道が落石等のため通行どめとなっていることから、その迂回ルートとして、県の魅力ある観光地づくり事業や地域振興事業等を利用して遊歩道を整備してきたところでございます。

現在におきましては、遊歩道につきましては、白磁の床までは整備されておりますが、猿ヶ城林道までの残り300メートルは未整備であり、迂回ルートとしては不完全な状態であるようでございます。

先日、その周辺について調査いたしましたところ、未整備の箇所は、山岳会の皆様による清掃作業により通行可能な状態であるようでございますが、今後の本市の観光振興の取り組みにおいて、猿ヶ城溪谷や高隈連山を訪れてくださる登山者の安全確保並びに利便性を図ることは必要なことであると考えているところでございます。

まずは、これまでどおり山岳会の皆様にお願

いするなど、応急的な対策により、ルートの確保を行いながら、将来的には、魅力ある観光地づくり事業や地域振興事業による整備に向けて、関係機関と協議を行い、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** それでは、北方議員の質問にお答えいたします。

去る6月4日に開催しました第18回瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールにつきましては、参加団体数が昨年と同様の19団体で、入場者は昨年より112人多い1,670人と、多くの皆様に参加していただき、また、多くの関係者の御協力により、それに今、北方議員よりいただきました祈りが通じまして、無事成功裏に開催することができました。ありがとうございました。

さて、コンクールの成果についてでございますが、地元垂水小学校の金管バンドや垂水中央中学校吹奏楽部、また吹奏楽団の躍動感あふれる演奏を初め、参加団体の皆さんが日ごろの成果を十分に発揮され、素晴らしい演奏を披露していただき、来場者の皆様に深い感動を与えてくださいました。

加えて、ことしも市外から16団体の出場があり、交流人口の増加を図られたこと、また、本コンクールの開催趣旨にあります、音楽文化の向上と吹奏楽発展に寄与するとともに生涯学習の視点から地域に根差した音楽教育を目指すことを実現できたという成果が得られたと考えております。

次に、垂水市のイメージアップにどう貢献したかでございますが、本コンクールへの参加団体につきましては、これまで、九州各県はもとより、遠くは北海道、山形県、栃木県、愛知県、京都府、大阪府、島根県など、日本各地からの参加も多く、今や全国版のコンクールとして定着してきております。

また、本コンクールは、行政が主催する日本

国内唯一の行進曲のみのコンクールであること、また、参加団体の演奏技術のレベルが非常に高いこと、さらには、専門家からは、大会自体が全国的に高い水準にあるとの評価をいただいているところでございます。

また、今回初めて審査員をお願いした先生からは、吹奏楽連盟の会議において、本コンクールが市挙げての取り組みがなされ、すばらしいコンクールであることを報告いたしますとのお言葉もいただいたところであります。

このように、本コンクールが高い評価を得て、成功裏に実施できましたことを通じて、垂水市が行進曲の発信地であることや本市のすばらしさを情報発信することができたものと考えており、さらには本市のイメージアップにつながっていると考えております。

次に、有料入場者についてでございますが、昨年よりも66人多い591名となっております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** それでは、一問一答で、順番どおり質問させていただきます。

企画課長から、今、土地開発公社の経緯をお答えいただきました。

まず、そのことを聞いて、今ちょっと腹が立っております。なぜこのような事態に陥ったのか、まことに残念でたまりません。

10年間でスムーズに皆さん方も明け渡しができ、そして売買ができ、土地開発公社が解散できることと思っておられたと思いますが、今こういうような状態に陥って、先ほど言いましたように非常に腹が立っております。

それで、ちょっと気になったことなんですが、応じないと連絡があったのが、2月24日と、たしか言われました。

24日ということは、これは3月議会中であって、一般質問は、僕は25日にしておりますけれども、この時点でなぜこれが答弁として出てこなかったかなと、今ちょっと不思議に思ってる

とこです。

まず、それを一応お答えもらえますか、まずそれを聞きます。

これは3月議会の答弁なんですけど、損害金を請求ですけども、共同店舗と3社が契約した金額は、先ほど述べられたあの金額だと思います。

もう一遍読みます。共同店舗と3社が契約した契約金は、うちの損害金として請求してまいりますというのは、これはこの間の答弁です。公社と共同店舗が契約した金額ではございません。共同店舗と3業者が契約を交わした単価の損害金の請求、これは大体わかります。

そこで、私はわかりやすく教えていただきたいんですが、公社と共同店舗が交わした土地単価は、たしか年間坪単価490円だったと私は記憶しとるんですけど、そしてもし先方は、これは平米です、平米単価ですけども、それを今度は、わかれば教えていただきます。

共同店舗とその3社は、年間、平米単価はどれぐらいに設定しとるのか、その数字でわかると思いますけど、まずはこの差を教えていただきたい。お願いします。

そして、平成28年ですか、5月ごろ、地方裁判所の鹿屋支部に訴状を提出されたとの、現在の経過というか、わかればまた教えてください。

そして、公社と共同店舗との契約は10カ年間で覚書書を交わしておられますよね。

ところが私は、月曜日、当時店舗担当関係、ある方から聞いたんですけども、共同店舗とナフコさんは契約を20年間でされておったと、市当局がそれを把握されておるのか。

そしてその方は、ナフコのごことは20年間だったけども、あとの2店舗のごことはわかりませんが、これは間違いはないですというふうに念押しをされました。その事実を把握されているか、お願いします。

**○企画政策課長（角野 毅）** まず、2回目の答弁でございますけれども、内容の回答書が2

月24日付で送付された。一般質問で回答できなかったのかということでございますけれども、24日付の消印で送付されたものでございまして、我々の手元に届いた日付はそれ以後でございますので、答弁の中では、私がこの壇上では知り得ない事実ということでございます。（発言する者あり）そうでございます。

それから、賠償金の請求額ということでございますけれども、議員のおっしゃいましたとおり、平米単価にしますと、本市の貸し付けでございますと、月額が51万2,000円ということで、年間に614万4,000円の請求を共同店舗側にこれまで行っている状況で、10年間の賃貸を行っておりました。

我々が確認をさせていただきました、共同店舗さんと3店舗さんの契約金額ということでございますけれども、これは、平米単価につきましては、3社とも微妙に違いがございます。

3社と共同店舗さんの契約金額ですけども、同一ではございません。ただし、共同店舗さんが3社からお受け取りになられる金額というのが、月165万8,232円ということで、年間には1,989万8,784円ということでございますので、その差額は1,375万4,789円ということでございます。

訴訟の経過でございますけれども、平成28年5月16日付で、鹿児島地方裁判所鹿屋支部へ訴状の提出が完了しまして、第1回の口頭弁論のほうは、平成28年6月23日に予定をされております。

また、今後裁判におきましては、毎回傍聴をし、経過を確認するとともに、委任いたしております委任弁護士と裁判の進め方について協議しながら、今後見守っていく予定でございます。

なお、議員の皆様への経過の報告につきましては、委任弁護士と相談しながら、確実に報告をさせていただきたいと考えております。

ナフコと共同店舗の契約内容ということでご

ございますけれども、そこは我々は関知しておりません。あるのかなのか、20年なのかどうかということについては、公社としては関知しておりません。

**○北方貞明議員** 契約期間、それはつかんでない、そういうことですけども、こちら辺が一番問題になってくるんじゃないかと思うんです。

役所は大きな組織ですから、あらゆるところに情報網を立てて、やはりこういう問題になる、もう最初からこうなるという、僕ら予想はしてました。

なかなか向こうさんも賢い方々がおられますので、このような事態に陥るんじゃないかなということ、本当予測はしてました。

その間、歴代の課長さん方に、どうなってるんかというふうな質問もしてまいりました。そして、貸し手が、よく収支決算も見て、今の経営状態も見て、詰めていかないかんですよと、私なりにアドバイスもしてきたつもりでいます。

この20年間の契約を先方さんはしておられるわけですから、私も法的には詳しくはございませんけども、皆さんが明け渡しを申し込んだとしても、ナフコさん3社に。ナフコさんにしては20年間の契約をしてるわけだから、そっちのほう、こちら側とは何も約束事はされていないわけですから、そちら側のほうを重点に置いて考えておられると思います。

そうなりゃ、なかなかこの訴訟問題は、そう簡単に解決しないんじゃないかと思います。

そこで、市長にお伺いいたします。この土地売却ができず、今こうして土地明け渡しの訴訟に発展しておりますけども、この売買覚書書にも不備があったんじゃないかと、私は思っております。

覚書の残地の貸付分、つまり駐車場の部分、その貸し付けは、その売買価格7万円、坪を基本に、貸付地売買時の価格を考慮し、双方話し合いの上決定すると、こうなってますけど、こ

の文言のところで暗礁に乗り上げておるんじゃないかと思うんですが、なぜ、最初こういうのをつくる時、公正証書なんかの取り交わしをしなかったのか。

だから、この覚書書、契約書等に不備があったと、私は思いますけども、それをお認めになりますか。（発言する者あり）

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午前11時23分開議

**○議長（池之上誠）** 会議を開きます。

ただいまの北方議員に対する市長の答弁を求めます。市長。

**○市長（尾脇雅弥）** 北方議員の質問にお答えをいたします。

覚書の文書に関してということでありましてけれども、このことに関しては問題はないと考えております。土地の価格に大きな変動があった場合などを考慮して、双方話し合いの上決定するというようになっておりますので、覚書の文書に関しては問題ないと考えております。（発言する者あり）

**○議長（池之上誠）** じゃあ、市長、もう一回答弁をお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 覚書の文書に関しては、問題ないと考えております。土地の価格に大きな変動があった場合などを考慮して、双方話し合いの上決定するというようになっております。

**○北方貞明議員** 今の覚書には問題ないと言われましたけど、私はこれに問題があると思っております。

特に今言われました7万円、あくまでもこれは7万円通してほしいんですけど、僕は、市民としても。だけど、今ここで問題になった大きな土地の変動と言われました。今土地が下落しておるから、こういう問題が発生したと僕は思

っておるんですけども。だから、やっぱりこの文書に不手際があったと思って僕はおります。

だから、最初こういうならないように、それ以外もう一つ法的な機関で公正証書をとるなり、交わすなり、そうしとけば、ここまでは至らなかったと私は思っております。それは、また後ほどお答えください。

そういうことで、最後になりました。私は決してこれは執行部の方々にいじめとか、そういうふうな追求をしとるつもりは毛頭ありません。これは、もし一般財源から出るようなことがあれば、市民に迷惑をかけるから、このような質問をしとるんです。

そして、この7万円ですか、これを下まわらないように頑張っていたきたいと思っております。

そこで、市長、こういうふうな問題が発生しとるわけなんですけども、やはりこの問題は市民の多くの方々が、あそこが残地が土地開発公社のものであるということは、大概の人は知っておりません。恐らく知っているのは、ここに議場におられる方、また役所の方、一般の人でもそう多くはないと思っております。

やはりこういう問題が発生したら、市長は毎回市報に市長日記でしたかね、そういうところでいろんなところに行かれたとやら、何々をしたとか、よう書いておられます。やはりこういうことでも市長の市長日記とか、そういうような、あるいはそのお知らせ板とか、そういうところで一般の市民がわかりやすいような方法を考えていただければ、そういうことで市長、市長日記とかそういう市報等に掲載して、市民に知らせる考えがあるか、4回目の質問としてお聞きします。

**○市長（尾脇雅弥）** 先ほどの数字的な問題に関しては、私の後に担当課長がお話をしますけれども、基本的にその広報紙、あるいは市長日記、限られたスペースの中でいろんな情報発信

をしなきゃいけないというふうに思いますので、その趣旨と中身を考えて検討したいというふうに思っています。

**○企画政策課長（角野 毅）** 土地の価格の問題でございますけれども、購入当時の価格というものの設定、それから10年後、土地開発公社の趣旨といたしまして、高騰する土地の価格の先行取得というような意味合いがございます。

土地の価格が必ずしも一定価格のものではないということであることから、土地開発公社が先行取得をしていくわけですけれども、そういったことを考慮した文面の契約書、お互いの悪意を持たない中での契約の交わしというものが前提になっておりますので、このような文面になっております。

土地代の下落ということでございますけれども、この辺についても十分担保しながら事業を進められていると考えております。

**○議長（池之上誠）** 答弁漏れはいいですか。その公正証書の。

**○企画政策課長（角野 毅）** 公正証書につきましては、不確定事実の公正証書、要するに7万円という価格が決定しているものであれば、公正証書等で交わすことは可能かと考えますけれども、7万円を基準として、お互い協議の話し合いの中で決定するものであれば、公正証書を交わしても同じ条件になりますので、公正証書を当時交わすことは、多分考えられていなかったものと考えております。

**○北方貞明議員** もう質問はこれくらいにいたしますけれども、やはり僕はここの件に関しては、この文章の双方の話し合いで決定するあやふやな決め事があったから、ここまで問題になっておったと思っておりますので、公正証書云々の前に、この文書は余り褒めたもんじやないと私は思っております。

次に入ります。

その前に議長、教えてください。あと何分く

らい残っているのか、教えていただければ。

○議長（池之上誠） あと20分ぐらいあります。

○北方貞明議員 ありがとうございます。

浄化槽の普及率が56.何%か言いました。それで、県内自治体で43のうちの32番、順位からいけば余りいい数字じゃないような気がいたします。

しかし、今年から地元業者に発注すれば、5万円の補償があるということで、その効果があらわれておるといことはお聞きしました。昨年の実績に比べて、市外、市内とその設置者の台数が逆転したと。この5万円の効果はあったんだと、現時点でも評価いたします。

そして、垂水市では33万2,000円、これは県、国の補助ですよ。それに対してかえたら9万円、そして今回5万円上乘せになったということです。それは間違いないですよ。

そういうことで、業者さんもこれは大変喜んでおられると思います。これもこのままずっと続けてほしいと思っております。

そこで、私はちょっと聞いたんですけども、他の市町村では、この33万2,000円かな、この新築される家庭では、補助金がない地域もあるようには聞いておりますが、垂水市は今後この新築はもはや義務づけられておるわけですから、この制度は今までどおりずっと続けていかれる見込みか、それを教えてください。

○生活環境課長（田之上康） 他市の補助金の交付状況等も含めてお答えいたします。

鹿児島市、始良市などは、国からの補助対象基数を上回る設置届が毎年ございます。そういったことから、その予算につきまして単独槽から切りかえをする場合にのみ、補助を行っているところもございます。

しかしながら、本市の場合は補助対象基数に幾分の余裕がございますので、当面は今までどおり新築の場合でも補助対象といたしまして、市の単独補助と合わせまして助成を継続したい

と思っております。

以上です。

○北方貞明議員 よくわかりました。市独自で取り組んで続けていってほしいと思っております。

垂水市の活性化のため、また市の業者育成のためにも、ぜひこの制度は継続して行ってください。よろしく願いいたします。

次に、生活用水のことです。私からはこれで、この案にしては質問は終わりますけども、ようやく課長、前向きに取り組んでくださいます。ありがとうございます。本当ならばと言いましたら、もっともっと早くしていただければ、大変ありがたかったんですけど、喜んでおります。

そして、1つだけ要望させてください。災害時の協力の家は、それこそポストに張るぐらいの、ちょうどこれぐらいの幅ですかね、これぐらいのシールですけども、役所でそれは、その小さなシールを張るわけにもいきません。しょうから、大きな看板をどこからでも見れるような、それも市民サービスの一つですから、よろしく願いいたします。本当に前向きに取り組んでくださいます。ありがとうございます。

次に、観光についてですけども、未整地の分が山岳会、あるいは皆さんのあれで整備されたということで、夏山シーズンに向けてよかったかなと思っております。本当に山岳会の皆さんや協力して、やはり我がふるさとの山ですから、山岳をされる方楽しみにしておりますから、一層整備のほうに力を入れてください。

猿ヶ城溪谷は、森の駅たるみずを中心にして旧キャンプ場、高隈の登山のベースキャンプの場所として、県の魅力ある観光地づくり事業で整備しておられます。

猿ヶ城溪谷を起点として、登山客の増加が見込まれると思いますので、やはりこの整備は急いでいただきたい。

そしてまた、市長にお伺いいたしますけれども、林道、——通称登山道ですけれども、ここは以前から崩壊の恐れがあるということで、通行どめになっております。登山道路整備について、国有林との関係もあります。森林管理署と協議をする必要があると思います。猿ヶ城周辺の整備事業が完成すれば、そして来客数もふえ、一層猿ヶ城周辺は魅力ある観光地となっていくと思います。

そこで、通行どめ区間の林道及び登山道として関係機関と協議することはできないのか、長年の懸案だったと思いますけれども、その崩壊地のあそこを整備できないか、ちょっとお伺いいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 今御提案の場所は、私も何回か足を運んでおりますけれども、なかなか大変な状況であるっていうのは、皆さん共通理解だと思っております。

6億とか7億とかって言われるぐらいの多額な工事費用が予想されておりますし、また安全確保の担保も今のところできないという状況でありますから、現状におきましては、早急な本格的な対応というのは、大変困難な問題だというふうに思っております。

**○北方貞明議員** 今大変困難な状況だということの答弁でしたけれども、私は今地元の農林水産大臣が誕生しました。その区間は、その先生が担当する部署と思っております。

だからできたら、そういう地元で強い味方といいますか、そういうポジションにおられる先生がおられますから、初めから市長は県や国に強いパイプを持っていると自負されております。ですから、そういう先生方に協力をしてもらえるような動きはできないでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 大事なことだとは認識をしておりますので、機会を捉えて話をさせていただければというふうに思っております。

**○北方貞明議員** ありがとうございます。

それでは、最後になりました。瀬戸口藤吉翁、成果については垂水小学校、垂水中学校、また地元の吹奏楽の方、日ごろの成果を発揮されたということで、それなりに成果となりました。

イメージアップとしても、日本各地からの演奏者が今までであって、それなりに貢献しているということでありました。

ところで、本年度の入場者数が591名、66名ほど有料入場者が多かったということです。私は予算書を見て、この有料入場者数は600人を想定して予算をされておるような、ちょっと資料を見たんですけども、それは1,004名の座席に対してこの数字なんですけれども、数字からいけばまだ空白があると言われるかもしれませんけれども、皆さん出演者の席も確保しておるということで、有料入場者総数はこれが妥当な数字じゃないかなと私も認識しております。

それで、この有料入場者を認識しとる中、午前中はどうしても空白があるんですね。最後の成績発表のころは満席なんですけれども、何か工夫して午前中の地元の小中学校は出るのが前半でありますから、何かこれ工夫できないものかと思っております。

そして、これ垂水全体でイメージアップということは、音楽だけでなくあらゆる観光の面にも抱き合わせて、何かそのイメージアップはできないものか、そこをちょっと答弁。

**○社会教育課長（野嶋正人）** 北方議員の今御質問いただきました午前中のほうにちょっと空席が目立つようであるけれども、そこがまた人がたくさん入るような工夫はできないのかということの御提起をいただきましたので、私どもまたそれは持ち帰りまして、実行委員会なりで検討したいと思っておりますが、先ほど北方議員もおっしゃいましたように、どうしてもこのコンクールが競い合うものであって、審査を経ての各賞が決まるということで、どうしてももう終盤のところでは1、2階が満杯になります

ので、そのところが先ほどおっしゃいましたように、後半の方においては、安全上、定員上この有料入場者数で大体妥当じゃないかというふうに考えております。

実は、私どもといたしましても、一人でも多くの皆さんに音楽をゆっくりと鑑賞していただきたいとは考えておりますので、それにつきましては、本年10月8日の土曜日に開催予定しております瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートにおいて、ゆっくりと演奏を堪能していただければと思いますし、また今後、いろんなメーリアップができないか考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○北方貞明議員** 3回目の質問です。この瀬戸口藤吉翁のコンクールは、年々盛んになっておると思っています。

そこで、2年後は平成30年度ですけど、これは大会の節目であります第20回の大会になります、平成30年度は。そして、瀬戸口藤吉翁の生誕150年にも当たります。そして、もう一つ加えますならば、市制60周年にも当たるわけです。この節目の年に、何か記念すべき大会を考えておられるか。

私はそういう中で、節目節目ごとにいろいろな催しはどこでも開催されるわけですけども、私はちょっとこの行進曲軍艦、これは同僚議員が勧めてくれた分でもあるんですが、これは垂水の図書館にもあります。

そして、これを書かれておる谷村政次郎さんという方は、このコンクールに第1回の佐世保音楽隊の指揮者でもあります。そして、その5年前に、やはり文化会館で瀬戸口翁をしのぶということで、やはり垂水の文化会館で式をとられております。

その中でほんの一説のところで、大分前の話なんです、作曲家瀬戸口藤吉誕生地にということで、郷土が産んだ2人の偉人、芸術家、画伯、和田英作、そして、作曲家、瀬戸口藤吉の

顕彰碑及び誕生地標識を建設したと書いてあります。そのときの市長が奥初代の市長さんであります。

それは、昭和38年にこの事業を開始し、当時建設費として480万を募金と呼びかけた。そして、490万、——10万ほど余分に浄財が集まったと書いてあります。その490万のうち、その中に海上自衛隊からの募金が一番多くて、33万9,000円というふうに掲載されております。

そして、この顕彰碑の題字ですけども、寄附をされた方ですけども、皆様の多分御存じだと思いますけども、和田画伯の題字希望は、佐藤栄作内閣総理大臣が書かれております。

そして、瀬戸口藤吉翁のほうを、当時の幹事長でありました田中角栄自民党幹事長が書いております。そういうことで、あの顕彰碑は昭和33年から始まった事業で、41年に建っておりますけども、こういうことで、この大会に何らかのそういう記念碑、あるいは何かできないものか。

市内には、その市庁舎の入り口に、市の初代の特に合併に尽力された奥市長の胸像、そして中央病院に全国初の公設民営の中央病院を開設された枝本市長、そして、産業分野においては、明治時代ですけれども、活躍された政治家であり、実業家でありました町田一平さんの碑が建っております。

そのようにして、生誕150年で世界の三大名曲をつくられたこの瀬戸口藤吉翁の何か形に残るようなものはできないものかと私は思っておりますけれども、市長並びに教育長がお答えいただければよろしいかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

**○教育長（長濱重光）** 時間がございませんので、端的にお答えいたしますが、2年後の第20回記念大会の内容につきましては、今後開催されます瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール実行委員会において、第10回大会の取り組みなどを

紹介しながら、委員の皆様方の御意見を賜りながら、またアイデアをいただきながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

瀬戸口藤吉翁の胸像の今お話もされましたけれども、それも一つの方法であろうと思います。胸像の建設につきましては、これまで各地の取り組みを見ておりますと、地元の有志の皆様による憲章会等が中心になって建立されているものが多いと承知をいたしておりますので、今後本市におきまして、このような憲章の件などを見極めながら対応してまいりたいと考えております。

また、2年後は確かに市制60周年記念でございます。それを踏まえまして、この答弁書をつくり出すときに、市長からも教育委員会として何かできるのか、検討をなさいたいという指示を受けておりますので、今後そのような視点でまた検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** その節目の市制60周年、また生誕150年を記念して、何らかの形で形が残ればいいかなと思ってますので、皆さんの御協力をよろしく願いいたします。終わります。

**○議長（池之上誠）** 次に、8番、持留良一議員の質問を許可します。持留議員。

[持留良一議員登壇]

**○持留良一議員** それでは、入っていききたいというふうに思います。

まず最初に、昨日から熊本地震に関係して、皆様のさまざまな発言もありました。私も改めてそういう立場で今回迎え、亡くなった方々には哀悼の意をあらわし、なおかつ被災された方々には、心からお見舞い申し上げたいというふうに思います。

さらに、私はやはり今災害国日本が、いろんな意味で試されているというふうに思います。特に、今回、今日に至っても、まだ朝食がパン

であったりとか、温かいものが届かないとか、さまざまな問題が改めてこの点でも出ているようであります。

そういう意味でも、私は今回の震災の教訓を生かして、英知を結集して、全ての被災者が暮らしと生業を取り戻すまでに、政治が責任を果たす、このことが重要だと思いますし、また本市もさまざまな形で今後息の長い支援をしていくということも、昨日発表されてますので、ぜひ独自の支援策も含めて取り組んでいただきますよう要望して、質問に入りたいと思います。

最初は、熊本市に関しての質問であります。

熊本市は、これまでにない特徴がありました。私たちはその特徴を踏まえ、大災害においても住民の命と健康を最大に保つ、何が必要かという視点から、備えやすぐに着手できることから迅速に対応することが求められているというふうに思います。

ここでポイントとなる4点にわたって質問をいたします。

1点目は、あらゆることを想定した危機管理になっているかということです。

満員の避難所や物資不足、車中泊など、問題があったと考えます。大災害を想定した対策の必要性は、過去の災害から教訓とすべきものであり、あらゆることを想定した危機管理や防災計画にするということが必要だというふうに思います。この点についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、避難所の問題です。災害弱者と言われている障害者、高齢者及び子供たち、さまざまな問題がこの点でも出てまいりました。特に、障害者は情報の提供や緊急時の対応など、さらに子供たち含めて感染症やアレルギー、心のケア対策がありました。これらについて避難所の問題、どのように受けとめられたのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目は、耐震化の問題です。

国の指針で、耐震基準が低く抑えられていることが問題になっています。いわゆる地震地域係数の問題です。専門家は、地域係数の見直しは避けられない。混乱になるかもしれないが、熊本地震の被害を考えれば、何らかの対策が必要と主張しています。これは、一般のビルやマンションにも適用されています。この点では多くの小学校、中学校の校舎や体育館が避難所に指定されていますが、問題ないのか伺います。

耐震化のもう一つは病院です。大規模災害時に、被災者の診療に当たる病院の耐震化の必要性が明らかになりました。中央病院は、震度6以上を想定した耐震基準になっているのか。また液状化現象への対応はどうなっているのか伺います。

もう一点の耐震化は、住宅等の耐震性への対策です。

昨日もさまざま出ましたけれども、家屋の倒壊で住民が亡くなる問題が目立ちました。建築基準で旧基準と新基準との関係で、耐震診断が必要ではないかという今回の被害の状況から指摘がされています。改修等については助成制度がありますが、耐震診断についてはありません。防災、減災の観点、災害に強いまちづくりの促進を図るための助成制度の検討が必要と考えますが、見解を改めて伺います。

4点目は、自主防災組織の活性化対策についてです。

垂水市の組織率は大変高いレベルにあります。リーダー育成のための努力はされていますが、日常活動が重要と考えます。そのためには、行政が責任を持ってリーダーを育成していく取り組みが重要と考えますが、見解を伺います。

次に、南の拠点問題について質問いたします。

この取り組みは、行政や議員にとって、考え方や対応など、知見や検証能力などを求められていくことが考えられます。PFI事業や市場分析等は、事業を左右するものと考えます。

今回、数回にわたってこの事業のあり方についてただしていきたいと思います。今回は、現状と基本的な姿勢についてただしたいと思います。

1点目は、法の目的と現状の認識です。2013年に発表されたPFI、PPPの抜本的改革に向けたアクションプログラムです。内閣府の特別機関である民間資金等活用事業促進会議が決定した文書です。

これによると、法の本来の目的が、必ずしも十分達成されているとは言いがたい状況であると、内閣自身もこれを指摘をしています。

一方では、法から考えると、根本的な矛盾を指摘しながら、空港や上下水道などの分野での導入を進めています。このような中、PFIの本来の目的とは何なのかを伺いたいというふうに思います。

2点目は、住民の立場に立った公共事業の検討が必要です。2013年5月、PFI事業の実施状況についての報告書が提出されました。この報告書では、厳しい財政状況や公共投資の抑制と背景に、単年度当たりのPFI事業数、事業費は2009年ごろより減少傾向にあると指摘をしています。

このような状況だからこそ、PFI事業が役割を発揮するのではなかったのでしょうか。実態は逆の方向であり、PFI事業の問題点があると考えるのが自然ではないのでしょうか。どのように受けとめられているのか、見解を伺います。

3点目は、地域経済の均衡ある発展のために、公共事業に必要な視点はどのようなものか、見解を伺います。

私は、1つは地域の自然環境に合致し、農林水産等特産品を生かした事業であること、2点目は、農林水産業など1次産業から加工、商業、観光への連関した展開を支えること、3点目は、住民の福祉サービスにつながり、働き手の雇用、

質が確保され、消費と税収に貢献することと考えます。

次に、竹林対策についてたゞします。

垂水市の統計調査から、竹林面積は平成18年度から平成27年度、この10年間の間に約1.28倍に広がってます。県は、全国一の竹林面積と竹林生産量を誇っていました。しかし、タケノコの輸入増加や竹林所有者の高齢化に伴い、生産量は減量し、管理されず放置された竹林が市内でも目立ってきてます。放置竹林の対策が強化されていかないと、樹林地帯に竹が進入し、杉やヒノキが枯れてしまいます。鳥獣対策同様、喫緊の課題と考えます。

そこで、3点について伺います。

1点目は、竹林面積の現状と竹林対策の取り組みの現状と課題はどうなっているか伺います。

2点目は、放置竹林対策の強化が求められています。そこで、他樹種への転換と侵入竹の現状と対策はどうなっているのか伺います。

3点目は、竹を使ったバイオマス発電など、新たな用途開発が必要です。さらに国や県への要請などを行い、技術開発などに取り組むことが求められていますが、見解を伺います。

次に、不良な生活環境を解消するための対策についてたゞします。

私たちの周りには、ごみ、動物、樹木や雑草繁茂など、市民生活環境を壊す問題がさまざまあります。そのことにより精神的な苦痛を受けなければならない問題が生まれてきています。

さきに空き家対策については、法整備もされ課題はありますが、取り組みが始まりました。これらの問題について、他自治体では不良生活環境の改修や市民の安全・安心で快適な生活環境を確保するための条例も制定され始めました。

そこで、1点目、不良な生活環境等についての相談や現状の取り組みについて伺います。

2点目は、対市町村の取り組みはどうなっているのか伺います。

3番目は、対策をとる必要があると考えますが、豊田市等の取り組みについての見解と本市の解消対策についての見解を伺います。

最後に、学校給食センターのあり方についてたゞします。

私は、今日一層学校給食法の本来の趣旨に沿った運営が求められていると考えます。食週間の乱れ、子供的生活習慣病など、子供の心身の発育に影響を与え、社会問題になり、食育が重視されるに至っています。

垂水市の第2次食育、地産地消推進計画がスタートしようとしています。学校給食による食育、食文化の推進策が掲げられています。これらを担う上でも、学校給食の役割はますます重要になってきてます。

そこで伺います。1点目は、地方交付税の見直し論の中で、交付税算定に当たって、これまでの財源補償機能重視から成果主義重視への方向性の転換が示されました。この交付税の計算に用いられる単位費用に計上されている全ての学校給食を含む23業務について検討されるとなっています。学校給食の業務改革の内容として、民間委託等が示されています。この検討と業務改革の方向について伺います。

2点目は、安全で豊かな学校給食をさらに発展させていくためには、合理化を図る民間委託等は問題があると以前の業務でも明らかになりました。学校給食の民間委託では、偽装請負が大きな仕事になり、国会でも議論になり、政府自身も問題があるのではないかと答弁しています。

また、当時の文科省大臣は、「効率化を求めするために食育が犠牲を強いられることがあってはならない」と答弁もしています。学校給食に向けて食育基本法の制定や学校給食法の改正があり、学校給食は栄養補給のための給食にとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨が明確になり、給食を生きた教材として食育を推進す

る重要な観点になっています。

さらに、本市では地産地消が推進され、地域との連携も深め、経済の振興にもつながっています。このようなときだからこそ、学校給食法、食育基本法等の立場に立って、学校給食を充実させる取り組みが大切です。安全で豊かな学校給食の発展のためにも、民間委託等は問題であると考えますが、見解を伺います。

以上で質問を終わりますけれども、問題点については再質問を行っていきます。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩します。  
次は午後1時10分から再開いたします。

午後0時3分休憩

午後1時10分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの持留議員の質問に対する答弁を求めます。

○総務課長（中谷大潤） 熊本地震の発生を受け、本市の地域防災計画に関しましてお答えいたします。

垂水市地域防災計画の基本方針において、「海岸部から山間部まで及ぶ本市は、地形的にも土砂災害等による被害を受けやすく、また近傍に位置する桜島の噴火活動も活発であることから、火山災害も懸念され、他方では鹿児島湾直下地震や南海トラフ巨大地震等による地震災害や、これらに伴う津波災害も予想されております」とありますように、本市におけるあらゆる災害を想定した計画であり、具体的には鹿児島県下でこれまでに発生した最大規模、あるいは同程度の災害を想定して計画を策定しております。

これらの災害防止と住民の安全を守ることは、市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いて万全を期してまいりたいと考えております。

また、早急かつ安全な対策の確立については、本市の現状に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的な推進が図られています。

なお、災害の発生を防ぐことは不可能でありますので、被災としても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめてまいります。

防災対策の実効性については、検証、確認を行うことを目的に、本市の実情に即した土砂災害、地震、洪水等の災害発生を想定した垂水市総合防災訓練を毎年5月に、桜島の大噴火を想定した訓練を毎年1月に実施して、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図っております。

次に、災害弱者に対する避難時につきましてお答えいたします。

子供や障害者、高齢者等の災害弱者の安全確保を図るために、十分な配慮を要すること、またその後の避難所での対応につきまして、さまざまな課題があることを認識しております。

そのため、本市ではひとり暮らしや寝たきりのお年寄り、障害者など、配慮を要する要支援者に対し、声かけや安否確認などを行う高齢者等暮らし安全ネットワークづくりを進めており、災害発生時の避難につきましても、情報の伝達、避難誘導、避難先等の避難支援や避難行動に迅速に対応できるような体制づくりが進められております。

福祉避難所としてコスモス苑など、9施設と協定を締結しておりますが、東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また障害者についても、被災住民全体と比較して割合が高くなったと言われております。

高齢者や障害者をもった特別な配慮が求められる方々にとっては、直接的な被害だけではなく、

生活環境が十分に整備されたとは言えない避難所で、長期間の生活を余儀なくされた結果として健康を害し、生活再建に困難を生じた事例も報告されています。

このようなことから、本市においても長期避難の場合に備えた円滑な避難所としての良好な環境の確保及び運営に携わる女性の参画を推進し、自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所の効率的な管理運営体制の整備に努めてまいります。

地域防災計画においても、避難所、被災地域及びその周辺は、災害時における感染症の発生及び蔓延を防ぐため、防疫に万全を期するものとして速やかに消毒を実施することを明示しております。

被災者の実態を把握し、柔軟かつ迅速に対応するとともに、高齢者、障害者、その他の特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった、被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応できるような計画の策定に努めてまいります。

以上でございます。

**○教育総務課長（池松 烈）** 学校の耐震化の基準は問題ないか、国の指針では、地震が発生しにくい地域では、強度を割り引いていることにつきまして、御質問にお答えさせていただきます。

まず、現状につきまして報告をさせていただきますが、学校施設につきましては、平成20年6月、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が施行され、公立の小中学校の校舎等につきまして耐震診断の実施及び耐震診断の結果の公表が義務づけられ、本市におきましては、平成20年6月から21年11月にかけて、小中学校の耐震診断、第2次診断、——これは柱、壁、コンクリート強度、鉄筋量等から建物の強さを粘りを想定する方法でございますが、これを行い、平成22年度までに校舎及び体育館の耐

震化を実施してまいりました。

なお、垂水中央中学校におきましては、大規模改造工事を実施し、また改築予定でございました水之上小学校体育館につきましては、この3月に完成いたしましたので、現在の基準の範囲におきましては、耐震化率の目標でございます100%を達成したところでございます。

次に、学校の耐震化の基準は問題ないか。国の指針では、地震が発生しにくい地域では、強度を割り引いているということにつきまして、地域別地震係数のことだと思います。この設計上の地震力を地域によって割り引く係数は、1.0から0.7までの範囲内で定められておまして、例えば熊本県内では、熊本市、益城町では0.9、鹿児島県内では名瀬市及び大島郡を除いて0.8となっております。

最近の国の動きでございますが、5月17日に開催されました参議院予算委員会におきまして、石井国土交通大臣は、「地震地域係数と被害との関係、特に今回の熊本の被害との関係については、当該係数を用いて構造計算を行う一定規模以上の建築物における被害の状況について、詳細に分析、検証を行う必要があることから、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所における調査や、大学や日本建築学会などの専門家の現地調査の内容も踏まえまして、見直しの必要性も含めて、予断後交えずに検討していきたいというように思っております」と答弁をされております。

本市といたしましては、今後国の動向、推移を注視していきまるとともに、情報収集に努め、もし見直しを実施され、本市の学校施設等に影響を及ぼすようなことがあれば、大きな予算等を伴うものになると想定されますので、国、県への支援要請を早急に図れるような体制づくり、対応を図っていきたくと思います。

以上でございます。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 垂水中央病院につき

ましては、震度6以上を想定した耐震基準かとの御質問にお答えいたします。

御質問の耐震基準でございますが、建築基準法において、それまで震度5程度の地震に耐え得るものとされていた基準が、昭和56年に震度6強以上の地震でも倒れないものへと改正されたところ です。

垂水市中央病院は、昭和62年3月に開業しており、建設着工は前々年の昭和60年でございます。設計及び施工は、新たな耐震基準に基づいたものでございますので、震度6以上を想定した耐震基準を満たす建物となっております。

また、液状化による被害への対応でございますが、垂水中央病院の建設地であります錦江町は埋立地であり、かつ海に極めて近接しておりますことから、設計の段階から地震の際に心配されます液状化の影響を十分勘案した設計をしており、基礎工事の過程におきましても、その設計に沿った基礎ぐい等の工事を行っております。

以上です。

**○土木課長（宮迫章二）** 木造住宅の耐震診断への補助についてお答えいたします。

昨日、梅木議員の御質問にもお答えいたしましたが、市内にある住宅の耐震化を図るため、平成23年度に垂水市建築物耐震改修促進計画を策定しました。

この計画は、市内全域の昭和56年6月1日より前に着工された建築物を対象にしております。これらの住宅の耐震化を効果的に促進するために、鹿児島湾直下の地震を想定し、予測地震マップや住宅所有者に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、パンフレットを作成し、全戸配布いたしました。

なお、市報にも掲載し、市ホームページにも改修計画、地震防災マップ、パンフレットも掲載し、普及活動にも取り組んだところでございます。

しかしながら、これまで本市においては、耐震等に関する相談もほとんどないことから、現在のところ耐震に特化した助成は行っておりません。

ただし、耐震改修に対しましては、住宅リフォーム促進事業の中で耐震補強工事も対象としているところでございます。

今後は、住民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、要望がありましたら助成も検討したいと考えております。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 続きまして、自主防災組織の活性化、リーダーの育成につきましてお答えいたします。

平成26年度版防災白書における共助における地域防災力の強化特集の中で、東日本大震災等の大規模広域災害の発生時においては、公助の限界が明確となり、大規模広域災害時の被害を最小限にとどめるためには、地域のコミュニティーにおける自助、共助による活用が不可欠であるとのことです。

また、災害対策基本法の改正により、地区の防災計画制度が創設され、地域のコミュニティーと行政の連携による地域防災力の向上が求められております。

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守るという隣保共同の精神と、連帯感に基づく地区住民の自主的な防災組織が必要です。平成27年10月末現在、本市の自主防災組織の組織率は、約96%と高い組織率となっておりますが、地域の実情に応じて掘り下げた協議を行う必要があると感じております。

地域の防災活動をさらに活力あるものにするためには、地域の防災リーダーの存在が不可欠でありますことから、地域での自主防災組織訓練を通じてスキルアップを図り、鹿児島県地域防災リーダー養成講座への受講を促して、地域

防災推進員の認定者数の増員、リーダー育成に努めてまいります。

さらに、出前講座を積極的に開催して、自発的で共同的な活動が展開されるよう、自主防災組織の結成と活動を一層促進し、地域防災力の強化を図ってまいります。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 持留議員のPFIの本来の目的とは何かについてお答えをいたします。

PFIは、正式名称をプライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとって、PFIと呼ばれているものでございます。1990年代前半に英国で誕生したもので、民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設等の設計、建築、改修、更新や維持管理運営を行う公共事業の手法の一つでございます。

我が国では、平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る法律、いわゆるPFI法が制定をされました。これは、国、地方とも財政状況の厳しい中で、市に必要な社会資本整備を効率的に進め、経済活性化と経済成長を実現するために制定されたものと認識しております。

目的につきましては、PFI法の第1条の目的にありますとおり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備などの促進を図るための措置を講じることなどにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものと認識をいたしております。

続きまして、持留議員のPFI事業数、事業費は減少傾向にあるとの指摘されていることと、PFI事業の問題点についてお答えをいたします。

内閣府の報告によりますと、減少傾向は厳し

い財政状況や公共投資の抑制等が背景にあると考察しております。また、市区町村の導入割合が8%と低く、市町村間にPFI事業の普及がなかなか進まなかったことなどが背景にあると見ております。

PFI法は、これまで5回の改正を行っており、制度に関する検証を行い、より良い事業制度の構築を図ろうとする国の姿勢と考えております。

国は、平成27年12月15日に、多様なPPP、PFI手法導入を優先的に検討するための指針を定め、PFIについて事業導入時に優先的に検討すべき手法として示すなど、地方自治体への制度普及に力を入れております。

また、国が進める地方創生のテーマでもある官民連携、いわゆるPPPを強く推進しております。本市においても、PFI事業の導入実績はございませんが、今後南の拠点を始め、庁舎建設など公共施設の整備手法の一つとして検討していきたいと考えているところでございます。

次に、持留議員の地域経済の均衡ある発展のために、公共事業に必要な視点ということについてお答えいたします。

議員のお答えの3つの視点は、非常に重要な視点であり、事業の展開において考慮すべき視点であると考えております。

あわせて経済状況が厳しい中、また老朽化するインフラ対策が課題となっている昨今、官と民が適切に連携していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

**○農林課長（川畑千歳）** 持留議員の竹林の課題についての質問にお答えします。

市内の竹林面積につきましては、約36ヘクタールで微増傾向にあります。竹林面積は森林整備計画の5年に一回の見直しの際に、鹿児島県が把握しているデータでございます。

竹林対策の取り組みにつきましては、タケノコ生産などの事業導入要望がなく、実績はございません。近年は、タケノコ生産者養成講座を県が開催しておりますので、垂水市農林技術協会だよりで市民の方に紹介しております。

また、放置竹林の対策としまして、竹林所有者との関係で難しい面がありますが、鹿児島県森林環境保全関係事業で、景観保全、防災等の広域的機能の維持増進を目的に、幹線道路等の沿線や集落周辺の竹林等の伐採整備をすることが可能です。

竹林資源の有効活用のため、竹林改良、生産者の養成、機械の整備等を行う新規事業がございます。事業に関心のある方などに情報提供をしております。

竹林から杉、ヒノキ等の樹種への転換につきましては、山の地ごしらえの際に竹の除去作業を十分に行う必要がありますが、造林補助事業の対象になります。

鹿児島県の木材は需要時期に入っており、大隅地域でも急激な木材需要に伴う人工林の伐採が増加しています。しかしながら、伐採跡地への再造林が進まず、新たな課題となっている状況がございます。

侵入竹林の現状につきましては、農林課では把握しておりません。森林整備の中で対策を講じてまいりたいと思います。

竹資源の新たな用途開発を推進していくことは、森林整備の面からも必要であると考えます。議員御指摘のバイオマス利用につきましては、薩摩川内市の中越パルプ工業株式会社において、竹材の利用が可能とのことですが、垂水市の竹材を出荷することは、竹材の価格と運搬手数料との兼ね合いで難しいようです。

また、霧島市にございます霧島木質発電株式会社においては、竹材の利用はできないようです。

昨年8月に開催された鹿児島県森林技術総合

センター発表会では、農業用資材としての活用を試験研究していると拝聴しました。多様な需要を県や国で開発されることを期待するところでございます。

以上です。

**○生活環境課長（田之上康）** ごみ屋敷や動物の多頭飼育などに対する相談及び取り組みについてお答えいたします。

ごみ屋敷につきましては、1軒把握しておりますが、以前当該住宅の前を通る歩行者から相談があり、家主に対し書面によりごみの適正処分と生活環境の改善を求めています。

その後につきましては、現場の状況確認をしておりますけれども、踏み込んだ対応は行っておりません。

一方の動物の多頭飼育ですが、特に猫についての相談が多い状況でして、自宅での多頭飼育もありますが、中でも自宅外で餌を与えて、餌場周辺の住民の方に迷惑をかけているケースが多くなっております。

対策としましては、自宅での飼育の場合、避妊・不妊手術のお願いや、飼い猫を保健所に持ち込み、里親探しを行う等の方法を伝え、飼育頭数の制限を依頼しております。

また、自宅外の餌場になっている箇所につきましては、現場の餌入れ容器を撤去し、餌やり禁止の立て看板を設置し、注意を喚起しております。

次に、他市町村の取り組みですが、ごみ屋敷について県外の先進地におきましては、条例を整備し対応しているところもあります。

また、猫の飼育については、地域猫として管理するNPO法人等の団体に対し、頭数制限費の一部を助成しているところもあります。

ただ、どこも猫の対策にはこれといった解決策がなく、個人での対応に頼らざるを得ない状況のようであります。

次に、豊田市等の取り組みについてであります。

すが、先行自治体でも2通りのアプローチの仕方があるようです。1つが、条例を定め撤去指示を出し、従わない場合は命令、行政代執行まで行う強制的な手段を發揮するものと、もう一つがごみをため込むという行為は、やはり認知症など何らかの理由があると思われまゝす。医療と福祉の面から対象者をケアし、解決していく方法でございまゝす。

原因を手当することで、再発の抑制などかなり効果を上げていゝるようでありまゝす。

また、条例の必要性については、ただいま申し上げました2つの取り組みを検証いたしまゝして、今後判断したいと考ゑておりまゝす。

以上でございまゝす。

**○教育長(長濱重光)** 学校給食センターの業務改革の検討についての御質問にお答ゑをいたします。

垂水市立学校給食センターは、平成17年4月より現在の場所です市内外小中学校の給食の調理及び配送業務を直営方式で運営してきていゝるところでございまゝす。

この間、食の指導につきまゝしては、子供たちの食を取り巻く環境の改善を図るために、家庭、学校、地域が連携して望ましい食習慣の形成に努める必要が指摘され、食育基本法、食育基本計画において食育を推進することが求められておりまゝす。

また、平成20年に改定されました小中学校の学習指導要領や平成21年の改正学校給食法におきまゝしても、より一層の食の指導の充実が求められておりまゝす。

さらに安全・安心な学校給食を提供するために、食中毒ゼロを目指した取り組みや、植物アレルギーへの対応も積極的に推進することを求めておりまゝす。

本市におきまゝしても、安全・安心で子供たちが望ましい食習慣を身につけることができるように、学校との連携を深めながら、食の専門家

でありまゝす栄養教諭を各学校に派遣して、積極的な取り組みを推進していゝるところでございまゝす。

さらに、子供たちが垂水の豊富な食材や郷土の味のすばらしさを感じることができるよう、垂水ですとれました農産物や水産物をより多く活用するとともに、垂水らしいメニューを数多く提供するなど、学校給食センターとしまゝしても、多くの工夫をしていゝるところでございまゝす。

その結果、給食を食する本市の子供たちや教職員からは、心がこもってゐて大変おいしい給食であるとか、食材がすばらしいなどの感想が多く聞かれていゝるところでございまゝす。

このような状況の中で、平成16年度に策定されました垂水市行政改革大綱におきまゝして、給食センター業務の民間委託の検討推進が盛り込まれましたことを受け、学校給食センターのあり方につきまゝして、児童生徒数の推移や調理人1人当たりの調理コスト及び民間委託を先行して実施してありまゝす自治体を調査し、メリットやデメリットなどの検討がなされたところではございまゝす。

なお、このことにつきまゝしては、市議会におきまゝしてもたびたび取り上げられ、平成22年9月議会におきまゝして、当時の市長が子供たちにとって大事な安全・安心なおいしい給食と、コストを意識したセンター方式運営を考ゑなければならぬこと、民間委託を先行的に取り組んできました自治体のメリット等を継続して検証すべきであるとして、もうしばらくは直営方式で運営すると答弁しておられまゝす。

それから6年が経過いたしました今、本市の学校給食センターを取り巻く環境も変わってきてありまゝすことから、現在の児童生徒数の推移や1食当たりの調理コスト、また地産地消など、垂水らしい食材に関すること、食中毒や異物混入防止等の安全に関することなどについて分析、検討するとともに、さらに民間委託に

よりもメリット、デメリットなど、他市の状況調査を現在進めているところでございます。

これらを踏まえ、今後も直営方式での運営を継続するのか、あるいは調理業務の民間委託等の新しい形態を目指すのかなど、これからの学校給食センターのあり方につきまして、いま一度総合的に検討した上で、教育委員会としての判断をいたしたいと考えております。

次に、学校給食センターの運営を民間委託することに対する見解についてお答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食法でも規定されておりますように、適切な栄養の接種による健康の保持増進や、食事についての正しい理解や望ましい食習慣及び食生活がさまざまな人の活動に支えられていること、さらに、伝統的な食文化についての理解などの目標を目指して実施されるものであるとされております。

また、食育基本法におきましては、食育は知・徳・体の基礎になるべきもので、健全な食生活を実践することができる人間を目指して実施されるとしております。

教育委員会といたしましても、学校給食法などに示されているとおり、学校給食は望ましい食習慣を身につけ、生きる力を持った人づくりのために、特に重要であると認識しているところでございます。

このような目標を踏まえた上で、これまで市立学校給食センターが冷凍食品を極力使用せずに調理してまいりましたこと、また、野菜や果物等の農産物や、ブリ、カンパチ等の水産物などの地元食材を積極的に活用してきたこと、また、郷土や伝統的な味を可能な限り子供たちに提供してきたこと、さらには、調理業務における安全性の確保や、子供たちの植物アレルギーに個々に対応してきたことなどを継続し、安全・安心でおいしい給食を提供する責務が学校給食にはございます。

一方、これまで調査したところによりますと、

県下19市の学校給食センターの直営運営方式につきましては、6年前と比較して民間委託方式がふえてきており、半数を超えていることも事実でございます。

民間委託をする場合の懸念といたしまして、安全で安心な給食が提供できるのか、また、調理業務の専門性、衛生面への対応、さらには管理部門や栄養教諭と委託業者との関係等が主な課題となるのではないかと考えておりましたが、実際には各給食センターで円滑な運営がなされているとのことであります。

しかしながら、民間委託を実施いたしましたセンターでは、調理技師の処遇が最大の課題であったとのことでございます。

以上のようなことから、議員御指摘のとおり、学校給食法の趣旨にのっとり、安全で豊かな学校給食を子供たちに提供していくことは、重要であると認識いたしておりますが、その上で民間委託の運営方式でも、学校給食の目標を十分に達成することができるのかどうかなど、検証の上、教育委員会としての総合的な判断をいたしたいと考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** 不明な点について再質問させていただきますというふうに思います。

1点目は、熊本、——一問一答方式でお願いしたいと思います。熊本市に関して、これはいわゆる私が先ほど言いましたとおり、全体的に見て今回の地震が大災害であったということ踏まえて、本当に住民の命と健康を最大限に保つために、何をしなければならないのかということで、今後の防災計画に生かす点、さまざま今後検証もされていくと思いますけれども、その点でこの数点にわたって出したんですけれども、特に私が問題にしたのは、あらゆることを想定した、——災害じゃないですね、想定したということなんですよ。

それでいくと、例えば熊本ではどんな問題が

あったか、避難所の場所では、占有面積が1人原則2平米以上。ところが、実際上はそれを上回る人たちであふれたということで、車中泊、ノロウイルスの感染症が問題があったということですよね。

本市の防災計画の中で、避難所を見てみると、実際上の数字はどうか、避難者数はどうかと、非常にこの大災害を、あらゆる災害を含めてあらゆることを想定した場合、本当にこれでいいのかという部分があるんですよね。そういうことを考えると、やっぱりこのあたりもしっかりと見直しをしていく必要が十分なければならぬというふうに思うんです。

だから、先ほど言ったのは、そのあらゆる災害じゃなくて、あらゆることを想定した、今回起きたのは大規模な災害です。例えば、この垂水でも直下型の地震の問題、さまざまなことが予想されます。そうしますと、今の現状だと、それを予想したことの中身になっているのかどうかというの、非常に今の防災計画から見たら、まだまだ不十分だろうと思います。その点について1点、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

そして、もう一つ学校の校舎、体育館の問題です。この問題は、先ほど言いましたとおり、今後国のほうも国会、議論で分析検証していくと、非常に問わなければいけないというふうに思うんですが、ここの宇土市、やはり市庁舎が倒壊して使えなかったんですけれども、市教育委員会はどのような対応をとったかということなんです。学校は特に安全性が大事なので、強度を割り引かないようにしたということ言ってます。そして、宇土小学校は1.25倍の強度で設計をしたというふうにされてます。

担当課長の話でいくと、市庁舎は財政難で対策が間に合わなかったが、学校は間に合った、避難所の役割を果たせたというふうになってるんですよね。

先ほど地震地域係数を言われましたけども、私もこれを見て改めてびっくりしたのは、鹿児島島が0.8というふうになってたということなんですよね。そういうことを考えると、やはりこの問題の今後の対応というのは、やっぱり考えていく方向が当然起きてくるだろうと。

先ほど課長が言われたとおり、財政的な問題がありますのでね、国がどう対応するのかっていう一つの点がありますけども、私はその前の段階として、やっぱり教育委員会も含めて、ここは避難所である、校舎、体育館は避難所であるということの中で、やっぱりこの問題をどう捉えたかっていうのが、非常に私はここの教育委員会、もしくはその行政の役割が大変認識が高かったなというふうに思うんですよ。

だから、そういう意味で、今垂水の場合でも、例えば私たちが総務文教委員会で建築関係にする場合は、それはもう土木課ですよということ、なかなかその部分に関係されてこない部分があると思うんですよ。このあたり、今後どんなふうにかこの問題について、この教訓を得ながら対応していく考えがあるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、住宅の耐震性の問題です。先ほど答弁がありましたけど、今後要望があれば、助成制度はつくりますよということなんです。果たしてこれでいいのかなと、こんな考え方でほんと市民の命や安全を守っていくことができるのかなと思うんですよ。

例えば、市長はことしの施政方針でどんなことを言われているかということです。安心・安全なまちづくりということで、「防災対策に取り組み、安心・安全で災害に強いまちづくりを目指します」と、明確に言われてるんですよ。

じゃあ、その具体的なことは何なのかと。市民から要望があれば、そういうまちづくりをしますかということなんです。そういうことじゃないでしょうと。今度の災害の教訓を得て、や

はりつよいまちをつくるためには、市民がそういう声があったからどうじゃなくて、やはりこういうことを取り組んでいきたいと。

だから、ぜひ耐震診断の取り組みをしてほしいと、そのために市としては助成をしますよという、その立場に立つのが、この市長の施政方針の立場じゃないのかというふうに思うんですが、この点についてこの意向を踏まえて、どういうふうに考えがあるのか、お示してください。

○総務課長（中谷大潤） 大規模災害が発生しますと、建物が崩壊し、ライフラインは寸断されます。物流が滞り、食品の入手が困難になります。非常食で当座をしのぎ、救援物資が届いても、例えば食物アレルギーの配慮や、高齢者にやわらかくあっさりした食べ物の提供など、個々のニーズが満たされないことが多いのが実情です。

避難所には、乳幼児から高齢者まで幅広い層の人々が集まり、供給される物資では多様な需要をカバーし切れません。日ごろからみずからの生活に必要な物資を備えておくことが必要です。

最初は、食事や水が不足した避難所も、時間がたてば着がえや健康などが問題になります。少しでも快適な避難所生活ができるよう、多面的な要望への対応が必要ですが、何よりも大切なことは、住民が平穏を取り戻すまで国や県、地方自治体が手厚い支援を続け、被災者を励まし続けることだと思います。

議員仰せのとおり、熊本地震における避難所で暮らす女性が、授乳や着がえの場所がない、下着を干しにくいといった悩みを抱え、ストレスの一因になっている実態があったそうです。

本市の避難所運営においては、女性の利便性が十分考慮されているとは言えず、女性用更衣室や授乳室などの設置場所を検討する必要は感じています。

しかしながら、自分の命は自分で守らなけり

やなりません。万一に備え、何をすべきかを今から考えてほしいとも考えております。

今回、熊本地震の発生を受け、避難所での対応の不便やおくれなど、さまざまなことが新聞紙上やテレビ等を通じて発信されていますが、そのことは一個人の感想だったり、マスコミの大げさな報道かもしれません。

市としましては、国や熊本県の防災会議における検証や調査結果を協議した検討会議の報告、提言を踏まえ、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して、足りない対策は何かを議論し、見直すべきこと、必要があると認めることなど、結果を市の防災会議に提出し、速やかに地域防災計画に反映させてまいりたいと考えております。

○教育総務課長（池松 烈） 個々の教訓、課題としてどのように捉えたかということかと思いますが、この地域別地震係数に関しまして、先ほど熊本県内の学校のところを上げられましたが、実際例えば2005年の福岡県西方沖地震を受けて、福岡市は8年に0.8から1.2に引き上げる条例を施行したり、静岡県は東海地震を想定し、全域の1.0を1.2とする指針を決めたというようなことで、まさにおっしゃるとおり、これを教訓にして市なり、あるいは県なりで取り組んでいらっしゃるということだと思います。

今私どものほうでも、先ほど申しましたように、今後国の推移を見つめていく中、注視していく中で、その結果を受けて、今のところ今の耐震基準におきましては、100%達しているということですが、ここのところでもまた基準の見直し等があると、もう一回スタートラインに立って補強、あるいは場合によっては建て直しというような検討もしていけない部分が出てくると思いますので。今後のことにつきましては、国の方向等を情報収集を徹底し、また場合によっては庁内の関係課の中でも協議を重ねていく必要があると思いますので、そのようなふうに、今段階を踏んで進めていき

たいというふうに考えております。

**○市長（尾脇雅弥）** 熊本の震災を受けて以降、少し状況が変わっているというふうに思います。庁舎の問題が一つ、そういうことだと思います。3月議会においては、当時においてまだ延期中だという話をしましたけれども、状況が変わりましたので、そういう言ってもらえない状況でございます。

今教育現場、あるいはその市民の安心・安全を守るためにということで、一応政策に掲げておりますので、いろいろやらなきゃいけないことはあるんですが、やはりそのハードの整備となりますと、財源の問題が必ず出てまいりますので、そこあたりをどうやっていくのかということも、大事な問題でありますので、しっかりと足元を取りまとめた上で、いろんな要望活動もしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

**○持留良一議員** この地震問題はこれで終わりますけれども、要はあらゆることを想定した危機管理、そういう内容で取り組んでいくんだということと、先ほど言いましたとおり、市長もそう政策に掲げられてます。これはやっぱりきちっとそういう声があったからっていうんじゃなくて、きちっとそれに対応していく、そのことが住民の命、そして防災、減災にもつながっていくんだと、そういう観点で積極的な対応をお願いしたいと。

これについては、また私たちは市長のほうに要望を出していきたいというふうに思います。

それから、南の拠点問題についていきたいと思っておりますけれども、1点目のこの問題の中で、アクションプログラム、このうち本来この整備費や管理費というのは、税源以外の収入、いわゆる利用等ですね。これによる費用を回収するということが目的になっているはずなんですよね。

税源に依存しない事業は、やはりこの本来の

目的そのものが問題じゃないかということで、例えばこの統計的な数字を見ますと、総事業数418のうち、そのうち十分賄えてるのは21に過ぎないと。あとはもうほとんど自治体が手を出してるか、負担をしてるか、そういう形でこの事業が成り立っていると。

そういう意味で、国自身も法の本来の目的は必ず十分に達成をされてるとは言いがたい状況にあるということ、きちっと指摘してるんですね。この点については、ぜひ今回さまざま取り組まれると思いますけども、これをきちっと参考にしながら、一体何が問題だったのか、しっかり検証できるようにしていただきたいというふうに思います。

もう一つは、このPFIの問題の中で、総務省が自治体にアンケートをとったんですよ。先ほど言いましたとおり、減少傾向にあるという中で、今後いわゆる企画したり、既に実施してる自治体で今後PFIを導入するかということでアンケートをとったら、「予定がない」が約73.2%、これ辺の数字が出てきたんですね。やはりこのPFIの持っているさまざまな問題点が、どうしても自治体にとったら大変だということで、この結果が出たわけなんです。

だから、こういう点でも、私はしっかりとこの点についての問題が何なのか、本当に本来であれば、PFIというのはそういう状況だからこそ、PFIを導入してきたというのが国の中身だと思うんですね。

先ほど課長のほうから、法の改正が何度かあったと言われました。最近、直近では平成23年だったですかね。このことは、何を一方であらわしてるかというのは、もっと使えるような形で中身をやっているということですけども、逆に言うと、一方から見ると、実際にとったらやっぱりそれは負担と、大変だということが、この数字の中にあられてると思うんですよ。

今後、これはしっかりとともに勉強しながら

やっぴいかなきゃならない点だろうと思いますけれども、実態としてはそういう状況になるんだということを、ぜひ見ておいていただきたいというふうに思います。

先ほども自治体が8%しかこれをしてないということは、やっぱりそのあらわれだろうなというふうに思います。

そして、なおかつやっぱり最大の問題が、数多くの事業が需要や経営効率化を過大に予測してると。要するに、需要を見るとこれだけですよと、いわゆる提案されてきたと。そうすると、それに合った形での、パイに合った形の建物をつくらなきゃならないと。そうすると、実際に運営し始めたら、実際はそうじゃなくなってきたと。余りにもその事業が過大が過ぎたために、回らなくなったという問題もあるんですね。

だから、これが最大のやっぱり失敗例の中の教訓、中身だと思いますので、これらがやっぱり自治体として私は検証できるか、分析できるかが重要な課題だと思うんです。

それで、私は一つお聞きしたいんですけども、その中で自治体が政策自己評価システムが、このPFIをきちんと点検、検証できる、そういう今内容なのか、それとも今後どういう観点に立ってそれを組みんでいくのか、その点について質問したいと思います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 持留議員の御質問にお答えいたします。

PFIの本来の目的、それからそれ等々に絡んでおります収益性の問題等、そういう課題等につきましてもの検証ということであると思いますけれども、この辺につきましても、先ほど持留議員のほうからもございましたけれども、知見や検証能力といったものを、十分に発揮させていくシステムといったものの構築をしていかなければならないと思います。

いろいろな勉強会を含め、いろんな形の中で正しい判断ができるシステムというものの構築

を進めてまいりたいと考えております。

**○持留良一議員** あと農政と不良生活環境の問題があるんですけども、農政の問題については、先ほどあった中身でぜひこれはまた今後経過を見ていきたいと思います。ぜひ課長に大いに期待をしていきたいと思います。きのうも冷静な対応をされましたので、そういう意味ではきちんとこの問題についても、積極的に取り組んでいていただけるというふうに思いますので、期待もしていきたいと思います。

これ不良生活環境の問題なんですけれども、これはやっぱり私は実効性ある対応が求められておるんですよ。

というのは、私も地域の皆さんの声を聞きましたけれども、毎日が不安と。火災問題も不安と。もう毎日がこんな状況だったら、一体どうするんだと、何らかの対策はないかということで、振興会でももう20年近くこの問題には取り組んでこられてると思うんですよ。

そういう意味では、実効性あるそういう条例なりも含めて、取り組んでいただけるように求めまして、先ほど今後そういう検証もして、方向性を出すということだったので、そういう観点が住民の中にあるんだということ、再度地域の住民の声も聞いていただきながら、この問題にはぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後の学校給食の問題に移りますけども、教育長、再度確認しますけれども、学校給食の意義とは何でしょうか。

**○教育長（長濱重光）** 学校給食の意義につきましての御質問ですけれども、私はやはり子供たちが単なる食べ物を食べるということではなくて、やはりその材料になりますもの、食材、そういったものがどういう過程の中で、どうして私の手によってつくられてきているのか、いわゆる食の教育を踏まえての教育でもあろうと思っております。

そういう中で、学校の中で給食を通して、いわゆるそのしつけ、基本的な生活習慣、食事をとるときのマナー、そういったことも非常に大切ではないかというふうに思っております。

そういう意味で、学校給食における教育というものは、非常に重要なことだというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** それらを遂行するためには、私は民間委託ではできないということを指摘しておきたいと思えます。

それと、先ほど当初の質問で言いましたけども、効率化を求めるために、食育が犠牲を強いられることがあってはならないと。要するに、民間委託というのは合理化なんですよ。合理化ということは、要するにそのあたりの問題が今後はやはり出てくるだろうというふうに思っています。これは、まだ今後引き続き議論していく中身でありますので、私が最後に訴えたいのは、やはり民間委託等は、学校給食基本法、食育基本法を含めて、……。

**○議長（池之上誠）** 質問時間を過ぎております。

**○持留良一議員** はい。そのことを指摘をして、終わりたいというふうに思っています。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。次は2時10分から再開いたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、川尻達志議員の質疑及び質問を許可いたします。

[川尻達志議員登壇]

**○川尻達志議員** きのう以来、10人の議員の皆さん方がそれぞれの思いをしっかりと訴えて、いい内容の議会が進んでいるんだろうと思いま

す。執行部もしっぽがつかまれないようになかなかいい答弁をして、緊張感のある時間だと思えます。

皆さん、お疲れのようでもありますし、ここで少し大きい話をしてみたいと思えます。

イギリスがEUからの脱退を決めるということが近いうちに決まります。そうしたときに、我が国が一番被害を受けるのかな。

例えば、日本の有力企業のほとんどがイギリスに本拠を置いております。そして、中国のアジア投資インフラ銀行、これもイギリスが最初に手を挙げて、西洋諸国が雪崩を打って参加をしました。我が国は入っておりません。

ウクライナ問題を抱えるロシアもし脱退をすれば、にこっと笑う。

それから、アメリカもトランプさんが大統領になると厳しくなります。

けさも読売に載っていましたが、フィリピンのドゥテルテ大統領、この方はアメリカを大嫌い。だから、領土問題も二国間でやりたいということをおっしゃるようであります。

そうしたときに、我が国を取り巻く環境は大変厳しくなることが、ことしは予想されます。

何が何でも、我が国は子供たちのためにしっかりとした国をつくっていかねばならない。外がどう見られようとも、このことは皆さん方も思いは一緒なんだろうと思えます。

そういった意味で、ことしの参議院選挙、大変重要な選挙になってくるんだろうと思えます。一人でも多くの方が投票行動をしていく。堀内議員がいつも言うんですけども、18歳未満も始まります。

今、舛添さんのことでマスコミは注目しておりますけれども、全くこれはごみみたいな話で、ここいらを見誤らないような報道をしっかりとさせていただくことも必要なんだろうと思っております。

それでは、今回の質問に入らせていただきま

す。

まず、道の駅ですけれども、去年は国道の通行どめ、桜島問題、いろんなことで大変逆風が吹きましたけれど、現在の経営の状況についてということ、それから、温浴施設のその後について、それと、今、想定される、考えられる課題について教えていただきたいと思います。

それから、南の拠点ですけれども、これはもともと水迫市長時代に、道の駅、森の駅、それから、多分、新城だったと思うんですけれども、南の拠点をつくってくれというようなことで始まった事業だというふうに認識をしております。

私もそのことが頭から離れずに、前々回、通行料の話やら、それから、物販も道の駅とかぶったときにどうするのっていう質問をしたことがあります。

今考えてみると、私の勉強不足で、全く当てはずれな、見当はずれの質問をしておりました。

そこで、私も今回、しっかりと勉強をしたつもりで質問をするつもりでございましたけれども、直前に話をしてみますと、これでもなかなか話がかみ合わないんです。

それで質問はしないということ言ったんですけれども、今の私の能力ではできないと。今回は、私の思いを述べて、通告をしておりますので、市長は答弁をされなきゃそれでもいい、2点ほど聞いてみたいと思います。

この問題を最初から丁寧に説明をされていない。ここに大きな問題があるように思います。市長は、先ほど村山議員だったか、商店街の人たちが誤解をしているという答弁をされましたけど、これは誤解じゃなく説明不足だったんじゃないのかという思いをしました。

そういうことは、私たち議員もなかなか理解ができていないような気がします。皆さん方の言葉でしっかりと話をしていくことが大事なんだろうと思います。

1回、コンサルともここで話をしましたけれ

ども、そのあと課長には申し上げただけけれども、私たちに説明をするのはコンサルじゃない、執行部が執行部の言葉で説明をしないと、私たちが質問をしていくのは、訪ねていくのはあなたたちなの。

あなたたちの頭越しにそういう説明をされても、なかなかわからない。しかも、DMOとかなかなか簡単におっしゃるけども、初めての言葉はなかなか簡単には理解ができません。

また、最終本会議が終わってから説明があるということで、これもまた外部の方が講師で来て、説明を受けて、難しい言葉。考えるだけでもぞっとします、理解ができるかなと。限られた時間で。

これで、本当に市長が考えていらっしゃる働く場所、民間を大事にして人口増、ここはどうしても共感です。ところが、本当にそういうことにいくのかという思いがします。これは私の思いです。

市長、3月の委員会だったか、商工観光課には担当はさせないということを言われたけれども、その確認をさせてください。それと、先ほどから言っておったのが、説明が、同じ土俵でこの問題を議論をできていない。もう1回、こういう機会を積極的につくっていくべきだと思うのですがということですよ。

通告外ですので、答えられなきゃ答えなくても結構であります。

それから、水道の施設でありますけれども、ことしの大雪で管がやぶれて、水が流れなくなりました。私はそのときに復旧は早かったと言って、よくやったということ委員会を申し上げたことがあります。

ところが、よく考えてみると、老朽管がやぶられただけの話で。というのは、地下の配管が簡単にやぶれるはずがない。個人の家が配管が詰まった、幾つ詰まったかわからんが、その程度でやぶれるちゅうことは、もともと老朽管。こ

れを、今まで整備をしてなかったちゅうこと。

今、本市で国道を横断する配管は何本あるのか。それと、去年だったか、市民館の前、上、下いきました。それから、やぶれたところ、この前、1本あった。1本の配管に2カ所あるわけです。ここいらの状況を教えていただきたいということでもあります。

それから、土地開発公社にでありますけれども、北方議員の質問で大体全容がわかってきたような気がします。

なお、これについても、まだまだ問題点があるような気がしますけれども、とりあえず、重なるかもしれませんけれども、現状について教えていただきたいと思えます。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 川尻議員の道の駅の運営状況において。

まず、経営状況についての質問にお答えいたします。

近年状況を振り返ってみますと、観光振興をはじめとするさまざまな施策において、本市は桜島の状況や天候などの自然環境等に大きな影響を受けることを改めて感じたところでございます。

それでは、道の駅の経営状況でございますが、平成27年度におきましては、議員も言われたように、6月下旬に深港川の氾濫により、国道220号線が約1カ月間にわたり通行どめとなり、また、桜島の噴火警戒レベルがレベル3からレベル4に引き上げられたことから、上半期を通して通行車両が減少し、来館者数が激減したのが現状でございます。

それに加えて、年明けの1月末の大雪の影響により、年度末まで来館者数が回復することなく、前年度比で約11万1,000人が減少、約1,400万円の営業損失となったところでございます。

直近の4月、5月の状況につきましては、例年においては、ビワの販売でにぎわう売場が1月末の大雪の被害により出荷量が極端に減っ

たことから、ビワを求めのお客様が減少し、また、高品質の商品の確保も困難となり、ふるさと納税の返礼品においても提供を辞退する状況となったため、ビワの取り扱い額だけにおいても約1,000万円の減収となっているところでございます。

続きまして、温浴施設の現状についての質問にお答えいたします。

道の駅たるみずにおきましては、当初、温泉用に掘削した源泉の塩分濃度が高くなったことから、塩害から施設を保護するために使用を停止し、平成24年8月から、飲料水用に掘削した地下水を加温して、運営を行ってきたところでございます。

しかしながら、天然温泉として営業を行っていた一昨年末、鹿屋保健所の温浴施設の立ち入り検査を受けた際、温泉営業許可に違反していると指摘があり、猶予期間を2年として是正するよう指導があったため、温浴施設に関する記載事項の中から天然温泉等の表記を除外し、その後は温浴施設として営業を行ってきたところでございます。

このようなことから、昨年度予算において、源泉井戸改修調査業務委託として、再度、温泉用の源泉井戸の使用可否について調査をいたしましたところ、毎分20リットルの量であれば営業時間内の10時間くみ上げ続けても塩分濃度が上昇せず、配管機材等にも塩害を受けないとの結果であり、温泉用の源泉井戸を使った天然温泉として営業していくめどが立ちましたことから、今回の議会に上程しております配管修繕改修工事により、機能の回復を図るとともに、鹿屋保健所からの是正指導にも対処できているところでございます。

今後、改修工事が実施可能となり、工事が終了いたしましたら、再びラドンを含んだ天然かけ流し温泉として、市民の方々にもお楽しみいただくとともに、市外からの立ち寄り客のさら

なる誘客に向けて、また、営業日数増の検討並びに旅行代理店やマスコミ等へのPR、広告作成などについて、指定管理者と連携して取り組んでまいります。

続きまして、考える今後の課題についてでございますが、先ほどもお話いたしましたように、昨年来の自然災害、インフラ関係の被災等を原因として来館者が減少しておりまして、営業収支も損失が発生した状況において、この状況からの回復は重要な課題であると認識しているところであります。

まずは誘客への取り組みが大きな課題となっております。現在、指定管理者においては、大手旅行代理店も含めた協議会へ加盟し、鹿児島県内へのツアー企画に際して、道の駅を立ち寄り所のコースに加えていただきますように要望を行うとともに、同協議会が主催するイベント等に参加して、道の駅に限らず、市内の観光施設、宿泊施設、飲食店等、観光関係施設のPR等を行っているところでございます。

また、本市といたしましても、昨年度におきまして、足湯周りをはじめとする周辺施設や温泉施設などの修繕や景観整備など、ハード面において補正予算をいただき、整備等を実施するなどの支援を行ったところであり、来館者の皆様にも大変喜んでいただいたところでございます。

また、雇用対策や新たなイベント等への取り組みも重要な課題であると考えておりますので、道の駅が元気で活力ある施設でありつづけるよう、今後も支援してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、誘客に向けての取り組みにおきましては、何よりも情報発信が大変重要であると痛感しております。今後も指定管理者と連携し、また、マスコミの方々にも協力をいただきながら、また、周辺施設の連携にも努めながら、さらなる誘客に詰めてまいります。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 川尻議員の南の拠点整備の事業についてお答えをいたしたいと思っております。

私の公約であります6次産業化と観光振興、そして、総合戦略における重点事項ということもありまして、関係各課が連携をして全庁的に取り組むように指示をしたところでございます。

これまでの経緯につきましては、4月15日、南の拠点整備事業推進プロジェクト会議を設置し、南の拠点整備事業の事業の目的、基本構想、スケジュール、各課の役割について確認を行ったこと、また、5月18日の第2回会議におきましては、先進地研修報告や事業進捗確認を行ったこと等の報告を受けたところでございます。

南の拠点整備の担当課は、現在、地方創生担当であり政策調整の機能を持つ企画政策課が担当しておりますけれども、完成までの間は、企画政策課を中心に関係各課と事業情報の共有を図りながら事業を進め、庁内の共通認識の熟度を確認し、当初からの大きな目的であります交流人口の増加や経済振興を図っていくという観点からも、主管課がしっかりと応えるように勧めてまいりたいと考えております。

川尻議員から御指摘がありました、なかなか市民の皆さんに対しての説明が足りていないというのは全くそのとおりであると思っておりますので、ただ、議会の皆さんとの情報共有というところで、情報の管理もございますので、しっかりとそのあたりを把握をしながら、御理解をいただけるようにあらゆる機会を通じて説明をしてまいりたいというふうに思っております。

**○水道課長（北迫一信）** 川尻議員の水道施設の老朽管、特に国道横断の配管についての御質問にお答えいたします。

ことし1月の大雪で、本町の国道を横断をしております水道管の漏水事故の際には、皆様方に多大な御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げますとともに、多くの方々に御

協力を賜り、大変お世話になりましたことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

さて、国道220号線を横断している水道管は、新城地区から海潟地区までの上水道と境地区の簡易水道で計5カ所あります。材質は硬質ビニール管5カ所、鋼管27カ所、ダクタイル鋳鉄管22カ所設置されております。いずれも耐用年数の範囲内でございます。

次に、石線管であります。平成18年度までの老朽管更新事業で100%更新完了と思っておりましたが、路線ごとの接続部分に一部、数メートル程度残っている可能性があり、現在、更新時の設計書等を見直し、必要に応じて試験掘りを行い、布設がえを早急に行うように計画しているところでございます。

次に、老朽管の調査、布設がえ工事につきましては、現在、早急に更新が必要と思われる管は、水道事業創設当時の管であります。布設時のデータがあまり残っておらず、管路位置、深さ、監視等が明確じゃないものもあります。

そこで、本年度から少ないデータをもとに現地調査、定期点検を行い、いろいろな観点から総合的に更新が急がれる管から年次的に布設がえ工事を行う考えであります。

本年度におきましては、重要給水施設管路の路線に当たります導水管と配水管を耐震管に布設がえする予定であります。

最後に、漏水原因究明と再発防止対策について、日ごろから安心安全なおいしい水道水を探求して漏水防止に努めており、聞きの正常運転のチェックや水流のモニターチェック等を実施しながら、日常の変化を確認しつつ、安全な操業を確立した監視体制を図り、業務を遂行しているところであります。

今後、水道の維持管理において、数多く、定期点検等、現地に足を運び、現状を把握し、維持管理を充実し、今まで以上に常に危機感を持って対処してまいる所存であります。

以上でございます。（発言する者あり）

今現在、私が確認したところによりますと、市民館前の漏水箇所、それから、本町の堀之内高店手前の2カ所でございます。

地中に埋まっているものでございますので、今後、試験掘りをしまして、確認し次第、工事をする予定でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川尻議員の土地開発公社についての御質問にお答えいたします。

土地開発公社の現状につきましては、先ほど北方議員への御質問でもお答えをいたしました。保有いたします潮彩町商業用地につきましては、平成17年度に垂水共同店舗と締結をいたしました覚書により、平成28年1月での確実な全筆売却に向け、定期的な経営状況の確認や借り入れ計画の確認を行ってまいりました。

さらに、平成27年度に入ってから、毎月のように垂水共同店舗に来庁していただき、融資手続きの状況や買い取り手法等について確認を行ってまいりました。

その際、垂水共同店舗から金融機関からの融資に問題はないとの回答をいただき、確実な買い取りを疑っておりませんでした。しかしながら、最終的な契約段階において、垂水共同店舗が提示した購入金額が契約予定金額と大きくかい離しており、契約不成立との結論に至っております。

また、垂水共同店舗は、賃貸借契約終了後におきましても、公社所有地を無断使用しておりますので、平成28年5月16日付で鹿児島地方裁判所鹿児島支部へ訴状を提出し、土地の明け渡しと損害金の請求を求めているところでございます。

以上でございます。

**○川尻達志議員** もう一答でお願いをいたします。

まず、道の駅については、去年、本当にいろいろ御苦労さまでした。いろいろ心配しながら

やっただいて、自然の災害には勝てないということ。これについては、御苦労さましか言えないわけですが。

温浴施設なんですけれども、今、時間20リットル、毎分でしょう。だから、もう一つ、温泉の定義っちゅうのはどうなっているのかちゅうことを聞きたい。温泉の定義。例えば、ラドン含有量がどんだけあればいいとか。わからなきゃいいんだよ。外に発信をするときに、本当にこれは温泉なのかということをはっきりと、そのことをお聞きしたいだけの話。

それと、今後の課題のところだけでも、たくさんあるようであります。ただ、課題をきょう言いつのただけじゃだめなの。一つ一つをしっかりとチェックをしていくことが大事、クリアをしていくためには。ぜひ、チェックリストをつくるなり、実行状況を確認をしながら、こういった今後の課題に向かっているかと思えます。

南の拠点も、なかなか厳しいことを予想されるし、森の駅だって、財宝さんが引き受けてくれたから助かったんです。財宝さんが受け取れなかったら、毎月、毎年、数百万円の赤字の垂れ流しです。

こういったことを前例としながら、道の駅はしっかりと一つ一つの課題の出来高をチェックをしながら運用していただきたいと思うんですが。

その2点をお伺いします。

**○水産商工観光課長（高田 総）** まず、温泉につきましては、定義ということは、現在、掘削当時48度あった温度が飲料水は27度、今試験しておりますのは34度あります。

それで、ラドンを含んでいるかどうか、温泉の定義に当てはまるかどうか、今後、改修工事が終わり次第調査をいたしまして、温泉とまた胸を張って言えるような取り組みをしたいと考

えております。

課題のチェックでございますが、チェックリスト、道の駅でいろいろ考えながら、指定管理者と連携を取りながら協議を行っているところでございます。

将来的には南の拠点と、そういうのも出てきます。その3つの拠点を周遊できるように、森の駅が相乗効果をもたらすような施設であることが一番大事だと考えておりますので、今後も指定管理者と連携して取り組んでまいります。

**○川尻達志議員** 私、温泉で水曜日休みのとき、道の駅利用をされる方が、水曜日休みなんです。いつも言われるんですけども、今日も車は2台しか車は止まっていなかったと。あれじゃ、品物も売れんどなということなの。

だから、集客のためにはいかに道の駅の温浴施設が大事かちゅうことだと思う。なら、これは道の駅が営業している、必ずやるということにしないと、人がいないのに従業員が働いてもしょうがない。だから、どこに問題があるかちゅうことなの。だって、集客も減少しているわけでしょう。そういったときに、しっかりとどこに問題があるということをつまえて、それを直す作業の繰り返しなんです。

問題点をいかにしてつかむか。そういった意味で、きょう、こういう質問をさせていただきました。ぜひ、一日も早く温泉がしっかりと稼働していくこと、心から一日も早く直ることを願っております。そうしないと、いつまでもそういう課題をかかえていると一個も前に進めない。南の拠点だけ、どンドン前ばかり見ているようだけれども、うしろのことがしっかりしていないと絶対によくないので、市長、そこについても、目配り、気配りをお願いをしておきたいと思えます。

このことについては、農林課あたりについても、農産物、物産の話とかいろんなことがあるので、協力をしながらいい品物を出していくん

だと。商工観光課がやっているから、これで終わりちゅうことはだめだと思う。全てが、みんなが同じ気持ちでやっていかないといけないだろうと思います。

そのことをよろしく願いを申し上げて、この件については終わります。

市長、私が聞いたのは、南の拠点ができ上がったときに担当課はどうするかという質問をしたときに、商工観光課、全てで忙しい中でまたこれを振られるのかという心配があったから質問をしたんであって、今現在、どこの課がさせるのか、そういった検討もしていないといけないだろうと思います。

市長、今おっしゃったけれども、もうこの時点である程度人を入れて、あなたが思っているように勉強をさせておかないと。できたからやれって、道の駅でもかなりもめたはずですよ。そういう前例があるんです。

森の駅のとくも、予算の取り方でいろいろあって、農林課がするのか、どこがするのか。結局、商工観光課やった。これも全体的に見ていかないと。説明不足で、役所内でも情報の共有ができておるかちゅうと、私、そうでもないような気がします。

南の拠点で、教育長、私が聞いたときに答えられますか。ここが大事なところで、私がさっき言った議会とも共有して、ここも共有しないと。その上で、初めて市民の皆さん方です。私もDMOを聞かれたときに、済みません、わかりませんというしかない。PP何とかかんとか、これなんかは皆目分からない。コンサルの人たちは専門家だから、これで通用するもんだと思っている。ところがどっこい、そういうもんじゃないちゅうことは皆さんがよくおわかりでしょう。

ここいらの説明の仕方に、私は。コンサルじゃなくあなたたちの言葉で説明してもらいたい。私たちの交渉相手は皆さん方でしょう。

このことについては、もう答弁は求めませんが、ただ、これをしっかり勉強した上で9月議会でしっかりと質問をしていきたいというふうに思います。ぜひ、情報を早く出していただくことをお願いをしておきます。

それから、水道施設ですけれども、課長、要するに、石線管は市民館とあそこ2本ちゅうことだな。ということは、海側はあと1カ所残っているわけだ。ここが問題というふうに私は思います。

市長、よく聞いて。国道でしょう。国道で、もしぽんといったときに、1本しかない国道がとまるんです。今回は、ちょろちょろと抜けたからよかったけど、あれがぽんといったときにとまる。危機管理の能力が全くないということをお願いなんです。

だって、あれから何カ月たちます。私は、多分、今回補正で出てくるもんだと思った。試験掘りとおっしゃるけども、こっちがだめになって、向こうがいいはずがない。そんな悠長なことをいっている暇があるのという話です。それだけ金がないのという話です。

あれが止まったときに、みんなおたおたしたでしょう。あれは雪が降って、あちこちでやっていたからまだよかったものの、こういう状況で、ぽんと抜けたらどうするの。これは人災ですよ。そうしたときに、自衛隊に来てくださって言えるの。はずかしい話です。

このことは課長だけじゃなく、執行部の皆さん方もしっかりとしなきゃいけない。だって、あの漏水箇所を見つけた人は水道課以外の人でしょう。そういうときだけ刈り出しておいて、どうもここいらの情報の共有がない。非常に私は不安なの。

このことを市長に、財政課に海側の工事はしないの、補正で上げないのという話を誰もしない。あなたたちは執行部です。ここが非常に心配なんです。言われなきゃやらない。あえて厳

しい言い方をしますけれども、誰だってこういう言い方はしたくないです。

私は、今議会に出てくると思っていました。ところが出ていない。だから、これを一般質問でやらざるを得ない。出てきたなら、水道課の案件があれば、私は委員会でやろうと思った。

このことについて、市長でもいいし、副市長でもいいし、ぜひ前後策について御答弁をお願いしたい。

**○市長（尾脇雅弥）** この問題に関しては、国が示しております重要給水施設災害拠点病院、避難所、防災拠点などに供給する管理を重点的に耐震化を図ってまいりたいと考えているところでございまして、ただ、全国的に耐震化が進んでいないという現状もあり、今、川尻さんがおっしゃったようないろんなケースがございますので、今後、国の補助の動向を注視しながら、ここ数年、しっかりとどういうところが課題で、どういう対応をすべきかと関係課とも調整をしながら、何が必要かということで検討して対応してまいりたいというふうに思います。

**○川尻達志議員** ちょっと違う。私が言っているのは、石綿管だけの話をしている。更新したやつはいいんです。そこはわかるでしょう。下側のやつ。あそこはまだ石綿管でしょう。国道の下側は。（発言する者あり）とめてあるの。（発言する者あり）両方とも。（発言する者あり）

だから、私はそのことを聞いたの。私が心配したのは、石綿管のこっち側がやぶけたから、市民館は両方ともいいちゅうたでしょう。修理したんでしょう。4カ所に、3カ所にしてあるよねっちゅうたよね。ところが、私が心配している1カ所残っているのは海側になっている。そこは大丈夫なの。

私はそこが残っているという確認をさっきしたでしょう。だから、今、市長にもそういう言い方をしたんです。

**○水道課長（北迫一信）** 先ほど答えたとおり、下のほうは、まだ石綿管が残っているところでございます。

**○川尻達志議員** 下のほうはしていないちゅうことで、私はそこを聞きたかったの。

これは、速やかに予算措置をすべきだ。しなきゃいけない箇所なの。だから、6月議会に出てこなかったから、おかしいと思ってこういう質問をしたちゅうこと。ここが危機管理能力だと思う。

だから、この言葉を市長一人に言っているんじゃない。当然、水道課もそうだし、ほかの皆さん方も、あれはいけんすつとかと。

ぜひ、これについても早急に予算措置をして、あとあと問題がないような対応をしていただきたい。市長、どうですか。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、底が残っているということが確認ができましたので、そのリスクをしっかりと対応するというのは我々の責任ですから、しっかりとそのことを検証して、どういう方法があるのかと、必要に応じて予算措置をしていきたいというふうに思っております。

**○川尻達志議員** 土地開発公社ですけども、もともと塩漬けの土地、こういうのはずっといろんな問題を抱えている中で、垂水がこういう共同店舗にしたこと自体がおかしかったのかというふうに今思うんですけども、どうも聞いてみると後手後手でこれもきているのかという気がしてなりません。

北方議員に対する答弁でも、全く非はないというようなことをおっしゃるけれども、現実問題、裁判がおきている。そのことの重みをどうとらえているのか。

期間が決まっているから、何も、手も足も出なかったとおっしゃるけれども、それはそのとおりかもしれない。ただ、そうしたときに、今出ている問題はどうなるのって。当事者はあなた方です。

私たちは、そのことを問いただしていくのが仕事です。市民に対して脇が甘すぎるんじゃないの。このことは前から申し上げている。

大体おかしくなっているって思っているかから、前も質問したし、それでもなかなか動けずに、あとは裁判で決着をつけます。これじゃ、何のためにあなたがたはいるのっていう話。市民がそうするんだと。もうちょっと真剣に受けとめて、人ごとにみたいに弁護士がどうじゃこうじゃと言っても、今さらそれしかないと言われても、これは我々はなかなかああそうですかと、市民向けに納得できない。政治は結果責任だと思ふ。

例えば、こういう問題が出てきて、市長、この共同店舗の皆さん方と直談判をされましたか。呼びつけなり、行くなり、裁判をするなり。

やはり、そういったことをして、その上で、時既に遅しなら、これはまだ市長もきばったどって、もともと話ができるんだけれども、ただ、そこいらがなされていないような気がする。

市長でも、副市長でも、これ。

**○副市長（岩元 明）** 先ほど北方議員が質問されていたことに対しての若干の補足も含めて答弁させていただきたいと思うんですが。

ここ10年間のうちに、おっしゃるように事務方としては、もうほとんど毎年のように、最近において、先ほど答弁しましたように、ほとんど月ごとに確認をとってきたところでございます。

北方議員がおっしゃいましたように、買い取りの価格を考慮して双方話し合うという覚書があるわけでございますけれども、このことが一応問題になって入るんですが、要するに、7万円を基本にそういうことを言っているわけですから、そういう7万円という基本を守っていただくということは、途中までは約束していただいたわけです。それを、再三再四にわたって確認をとってきたわけでございます。

ただ、相手方も市民でございますし、もともと地域の商業の活性化に寄与したい、それから、雇用の確保に寄与したい、税金をふやしたいというような思いがあったことも事実でございますし、そういった意味で、市当局としても多少言いづらい分はあったと思うんですけども、それでも、まじめに交渉してきたつもりでございます。

その買い取り時の価格を考慮して双方話し合うということがどうしてできなかったのかと申しますと、相手方が主張するのは、いわゆるお金、土地を買うための融資を金融機関に申し込んだときに、金融機関側が土地の評価をなされたというか、あるいは、そこが融資額なのか、ちょっと不明なんですけども、その価格を主張されたと。

市としては、あそこの土地の不動産の価格というのは全く下がっていないというふうに捉えております。それは、不動産鑑定を實際入れて、7万円ちょっと超えているぐらいの不動産鑑定をいただいておりますので、私どもの主張に問題はないということと、それから、実際に5年から6年前に共同店舗さんが三者との売買、購入をされたときも、そのときも7万円という価格で購入されています。

ですから、そのときまでは確実に下がっていなかったということでございますから、ここ五、六年間の間に、そういう急激にあそこの不動産価格が下がったといえるような状況ではないだろうというふうにおもっているところでございます。

そして、金融機関が融資される額がこれだけしかないという主張をされるんですけども、それに対しては、足りない分は自己資金を充てたらどうですかというのが市のほうの主張でございます。というのは、10年間にわたって貸付料を、先ほど企画課長が説明した中で1年間に2,000万円近く、その額も入っているだろうと、

それを足せば十分だろうというこちらの言い分もございます。

最近の売買実例も、10万円でそういった売買実例があったというふうな、不確実な情報ではございますけれども、そういうことも聞いておりますし、どうしても市のほうの主張が通らないとは私どもは思っておりませんが、それでも相手方との価格の隔たりはあるということで、話し合いが法廷の場にまで持ち越されたというようなことでございますので、その点について御理解を賜りたいと思っております。

**○川尻達志議員** 今の説明、全くそのとおりです。

ただ、この共同店舗については、最初、構成したメンバーが仲たがいかなんかでどんどん減ってきたという事実もあるわけです。そういったときに、なぜしっかりと調査ちゅうのを全然していない。内紛があったということは組織がたがたになっていく。これは人のことだというふうに放っておいてきたのか。

私、実態はよく知らないけど、小耳にはさんだ話を。現在残っている方のお一人の体調が非常に悪いというようなことも聞いている。

そうしたときに、副市長は私どもの主張が正しいとおっしゃっているけれども、本当に解消できるのか。もしできないときには大変なことになってくる。私が心配しているのはそこなんです。

皆さん方がおっしゃること、全くそのとおりです。ただし、損失を被ったときにはということまで覚悟を決めていただかないと。このことについて、前も何人かの議員が指摘をしているはず。内紛があったにもかかわらず。

例えば、北方議員がおっしゃったけれども、あの共同店舗は、ほかの3店舗と20年の契約を結んでおったけれども、ここいらの確認も向こうにしていらないんでしょう。本当に20年なの、

おかしいだろうがって。ということは、何もしていないちゅうことなの。この契約があるから、それを盾にとって、あえてくさいものにふたをしてきたらこういうことになったんだろうと私は思う。

企画課長、北方議員もおっしゃったけれども、どのことについて、どういう答弁をしたかな。共同店舗側が向こうと20年の契約を結んでいる。(発言する者あり)

だから、もしそれが事実とするならば、なぜ確認をしなかったの、なぜきょう答えられなかったのという話。そうしないと、それが事実だとするならば、他の3店舗に迷惑がかかる。あの3店舗は、垂水にはなければならぬ商業施設なんです。ここいらまで考えが及ばなかったのかと。もしそれが事実だとするならば、非常に残念、無責任極まりないということを申し上げますがどうですか。

**○企画政策課長(角野 毅)** 川尻議員の御質問でございますけれども、土地購入に関する懸念というものにつきましては、市長からも御指摘がございました。我々としても、早い段階でそこに対する不安というものは持っておりましたので、先ほども申しましたけれども、定期的な経営状況の確認、借入れ計画の確認を行ってきたと述べましたけれども、共同店舗さん側の毎年の収支でございますとか、決算書につきましては、毎年確認をして経営状況の把握はいたしております。

そして、その上で、平成27年度に入ってから、毎月のように垂水共同店舗、あかつかささんということになりますけれども、来ていただいて、借入れの状況、融資手続きの状況等について確認を行い、我々としても、金融機関からの融資に問題はないという回答をいただきながら整理を進めてきておりました。

ただし、先ほど言われました20年の確認もしていないということでございましたけれども、

我々としては、契約書の確認ということは、金額の確認はさせていただいておりますけれども、20年の確認というのは、20年の契約があったかということの事実関係は我々は把握しておりませんでしたし、きょう初めてこの場で発言をされたわけですが、事実関係をまず把握する必要はあるかもしれませんが、我々としては、土地開発公社と共同店舗さんとの取り決めの間では、その契約というのはほとんど意味のないことですので整理をしていきたい。

また、出店をいただいております3店舗につきましては、今回の案件が発生した時点で3店舗を訪問いたしまして、状況の説明を行い、各3店舗には御迷惑のかからない方向で調整を進めていることをお伝えして、各店舗からは御理解をいただいているというふうに確認しております。（発言する者あり）

**○川尻達志議員** 今、課長がおっしゃったこと、そのとおりにしなきゃだめなの。当たり前のこと。3店舗に迷惑がかかるようなことはしてはいけない。

私が聞きたいのは、そういうことまで知らずに、調査もせずに、多分、北方さんも外から聞こえてきている。ここいらが非常に脇が甘いということを申し上げてる。

もし、それが二重になって、あなたが知らないうちにされていたとするならば、これは裁判の大きな争点にも多分なる。虚偽ちゅうのかな。法的な言葉はわからないけれども、確かにこれは店舗側にも不備があるわけだから、ここいらも争点にしなきゃいけないのかなという。そういったことをあなたたちが知らずに、果たして本当に法廷闘争ができるのかちゅう話です。

厳しい言い方をするけども、手詰まり感があって、私もこういう質問をするのはむなしもん。何でかという、最終的に垂水市が損失を被るといけない、その責任はどこにあるかとい

うことを問いたいわけだ。

とりあえず、これについてはしっかりと対応していただかなければならない。声を大きくして言うておきます。このことについて、市長はどういう覚悟で臨まれるか。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、担当課長が申し上げたとおりですけれども、我々としては、やるべきことをしっかりとやっていくということでもありますから、そのときでいろんな状況が出てまいりますから、その時々しっかりと対応していくということしか申し上げられない。

**○川尻達志議員** 見えなかったけどな。終わります。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。次は、3時15分から再開いたします。

午後3時4分休憩

午後3時15分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで水道課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

**○水道課長（北迫一信）** 先ほど川尻議員に回答いたしました。石線管の件ですが、本町のほうは上下終了しております、ローソンの下のほうが残があるちゅうことで、そこは試し掘りして最終的にすることです。（「石線管か」と呼ぶ者あり）ある可能性があるもんですから、そこも試し掘りして、調査すること。あるかもしれないちゅうことです。（発言する者あり）

**○議長（池之上誠）** それでは、6番、堀添國尚議員の質問を許可いたします。

[堀添國尚議員登壇]

**○堀添國尚議員** きのうから当議会には真剣な議論が続いております。私が最後になりました。長くても1時間ですので、執行部の皆様も議員の皆様もよろしく願いいたします。

梅雨もこれから本格的な時期になりました。子供たちには待ちに待ったうれしい楽しい夏休みが来ます。夏祭りも各地域で始まることだと思います。お盆も来ます。ふるさとへ帰って来られる人も多くなります。そうしているうちに台風シーズン、運動会、実りの秋と続きます。その時期時期に取り組まなくてはならない仕事は、皆さんわかっておられることだと思っています。早目早目に手を打って問題が起こらないよう、配慮をお願いしておきます。

さて、去る5月30日、私は友人と二人で、大分市と熊本に行きました。大分市には、垂水市の農業に大きな問題となっている猿を高崎山みたいに猿ヶ城に餌づけできないだろうか。それができたら農業と観光に大きな希望となるのではと思って行きました。大分市役所で係の説明を受けて、問題もあって、いいことばかりではないことはわかりましたが、垂水の猿を何とかできないか。今度は、現地の管理人の話聞きに、再度勉強に行ってみたいと思っています。

熊本には、熊本地震の実態を一通りでもいいから、自分の目で見たくて、大分市役所で猿についての話を聞いてから、湯布院を経由して熊本に入りました。地震の被害は広範囲にわたっていて、特に、益城町に近づくにつれ、被害が深刻であることが自分の目で確認できました。心も形も復旧するには、相当な年月がかかるのだろうと思いました。

垂水市でも熊本に心を寄せる体制を取っておられますが、息の長い支援が必要と思っています。市長は自分の町のことも考えなくてはならず、大変御苦労さまでありますが、私たちの町も何回となく災害を経験し、多くの支援をもらい、力強く思えたこともありましたので、被災者の気持ちに寄り添い、できる限りの支援をお願いしたいと思います。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました案件に

ついて質問いたします。御答弁をよろしく願いいたします。質問は3点あります。

まず1点目が、奨学金貸与制度の改善についてであります。貸与金額についてであります。長年据え置かれているようですが、隣接市町の実態や、現在、高校・大学の授業料の変化など、対応したほうがよいのでは。社会情勢を考え、貸与金額、返済期間について改善は考えられないか。また、一括返済者などへの貸与制度の趣旨を損なわないような特典は考えられないか。

2点目ですが、旧田中茂穂邸についてであります。寄附受け入れ時の状況と、今後の管理と利活用について、丁寧な説明を願います。

3点目ですが、旧国鉄大隅線について。避難道として管理を考える必要はないか。

これで1回目の質問を終わります。

○学校教育課長（下江嘉誉） 堀添議員の奨学金制度に関する御質問にお答えいたします。

本市の奨学金の貸与金額につきましては、御存じのことと思いますが、現在、高校が月額1万円、大学等が2万5,000円でございます。奨学金制度を持つ県内市町村の状況につきましては、高校が9,000円から2万円の範囲で、平均月額約1万3,000円でございます。また、大学等につきましては、1万円から5万円の範囲で、平均約3万2,000円でございます。

本市における貸与月額が県内市町村の平均月額より少なくなっておりますが、現在の貸与額に改定いたしました平成4年度以降、増額等の見直しを20年以上行っていないことから、今後は奨学資金貸付基金残高の状況を十分に勘案しながら、貸与額の増額について検討してまいりたいと考えております。

次に、奨学金の返還につきましては、無利子とし、卒業後1年経過してから貸与期間の2倍に相当する期間において、均等に割って月々返還することとなっております。高校では貸与月額1万円に対して、毎月の返還額は5,000円となっ

ております。また、大学等につきましては、貸与月額2万5,000円に対して、毎月の返還額は1万2,500円となり、返還月額は貸与月額の半分としており、配慮しているところでございます。

次に、返還月額や返還期間の弾力的な取り扱いにつきましては、現在、卒業後1年間は返還を猶予し、2年目から貸与期間の2倍の期間としておりますが、返還期間を長くすることにつきましては、事務手続の問題や、返還義務の自覚の希薄化による未納問題等につながることも懸念されるところでございます。

一方、一括返還者等への特典につきましては、行っていないところでございます。この制度が貸付基金を原資として実施しておりますことから、一括返還者等への特典は、貸付基金の残高が減少することにならないように十分に留意する必要があります。

今後、本市の奨学金制度の趣旨を十分に尊重しながら、返済月額との関係から、返還期間の弾力的な取り扱いや一括返還者への優遇措置の可能性につきましては、課題意識を持ちながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 堀添議員御質問の2番目、旧田中茂穂邸についてのうち、受け入れ時の状況についてを御説明申し上げます。

経緯を申し上げますと、平成21年4月、田中氏が垂水市に所有する全ての土地・建物を寄付したい旨の申し出が田中氏の御子孫からあり、同年8月には寄附採納を決定し、以来、市の普通財産として管理してきたものでございます。

なお、寄附採納された物件中、田神2266番中馬場の旧田中邸の土地・建物の活用につきましては、福祉目的に利用してほしいという寄附者の願いがありましたことから、その願いに沿うべく、平成22年度から平成23年度の水迫市長時代に、垂水市在宅療養支援診療所の整備を検

討した際に、その設置場所として想定した経緯がございます。しかしながら、このときには、肝属郡医師会との協議を幾度も重ねましたが、圏域を損なうおそれがあるとの強い懸念を示されたため、具体的な取り組みまでに至りませんでした。

その後、平成25年度に子育て支援センターの規模拡大を検討した際には、田中邸の建物利活用を含めて検討をいたしました。明治40年に建てられた建物のため、傷みが激しく、耐震基準を満たしていないなど、利用者に危険を及ぼすおそれがあり、その改修には多額の費用を要すると判断されたことから、旧田中邸の建物利用を諦め、図書館横のキララメッセを利用して、現在の子育て支援センターとして整備したところです。

さらに同年、地域包括ケア体制整備町内検討委員会において、地域包括ケアセンター設置構想として、旧田中邸を含む5案を提示し、協議いたしました。医療との連携を考えると、垂水中央病院周辺への設置が望ましいとの結論となり、旧田中邸案は選択肢から除外されたところでございまして、現在はコスモス苑を改修する形で整備計画を進めているところでございます。

以上が旧田中邸の活用に係るこれまでの経緯でございます。

以上です。

**○財政課長（野妻正美）** 旧田中邸の今後の管理と利活用についてお答えいたします。

寄附当初からの計画にかかわる状況については、保健課長が答弁したとおりです。当時の保健福祉課の話が白紙になった平成26年3月以降は、市としても具体的な計画がなかったため、そのほかの普通財産と同様に、有効活用を検討しながら、財政課が維持管理を行ってきました。

この寄附につきましては、当初から寄附者の福祉目的で活用してほしいとの願いがありま

した。しかしながら、当時の寄附にかかわる書面を見ますと、条件付きの寄附または贈与でない旨の記載がなされております。保健福祉課の計画が白紙になったことを受けまして、財政課では、ほかの私有財産と同じく、有効活用を図りたいとの考えのもと、随時状況を寄附者の方へ誠意をもって報告してきましたが、寄附者様の当初の福祉目的で活用してほしいとの思いは、とても強いものがございました。そのため、寄附はいただいたものの、普通財産としての利活用が制限され、維持・管理だけが残り、苦慮しておりました。

先般、土地について、隣接している垂水カトリック幼稚園から、保護者の送迎等で交通に危険を伴うことや、イベント時の利用のため、旧田中邸を駐車場用地としての借用の願いが出されました。これにつきまして、本年4月に市長と寄附者との協議の上、子育て支援の一環として寄附者に了承を得て、平成29年3月31日までの貸借を条件として許可をしたところです。

なお、貸借期間終了後は、寄附当時の目的をなさなくなったため、寄附者へ返還することで双方合意に至ったところです。返還後の利用につきましては、御自身のお考えがあるようですので、垂水市の福祉向上の活用としてのあり方や方向性を市と寄附者双方で協議していくこととなっております。

以上でございます。

**○農林課長（川畑千歳）** 堀添議員の質問にお答えします。

旧国鉄大隅線の鉄道跡地は、農道として農林課が維持管理しております。その一部は林道海潟麓線として、県代行業で整備が進められており、森林の整備はもとより、災害時の回路としても重要な路線でありますことから、予算の確保に努め、事業の推進を図っていただくよう鹿児島県に対して要望しているところでございます。

議員御質問の避難道として管理を考える必要は、とのことにつきましては、海に近い農道の陸橋部分を平面交差にするのは危険であるという御趣旨だと思いますけれども、現行林道計画のまま避難道としての機能を優先して、立体交差で整備するのか、あるいは平面交差として利便性を向上させるのか、地元振興会の意向も聞きながら事業主体である鹿児島県と協議する必要があると考えます。

以上です。

**○堀添國尚議員** 奨学金の貸与制度については、今、お答えをいただいたんですが、金額のことがありましたが、この金額については、いづろからどのぐらいというようなふうに、今は平均のお話があったわけですけど、どういうふうに取り組みされるのか、そこら辺りと、この2と3については、ちょっと先生のおっしゃったとおり、やりにくい面もあるかなと思いますので、今後の課題として、また研究をしてみてください。

それから、旧田中邸ですが、大体わかりました。寄附者の意向が伝わらないということで、返還という結果になったようですが、ちょっと惜しいなあという気持ちはいたします。ただ、今、財政課長のお話の中で、維持管理をしてきたというふうに答弁なさったと思うんですが、あれは維持管理じゃなくて、ほったらかしじゃなかったかなと思っているんです。だって、朽ち果てているじゃないですか。維持管理ちゅう、私どもが聞くのは、ちゃんと修繕をしながらというふうに、家屋を原形にとどめておくという思いですが、今、言葉のあやかもしれないけど、それはちょっと違うんじゃないかと思います。

ただ、今の垂高の通りとか、中馬場通り、早馬通りという由緒のある通りで武家屋敷の門とか、そういうものが以前は随所に見られたけど、最近は近代的な家が建って、それがもうなくなっていく状況のある中で、田中邸のあの昔風の

家というのは、一つの垂水市の財産になるんじゃないかという思いもありましたので、このことを聞いてみました。

市長のほうと寄附者との間で話し合いがあって、そして返還ということになったという説明ですが、先ほども申しましたように、もったいないなあというふうに思うわけです。それについては、もう仕方のないことで、市長のほうでそういうお決めになったわけですから、そのことはそれで了解したいと、こういうふうに思います。それと、今後の利活用は、もう返還ということできなくなりましたから、もうそれでいいんじゃないかな。

この旧国鉄大隅線についてですが、課長は牛根の出身で、よく地形も御存じだと思います。きのうから、この11人の中に、1、2、3、4、5、6、7人の方が地震に対する災害や対応についての非常に真剣な提案もありました。そういう中から、やはり林道としてはもちろん、全体的にはいいんでしょうけど、鉄道線と国道と、その次は海という、近いところもあるわけですよ。そのようなところは、やっぱり平面交差にすると、いざというときに混雑が生じて、スムーズな避難が確保されないんじゃないかという思いがありましたので、この一般質問の中に出してみたんですが、そこらあたりを考えた場合、農林課は林道としての利用だけじゃなくて、先ほど来も総務課長も、この命、市民の生命と財産ということは、市の基本姿勢で最優先だというふうに私も思いますし、市長のほうでもそういうふうに決意をされている中で、あくまでも住民の要望があるから、そういうふうにするということは、余りに私は災害に対する考えが、市側のそういう信念というのがちょっと揺らぐんじゃないかなと思うわけです。だから、ここは私とこの一般質問について、やり取りをした中で、かみ合わないのが農林課だけでした。だから、そうであれば、その後に総務課長とか、

市長のそのことについて報告をされましたか。それからまず。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** 奨学金の貸与月額の見直しにつきましては、年度内にその金額のことにつきまして検討し、その上で結論を出して、できれば来年度からの貸与者に適用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○農林課長（川畑千歳）** 堀添議員の2回目の質問にお答えします。

市長に報告したかということでございますけれども、この件につきましては、市長に報告しております。その際、市長のほうでも現地も見たいということでございましたけれども、時間的に猶予がございましたので、現場写真等を添えて、平面交差にすればこういう状況になるということはお示しをしております。

ただ、私のほうは、どういう方向ですという、方向性はまだ全然出ておりませんので、現在、地元振興会のほうで利便性の向上ということから、署名の活動も取り組まれているという状況も聞いております。また、今回、堀添議員の一般質問で平面交差と立体交差の問題というのは提案がございまして、これまで考慮していない問題ではございました。そのようなことから、今後、関係課等とも協議をしながら、事業主体である県とも協議をしながらこの問題は考えていきたいと思っております。

以上です。

**○堀添國尚議員** 奨学資金ですが、できるだけ子供さんを持っていらっしゃる親御さんが喜ばれるように、対応をお願いします。奨学資金については以上でよろしいです。

農林課の、この国鉄大隅線の問題ですが、決して外さなければならないところも出てくると思います。もうコンクリートが剥げて、それはあした、あさってちゅうわけじゃないけど、やっぱり何年かしたら、このことは除去しなけれ

ばならない、その陸橋もあるというふうに私は思っています。

ただ、利便性を考えた場合に、今の道の駅のあそこ、林道としての起点というのは、課長、道の駅のあそこが起点になるんですか。であれば、そんな利便性については、利活用という面から言えば、そんな地域の方々が利活用にされるということには私は思えません。むしろ、まだそれをするのであれば、廣田邸のあの鉄橋を外したほうがもっと利活用にはつながります。そして、その辺田のほうもいろいろあるんですけど、麓地区の場合は、一番、鉄道の次が海側に向かって国道220号、その次はもう海です。

きのうからいろんな地震に対する津波のこととか、お話がありますよね。それを考えたときには、できるだけ平面交差は避けたほうがいい。やっぱり先ほども言うたように、市が住民からの要望があるからって、何でもかんでもそうですよ、言いなりになってはだめだと。これはこういう理由でだめなんだということは、しっかり伝えるべきだと思うし、そのことによって逆に信頼が湧く。だから、今後、市長のほうでも現地を見ながらというふうにお話がありましたので。

また、私が質問通告をしたのは最後の日だったんですよね。最後の日の11時前後だったと思うんですが、時間がなかったわけじゃない。市長のほうは、大きく公務があるわけだから、それにかわる人もいると思うんだけど、そういうことで、何かそういう危機に対してのが、ちょっとゆっくりしているなというような気がします。

市長が現地を見ながら判断されるということですので、そこらあたりはまた、一番の責任者ですから、任せて、本当、我々この地域住民が安全性ということ、その利便性よりも最優先にするべきということに思いますので、そこら

あたりを勘案した上で、市長のほうに決断は委任せたいと、こういうふうに思います。よろしくお願ひいたします。そこらあたりを市長。

**○市長（尾脇雅弥）** 今回、堀添議員が質問されるということで、常日ごろ通ってはいますし、認識はしてはいるところなんですけど、そのような平面交差の計画があるっていうことは、この間の農林課長のほうで説明を受けて、初めて知ったところでございます。今、写真では確認をしたんですけども、なかなか現地を確認する今のところ時間がありませんでしたので、考え方としては、地震の問題がもうずっと出てますし、桜島もいろいろ津波の問題とか、いろんなこともありますから、利便性ということも日常生活においては大事なことなんですけれども、安心・安全というのは、さらに優先すべき課題でありますので、その視点を大事にしながら、現地を見て、いろいろまた要望等があれば検討して判断をしていきたいというふうに思っております。

**○農林課長（川畑千歳）** 林道の起点等についての質問がございましたので、お答えしていきたいと思っております。

起点につきましては、海潟の鉄道跡地を起点としまして、道の駅たるみずの近くの大迫川のところが終点になっております。それと、立体交差のところを平面交差にしたところが牛根麓で2カ所ございます。居世神社の東側のところ、それと集落内に1カ所ございます。その時々々の要望、また状況によって対応してきたところでございます。

今回の件につきましても、先ほど申し上げましたとおり、関係課と協議をしながら、安心・安全・利便性、全てを検討しながら今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○堀添國尚議員** 課長、今ですね、居世神社の上の陸橋が平面交差になっていますよね。あそ

こは、地域の人があれを下げるとき、ものすごい怒って、工事が中断になった経緯があるの。山からの土石流が流れ込むということで。その前に、牛根麓は土石流がああ鉄道の橋に木がひっかかって、そして、居世神社の道の駅のほうに流れ込んで、プールになったの。ほいで決壊して、村下さんとか、そのときに脇鉄筋工業とか、麓の中でも榊商店の次の家が7軒か8軒流されたの。で、その後にあそこを削り取ろうとしたもんだから、その被災を受けられた方が怒って、まだ、削るのが、本来ならば、まだなだらかにずっと削るところが、中断された経緯で今の現状があるの。

だから、先ほど来言うように、あそこは、鉄道は、そういう通るだけじゃなくて、あそのほうはいいですよ、田んぼがいろいろあって、農耕に利用されているから。だから、市長、国道とほとんど海に近い所と鉄道が通っているところでは、利便性のことのほうも担当課に調査をするなどして、決断をしていただけたらと、こういうふうに思います。

ここらあたりを、課長、林道のことばかりじゃないですよ。やはり地域地域にそういう問題っていうのが潜んでいるわけだから、そういうところも自分たちが決断するときの材料にしながら取り組んでいただいたらいいんじゃないかと、このように思います。

これで質問は終わろうと思いますが、きのうから11人の方がいろんな意見を言われて、私も本当いろいろ考えるところがありました。そして、この質問を通じて、垂水に大きな問題が見えてきた。それは、南の拠点であり、そして、この熊本地震からこの市役所の本庁舎の建てかえ、この問題。そして、徳洲会が垂水から引き揚げるといふこの問題。市長にとっては非常にこれは大きな問題です。特に、この徳洲会の問題は市民もびっくりするでしょう。ですので、優秀な課長さん方がいっぱいいらっしゃいます

ので、課長と一丸となって、課長の皆さまは市長を支えながら、特に副市長、副市長は市長を支えながら、この問題に取り組んでいただきませうようにお願いしながら質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（池之上誠） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池之上誠） 明16日から6月23日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は6月24日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれにて散会いたします。

午後3時50分散会

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 8 年 6 月 2 4 日

本会議第4号(6月24日)(金曜)

出席議員 13名

1番	村山芳秀	9番	池山節夫
2番	梅木勇	10番	北方貞明
3番	堀内貴志	11番	森正勝
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
8番	持留良一		

欠席議員 1名

7番 池之上 誠

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	田之上 康
副市長	岩元 明	農林課長	
総務課長		併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	川畑千歳
企画政策課長	角野 毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	高田 総
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	北迫一信
併任		会計課長	堀内昭人
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	長濱重光
事務局長	森山博之	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇恵寿

平成28年6月24日午前10時開議

○副議長（北方貞明） 皆さんおはようございます。池之上誠議長が病気療養のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

定刻、定数に足しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△議案第38号～議案第42号、請願第1号、陳情第2号・陳情第3号一括上程

○副議長（北方貞明） 日程第1、議案第38号から日程第5、議案第42号までの議案5件、日程6、請願第1号の請願1件、日程第7、陳情第2号及び日程第8、陳情第3号の陳情2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第38号 野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第39号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第40号 平成28年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案

議案第41号 平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第42号 平成28年度垂水市一般会計補正予算（第3号）

請願第1号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを止めることを求める意見書の採択について

陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書

陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫

負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○副議長（北方貞明） ここで各常任委員長の審査報告を求めます。

[産業厚生委員長川越信男議員登壇]

○産業厚生委員長（川越信男） おはようございます。去る6月3日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、6月17日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、午前中に深港地区の深港川河川災害復旧工事状況、冷蔵庫団地近くの市道桜島口牛根麓線、道路市外復旧工事完成状況、城山団地入り口の城山団地2号線のり面改良工事完成状況、コスモス苑の地域包括ケアセンター工事予定地の現地視察を実施し、終了後、付託案件の審査を行いました。

それでは、付託案件についてその審査結果を報告します。

最初に、議案第40号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを止めることを求める意見書の採択については、第1回定例会中の委員会において、子ども医療費無料化に係る国民健康保険財政調整交付金削減ペナルティ等については、国の動向を見守るということから、継続審査となっておりますが、少子化の中で、子育ての環境を整えることも必要で、人口減少が国力の低下につながる意見があったことから今回、採択することとし、意見書を提出することに決定いたしました。

次に、陳情第2号精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書については、肢体不自由者や知的障がい者には運賃割引

が認められ、精神障がい者には運賃割引が認められていないことは、差別になるのではないかと意見があり、採択することとし、陳情書を提出することに決定しました。

以上で報告を終わります。

[総務文教委員長堀内貴志議員登壇]

**○総務文教委員長（堀内貴志）** おはようございます。

去る6月3日の本会議において総務文教委員会に付託となりました各案件について、6月20日に委員会を開き、負担案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、午前中に国道拡幅に伴う牛根分遣所移転補償工事、松ヶ崎小学校の外壁改修工事、水之上小学校体育館新築工事の現地視察を実施し、終了後に付託案件の審査をいたしました。

特に水之上の体育館の屋上については、津波等発生時の避難所としてもすばらしい施設が完成をいたしました。今後、緊急のときの避難所として、地域住民が利用できるように周知徹底を図るように要望をしたところでもあります。

最初に、議案第38号野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について及び議案第39号内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定についてにつきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目及び歳入全般につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目及び歳入全般につきましては、原案のとおり可決されました。

陳情第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかる

ための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について、これにつきましては、複式学級の解消に向け、講ずべき処置や対応を巡って委員会にさまざまな意見があったことから、挙手による採決を行い、趣旨採択とすることで決定しました。

以上で、報告を終わります。

**○副議長（北方貞明）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（北方貞明）** なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（北方貞明）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第38号から議案第42号までの議案5件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（北方貞明）** 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第42号までの議案5件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願をお諮りいたします。

請願第1号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（北方貞明）** 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第2号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（北方貞明）** 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号を採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号をお諮りいたします。陳情第3号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号を趣旨採択とすることに決定いたしました。

△意見書案第3号・意見書案第4号一括上程

○副議長（北方貞明） 日程第9、意見書案第3号及び日程第10、意見書案第4号を一括議題といたします。

案文は配付しておりますので、朗読を省略いたします。

---

意見書案第3号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを止めることを求める意見書 案  
意見書案第4号 精神障害者の交通運賃に関する意見書 案

---

○副議長（北方貞明） お諮りいたします。ただいまの意見書案には、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、いずれもそのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。まず、意見書案第3号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

△議案第43号・議案第44号一括上程

○副議長（北方貞明） 日程第11、議案第43号及び日程第12、議案第44号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第43号 平成27年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
議案第44号 平成27年度垂水市病院事業会計決算の認定について

---

○副議長（北方貞明） 両決算委員には6名の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、両決算については、6人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置された公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川尻達志議員、篠原静則議員、北方貞明議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、村山芳秀議員、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名された6人を公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議された案件は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。  
よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○副議長（北方貞明） これをもちまして、平成28年第2回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員